

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年4月26日

【計算期間】 第4期（自 平成29年11月1日 至 平成30年10月31日）

【ファンド名】 GIMケイマン・トラスト -
オルタナティブ・インベストメント・ストラテジーズ・ファンド
（GIM Cayman Trust II -
Alternative Investment Strategies Fund）

【発行者名】 JPMAMジャパン・ケイマン・ファンド・リミテッド
（JPMAM Japan Cayman Fund Limited）

【代表者の役職氏名】 取締役 ディビッド・ツェー

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1 - 1104、グランド・ケイマン、
ウグランド・ハウス、私書箱309、
メイプルズ・コーポレート・サービスズ・リミテッド気付
（C/O Maples Corporate Services Limited,
PO Box 309, Ugland House,
Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
同 廣 本 文 晴

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
同 廣 本 文 晴

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03（6212）8316

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

【提出書類】 募集事項等記載書面

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年4月26日

【発行者名】 JPMAMジャパン・ケイマン・ファンド・リミテッド
(JPMAM Japan Cayman Fund Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 ディビッド・ツェー

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
同 廣 本 文 晴

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
GIMケイマン・トラスト -
オルタナティブ・インベストメント・ストラテジーズ・ファンド
(GIM Cayman Trust II -
Alternative Investment Strategies Fund)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
円ヘッジありクラスA受益証券：5,000億円を上限とします。
円ヘッジありクラスB受益証券：5,000億円を上限とします。
円ヘッジなしクラスA受益証券：5,000億円を上限とします。
円ヘッジなしクラスB受益証券：5,000億円を上限とします。
(注)円ヘッジありクラスA受益証券、円ヘッジありクラスB受益証券、円ヘッジなしクラスA受益
証券および円ヘッジなしクラスB受益証券は円建てとします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

(注1) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条第12項の規定により、募集事項等記載書面を有価証券報告書と併せて提出することにより、有価証券届出書を提出したものとみなされます。

(注2) 円ヘッジありクラスA受益証券、円ヘッジありクラスB受益証券、円ヘッジなしクラスA受益証券および円ヘッジなしクラスB受益証券は円建てとします（この意味における円を、以下「表示通貨」といいます。）。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合には、四捨五入しております。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合には四捨五入しております。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(注4) 本書の中で計算期間（以下「会計年度」ともいいます。）とは、11月1日に始まり翌年10月31日に終わる1年を指します。ただし、第1会計年度は2015年3月27日（ファンドの運用開始日）に始まり2015年10月31日に終了した期間を指します。

【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

GIMケイマン・トラスト - オルタナティブ・インベストメント・ストラテジーズ・ファンド

(GIM Cayman Trust II - Alternative Investment Strategies Fund)

（注１）オルタナティブ・インベストメント・ストラテジーズ・ファンド（以下「**ファンド**」といいます。）は、アンブレラ・ファンドであるGIMケイマン・トラスト（以下「**トラスト**」といいます。）のシリーズ・トラストです。なお、アンブレラとは、一定の条件の下に１つ以上の投資信託（シリーズ・トラスト）を設定できる仕組みです。本書の日付現在、トラストは、ファンドのみにより構成されています。シリーズ・トラストは、一つまたは複数のクラスで構成されます。

（注２）日本において、ファンドの名称について「GIMケイマン・トラスト」を省略することがあります。

（注３）ファンドの愛称として、「マルチ・マネージャー・オルタナティブ戦略ファンド」を単独でまたはファンドの名称に併記して使用することがあります。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

ファンドの円ヘッジありクラスA受益証券、円ヘッジありクラスB受益証券、円ヘッジなしクラスA受益証券および円ヘッジなしクラスB受益証券（以下、個別にまたは総称して「**受益証券**」といいます。また、以下、円ヘッジありクラスA受益証券および円ヘッジなしクラスA受益証券を個別にまたは総称して「**クラスA受益証券**」と、円ヘッジありクラスB受益証券および円ヘッジなしクラスB受益証券を個別にまたは総称して「**クラスB受益証券**」ということがあります。）について本書により募集が行われます。

受益証券は、記名式無額面受益証券であり、追加型です。

JPMAMジャパン・ケイマン・ファンド・リミテッド（JPMAM Japan Cayman Fund Limited）（以下「**管理会社**」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

円ヘッジありクラスA受益証券：5,000億円を上限とします。

円ヘッジありクラスB受益証券：5,000億円を上限とします。

円ヘッジなしクラスA受益証券：5,000億円を上限とします。

円ヘッジなしクラスB受益証券：5,000億円を上限とします。

（注１）受益証券は円建てとします（この意味における円を、以下「**表示通貨**」といいます。）。

（注２）本書の中で金額および比率を表示する場合には、四捨五入しております。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合には四捨五入しております。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（４）【発行（売出）価格】

買付日における受益証券１口当たり純資産価格

（注１）受益証券１口当たりの購入価格については、後記「（８）申込取扱場所」にお問い合わせください。通常、買付日（日本においてご購入の申込みを受け付けた日の翌ファンド営業日）の日本における翌営業日に公表されます。

（注２）「買付日」とは、ファンド営業日および／または受託会社の決定するその他の日をいいます。

（注３）「ファンド営業日」とは、ルクセンブルクの銀行営業日であり、かつニューヨーク証券取引所および東京証券取引所の営業日（土曜日、日曜日および12月24日ならびに／または受託会社が決定するその他の日（投資先ファンドの評価日ではない日を含みますが、これに限られません。）を除きます。）をいいます。

(5) 【申込手数料】

クラスA 受益証券について、以下の申込手数料が課されます。

申込口数	申込手数料
5 億口以上10億口未満	0.81%（税抜0.75%）
10億口以上	0.54%（税抜0.50%）

クラスB 受益証券について、購入時の申込手数料は課されません。

（注）管理会社は、購入金額の4.0%相当額を販売会社（以下に定義されます。）に対して支払います。

ただし、受益証券の購入後の保有期間が10年未満の場合は、保有期間に応じて、以下の料率により購入価格の4.0%～0.4%の条件付後払申込手数料（CDSC）（以下「**条件付後払申込手数料**」ということがあります。）がかかります。本書の日付現在、日本の消費税および地方消費税（以下「**日本の消費税**」と総称します。）は、条件付後払申込手数料（CDSC）に対して課せられません。

受益証券の購入後の経過年数（ ）	条件付後払申込手数料（CDSC）
1 年未満	4.0%
1 年以上 2 年未満	3.6%
2 年以上 3 年未満	3.2%
3 年以上 4 年未満	2.8%
4 年以上 5 年未満	2.4%
5 年以上 6 年未満	2.0%
6 年以上 7 年未満	1.6%
7 年以上 8 年未満	1.2%
8 年以上 9 年未満	0.8%
9 年以上10年未満	0.4%
10年以上	なし

（ ） 上記の「受益証券の購入後の経過年数」とは、当該受益証券に関する、ご購入に係る日本における約定日（同日を含みます。）からご換金に係る日本における約定日の前日（同日を含みます。）までの期間をいいます。

（注1） 投資者は、買戻価格から条件付後払申込手数料を差し引いた金額を買戻し時に受領します。条件付後払申込手数料は、10年未満の期間に買戻された受益証券の購入価格に料率を適用して決定されます。

（注2） 条件付後払申込手数料の金額は、最も低い条件付後払申込手数料率により計算されます。すなわち、投資者は、当該手数料の課せられないクラスB 受益証券を最初に買戻し、その次に長く保有する受益証券を次に買戻すものとみなされます。

（注3） クラスB 受益証券の受益証券1口当たり純資産価格が、購入価格よりも増額した場合、その増額分に条件付後払申込手数料が課せられることはありません。

（注4） 条件付後払申込手数料は、管理会社に対して支払われるものであり、買戻手続を行う販売会社を通じて精算されます。

申込手数料および条件付後払申込手数料の詳細は、販売会社にお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

円ヘッジありクラスA 受益証券：5 億口以上 1 万口単位

円ヘッジありクラスB 受益証券：50万口以上 1 万口単位

円ヘッジなしクラスA 受益証券：5 億口以上 1 万口単位

円ヘッジなしクラスB 受益証券：50万口以上 1 万口単位

(7) 【申込期間】

2019年5月1日（水曜日）から2020年4月30日（木曜日）まで

（注1） 販売会社は各買付日の前ファンド営業日の午後4時までにご購入の申込みを受け付けます。上記時刻以降の申込みは、日本における翌営業日の申込みとして取り扱われます。

（注2） お申込みは、販売会社の営業日に受け付けることができますが、販売会社による管理事務代行会社への発注はファンド営業日であつ販売会社の営業日である各日に行われます。

（注3） ファンドは、米国の居住者もしくは法人等、またはケイマン諸島の居住者もしくは法人等に該当しない適格投資家に限り、ご購入できます。適格投資家については、本書別紙「定義」『適格投資家』をご参照ください。

（注４）申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

S M B C 日興証券株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目３番１号

ホームページ・アドレス：<https://www.smbcnikko.co.jp/>

電話番号：03-5644-3111（受付時間：日本における営業日の８：４０～１７：１０）

（本書において「販売会社」または「日本における販売会社」といいます。）

（注）上記販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行います。

（９）【払込期日】

日本の投資者は、原則として、買付日（日本においてご購入の申込みを受け付けた日の翌ファンド営業日）の日本における翌営業日（日本における約定日）から起算して日本における４営業日目までに販売会社に申込金額および申込手数料（適用ある場合）を支払うものとします。

販売会社に支払われた申込金額の総額は、管理事務代行会社に、適用される買付日（同日を含みます。）から起算して５ファンド営業日目の日（以下「**払込日**」といいます。）までに円貨により支払われます。

（１０）【払込取扱場所】

S M B C 日興証券株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目３番１号

（１１）【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。

（１２）【その他】

（イ）申込証拠金はありません。

（ロ）引受等の概要

販売会社は、管理会社との間の日本における受益証券の販売および買戻しに関する受益証券販売・買戻契約に基づき、受益証券の販売および買戻しを行います。

管理会社は、S M B C 日興証券株式会社を受益証券に関する代行協会員に指定しています。

（注）代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、受益証券１口当たり純資産価格の公表を行い、また受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を販売会社に送付する等の業務を行う日本証券業協会の協会員をいいます。

（ハ）申込みの方法

受益証券の申込みを行う投資者は、販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売会社は、「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款（以下「**口座約款**」といいます。）を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。

申込金額および申込手数料（適用ある場合）は、円貨で支払うものとします。申込金総額は、各払込日までに、販売会社により管理事務代行会社に円貨で払い込まれます。

（ニ）日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

【有価証券報告書】

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

GIMケイマン・トラスト（以下「トラスト」といいます。）は、インタートラスト・エス・ピー・ヴィー（ケイマン）リミテッドを受託会社とし、JPMAMジャパン・ケイマン・ファンド・リミテッドを管理会社として、2015年1月27日付の信託証書（随時改正されます。）に従って構成された、ケイマン諸島のアンブレラ・トラストです。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2018年改訂）に従って適式に設立され、有効に存在し、かつ、信託業務を行う認可を受けている信託会社です。ファンドは、ケイマン諸島の信託法（2018年改訂）（以下「信託法」といいます。）に基づき免除トラストとして登録されており、ケイマン諸島の財務長官から免除証明書を受領済みです。

受託会社および管理会社は、トラストの複数のシリーズ・トラストを随時設立することができます。トラストの各シリーズ・トラストは、その資産および負債に関して個別かつ独立しています。各シリーズ・トラストは個別の信託であり、受託会社および管理会社によって締結される信託証書の追補として作成された個別の証書によって構成されます。

オルタナティブ・インベストメント・ストラテジーズ・ファンド（以下「ファンド」といいます。）は、トラストのシリーズ・トラストであり、受託会社および管理会社によって2015年1月27日付で締結された信託証書および補遺信託証書（随時改正されます。）（以下、総称して「信託証書」といいます。）に従って構成され、2015年1月28日に免除トラストとして登録されています。受託会社および管理会社はトラストの他のシリーズ・トラストを、それらの単独かつ絶対的な裁量において決定する異なる条件で募集することができます。受託会社および管理会社は、受益者決議またはシリーズ・トラスト決議による同意を得ることなく、他のシリーズ・トラストを設立することができます。

ファンド証券の取得により、各受益者は、信託証書の条件を承認し、全面的に受け入れ、かつ、信託証書の当事者と同様にその条件に拘束されることに同意します。受託会社は、トラストのファンド証券のすべての所有者または関連するシリーズ・トラストのファンド証券の所有者（該当する方）に対して書面で通知することで、受託会社と管理会社との合意によって、随時信託証書を修正することができます。受託会社または管理会社が、（ ）自己の意見において、当該修正が、トラストのファンド証券のその時点における既存の所有者または場合によって関連するシリーズ・トラストのファンド証券の所有者の利益を著しく害するものではなく、かつ、受託会社または管理会社をファンド証券の当該所有者に対する責任から免除するために作用するものではないこと、または（ ）自己の意見において、当該修正が、会計上、法律上もしくは公的な要件（法的拘束力を有するか否かを問いません。）に従うために必要であることを書面で証明する場合を除いて、当該修正は、当該修正を承認するための受益者決議またはシリーズ・トラスト決議（場合によります。）を要します。

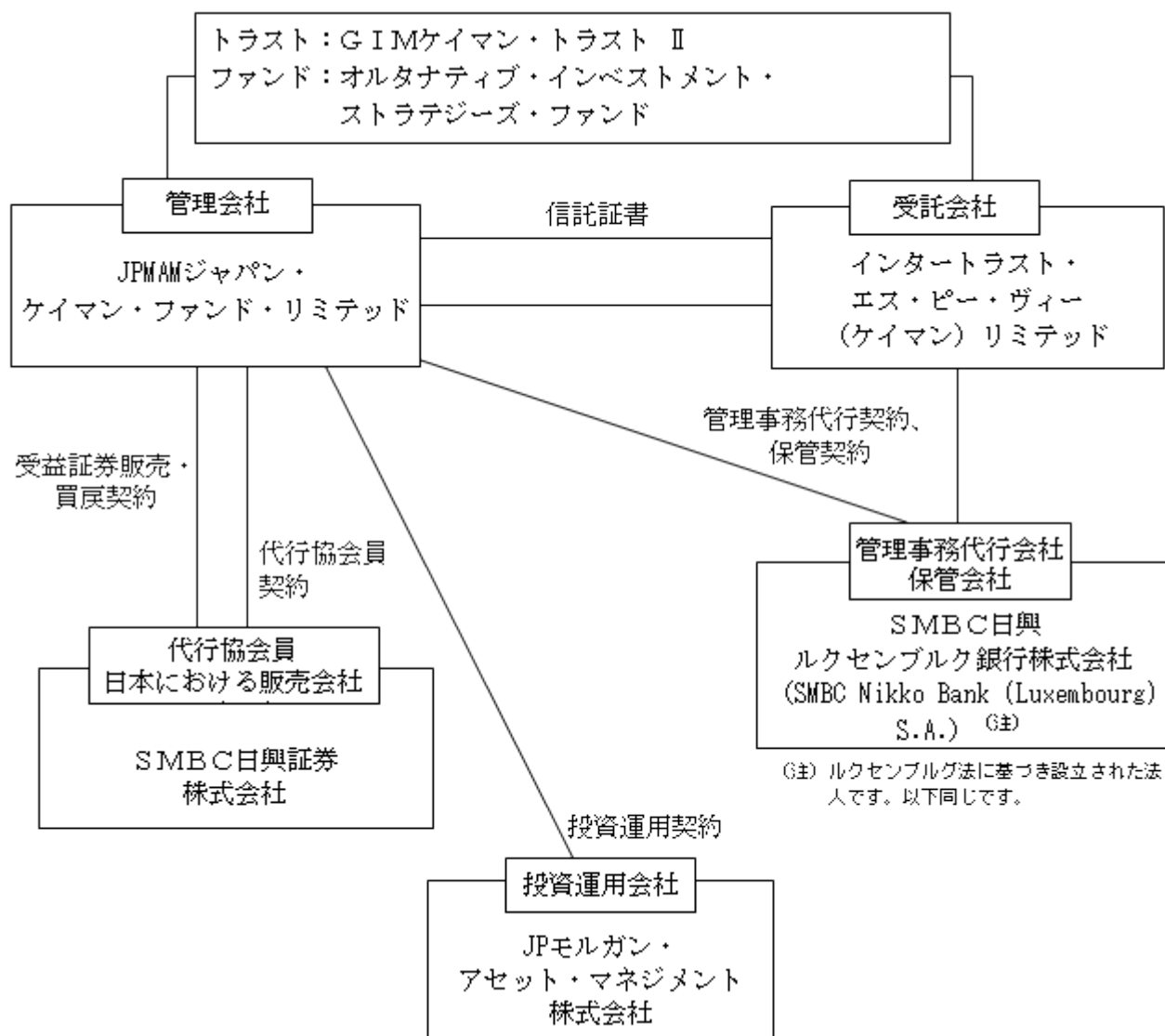
ファンドにおける信託金の限度額の定めはありません。

（２）【ファンドの沿革】

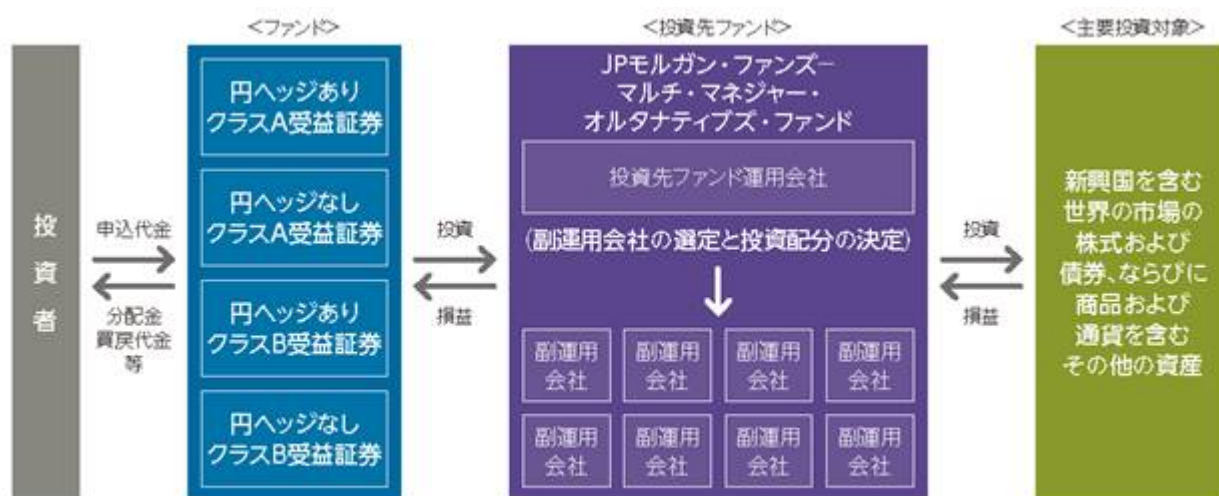
2011年10月7日	管理会社の設立
2015年1月27日	信託証券および補遺信託証券の締結
2015年3月16日	受益証券の日本における募集開始
2015年3月27日	運用開始（設定日）
2017年7月31日	ファンドの名称変更

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



ファンドの仕組み



(注) 副運用会社の数およびその配分は、投資環境や運用実績等に応じて見直されます。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
JPMAMジャパン・ケイマン・ファンド・リミテッド	管理会社	2015年1月27日付で信託証書および補遺信託証書を受託会社と締結。ファンド資産の運用、管理、受益証券の発行、買戻しならびにファンドの終了等について規定しています。
インタートラスト・エス・ピー・ヴィー（ケイマン）リミテッド	受託会社	2015年1月27日付で信託証書および補遺信託証書を管理会社と締結。上記に加え、ファンドの資産の受託会社としての業務について規定しています。
SMB C日興ルクセンブルク銀行株式会社	管理事務代行会社 保管会社	2015年2月23日付で管理会社および受託会社との間で管理事務代行契約（注1）を締結。ファンドの管理事務代行業務について規定しています。また、2015年2月23日付で管理会社および受託会社との間で保管契約（注2）を締結。ファンドに対する保管業務の提供について規定しています。
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	投資運用会社	2015年2月20日付で管理会社との間で、投資運用契約（注3）を締結。ファンド資産の投資に関する投資運用業務の提供について規定しています。
SMB C日興証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2015年2月25日付で管理会社との間で代行協会員契約（注4）を締結し、2015年2月25日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注5）を締結。日本における代行協会員業務および受益証券の販売・買戻しに関する業務についてそれぞれ規定しています。

（注1） 管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社が計算および評価ならびにその他の管理事務代行業務をファンドに提供することを約する契約です。

（注2） 保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約です。

（注3） 投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンド資産の投資に関する投資運用業務を提供することを約する契約です。

（注4） 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券1口当たり純資産価格の公表、受益証券に関する目論見書および決算報告書その他の書類の販売会社への送付等代行協会員業務を提供することを約する契約です。

（注5） 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

管理会社の概況

() 設立準拠法

管理会社は、ケイマン諸島において設立された有限責任の免除会社です。

() 事業の目的

管理会社の事業目的は、ケイマン諸島の法律に抵触しない範囲において、いかなる制約も受けません。

() 資本金の額

2019年2月末日現在の資本金の額は、350万円、払込資本の額は6,000万円であり、全額払込済です。定款およびケイマン諸島会社法（2018年改訂）に定める以外に、管理会社が発行する株式数の上限に関する制限はありません。

() 会社の沿革

2011年10月7日設立

() 大株主の状況

(2019年2月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング	3,500,000株	100%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

ファンドには、ケイマン諸島の信託法が適用されるほか、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2019年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）（以下「ミューチュアル・ファンド規則」といいます。）の規制も受けます。

準拠法の内容

(a) 信託法

ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国における信託法および信託に関する判例法のほとんどの部分を採用しています。さらに、ケイマン諸島の信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管者としてこれを保持します。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負います。その職務、義務および責任の詳細は、信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、また、免除信託として登録申請されます。その場合、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除きます。）受益者とし、旨宣言した受託会社の法定の宣誓書および信託証書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免除信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さない旨の保証を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合には、無期限に存続できます。

免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

(b) ミューチュアル・ファンド法

後記「(6) 監督官庁の概要」を参照のこと。

(c) 一般投資家向け投資信託（日本）規則

ミューチュアル・ファンド規則は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する新たな法的枠組みを定めたものです。

ミューチュアル・ファンド規則は、新たな一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）への投資信託免許の申請を義務づけています。かかる投資信託免許の交付には、CIMAが適当とみなす条件の適用があります。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド規則に従って事業を行わねばなりません。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、証券の純資産総額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件（証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況（もしあれば）を含みます。）、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務づけています。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託に対し、CIMAが承認した管理事務代行会社を任命し、維持することを義務づけています。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資家および管理事務代行会社以外の役務提供者に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければなりません。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができません。

また、管理事務代行会社は、投資家名簿の写しを通常の営業時間中に投資家が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、承認された法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければなりません。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は、当該変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家および保管会社以外の役務提供者に通知しなければなりません。「承認された法域」とは、犯罪収益に関する法律（2019年改訂）の下でケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止対策グループにより承認された法域をいいます。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、承認された法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければなりません。投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家および投資顧問会社以外の役務提供者に当該変更について通知しなければなりません。さらに、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前の承認を要します。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求されます。

一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家に配付しなければなりません。また、中間財務諸表については当該投資信託の英文目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すればよいものとされています。

（５）【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

（a）ケイマン諸島金融庁への開示

ファンドは英文目論見書を発行しなければなりません。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資しようとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなしうるために必要なその他の情報を記載し、またミューチュアル・ファンド規則の要求する情報を記載しなければなりません。英文目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程においてファンドに以下に掲げるいずれかの事由があると信ずべき理由があることを知ったときは、CIMAに報告する法的義務を負います。

- ・ 弁済期に義務を履行できないか、または履行できないことが見込まれること。
- ・ 投資者または債権者の利益を害する方法でその事業を遂行している、もしくは遂行することを意図し、または任意解散を行おうとしていること。
- ・ 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行している、または遂行することを意図していること。
- ・ 詐欺的または犯罪的な方法で事業を遂行している、または遂行しようと意図していること。
- ・ ミューチュアル・ファンド法もしくはそれに基づいて定められた規則、金融庁法（2018年改訂）、マネー・ロンダリング防止規則（2018年改訂）または免許の条件を遵守せずに、事業を遂行している、または遂行しようと意図していること。

ファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島事務所です。

（b）受益者に対する開示

ファンドの会計年度は毎年10月31日に終了します。第1会計年度は2015年10月31日までの期間とします。ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき、監査済決算書が作成され、原則として、各会計年度の末日から6か月以内に受益者に送付されます。未監査の決算書も作成され、原則として、各半期終了後から3か月以内に受益者に送付されます。

日本における開示

（a）監督官庁に対する開示

（ ）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。

管理会社は、ファンドの財務状況等を開示するために、ファンドの各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、ファンドの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ、財務省関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を、EDINET等において閲覧することができます。なお、代行協会員は、日本証券業協会に外国投資信託受益証券の選別基準に関する確認書を提出しています。

（ ）投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「**投信法**」といいます。）に従い、ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、遅滞なく金融庁長官に提出しなければなりません。

（b）日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は電磁的方法により代行協会のホームページにおいて提供されます。

（6）【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されています。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確実にするための監督権限および執行権限を有します。ミューチュアル・ファンド法に基づく規則により、法定の事項および監査済決算書を毎年CIMAに対して提出しなければなりません。

規制された投資信託であることから、CIMAはいつでも受託会社にファンドの決算書の監査を行い、これをCIMAが定める期限内に提出するよう指示することができます。かかる指示に従わない場合、受託会社に相当額の罰金が科される可能性があるほか、CIMAは裁判所にファンドの解散を請求することができます。

CIMAは、以下の場合には、一定の措置を講じることができます。

- ・規制された投資信託がその義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で事業を遂行している、もしくは遂行することを意図し、または任意解散を行おうとしている場合
- ・規制された投資信託（ファンドのように認可されたミューチュアル・ファンドの場合）がミューチュアル・ファンド法に反して、その認可の条件を遵守することなく事業を遂行している、もしくは遂行することを意図している場合
- ・規制された投資信託の監督および運営が適切な方法で行われていない場合
- ・規制された投資信託の管理者の地位を有する者が、当該地位に不適切な者である場合

CIMAの権限には、受託会社の交代を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、または、ファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限（その他の措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。）も行使することができます。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

投資目的、投資方針および投資ガイドライン

本書に記載される場合を除き、各クラスの受益証券には、同一の投資目的および投資戦略が適用されません。

ファンドは、その資産のすべてまたはほぼすべてを「JPモルガン・ファンズ・マルチ・マネジャー・オルタナティブズ・ファンド（以下「投資先ファンド」といいます。）のクラスX外国投資証券（米ドル建て）（以下「投資先ファンド投資証券」といいます。）に投資し、投資および取引活動はすべて投資先ファンドを通じて行われます。投資先ファンドは、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき公開有限責任会社（société anonyme）として設立され「変動資本を有する投資法人（Société d'Investissement à Capital Variable（SICAV）」）としての資格を有するオープン・エンド型の投資会社である「JPモルガン・ファンズのサブ・ファンド」です。したがって、ファンドは、投資先ファンドの「フィーダー・ファンド」です。本書において、反対の趣旨の記載がない限り、ファンドの投資活動についての言及は、ファンドが投資先ファンドへの投資を通じて経験する投資活動を意味します。

その他の投資ピークルまたは勘定が、その資産のすべて、ほぼすべてまたは一部を投資先ファンドに投資することがあります。かかる投資ピークルまたは勘定に適用される条件は、ファンドによる投資先ファンドへの投資条件とは異なる可能性があり、またこれよりも有利なものとなる可能性があります。他のフィーダー・ファンドによる投資先ファンドへの投資に関連するリスクについては、「３．投資リスク—その他のフィーダー・ファンド」に記載しています。

投資目的

ファンドの投資目的は、世界中の複数の適格な資産クラスに投資し、非伝統的なまたはオルタナティブ投資の様々な戦略または手法を用い、また、適宜金融デリバティブ商品を利用することにより、信託財産の長期的な成長を提供することです。ファンドは、主にその資産のすべてまたはほぼすべてを投資先ファンドに投資することにより、この投資目的の達成を図ります。

上記の投資目的は、本書の日付現在の市況および投資機会に基づくものです。市況および投資機会は、ファンドの運用期間中において著しく変動する可能性があります。ファンドまたは投資先ファンドが各自の投資目的を達成する保証はありません。

ファンドおよび／または投資先ファンドによる各自の投資目的の達成は、自己の支配が及ばないかまたは限られた支配しか及ばないリスクの影響を受けます。したがって、投資者となる予定の者は、ファンドへの投資を行う前に、後記「３ 投資リスク」に記載されるリスク要因を慎重に検討すべきです。

投資戦略

ファンドおよび投資先ファンドの各自の投資戦略に関する以下の記述は一般的なものであり、全てを網羅するものではありません。ファンドは、本書における運用手法および投資戦略に関する記述が投資者の利益となると考えていますが、投資者となる予定の者は、かかる記述に固有の限界があることにも留意しなければなりません。また、ファンドは、投資ガイドラインに常に従った上で、自己の単独の裁量により、採用する投資戦略を変更することもできます。

投資先ファンドは、その資産をJPモルガン・チェース・アンド・カンパニーに関連しない複数の副運用会社の間に配分することにより、投資目的の達成を目指します。副運用会社間での資産の配分に加え、投資先ファンド運用会社は、ポートフォリオヘッジ目的で、およびファンドの全体が市場にさらされているリスクを一時的に調整する目的で（ただし、これらの目的に限られません。）、投資先ファンドのポートフォリオの一部を直接運用することができます。副運用会社は、以下をはじめとする非伝統的なまたはオルタナティブ投資の様々な戦略または手法を用います。

- 1 株式ロングショート
- 1 レラティブバリュー
- 1 マクロ／機会追求

1 クレジット

1 合併アービトラージ/イベントドリブン

1 ポートフォリオヘッジ

投資先ファンドは、非伝統的なまたはオルタナティブ投資の戦略への配分により、価格の変動性が低く、かつ、伝統的な株式市場や債券市場による運用成果との連動性が低い収益の獲得を目指します。投資先ファンド運用会社は、投資戦略間および副運用会社間の投資比率を定期的に検証および決定し、市況および市場機会に基づき当該投資比率を変更することができます。したがって、投資先ファンド運用会社は、自己の裁量において、投資先ファンドが採用するオルタナティブ投資戦略の種類を追加し、これを削除し、またはこれに変更を加えることができ、よって、ある時点において、上記の戦略のうち一つまたはそれ以上が投資先ファンドの保有資産の運用戦略に含まれていない場合があります。

副運用会社間での資産の配分に加え、投資先ファンド運用会社は、ポートフォリオヘッジ目的で、およびファンドの全体が市場にさらされているリスクを一時的に調整する目的で（ただし、これらの目的に限られません。）、投資先ファンドのポートフォリオの一部を直接運用することができます。

上記の戦略は、以下のとおり要約されます。

- 1 **株式ロングショート**：副運用会社は、過小評価または過大評価されているとみなされる株式等のエクイティ証券への買い建て（ロング）または売り建て（ショート）の投資を行うことができます。副運用会社は、特定の運用スタイル、産業もしくは地域に特化するか、または複数の運用スタイル、産業もしくは地域間に保有資産を配分することができます。副運用会社は、通常、ロングおよびショートのポジション（持高）の額の中立化を図らず、ポジションはネット・ロングまたはネット・ショートになることがあります。

- 1 **レラティブバリュー**：副運用会社は、関連有価証券間の価格設定の非効率性／差額の獲得を目指すことができますが、一方で、副運用会社により程度の差はあるものの、市場全体の変動による影響を最低限に抑えることを目指します。レラティブバリュー戦略は、通常、関連有価証券（すなわち、金利、発行体または指数等の共通の金融要素を共有する有価証券）の同時売買を含む裁定取引（アービトラージ）に依拠します。レラティブバリュー戦略の例には、転換社債アービトラージ、統計的アービトラージ、資本構造アービトラージ、ペア・トレーディング、イールド・カーブ・アービトラージ、ボラティリティ・アービトラージおよびベシス・トレーディングが含まれます。

- 1 **マクロ/機会追求**：副運用会社は、売買の方向性（すなわち、ネットでロングまたはショートであること）か、または資産の種類間にまたがった投資かを示しつつ、国、市場、業種、企業および資産の種類間にまたがる様々な種類の金融商品に投資することができます。副運用会社は、主に、ロングまたはショートのポジションを取り、マクロ経済モデル、ファンダメンタル調査および定量的アルゴリズムを組み合わせたものに基づき、広範な資産の種類または認識できるマーケット・ドリブン（市場主導型）の投資収益の源泉に投資すること（たとえば、高い格付（注）の債券との比較において低い格付の債券群が従来達成してきたより高い収益を得ようとして、低い格付の債券を購入し、高い格付の債券を空売りすること）を追求します。また、副運用会社は、資産価格動向における需要と供給の不均衡、市場の混乱または認識済みの取引もしくは平均回帰のパターン（すなわち、過去の値幅を超えて取引されている有価証券が時間の経過とともに当該値幅に回帰すること）により生じる取引機会の特定を追求することもあります。

（注）「（信用）格付」とは、債券の元本・利息の支払いの確実性の度合いを示す指標をいいます（以下同じ。）。

- 1 **クレジット**：副運用会社は、社債、クレジット・デリバティブ取引、転換社債、資産担保証券、株式およびエクイティ・デリバティブ取引のロングまたはショートのポジションを取ることができます。かかるロングまたはショートのポジションは、裏付けとなるクレジット（信用力）に関する基本的な見解および同一の主体に対するクレジットについてのリスクを反映する場合があります。

- 1 **合併アービトラージ/イベントドリブン**：副運用会社は、合併、買収、再編、清算、分割または
その他会社の財務構造もしくは営業戦略を変更する特別な事情が生じている会社の有価証券の
ロングまたはショートのパジションを取ることができます。
- 1 **ポートフォリオヘッジ**：投資先ファンド運用会社は、投資先ファンドのポートフォリオの一部を
ポートフォリオヘッジ戦略を利用する副運用会社に配分して、投資先ファンドのポートフォリ
オのその他の部分のリスクの相殺を図ることができます。たとえば、ポートフォリオヘッジ戦
略は、投資先ファンドがさらされている株式関連のリスクをヘッジするため、または投資先
ファンドのマクロ経済的要素（インフレおよび国家のデフォルト等）に対するリスクを相殺す
るために採用される場合があります。

投資商品

投資先ファンドは、直接または金融デリバティブ商品の利用を通じて、エクイティ証券、政府および法人の債務証券（カバード・ボンド、ハイイールド債務証券および限られた範囲のディストレスト債務証券、資産担保証券およびモーゲージバック証券ならびにカストロフィ債を含みます。）、転換証券（転換社債および偶発転換証券を含みます。）、商品指数商品、ETF、REITならびに現金および現金等価物等（ただし、これらに限られません。）の幅広い資産に投資することができます。これらの証券の発行体は、新興市場を含むあらゆる国に所在する可能性があり、格付の制限がないため、投資先ファンドの資産の大部分が、投資適格を下回る、および信用格付がない債務証券に投資される場合があります。

投資先ファンド運用会社または各副運用会社が保有するすべてのショート・パジションは、金融デリバティブ商品の利用により獲得されます。

投資先ファンドは、その資産の10%を上限として偶発転換証券に投資することができます。

投資先ファンドは、投資目的を達成するため、金融デリバティブ商品に投資することができ、これをヘッジ目的で利用することもあります。これらの商品には、先物、先渡、オプション、差金契約、スワップ、ワラント、ライツその他の金融デリバティブ商品が含まれる場合がありますが、これらに限られません。

投資先ファンドは、UCITSその他のUCIにも投資することができます。

投資先ファンドの表示通貨は米ドルですが、その資産は他の通貨建てである場合があります、通貨エクスポージャーをヘッジする場合があります。

ファンドは特化型運用を行います。ファンドの目的を達成するために、投資先ファンドを通じて、支配的な銘柄が存在することとなる可能性が高く、そのため集中リスクがあります。集中リスクとは、投資先ファンドはある時点において少ない銘柄の投資対象を保有することがあるため、投資先ファンドにおいて価値の減少する特定の投資対象が大きな位置を占める場合には、重大な損失を発生させることがあるというリスクをいいます。

代表的な運用戦略

運用戦略名	運用戦略の概要
株式ロングショート戦略	割安と考えられる銘柄の買い建て(ロング)と割高と考えられる銘柄の売り建て(ショート)を組合せて投資することで、値動きの差に収益機会を求める戦略。
レラティブバリュー戦略	関連する証券(例えば、同一発行体の異なる証券)について、同時に買い建てと売り建てのポジション(持高)を取り、一時的な価格の歪みが合理的価格に収斂する過程で収益を追求する戦略。
マクロ／機会追求戦略	主要なマクロ経済指数および金利の変動に起因する通貨、株式、債券への影響等、グローバル経済の状況変化を狙って利益を追求する投資戦略。
クレジット戦略	企業の信用力のファンダメンタル(基礎数値)に着目して、当該企業の債券、ローン、株式等の買い建てまたは売り建てのポジションを取る戦略。
合併アービトラージ／イベントドリブン戦略	企業の合併・買収、再編・提携、新商品開発等の企業の流れを変える大きなイベントが発生することを予想して投資する運用手法。合併や買収に関係する企業の株式の購入と空売りを同時に行う、「合併アービトラージ戦略」が代表的。
ポートフォリオヘッジ戦略	ポートフォリオ全体のリスク調整のためのヘッジ戦略。例えば、株式への投資に対するヘッジや、インフレ等のマクロ経済リスクの相殺を目的とする。

ファンドの特色

- 1 ファンドは、伝統的な資産と運用成果の連動性が低いオルタナティブ・ファンドの中でも、原則、日々購入・換金が可能で「リキッド・オルタナティブ」ファンドである投資先ファンドに投資し、価格の変動性を抑えつつ、信託財産の長期的な成長を目指します。

 - 「リキッド・オルタナティブ」ファンドとは、オルタナティブ投資戦略により投資するファンドで、購入・換金を原則として日々行えるものです。
 - ファンドは「リキッド・オルタナティブ」ファンドである米ドル建ての投資先ファンド投資証券に投資します。
 - 投資先ファンドでは、採用された複数のマネージャー(副運用会社)が、各社独自の投資戦略により投資を行います。
 - 投資先ファンドでは、新興国を含む世界の株式および債券、ならびに商品および通貨を含むその他の資産に投資し、買い建て、売り建ての両方のポジションを構築します。
- 2 オルタナティブ投資に精通したJ.P.モルガン・アセット・マネジメントが、複数の投資戦略・優良なマネージャーを選定しポートフォリオを構築します。

 - 実質的な運用は、J.P.モルガン・アセット・マネジメントの一員であるJ.P.モルガン・オルタナティブ・アセット・マネジメント・インク(本書において「投資先ファンド運用会社」といいます。)が行います。
*J.P.モルガン・アセット・マネジメントは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。
 - オルタナティブ投資の各戦略およびその配分、採用するマネージャー(副運用会社)の数およびその配分は、投資先ファンド運用会社により決定され、投資環境や運用実績等に応じて見直されます。
- 3 「円ヘッジあり」と「円ヘッジなし」のクラスからお選びいただけます。

 - 「円ヘッジあり」のクラスは、米ドルと円の間で為替ヘッジを行うことにより、円建てのファンドと米ドル建ての投資先ファンド間の為替変動による影響を抑えますが、為替変動による影響を完全に排除できるものではありません。
 - 「円ヘッジなし」のクラスは、為替ヘッジを行わないため、米ドルと円との為替変動による影響を受けます。
 - なお、投資先ファンドでは、米ドル建て以外の資産に投資しますので、「円ヘッジあり」および「円ヘッジなし」の両方のクラスにおいて、米ドルとその他の通貨との為替変動による影響を受けます。

追加的記載事項

投資先ファンド投資証券の詳細

投資先ファンド投資証券の名称	JPモルガン・ファンズ・マルチ・マネジャー・オルタナティブズ・ファンド クラスX外国投資証券(米ドル建て)
投資先ファンドの形態	ルクセンブルグ籍オープン・エンド型外国投資法人
運用の基本方針	非伝統的なまたはオルタナティブ投資戦略を持つ複数の副運用会社を採用することにより、価格の変動性が低く、かつ、伝統的な株式市場や債券市場による運用成果との連動性が低い収益の獲得を目指します。
主要投資対象	■ エクイティ証券、政府および法人の債務証券(カバード・ボンド、ハイイールド債務証券および限られた範囲のディストレスト債務証券、資産担保証券およびモーゲージバック証券ならびにカタストロフィ債を含みます。)、転換証券(転換社債および偶発転換証券^(注1))を含みます。)、商品指数商品、上場投資信託(ETF)、不動産投資信託(REIT)ならびに現金および現金等価物等 ■ 金融デリバティブ商品(先物、先渡、オプション、差金契約、スワップ、ワラント、ライツ等) ■ UCITS^(注2)その他の投資信託(UCI) (注1)投資先ファンドの資産の10%を上限とします。 (注2)譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付の欧州議会および理事会のEC指令2009/65(その後の随時の改正を含みます。))に定義され、これに準拠する、譲渡可能証券への集合投資事業(Undertaking for Collective Investments in Transferable Securities(UCITS))をいいます。
申込手数料	ありません。
運用報酬 その他の費用・手数料	後記「ファンドの費用・税金」をご覧ください。
投資先ファンド管理会社	JPモルガン・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ・アール・エル
投資先ファンド運用会社	J.P.モルガン・オルタナティブ・アセット・マネジメント・インク

(2)【投資対象】

前記「(1)投資方針」をご参照ください。

（３）【運用体制】

運用体制

ファンドおよび投資先ファンドは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー傘下の資産運用部門であるJ.P.モルガン・アセット・マネジメントの一員である運用会社が運用いたします。

- J.P.モルガン・アセット・マネジメントの運用力・調査力を活用しています。
- グローバルに運用拠点を展開し、各拠点間で緊密な情報交換を行っています。

ファンドの運用体制

ファンドの運用は、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社が行います。投資運用会社として、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社が、投資運用契約に基づき管理会社により任命され、同契約に従い以下の体制により投資運用業務を行います。

- ① 運用商品管理部門に所属するポートフォリオ・マネジャー（資産の運用を行う運用担当者）がファンドの運用を行います。
- ② ポートフォリオ・マネジャーは、投資先ファンドの発行する外国投資証券を主要投資対象として投資判断を行います。また、円ヘッジありクラスA受益証券および円ヘッジありクラスB受益証券に対応する資産については、ヘッジ比率が原則として100%となるような為替先物予約取引の実行を判断します。なお、投資運用会社は、投資先ファンドの発行する外国投資証券にかかる発注および為替先物予約取引の発注の事務を、ファンドの保管会社兼管理事務代行会社に委託します。
- ③ 運用商品管理部門の担当者は、投資先ファンドの発行する外国投資証券にかかる発注および為替先物予約取引が適正に行われていることを監視します。

投資先ファンドの運用体制



投資先ファンド運用会社として、J. P.モルガン・オルタナティブ・アセット・マネジメント・インクが、投資先ファンドにおける投資運用契約に基づき任命され、以下の体制により投資運用業務を行います。

- ① ポートフォリオ・マネジメント・グループに所属するポートフォリオ・マネジャーが、各副運用会社の投資戦略について、リターン要素（過去の運用成績、収益の源泉等）およびリスク要素（過去の損益の落ち込み幅等）に注目し、かつ足元のマクロ経済環境および市場の流動性も考慮して、ランキング表を作成します。
- ② ポートフォリオ・マネジメント・グループ、リスク管理チームおよびオペレーションチームの担当者が、上記①で作成されたランキング表を前提に投資可能な副運用会社群を抽出し、さらに投資先ファンドの投資制限等を考慮して、その中から最適な副運用会社を選定し、投資委員会がその選定を承認します。また投資委員会は、選定された副運用会社の運用担当資産額も決定します。投資委員会は、投資先ファンド運用会社の経営陣、リスク管理チームの責任者およびポートフォリオ・マネジメント・グループの複数の代表者で構成されています。
- ③ ポートフォリオ・マネジメント・グループのポートフォリオ・マネジャーは、ポートフォリオ（資産運用において、運用対象商品の組入れ銘柄の組合せによって構成されている資産内容をいいます。）を構築します。その際、ポートフォリオ全体としてのリスク（特定の種類の資産への投資の偏り等）も確認します。
- ④ リスク管理チームの担当者は、ポートフォリオ構築後、ポートフォリオの構成資産が適切に分散されていること、およびポートフォリオの流動性が確保されていることを継続的に監視します。また、ポートフォリオ・マネジメント・グループのポートフォリオ・マネジャーは、副運用会社の投資運用状況および経営状況を精査し継続的に監視します。

（４）【分配方針】

ファンドは、受益証券のクラス毎に、原則として、分配基準日（注）の時点の受益者に対して年１回分配を行うことを予定しています。分配落ち日は、関連する分配基準日の翌ファンド営業日です。

分配は、インカム・ゲイン、キャピタル・ゲイン（値上がり益）および元本から行うことができます。関連する受益証券のクラスに帰属する業務を行う通常の過程において、支払期限が到来しているかまたは支払うことが明らかな債務、負債または義務を履行するために十分な資産が当該クラスにある場合に、分配を行うことができます。

なお、将来の分配金およびその金額について保証するものではありません。

（注）「分配基準日」とは、11月5日（当該日がファンド営業日でない場合には翌ファンド営業日）または受託会社とその単独の裁量において決定するその他の日をいいます。

（５）【投資制限】

投資ガイドライン

以下の投資ガイドラインは、下記の「投資ガイドラインからの逸脱」の項の規定に従います。

ファンドは通常、自己の資産のすべてまたはほぼすべてを投資先ファンドに投資する予定ですが、ファンドによる投資先ファンドへの投資比率は、経済情勢および／または投資運用会社の決定により変更される可能性があり、いかなる場合においても投資先ファンドに投資されうるのはファンドの資産の100%未満です。

ファンドによる投資戦略の実行には以下の投資ガイドラインが適用されます。

1. ファンドは、いかなる場合も、私募株式、非上場株式または不動産等、流動性に欠ける資産に対して自己の純資産総額の15%を超えて投資を行いません。ただし、日本証券業協会が定める外国投資信託受益証券の選別基準（随時改訂または修正されることがあります。）に要求されるとおり、価格の透明性を確保する方法が取られている場合はこの限りではありません。本投資ガイドラインの目的上、ファンドによる投資先ファンドへの投資は、日本証券業協会の規則に定める「流動性に欠ける資産」とはみなされません。
2. ファンドについて空売りされる有価証券の時価総額は、いかなる場合においても、その純資産総額を超えないものとします。
3. ファンドは、その純資産総額の10%を超える金銭の借入れを行いません。ただし、ファンドの合併等の特別な緊急事態により一時的にこの10%を超える場合はこの限りではありません。
4. 投資先ファンドに投資する場合を除き、ファンドは、取得の結果、ファンドおよび管理会社または投資運用会社の運用する他のすべての外国投資信託により保有される議決権付株式の総数がその会社の議決権付株式の総数の50%を超えることになる場合、当該会社の株式を取得または保有できません。
5. 投資先ファンドに投資する場合を除き、ファンドは、取得または保有によりファンドがその会社の議決権付株式の発行済株式総数の50%超を保有することになる場合、（投資会社ではない）当該会社の議決権付株式を取得または保有できません。
6. 受託会社、管理会社または第三者に利益をもたらすことを主な目的とする（管理会社、受託会社またはその委託先により実行される）ファンドの一切の取引は禁じられます。受益者の保護に反するか、またはファンドの資産の適切な運用を害するような（管理会社、受託会社またはその委託先により実行される）ファンドの一切の取引（受託会社、管理会社または受益者以外の第三者のための取引等）は禁じられます。
7. ファンドは、日本証券業協会の規則に従い、信用リスク（ファンドが保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生しうる危険をいいます。）を適切に管理する方法としてあらかじめ管理会社もしくは投資運用会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行いません。ファンドは、日本証券業協会の規則（関連するガイドラインを含みます。）にいう「特化型」に分類されます。一の者に対するエクスポージャー（注）は投資先ファンドの純資産の35%以内とすることとします。

（注）同規則に定める「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」のそれぞれを指します。

8. ファンドはデリバティブ取引への投資を行うことはできません。

（注）ただし、円ヘッジありのクラスに関して、直物為替取引および為替先物予約取引を使用することができます。

受益証券クラスの為替ヘッジ

ファンドは、円ヘッジありクラスA 受益証券および円ヘッジありクラスB 受益証券に関して、当該受益証券の為替ヘッジ戦略に従って、日本証券業協会の規則上の「デリバティブ取引等」に該当しない、満期が120日以内である直物為替取引および為替先物予約取引を使用することができます。ファンドは、満期が120日を超える為替先渡契約を使用することができません。

ファンドは、円ヘッジありクラスA 受益証券および円ヘッジありクラスB 受益証券が米ドル建ての投資先ファンド投資証券およびファンドの他の米ドル建て投資対象への投資により保有する、日本円に対する米ドルが持つ為替リスクをヘッジする為替ヘッジ戦略に従います。

通常の市況においては、（１）円ヘッジありクラスA 受益証券および円ヘッジありクラスB 受益証券の米ドルに対する為替リスク保有額と（２）当該クラスの関連する通貨ポジションの名目価額との比率は、95%から105%になると予想されます。

上記の為替ヘッジ取引は為替リスクを減少させることを意図していますが、日本円と米ドル間の為替リスクが完全に取り除かれるというものではありません。ヘッジされる受益証券クラスの運用実績とヘッジされない受益証券クラスの運用実績は、異なる可能性があります。

投資運用会社はヘッジ取引を行う義務を負いません。上記に限らず、円ヘッジありクラスA 受益証券および円ヘッジありクラスB 受益証券に帰属するファンドの米ドル建て投資対象に対する為替リスク保有額をヘッジすることは、実務的でないかまたは費用効率の悪いものとなる可能性があります。

投資ガイドラインからの逸脱

ミューチュアル・ファンド規則の関係規制または日本証券業協会の規則（およびあらゆる関連ガイドライン）が随時変更される場合には、投資ガイドラインは、受益者に対する通知または受益者の同意なしにファンドにより変更されることがあります。

支配の及ばない事由に起因する投資ガイドラインからの逸脱

いずれかの時点において、規制上の理由による資金の引出しまたはその他の事由に起因して、市場価格の重大な変動、異常な市況、ファンドの投資対象の価値の変動、再編もしくは合併、ファンドの資産からの支払いまたは投資運用会社、投資先ファンド運用会社もしくは副運用会社の支配の及ばないその他の事由が生じ、上記の投資ガイドラインからの逸脱が生じた場合、投資運用会社は、賢明かつファンドの最善の利益となると投資運用会社が判断する期間内に、ファンドの投資を投資ガイドラインが遵守された状態に戻すか、またはその他賢明かつファンドの最善の利益となる方法によりかかる逸脱に対応する（関係する投資ガイドラインの変更を含みます。）ときは、投資ガイドラインに違反したことはありません。

上記にかかわらず、投資運用会社は、投資ガイドラインの1から6および8を常に遵守しなければならず、これらの投資ガイドラインに記載される制限から逸脱することはできません。また、価格、金利もしくは通貨の変動および/またはファンドの純資産価額の変動に起因する投資ガイドライン7からの逸脱に関しては、投資運用会社は、当該逸脱が生じた時点から1か月以内に、当該ガイドラインを遵守するためのポジション調整を行わなければなりません。

現金の保有

買戻代金は、投資先ファンドからの代金の受領後実務上可能な限り速やかに受益者に支払われ、受益証券の申込金は、本書記載の条件に従い、通常、関連する買付日以降ファンドが受領し次第速やかに外国投資証券に投資され、投資先ファンドに移転されます。

3【投資リスク】

リスク要因

ファンドは、その資産のすべてまたはほぼすべてを投資先ファンド投資証券に投資するため、分散投資されません。投資先ファンドに影響を及ぼす有害事象が存在する場合、かかる有害事象はファンドに直接的な悪影響を及ぼします。したがって、投資先ファンドのリスクはファンドのリスクです。本書において、ファンドの投資リスクへの言及は、一定のヘッジ取引およびファンドによる投資先ファンドへの投資を通じてファンドがさらされるリスクを意味しており、また投資先ファンドの投資リスクへの言及は、ファンドの間接的な投資リスクを意味します。

投資家は、ファンドの受益証券に申し込む前に、とりわけ、主要なリスク要因に関する以下の概要を検討すべきです。以下のリスク要因の一覧はすべてを網羅するものではなく、またファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明することを意図したものではありません。

ファンドへの投資には高いリスクがあります。ファンドまたは投資先ファンドの投資目的が達成されること、またはファンドの受益者がその投資額のすべてもしくは大部分を失わないことを保証することはできません。

受益証券は投機的で、重大な損失リスクを伴うものであり、ファンドへの投資が投資家にとっての完全な投資プログラムではなく、かつ、ファンドへの投資のリスクを十分に理解し、かかるリスクを負う能力を有する投資に精通した投資家による投資のみに適しています。投資予定者は本書全体を読むべきです。投資予定者は、ファンドへの投資の性質を完全に理解していない場合、ファンドへの投資を決定する前に自己の専門アドバイザーに相談しなければなりません。

投資戦略に関するリスク

幅広い投資戦略に伴うリスク

投資先ファンド運用会社および副運用会社は、前記「2 投資方針、（1）投資方針」に記載される投資先ファンドの投資戦略に従います。投資戦略は多岐にわたり、特定の戦略に限定されていません。副運用会社（または投資先ファンドの資産の一部を運用する場合は投資先ファンド運用会社）は、様々な国、市場、業種、企業および資産の種類にわたる広範な金融商品に投資することができ、投資先ファンドは、これらの国、市場、業種、企業および資産の種類それぞれに関連するリスクにさらされます。前記「2 投資方針、（1）投資方針」に含まれる投資戦略に関する記載は、すべてを網羅するものとして、またはいかなる方法によっても投資先ファンドの投資活動を制限するものとして理解されるべきではありません。投資先ファンドの取締役は、投資先ファンドの投資戦略および運用実績を定期的に検討しますが、投資されようとしているまたは既に投資している個別の投資対象を検討することはありません。前記「2 投資方針、（1）投資方針」に記載される投資戦略およびオルタナティブ投資戦略は、投資主への事前通知なく、随時修正および変更される場合があります。投資先ファンドが使用するまたは使用予定の投資戦略が成功すること、または当該投資戦略により投資先ファンドの投資目的が達成されることは保証されていません。また、投資家は、一定の時点において投資先ファンド運用会社が適当とみなす、本書に記載されていない投資戦略を投資先ファンドが採用する場合があることに留意すべきです。前記「2 投資方針、（1）投資方針」に記載されるものを除き、投資先ファンドは、投資先ファンド英文目論見書に記載される投資ガイドラインおよび投資制限を有します。また、投資先ファンドは、UCITS指令の規定を遵守しなければならず、その上限および制限は常に、CSFその他の適切な規制当局が随時発する規制およびガイダンスの対象となります。

ファンドがさらされる可能性のある不透明なリスク

投資先ファンドの投資戦略およびオルタナティブ投資戦略が広く多岐にわたることから、投資家は、投資先ファンド運用会社および／または副運用会社が有する投資裁量が幅広いことを理解する必要があります。一方で、投資戦略が多岐にわたるため、投資先ファンドが行う可能性のある投資に関連するすべてのリスクの要旨

を必ずしも十分に説明することができないおそれがあります。投資家は、投資先ファンドの投資戦略により、投資先ファンドの資産（すなわち、投資家のファンドへの投資額）の全部または一部が失われる場合があることを認識すべきです。

特定の投資対象における非流動性（流動性リスク）

投資先ファンドは、公開取引されていないか、または流動性のある市場が存在しない証券および金融商品に投資することができますが、かかる金融商品の見積価格を得ることが困難な場合があります。確立された市場が存在する場合でも、当該市場の金融商品の価格および／または流動性が、各種要因の影響を著しく受ける場合があります。特定の証券またはその他の金融商品の取引は、関連する取引所または政府当局もしくは監督当局により停止または制限される場合があります。投資先ファンド（ひいてはファンド）は、結果的に損失を被る場合があります。

制限付きの非流動的な証券の販売は、国内証券取引所または店頭市場において取引される証券の販売に比べて多くの時間および高額な仲介手数料またはブローカーによる割引その他の販売費用を必要とする場合が多くあります。制限付きの証券は、転売の制限を受けない同様の証券よりも低い価格で販売される場合があります。取引決済は遅れる場合があり、また管理上、不確定な点が生じる場合もあります。かかる証券を清算する際に生じる損失リスクおよび遅延リスクは、投資先ファンドが負うこととなり、ひいてはファンド（およびその受益者）が間接的に負うこととなります。

投資の集中（集中リスク）

投資先ファンドはある時点において少ない銘柄の投資対象を保有することがあるため、投資先ファンドにおいて価値の減少する特定の投資対象が大きな位置を占める場合には、重大な損失を発生させることがあります。

投資機会

投資先ファンド運用会社または副運用会社の適切な投資対象を特定または調達する能力により、投資先ファンドの投資目的を達成させる能力が制約される場合があります。かかる適当な投資対象を調達する能力が縮小された場合、投資先ファンドは十分に投資されず、かつ多額の現金を保有することとなる場合があります。その結果、ファンドおよびその受益者が享受する収益に影響が生じます。

現金ポジションおよび一時的な防御目的のポジション

現金および現金等価物への投資は、より安全性の低い投資またはより長期の投資に比べ利回りが低いことがあり、投資戦略としてではなく一時的な防御の目的で行われた場合、ファンドまたは投資先ファンドによるそれぞれの投資目的の達成を妨げる可能性があります。現金等価物は、流動性が非常に高く、安全性の高い、その購入日時点において満期が3ヵ月以内の商品です。現金等価物には、主権国家の政府ならびにその機関および機構によって発行された証券、レポ（再売買）契約（株式レポ契約を除きます。）、預金証書、銀行引受手形、コマーシャルペーパー（信用格付の上位2位以内の格付を有するもの。）、および銀行の短期金融市場預金勘定が含まれますが、これらに限られません。

流動性のため、かつ異常な市況に対応するために、ファンドまたは投資先ファンドは、一時的な防御目的において、自己の資産の全部または大部分を現金および現金等価物に投資することができますが、これによりファンドまたは投資先ファンドは自己の投資目的から逸脱することがあります。したがって、ファンドまたは投資先ファンドは、市況により必要な場合にのみ一時的な防御ポジションを取ります。

発行体リスク（信用リスク）

証券の価格は、発行体の経営・財務状況等、発行体に直接関連する様々な理由により、下落する可能性があります。

例えば、発行体の信用リスクとは、証券の発行体が支払期限が到来した際に元利金の支払いができないというリスクです。発行体の信用格付または発行体の信用度についての市場の認識の変化も、当該発行体に対する

投資の価値に影響する可能性があります。信用リスクの大小は、発行体の財務状況および債務の条件の両方により決まります。投資先ファンドが投資する可能性のある、信用格付が低いかまたは信用格付がない債券に対する投資は、信用格付が高い証券に対する投資よりも一般的に大きな利益および収益の機会を提供しますが、通常、より大きなリスク（かかる証券の発行体の債務不履行を含みますが、これに限られません。）を伴います。

市場リスク

市場リスクとは、株式等のエクイティ証券の市場価格または債務証券の利率の変動、外国証券リスク、信用リスク、金利リスク、為替リスク、投資の集中、相関リスク、デリバティブ取引の利用に関連するリスク、規制上のリスク、繰上返済リスクおよび回収リスクを含みますがこれらに限られない一連のリスクをいいます。

投資戦略が利益を上げる見込みのない、一定の一般的な市況が存在します。投資先ファンドのポートフォリオのために選択された個別の企業、業種もしくは産業または証券市場全体に影響を及ぼす要因（経済または政治状況等）により、金融商品の不利な価格変動が生じる場合があります。投資先ファンド運用会社および／または副運用会社は、このような状況を支配または予測する能力を有しません。随時、複数の市場が投資先ファンドのもとにある投資対象とは反対の方向に動く可能性があり、投資先ファンドは損失を被る可能性があります。投資先ファンドの投資対象の運用成果は、投資先ファンド運用会社および／または副運用会社が将来の市場リスクを正確に評価できるかどうかにかかっています。投資先ファンド運用会社または副運用会社がかかるリスクを正確に予測することができることを保証することはできません。一定の時期においては、すべての市場が不利な変動の状況および大きな予測不能性を特徴とすることがあります。また、投資先ファンドにより実施される投資戦略は、一定のまたは場合によっては重大な市場リスクを常に有しており、かかる市場の変動により悪影響を受ける可能性があります。市場によっては証券の価額に影響を及ぼす要因を容易に判断できないものもあります。市場の中には、証券への投資が大きなリスクを伴い、投資対象の価値が下落またはゼロになる場合があります。

新興市場に関するリスク

発展途上にある市場（例えば、新興市場および新商品を含みます。）において取引する際、投資先ファンドは、不十分な投資家保護、矛盾する制定法、不完全、不明瞭かつ改正される法律、他の市場参加者による規制の無視または違反、確立されたまたは有効な法的救済手段の欠如、先進国市場における標準的な慣行（会計基準等を含みます。）および守秘義務に関する慣習の特性の欠如、ならびに現行法令の不実施等のリスクにさらされる場合があります。また、かかるリスクにより投資先ファンドが悪影響を受ける可能性があります。加えて、新興市場は一般的に、現地の資本市場が小規模であったり限定的であったりすることから、より高い非流動性や価格変動の懸念があったり、発行体について公開されている情報が少ないことから証券の市場価値評価を判断することがより難しくなったりすることがあります。

特異な戦略

投資先ファンド運用会社は、一または複数の副運用会社に資産を配分することができます。これらの副運用会社が運用するクローズドエンド型のオルタナティブ投資ファンドまたは口座と異なり、UCITSファンドは、投資者の現金の日々のインフローおよびアウトフローの影響を受け、また、投資および運用に対する一定の法的および税関連の制限の対象とされます。かかる日々の現金インフローおよびアウトフローに対応するため、各副運用会社は、自らが運用する類似のファンドまたは口座について行うのに比べて多くの資金を現金または現金等価物で維持する必要がある場合があります。また、投資に対する法的および税関連の制限により、自らが運用する類似のファンドまたは口座と比べて、行うことのできる投資が制限される場合があります。いずれの場合も、投資先ファンドのリターンが、副運用会社が運用する類似のファンドまたは口座のリターンより少なくなる要因となります。また、様々な業務および規制等の検討に基づき、副運用会社は、自らが運用する他のファンドまたは口座が追求する投資戦略と異なる投資戦略を、投資先ファンドについて追求することを選択す

る場合があります。これにより、投資先ファンドの運用実績が、同じ副運用会社が運用する他のファンドおよび口座の運用実績から大きく乖離する可能性があります。投資者は、ファンドの投資先ファンドへの投資が、かかる副運用会社が運用する他のファンドまたは口座への投資と同一ではないことに留意すべきです。また、他のクローズドエンド型のオルタナティブ投資ファンドおよび口座と類似の戦略に従いUCITSファンドを運用する副運用会社は、これらの商品が有する異なる報酬構造によって、取引および投資機会の割当てにおいて一定の利益相反に直面する場合があります。

投資手法に関連するリスク

株式等のエクイティ証券に関するリスク

投資先ファンドが株式等のエクイティ証券またはそれに関連する投資対象（普通株式、優先株式、ETFその他の集団投資商品、転換証券、預託証券、普通株式の新株予約権証券、REITまたはパートナーシップ持分を含みますがこれに限られません。）に投資する場合、投資先ファンドは株式等の価格変動リスクにさらされます。株式等のエクイティ証券の価格は、実際のもしくは感知される経済もしくは政治情勢の悪化、企業収益の一般的見通しの変化、金利もしくは為替相場の変動または全般的投資家心理の悪化といった、特定の発行体に特に関連していない一般的な市況により下落する場合があります。株式等のエクイティ証券の価格は、労働力不足または生産費用の増加および産業内の競争状況の激化といった、特定の産業に影響を及ぼす要因によっても下落する場合があります。株式等のエクイティ証券は、通常、確定利付証券よりも大きな価格変動にさらされます。

ワラントに関するリスク

投資先ファンドは、ワラントに投資することができます。ワラントの原株式の価格が権利行使期間が満了するまでに行使価格を上回らない場合、ワラントは一般に、無価値のまま期間満了となり、投資先ファンドは、仮に当該ワラントについて払込済みの金額がある場合はこれを失うことになります。ワラントに対する投資は、普通株式に対する投資よりも実質的に大きなリスクを伴います。ワラントは、原株式と同じ市場で取引されることができますが、ワラントの価格は原株式の価格と同様の値動きをすることは限りません。

優先出資証券に関するリスク

投資先ファンドは、優先出資証券に投資することができます。優先出資証券への投資に関連するリスクには以下が含まれます。

- 1 繰延べ - 優先出資証券は、発行体が悪影響を一切受けることなく、宣言された期間において発行体がその裁量により分配を繰り延べることを認める規定を含む場合があります。投資先ファンドが分配を繰り延べている優先出資証券を所有する場合、投資先ファンドは、収益を受領していないにもかかわらず、収益の報告を税務上要求される場合があります。
- 1 流動性 - 優先出資証券は、多くの他の証券（普通株式または米国政府証券等）よりも流動性が著しく低い場合があります。
- 1 限定的な議決権 - 優先出資証券保有者は、通常、発行会社に係る議決権を有することはありません。ただし、特定の回数の期間中、優先的な配当の支払いが遅れている場合を除き、その場合には優先出資証券保有者は発行体の取締役会の取締役を選任することができます。優先出資証券保有者は、通常、支払いが遅延した配当金が全額支払われた後には、議決権を失います。劣後債および優先株式の両方の特徴を有するトラスト型優先証券の場合、発行体が特定の期間中配当金を支払っていないかまたは債務不履行宣言がなされ、これが継続している場合を除き、通常、保有者は議決権を有しません。
- 1 特別な買戻権 - 一定の変化する状況において、優先出資証券の発行体は、指定された日より前に証券を買い戻すことができます。繰上償還規定同様、発行体による特別な買戻しは、投資先ファンドが保有する証券のリターンに悪影響を及ぼす場合があります。

1 トラスト型優先証券の場合、かかる証券の価格は金利が上昇するにつれて下落する傾向があります。

転換証券に関するリスク

投資先ファンドは、転換証券に投資することができます。転換証券は、通常、その満期が到来するか、またはその買戻し、転換もしくは交換がなされるまでの間、債務証券に支払われるかもしくは生じる利息または優先株式に支払われる配当金を受領する権利を保有者に付与します。転換前、転換証券は、通常、債務証券およびエクイティ証券の両方に類似する特徴を有します。転換証券の価格は金利が上昇するにつれて下落する傾向があり、また、転換の特徴を有することから、原証券の市場価格の変動を受けて変動する傾向があります。転換証券により、通常、同一または同様の発行体の普通株式の利回りに比べ高い利回りによる収益金を受領することができます。転換証券は、通常、法人の資本構成において普通株式に優先しますが、通常、同等の非転換証券に劣後します。転換証券の市場価格は原証券の配当の変更またはその他の変更の影響を受けることがあります。転換証券は、通常、原証券の配当金の増減に直接的に関与するものではありません。

ハイイールド債/ディストレスト債に関するリスク

投資先ファンドは、投機的とみなされる高利回り・高リスクのディストレスト債（ジャンク債を含みます。）に投資することができます。これらの投資対象は、負債比率が高いか、信用力が低いか、または財政難の会社に関連するものである場合があります。ディストレスト債は、企業の業況、経済および市場の短期的な動向の影響に、より敏感である可能性があります。経済状況が不確実で不安定な時期には、これらの債券の価格変動により、投資先ファンド（ひいてはファンド）の純資産総額が変動する場合があります。さらに、ディストレスト債への投資は、通常、高利回りを得られるものの、そのリスクも大きく、多額または全額の損失をもたらす可能性があります。ディストレスト債は大きな損失リスクにさらされ、経済の変化に敏感であり、評価が困難な上、流通市場または公開市場が存在しないことがあります。これらの債券の市場価格は突発的かつ予想外に変動することがあります。

財政的に逼迫している会社は、債務減額もしくは免除に係る合意、清算、会社更生、破産およびこれらに類似する状況に関係する場合があります。破産の場合、破産会社の貸付人、債券保有者その他の債権者により承認される再編計画につき合意に達し、そのうえで破産裁判所の承認を得るに至るまでに、大幅な遅れが生じる可能性があります。かかる遅延により、当該破産会社の証券または債務の投資額に多額の損失が生じる可能性があります。また、投資先ファンドが保有する証券の「クラス（階層）」に有利な計画が採用されるか、または対象会社が最終的に更生されずに清算に至ってしまうことにならないという保証はありません。清算（破産しているか否かを問いません。）およびその他の会社更生の形式の場合には、会社更生が成功するか、遅れるか、または現金もしくは新たな証券の分配をもたらすこととなるリスクが生じ、かかる証券の価値は、分配金の受領に関し、かかる証券の購入価格より低くなります。財政的に逼迫している会社に関し正確な情報を得ることが困難な場合があるため、分析および評価が非常に困難です。かかる会社の証券市場は非流動的である傾向があり、大幅な割引価格でなければ売却できない可能性があります。また、投資先ファンドは、小規模で新しい会社に関連する証券に投資することができます。投資先ファンドが小規模な会社（中小型株）に重点的に投資すればするほど投資先ファンドのリスクは増加します。小規模な会社の証券は、大規模な会社の証券に比べて取引頻度が低く、かつ取引額が少額である場合があります。また、小規模な会社の方が経済、市場および業界の変化の影響を受ける可能性が高くあります。その結果、小規模な会社の証券の価格変動は、とりわけ短期間においては、資本の大きな会社と比べてより突発的または不規則なものである場合があります。これにより、投資先ファンドの投資対象の価格、ひいては、ファンドによる投資先ファンドへの投資額が予想外にかつ高頻度で下落する場合があります。

合併アービトラージ/イベントドリブン戦略に関するリスク

投資先ファンドは、イベントドリブン戦略を採用する場合があります。投資先ファンド運用会社または副運用会社は、合併、買収、再編成、清算、スピン・オフまたはその他会社の財務構成もしくは運営戦略を変更する特別な状況を伴う会社の証券に投資することができます。かかる活動が投資先ファンドの投資対象の価格に

及ぼす影響は予測することができない場合があります。また、投資先ファンドは流動性リスクおよび信用リスクにさらされる可能性があります。イベントドリブン戦略の成功は、様々なコーポレート・イベントが発生または成立するかに関する予測が成功するか否かに依拠します。合併、交換申込みまたは株式公開買付けが成立すると判断した場合において、投資先ファンドは、合併、交換申込みまたは株式公開買付けにおいて支払われるまたは交換されると予想される価額よりわずかに安く、当該合併、交換申込みまたは株式公開買付けの公表直前における取引価格を大幅に上回る価格で当該証券を購入する場合があります。投資先ファンドはまた、再編成、清算、スピン・オフまたはその他の特別な状況を伴う会社に投資することもできます。合併、交換申込み、株式公開買付けその他の類似の取引または再編成、清算、スピン・オフまたはその他の特別な状況の成立は、様々な要因により妨げられもしくは延期され、または条件が変更される可能性があります。意図した取引が後に成立しそうでない場合または延期となった場合、証券の市場価格が購入時の価格と支払われると予想された対価との差額を超えて急落し、ひいては投資先ファンドが損失を被る場合があります。

政府証券および地方債に関するリスク

投資先ファンドは、米国政府、その他の主権国家または政府機関もしくは州機関、地方自治体、下部機関および州出資先企業が発行または保証する証券に投資します。投資先には、銀行、金融機関、または政府、政府機関もしくは政府出資先企業により出資が満期まで保証されている法人格が含まれることがあります。政府証券（ソブリン債および地方債を含みます。）は市場リスク、金利リスクおよび信用リスクにさらされます。主権国家により発行または保証される証券は、当該主権国家の十分な信頼および信用により裏付けられており、利息の適時の支払いおよび（満期まで保有した場合には）元金の支払いに関してのみ保証されており、また、当該証券の市場価格は変動します。これらの証券が米国政府またはその他の主権国家の十分な信頼および信用により裏付けられているにもかかわらず、利息または元本の支払いを妨げる状況が生じる可能性があります。これにより、投資先ファンド、ひいてはファンドおよびその受益者が損失を被る可能性があります。政府機関は、自ら発行したソブリン債につきデフォルト（不払い）となる場合があります。ソブリン債の保有者（投資先ファンドを含みます。）は、かかるソブリン債の期間の変更に応じて、政府機関に対する更なるローンを行うことを要求される場合があります。政府機関によるデフォルト（不払い）となるソブリン債については、そのすべてまたは一部を回収することのできる破産手続はありません。一定の政府証券の価格は金利変動の影響を受ける場合があります。一定の政府証券の価格は金利変動の影響を受ける場合があります。政府証券は、同期間の満期を有する利払証券よりも大きな市場リスクにさらされる傾向があるゼロ・クーポン債を含む場合があります。インフレ率が低い期間において、政府証券の値上がりは制限される場合があります。

地方自治体の財務状況の変化により、当該地方自治体が期日が到来した利息および元本を支払うことが困難となる場合があります。近年、多くの地方自治体が深刻な財政問題を抱えており、景気が悪化した場合には、かかる地方自治体およびその他の地方自治体は、税収の減少および／または州および地方政府からの援助の縮小に起因する深刻な財政問題に引き続き直面する可能性があります。これにより、投資先ファンドの収益が減少し、または資本および流動性を維持する能力が影響を受ける可能性があります。

一定の状況において、州議会または地方自治体当局が利息の支払いのために資金を供給する場合を除き、地方債は利息を支払わないことがあります。一部の証券（地方自治体のリース債務を含みます。）は追加的なリスクを伴います。例えば、かかる証券は取引が困難であるか、または利払いが特定の収益源からのみに制限される場合があります。

一部の地方債が銀行およびその他の機関により担保または保証される場合があることから、銀行業界または金融業界が不況に陥った場合および／または保証を発行する機関の信用格付が全国的な格付機関により格下げされたかもしくはそのおそれがある場合、投資先ファンドへのリスクが高まる可能性があります。かかる事由が生じた場合、かかる地方債の価値は下落するか、または完全に価値を失う可能性があります。投資先ファンド

は、一般に有利な時期にかつ市場価格でかかる地方債を売却することが困難となるか、または売却することができない場合があります。

新発債

投資先ファンドは、新発債に投資することがあります。新たに発行される債券は、すでに多く取引されている既発債の価格と比べて、変動が大きく、価格変動の予想が困難な場合が多いものです。

ソブリン債危機に関するリスク

投資先ファンドは、ソブリン債に相当に投資することができます。一定の主権国家がその債務を支払い続けることができるかについて、懸念が広がっています。これにより、一定のヨーロッパの政府および米国政府の信用格付が格下げされました。世界経済は大いに相互に依存しており、ある主権国家によるデフォルト（不払い）の影響は、重大かつ広範囲に及ぶ場合があります、投資先ファンド（ならびに結果としてファンドおよび受益者）に大きな損失をもたらす可能性があります。

偶発転換証券に関するリスク

偶発転換証券は、あらかじめ定められた一定の条件に従います。条件が発動した場合（「トリガー事象」として一般に知られています。）、投資された元本金額は永久的に、または一時的に失われる可能性があり、または偶発転換証券は潜在的に割引価格で株式に転換されることがあります。偶発転換証券に係る利札の支払いは任意的で、発行体によっては停止される場合もあります。トリガー事象は個別に異なりますが、発行会社の資本割合が一定の水準に下がった場合や、発行体の株価が一定の期間、特定の水準を下回った場合などが含まれます。偶発転換証券の保有者は、同等の株式の保有者が被らない資本の損失を被る場合があります。また、資本損失のリスクは、市況が悪化した時に増大する場合があります。これは、発行会社の運用実績とは関連しない場合があります。偶発転換証券の終了および買戻しは所管当局の事前の承認を条件とするため、偶発転換証券に投資した金額が特定の日に払い戻される保証はありません。

資産担保证券、モーゲージ関連証券およびモーゲージバック証券に関するリスク

資産担保证券（サブプライムローン、会社売掛債権、住宅ローン、トラックローンおよび自動車ローンならびにクレジットカード債権にかかるものを含みます。）、モーゲージ関連証券およびモーゲージバック証券（サブプライムローンにかかるもの、変動金利モーゲージ・ローンにかかるもの、モーゲージ担保債務証書（政府機関および非政府機関）、分離型モーゲージバック証券（金利のみまたは元本のみ）、商業用モーゲージバック証券およびモーゲージ・パス・スルー証券（「TBA取引」のモーゲージバック証券を含みます。）を含みます。）は、一定の他のリスクにさらされます。これらの証券の価格は、住宅市場およびこれらの証券の裏付けとなる資産に影響を及ぼす要因の影響を受けます。その結果、信用市場の低迷もしくは凍結、金利の変動または市況の悪化が生じる時期には、モーゲージ関連証券および資産担保证券の価格は下落したり、評価が困難となったり、あるいはより価格変動が激しくなったり、または流動性が低下したりします。また、そのような時期には（あるいは通常の状況下においても）、これらの証券は繰上返済リスクおよび期限前償還リスクを負います。モーゲージその他の債務が繰上返済され、かつ証券が期限前償還された場合、投資先ファンドは、より低い利回りの証券に再投資しなければならないか、またはより高い金利であった証券に支払われた追加額（つまりプレミアム）を回収できない場合があります。その結果、予想外に投資資金を失い、かつ／または配当金および利回りの金額が減少します。金利が低下している期間には、投資先ファンドは、期間延長リスクにさらされる場合があります。また予想した時期よりも後に元本を受領する場合があります。金利が上昇している期間には、投資先ファンドはさらに大きな変動リスクにさらされる場合があります。これらの証券のうちには、裏付けとなる資産の一部またはすべてが担保にならないものがあり、その場合デフォルト（不払い）リスクにさらされます。モーゲージバック証券（いわゆる「サブプライムローン」にかかるものを含みます。）は、一般にデフォルト・リスクが相対的に高くなります。これらの証券の中には構造が複雑なものもあり、また他の種類の債務証券に比べ入手できる情報が少ないものもあります。

投資先ファンドは、モーゲージ担保債務証書に投資することができます。モーゲージ担保債務証書は複数の「クラス（階層）」で発行されており、各クラスは、個別の金利および／または最終支払期日を有する場合があります。より早い時期に最終支払期日を有するクラスは、元本の支払いを受け、または利息を得るにあたり一定の優先権を有する場合があります。その結果、投資先ファンドが投資するクラスのうちの一部のクラスの価値は、変動が大きくなり、かつ不払いリスクが高まる場合があります。I0（利息のみ）およびP0（元本のみ）モーゲージバック証券の価値は、他の種類のモーゲージ関連証券よりも変動が大きくなります。かかるモーゲージバック証券は、金利変動のみならず期限前償還の割合にも非常に敏感です。期限前償還の急速なまたは予想外の増加はI0モーゲージバック証券の価格を著しく低下させる可能性があり、期限前償還の急速なまたは予想外の減少はP0モーゲージバック証券に同様の影響を及ぼす可能性があります。また、取引量が減少する場合、即金払いの買い手を見つけることができない場合、または証券の再売却に関し法律上の規制が課される場合があることから、これらの商品の流動性が低下する場合があります。

商品に関するリスク

投資先ファンドによる商品連動スワップ契約および商品連動デリバティブ商品を含む商品関連商品（特定の商品、商品指数もしくは商品先物契約の価値または商品もしくは商品先物契約の組合せの価値に連動するもの等）への投資は、とりわけ、当該商品がレバレッジを伴う場合、従来型証券への投資よりも大きな変動にさらされる場合があります。商品連動デリバティブ商品の価格は、市場動向全般の変動、商品指標の変動性、金利変動または特定の産業もしくは商品に影響を及ぼす要因（干ばつ、洪水、天候、家畜病、禁輸措置、関税ならびに国際経済、政治および規制の進展等）により影響を受ける場合があります。

エネルギー業界は、石油およびその他のエネルギー燃料の価格および供給の変更、省エネルギー、探査プロジェクトの成功ならびに税金その他に関する政府規制、石油輸出国機構（以下「OPEC」といいます。）の方針ならびにOPEC加盟国間の関係およびOPECと石油輸入国との間の関係により著しく影響を受ける可能性があります。金属業界は、世界経済、金融および政治的な要因、資源の入手可能性、政府規制、景気サイクル、各国のインフレまたはインフレに関する予想の変化、金利、為替相場の変動、政府、中央銀行または国際機関による金属販売、投機、産業および商業上の需供の変化により生じる、短期間における突発的な価格変動により影響を受ける可能性があります。レバレッジを伴う商品連動デリバティブ商品は収益増加の機会を作りますが、同時に、より大きな損失の可能性（投資先ファンドの純資産総額が大きく変動する可能性）を作るため、投資先ファンドによるレバレッジの使用が成功するという保証はできません。

ロング/ショート株式戦略に関するリスク

ロング/ショート株式戦略は、通常、収益を得るため、かつ市場リスク全般を軽減させるために、過小評価されていると認められる証券を購入し、過大評価されていると認められる証券を売却することにより株式のロングおよびショート・ポジションの両方をとることを通じて、元本の値上がり益を生じさせることを追求します。副運用会社の分析が不正確であるかまたは不正確な情報に基づく場合、これらの投資対象は投資先ファンドに著しい損失を及ぼす場合があります。ロング/ショート戦略には、通常株式市場により過小評価（またはショート・ポジションの場合は過大評価）されている証券を見い出すことが伴いますので、本戦略の成功は、市場がそのような評価を証券価格にいずれ認めることに依拠せざるを得ません。市場が必ずしも価値を認めるとは限らず、また認めるまで長期間を要する場合もあり、これにより収益性が制限される場合があります。かかる期間において、ポジションは短期および長期の著しい価格変動にさらされる場合があります。また、ロング・ポジションおよびショート・ポジションは相関する場合もあれば相関しない場合もあり、ポートフォリオのロングおよびショートの両面において投資の損失を被る可能性があります。

マルチ・マネージャーに関するリスク

投資先ファンドの運用実績は、副運用会社の選定および監督ならびに副運用会社に対する投資先ファンドの資産配分についての、投資先ファンド運用会社の能力に左右されます。副運用会社の投資手法は、常に補完的とは限りません。投資先ファンド運用会社および/または副運用会社は、個々に独立する投資判断を下し、かつ相反する決定を下します。例えば、ある副運用会社が投資先ファンドのために証券を購入し、同時期に別の副運用会社が同一の証券を売却することにより、純投資の成果を挙げることなく費用が増加する可能性があります、また多数の副運用会社がそれぞれの取引をまとめることなく同時期に同一の証券を購入することにより、費用が増加する可能性があります。投資先ファンドの副運用会社の運用実績が市場全体の平均を下回り、投資先ファンドのために選定されていた可能性のある他の投資運用者の運用実績を下回り、かつ/または副運用会社が管理する戦略と類似するものを有するプライベート・インベストメント・ファンドの運用実績を下回る場合があります。投資先ファンド管理会社および投資先ファンド運用会社による投資先ファンドの投資プログラムの全般的な監督に従い、各投資先ファンド運用会社および副運用会社は、自己が管理する部分の投資先ファンドの資産につき、投資先ファンドの投資戦略および適用法を遵守することにつき責任を負います。

オポチュニスティック（機会追求）/マクロ戦略に関するリスク

投資先ファンドは、随時、価格設定、流動性プレミアム、規制上の障害または資本市場におけるその他の非効率性を利用した上で、マクロ経済の動向に基づきまたは好機を捉えて自己の資産の一部を投資することができます。かかる戦略の主たるリスクは、市場に生じた事象および市場動向を見出し利用する副運用会社の能力です。投資先ファンド運用会社または副運用会社が市場に生じた事象または市場動向を不正確に見出した場合、投資先ファンドは著しい損失を被る場合があります。

レラティブバリュー戦略に関するリスク

レラティブバリュー戦略の成功は、とりわけ、投資先ファンド運用会社または副運用会社が、資産の基本価値と市場価格との間の、または市場価格が相関して変動すると予想される一または複数の資産間の一市場価格の不当または一時的な差額を見出した上で、相対価値または価格が見い出された差額を縮める方向に変動すると予想し得る場合に、利益を得るためにかかる差額を利用するという投資先ファンド運用会社または副運用会社の能力に左右されます。レラティブバリュー戦略は、完全にまたは何ら利益を生み出さない場合があります、また例えば、契約価格が予想に向かって収斂せず、または予想から乖離したことにより、損失または大きな損失を被る場合があります。

また、投資先ファンド運用会社または副運用会社が追求し得る投資機会の発見および利用は、高い不確実性を伴います。投資機会をもたらす不当または一時的な価格または価値の差額として投資先ファンド運用会社または副運用会社が認めるものが、投資先ファンドが投資を行う期間内に消滅しない可能性が高い理由に基づく価格の差額に過ぎなかった場合、投資先ファンド運用会社または副運用会社が相対価格または価値が差額を縮める方向に変動すると予想することができなかった場合、または投資先ファンド運用会社または副運用会社が期待される差の関係の範囲を不正確に評価し、その結果、例えば投資先ファンドのロング・ポジションの価値が、投資先ファンドの持つ関連する資産におけるショート・ポジションの価値より遅い度合で上昇するようになった場合、投資先ファンドの期待収益は実現されず、外国投資証券の価格に悪影響を及ぼす損失を被る場合があります。

不動産証券に関するリスク

不動産証券全般（とりわけ、REIT）の価格は、不動産およびモーゲージ・ローンへの直接投資と同一のリスクを負います。かかるリスクには、不動産価格および財産税の変動への感応度、金利リスク、税務および規制上のリスク、賃料予定および運営費用の変化、地域的、地方的または全般的な市況の不利な変動、不動産市場の悪化ならびに賃借人および売主の財務状況の悪化、ゾーニング（目的別用途地域区分）、建物、環境その他に関する法律の不利な変更、予想外の修繕の必要性、エネルギーおよび環境に係る要因に要する費用の予想外の増加が含まれますがこれらに限られません。裏付けとなるモーゲージ・ローンは、予想した時期の前後を問わず生じるデフォルト（不払い）リスクまたは繰上返済リスクにさらされる場合があります、またかかるローンは、いわゆる「サブプライム」モーゲージ・ローンを含む場合があります。REITの価格は、発行体の管理能力および信用度に応じて上昇したり下落したりします。とりわけ、これらの証券の価格は、金利が上昇すれば下落する場合があります、また不動産市場、および裏付けとなる財産の管理の影響を受けます。REITは、他の種類のエクイティ証券と比べて値動きが激しく、かつ／またはより流動性が低い場合があります。投資先ファンドおよびその投資主（ならびにファンドおよびその受益者）は、投資先ファンド（およびファンド）の費用に加え、自己の投資先である各REITにより支払われる費用（運用報酬を含みます。）の比例相当分を間接的に負担します。

インフレ連動債務証券に関するリスク

インフレ連動債務証券は、インフレ率（実質金利）以外の要因により生じる市場の金利変動の影響を受けます。通常、インフレ連動債務証券の価格は、実質金利が上昇した時に下落する傾向にあり、実質金利が低下した時には上昇する可能性があります。インフレ連動債務証券の利息の支払いは予測することができず、元利金

のインフレ調整次第で変化します。投資先ファンドは満期まで元本を受領しないにもかかわらず、インフレ連動債務証券の元本金額の増加額は課税対象の通常所得とみなされます。

インフレ・インデックス債の場合、その元本価値はインフレ率に応じて定期的に調整されます。インフレを測定する指数が下落した場合、インフレ・インデックス債の元本価値は下方調整され、その結果、（より少額の元本金額に関して計算される）かかる証券に支払われる利息は減額されます。

使用されるインフレ物価指数が物品およびサービスの価値の実質インフレ率を正確に測定するという保証はできません。実際のインフレ率がインフレ指数率と異なった場合、投資先ファンドによるインフレ・インデックス債への投資は価値を失う場合があります。

変動利付証券

変動利付証券では、債務に支払われる金利が定期的に調整されます。変動利付証券は金利の上昇に対する一定の保護を投資先ファンドに提供しますが、投資先ファンドは、金利の低下にも影響されます。

投資会社およびETFに関するリスク

投資先ファンドは、投資会社またはこれに類似する集団投資商品に投資することができます。投資主（ファンドを含みます。）は、投資先ファンドの費用およびこれに類似する投資会社または集団投資商品の費用の両方につき自己の比例相当分を負担します。指数に連動するよう設計されたETF、クローズドエンド型ファンドまたは集団投資商品の価格および変動は、当該指数と連動せず、損失をもたらす場合があります。また、取引所で取引されるクローズドエンド型ファンドは、しばしば、その純資産価格より低い価格で取引されます（ディスカウントとしても知られています。）。一部の集団投資商品は、他の種類の投資対象に適用される、証券または商品に関する連邦法に基づく保護を受けていないため、取引相手方リスクまたは信用リスクにさらされる場合があります。一部のETFまたは集団投資商品の持分については活発な市場が存在しない場合があります、また、かかる持分は著しく流動性が低い場合があります。投資先ファンドがJPモルガンのファンドに投資する場合、投資先ファンド業務提供会社またはその関係会社が、JPモルガンのファンドに業務を提供し、当該JPモルガンのファンドから報酬を受領することから、投資先ファンド運用会社、関係する副運用会社およびそれぞれの関係会社は利益を享受することになります。

取引所で取引される一部のETF、クローズドエンド型ファンドまたは集団投資商品は、薄商いとなり、売り手が値付けした「売呼値」の価格と買い手が提示した「買呼値」の価格との間に大きな差が生じる場合があります。一部のクローズドエンド型ファンドまたは集団投資商品（特に取引所で取引されないもの）の持分については活発な市場が存在しない場合があります、また、かかる持分は著しく流動性が低い場合があります。

株式、確定利付証券、商品または通貨に投資を行うETF、その他の投資会社（クローズドエンド型ファンドを含みます。）および集団投資商品は、株式、確定利付証券、商品または通貨に直接投資した場合に付随するリスクにさらされます。

投資先ファンドは、レバレッジ型、インバース型またはインバース・レバレッジ型のETFに投資することができます。投資成果が原指数の運用成果とは逆になることを目指すETF（または投資成果に逆レバレッジがかかる、すなわち、逆の倍数となることを目指すETF）は、当該ETFのベンチマークの運用成果が上がると当該ETFの運用成果が下がり、投資成果が伝統的な投資ファンドとは反対になるリスクにさらされます。また、投資先ファンドが保有するETFは、レバレッジ（すなわち、借入れ）を利用してその投資対象資産を取得することができます。レバレッジは、その利用に特別なリスクが伴い、保有証券の価値に及ぼす影響が過大になる傾向があるため、レバレッジを利用するETFはレバレッジを利用しないETFに比べて変動性が高くなる場合があります。レバレッジ型、インバース型またはインバース・レバレッジ型のETFは、一般に、その目標を日次ベースで達成することを目指すため、かかるETFを1日を超える期間保有した場合、その期間中に当該ETFの収益が1日ごとに複利で発生することになり、これは、通常、当該期間（特に、ベンチマーク指数が大きく上下に変動している局面）における当該ETFの指数の収益に対する実際の倍数（または逆の倍数）とは異なります。

UCITS、UCI

投資先ファンドはその資産の一部またはすべてを他のUCITSおよびUCIに投資することができるため、ファンドが投資先ファンドに投資することによってか、または投資先ファンドが直接もしくはUCITSおよびUCIを通じて間接的に投資することによってかを問わず、本項に特定されるリスクが適用されます。投資先ファンドについての投資決定はファンドの決定とは独立して行われ、投資先ファンドが投資するUCITSおよびUCIについての決定は投資先ファンドから独立して行われ、また、投資先ファンド、一定のUCITSおよびUCIそれぞれが、同一の証券または同一の資産クラス、産業、通貨、国もしくは商品の銘柄に同時に投資する可能性があります。したがって、投資先ファンドのポートフォリオの効果的な分散が常に達成される保証はありません。投資先ファンドが投資するUCITSおよびUCIは、一定の報酬その他の費用の対象とされ、それらは投資先ファンドの純資産総額に反映されます。ただし、投資先ファンドが、管理会社、投資運用会社、投資先ファンド管理会社、投資先ファンド運用会社、JPモルガンに関連する副運用会社またはJPモルガンのその他のメンバーが管理するUCITSおよびUCIに投資する場合、初期手数料、転換もしくは買戻手数料、投資先ファンドの管理・顧問報酬または運営および管理事務費用が二重に課されることはありません。取引所で取引されるUCITSおよびUCIは、薄商いとなり、売り手が値付けした「売呼値」の価格と買い手が提示した「買呼値」の価格との間に大きな差が生じる場合があります。一定の種類のUCITSおよびUCIに投資する投資先ファンドは、他の種類の株式であればその所有に通常付される権利と同一の権利（取締役を選任する権利、配当を受領する権利または会社の株式の所有に通常付するその他の行為を行う権利を含みます。）を付与されない場合があります。

確定利付証券に関するリスク

確定利付証券への投資は金利の変動、業種の別、保証および信用度合による影響を受けます。低い格付の証券は、通常、かかる証券に伴う低い信用性および大きな債務不履行のリスクを補うために、高い格付の証券よりも高い利回りを提供します。低い格付の証券は、通常、主として一般的な金利水準の変動に反応する高い格付の証券と比べ、短期間の企業および市場の動向を大幅に反映する傾向があります。低い格付の証券に投資する投資家は少なく、最も有利な時点で当該証券の売買を行うことが困難な場合があります。「金利リスク」および「ハイイールド債およびディストレスト債に関するリスク」に記載されるリスクは、確定利付証券にも同様に適用されます。

その他の集団投資ファンドに関するリスク

投資先ファンドは、他の集団投資商品に投資することができます。集団投資商品は米国の登録投資会社ではなく、その多くはコモディティ・プールではないため、かかる種類の投資対象が証券に関する米国連邦法または商品に関する米国の法に基づき受けることのできる保護が受けられません。一例を挙げると、これらの集団投資商品は、米国の登録投資会社とは異なり、関連会社との取引の制限、持分の買戻義務または販売手数料の上限設定を定めた証券に関する米国連邦法の適用対象ではありません。これらの集団投資商品の持分は取引所で取引されることがあるものの、かかる持分については活発な市場が存在しない場合があります。また、かかる持分は著しく流動性が低い場合があります。投資先ファンドは、集団投資商品（ETC、コモディティ・プール、および商品または通貨を保有するリミテッド・パートナーシップまたはグラントー・トラストとして仕組まれたもの等、商品、通貨または商品先物を保有する集団投資商品を含みます。）に投資する場合、通常であれば他の種類の持分の所有に伴い付与される権利を有しません。一例を挙げると、これらの商品関連のグラントー・トラスト、ETCまたはリミテッド・パートナーシップの所有者は、通常であれば法人の株式の所有に伴い付与される取締役選任権、配当受領権またはその他の行為を行う権利を有しません。ETCまたはグラントー・トラストの持分を一定割合保有する者は、トラストの終了権を付与されるか、またはその他の権利を行使することができますが、いずれも小口投資家としての投資先ファンドには付与されないものです。これらの集団投資商品は、商品および通貨に直接投資した場合に付随するリスク（前記「商品に関するリスク」および後記「為替リスク」の項に記載されるリスクを含みます。）にさらされます。これらの集団投資商品の持分の市場価格は、裏付けとなる商品または通貨の価格と同様に予測が付きません。また、かかる持分の価値は、トラストの所有資産が失われ、損害を被り、または質が低下した場合に悪影響を受けることとなります。信託報酬および費用を支払う目的において、グラントー・トラストの持分により表章される商品または通貨は、信託期間中、かかる費用を支払うために必要なかかる裏付け商品または通貨の売却が行われることにより、その数が減少することとなります。裏付けとなる商品または通貨の価格がかかる減少を補うのに十分な程度に上昇しなかった場合、当該投資対象の価格は下落し、投資先ファンドおよびその結果としてファンドは、当該グラントー・トラストへの投資により損失を被ることとなります。商品および通貨に関連するグラントー・トラストは、パッシブ運用の投資商品です。これは、アクティブ運用の場合には回避可能なトラストにおける損失により、グラントー・トラストへの投資の価値が悪影響を受ける場合があることを意味します。

MLPに関するリスク

投資先ファンドは、スワップを通じて間接的に（取引所で取引されるリミテッド・パートナーシップの種類である）MLPに対するエクスポージャーを有することができます。MLPは、特に、鉱物または天然資源の採掘、産出、輸送または加工を行う業界を主な収入源としますが、エンターテインメント、研究開発、不動産およびその他のプロジェクトに出資する場合があります。MLPが保有する投資対象は相対的に流動性が低いことがあり、その場合には、MLPが経済情勢またはその他の状況の変化に応じて迅速にポートフォリオを変更する能力が制限されることとなります。また、MLPは資金源が限定される場合があり、MLPの証券も取引頻度が低く、取引量が限定的である場合があるため、より規模が大きく、または広範囲に拠点を有する会社の証券に比べて価

格変動が急激または不規則となることがあります。MLPは、前記「商品に関するリスク」に記載されるリスク全般、およびMLPが投資する特定の業界に付随するリスクにさらされます。MLPへの投資の価値は、天然資源関連の商品価格による直接の影響を受ける場合があります。また、商品価格の変動性および商品価格間の相関関係は、輸送、加工、保管または販売される商品の量に対する潜在的影響により、特定のMLPに間接的な影響を及ぼす可能性もあります。MLPへの投資は、MLPの運用成果および分配金が商品価格に直接関係しているとの市場の認識により悪影響を受けることがあります。また、MLPのマネージング・ジェネラル・パートナーは、MLPへの投資者に対する分配金の額および上昇率の増加に応じた成功報酬の分配を受ける場合があります。かかる報酬方式により、かかる報酬取決めがない場合に比べてマネージング・ジェネラル・パートナーがリスクの高いまたはより投機的な投資を行う誘因となる場合があります。

預託証券に関するリスク

投資先ファンドの投資対象は預託証券（スポンサーなしの預託証券を含みます。）の形式を取る場合があります。証券取引所への正式な上場が認められているか、または規制された市場で取引されている預託証券は、それが関連する証券が通常取引される市場の適格性にかかわらず、適格な譲渡可能証券とみなされる場合があります。スポンサーなしの預託証券は、スポンサー付き預託証券と比べて裏付けとなる発行体に関する情報をあまり提供しない場合があります、またスポンサー付き預託証券が有するものと同一の議決権を有さない場合があります。スポンサーなしの預託証券は、市場需要に応じて、原証券を発行する会社との正式な契約なく、または複数の預託機関により発行されます。

ローン・パーティシペーションおよびローン譲渡に関するリスク

投資先ファンドは、ローン・パーティシペーションおよびローン譲渡（投機的格付ローンまたは無格付の同等のものにかかるものを含みます。）に投資することができます。他の高利回り社債同様、かかるローンは、元利金の支払いについて大きなデフォルト（不払い）リスクおよび「金利リスク」および「ハイイールド債およびディストレスト債に関するリスク」に記載されるその他のリスクにさらされます。一定のローンは担保により保証されていますが、投資先ファンドはかかる担保の換金の遅れまたは制限に直面する場合があります、または投資先ファンドの持分が債権者の他の債務に劣後する場合があります。

投資先ファンドによる流動性の低い証券への投資にはその買付時において一定の制限がある場合がありますが、ローンについては、その買付時には流動性が高いとみなされても、その後流動性が低くなる場合があります。ローンによっては活発な取引市場が存在しない場合があります、一部のローンは、転売制限の適用対象となることがあります。ローンによっては活発な取引市場が存在しない場合があります、一部のローンは、転売制限の適用対象となることがあります。ローンを適時に処分できない場合、投資先ファンドおよび結果としてファンドに損失が生じる可能性があります。また、ローンの決済期間は、かかる投資対象に適用される標準的な決済スケジュールが存在しないため、不明確なものとなっています。

債務証券に関するリスク

一定の債務証券およびその利息は、組織化された取引所において通常取引されず、一定の銀行その他機関投資家により取引されることから、著しい流動性リスクおよび市場価格リスクを有します。かかる場合、かかる債務証券の主たる再売却の機会、限られた数の買い手との個別交渉取引となります。これにより、投資先ファンドが適時にかつ／または有利な価格で投資対象を処分する能力が制限される場合があります。債務証券のポジションを処分することができないことにより、投資先ファンドの損失（投資先ファンドの投資額全額を含みます。）をもたらす可能性があります。また、負債比率の高いまたは債務不履行にある会社の負債は、他の負債よりも流動性が低い場合があります。投資先ファンドが任意または意図せずに、そのような種類の債務証券における自己の持分を売却した場合、投資先ファンドは予想した金額を全額受領できない場合があります。

法人の債務証券に関するリスク

法人の債務証券は、社債その他これに類似する法人の債務証券（転換証券を含みます。）を含みますがこれらに限られません。債務証券は、付随するワラントと併せて取得することができます。また、法人の証券で利息収入を生むものは、優先株式または優先株の形式を含む場合があります。法人の債務証券の金利は固定または変動である場合があります、また基準相場に応じて上昇または低下する場合があります。債務の収益率または元本の返還は、異なる通貨間の為替相場に関連付けられるまたは連動する場合があります。

法人の債務証券は、発行体が債務にかかる元利返済を履行することができないリスクにさらされ、金利への感応度、発行体の信用度に関する市場の認識および市場の全般的な流動性といった要因による価格変動にもさらされる場合があります。金利が上昇した時、法人の債務証券の価格は下落すると予想されます。満期までの期間が長い債務証券は、満期までの期間が短い債務証券と比べ金利変動への感応度が高い傾向があります。

金融機関の債務証券に関するリスク

一定の金融機関は、市場に生じた事象により悪影響を受ける場合があります、再編成、他の金融機関との合併、（全体または一部の）国営化、政府介入または破産もしくは支払不能を余儀なくされる可能性があります。すべてのこれらの事象は、投資先ファンドに悪影響を及ぼし、投資先ファンドへの支払いの支障または完全な中止につながる場合があります。かかる事象は、世界的な信用市場危機を引き起こす場合もあり、投資先ファンドおよびその資産に大きな影響を及ぼす場合があります。投資者は、投資先ファンドの投資対象が、これらの金融機関の劣後債を構成する債券その他の債務証券を含む場合があることに留意すべきです。上記の事象が生じた場合、かかる劣後証券の保有者の債権は、かかる金融機関の上位債権者の債権に劣後することとなります。上位債権者の債権が完全に弁済または引当てられるまで、かかる劣後債その他の債務証券の保有に関して投資先ファンドへの支払は一切行われません。

発行日取引、後日受渡取引およびフォワード・コミットメント

投資先ファンドは、発行日取引で購入できる証券を購入することができ、当該証券を後日受渡しのために売買し、当該証券を将来の日付に確定された価格で購入する契約を締結することができます（フォワード・コミットメント）。当該購入が約定されている場合、投資先ファンドは、決済日まで、購入価格の支払いに十分な金額として、投資先ファンド運用会社または副運用会社が流動化すべきと決定した資産を、別個にして維持します。決済日前に証券の価格が下落した場合、発行日取引、後日受渡取引およびフォワード・コミットメントは損失リスクを伴います。当該リスクは、投資先ファンドの他の資産の価値が下落するリスクに追加的なものです。通常、投資先ファンドが購入を約束した証券について、証券の受渡しが行なわれる前に収益は生じません。

仕組み商品に関するリスク

投資先ファンドは、パーティシペーション・ノートや随時開発されるその他の仕組み商品等、株式等のエクイティ証券と類似する経済的特性を有する金融商品（以下「仕組み商品」といいます。）に投資することができます。仕組み商品とは、銀行、ブローカー・ディーラーまたはそれらの関連会社により発行される証券であり、特定の裏付けとなる株式または市場に連動するリターンを提供するように設計されています。

仕組み商品が満期まで保有された場合、発行体は、買い手に対し、必要な調整を行った上で満期時における裏付け金融商品の価値を支払います。特定の裏付けとなる証券または金融商品に連動する仕組み商品の保有者は、当該裏付けとなる証券または金融商品に関連して支払われる配当を受ける権利を有しますが、一般には、裏付けとなる証券または金融商品を直接所有していた場合に付与される議決権は付与されません。仕組み商品には取引手数料がかかります。さらに、仕組み商品の取引市場が形成されるとの保証はなく、また、仕組み商品の取引価格が追従しようとしている証券、金融商品または市場の潜在的価値と等しくなるとの保証もありません。エクイティ証券に直接投資する場合とは異なり、仕組み商品には、通常、期限または満期日が設定されており、投資先ファンドの取引回転率、取引手数料および租税債務が増加する可能性があります。

譲渡制限により、仕組み商品が取引される流通市場が他の証券の市場に比べて流動性が低い、または完全に流動性がない場合があります。投資先ファンドおよび結果としてファンドが誤った価格設定または不適切な評価を受けるリスクにさらされることがあります。仕組み商品は、通常、その発行体である銀行、ブローカー・ディーラーまたはそれらの関係する関連会社にかかる一般的な無担保の契約上の債務を構成し、投資先ファンドは取引相手方リスクにさらされることとなります（そして、かかるリスクは、投資先ファンドが少数の発行体からのみ仕組み商品を買付けた場合に増大することがあります。）。また、仕組み商品は、追従しようとしている裏付けとなる証券、金融商品または市場に直接投資した場合に付随するのと同じリスクにもさらされます。

仕組み商品

仕組み商品への投資は、裏付け資産への直接投資に起因するリスクに加え、追加的なリスクが伴う場合があります。投資先ファンドが仕組み商品への投資を行う場合、裏付け資産の価値（通貨（または通貨バスケット）、株式、債券、商品指数その他の適格な指数を含みますが、これらに限定されません。）の変動のみならず、仕組み商品の発行体が債務不履行に陥ったり破産したりするリスクにもさらされます。投資先ファンドは、仕組み商品に関して、自己資金投資、および投資の継続期間中に受領が見込まれる定期的な支払金の損失のリスクを負う場合があります。また、仕組み商品には流動性のある流通市場が存在しない場合があります。かかる流通市場が形成される保証もありません。流動性のある流通市場の欠如により、投資先ファンドが保有する仕組み商品を売却することが困難になるおそれがあります。

仕組み商品にはレバレッジがかけられていることがあり、それによって仕組み商品の価格がより不安定になったり、仕組み商品の価値が裏付け資産の価値よりも低下したりする場合があります。

クレジット・リンク債（CLN）

CLNは、（債券等の）参照クレジット商品に信用リスクを結びつけた仕組み商品です。CLNへの投資により、投資先ファンドは、参照クレジットが格下げされたりデフォルト（不払い）に陥ったりするリスクにさらされ、また、発行体がデフォルト（不払い）に陥り、債券の市場価値を完全に失うリスクにもさらされる場合があります。

技術関連会社

技術関連会社への投資は、技術会社は本質的に評価することが困難で、株価が変動する可能性が大きいため、他の投資に比べて価値が大きく変動する場合があります。

デリバティブ取引

金融派生商品または「デリバティブ取引」には、一つまたは複数の有価証券、金融指標または指数を原資産として、その価値が原資産に連動する金融商品および契約が含まれます。デリバティブ取引により、投資家は一般に、原資産の取得、借入れまたは空売りにかかるわずかな対価で特定の証券、金融指標または指数の価格変動をヘッジする、またはその運用成果を追求することができます。デリバティブ取引の価値は、原資産の価格変動に大きく依存します。したがって、原資産の取引に伴うリスクの多くは、デリバティブ取引にも当てはまります。

デリバティブ取引に関する投資ガイドラインの違反となる場合を除き、投資先ファンドは、自己の資産の効率的な運用のための投資戦略としてデリバティブ取引を用いることができます。デリバティブ取引により、投資先ファンドは他の種類の商品より早く、かつ効率的にその投資リスクの取得状況を上昇または低下させることができます。ただし、デリバティブ取引には様々な大きなリスクが伴います。デリバティブ取引のうちには、米国内の取引所で決済されることにより規制による監視が及んでいるものもありますが、店頭市場（相対取引）により取引リスクにさらされるものもあります。デリバティブ取引に付随する追加リスクには、以下のリスクが含まれます。

- ・信用リスク

取引相手方が、投資先ファンドに対する金融債務を履行することができないリスク

- ・レバレッジリスク

比較的小さい市場の動きが、投資対象の価値を大きく変動させる可能性があるという、一定の種類の投資対象または投資戦略に伴うリスク。レバレッジを伴う一定の投資対象または投資戦略は、当初の投資額を大きく上回る損失をもたらすことがあります。

- ・流動性リスク

一部の証券につき、売り手が売却したい時期において、または売り手が当該証券には現在その価値があるとする価格において、売却することが困難または不可能になる場合があるというリスク。ボラティリティ（価格変動の大きさ）が大きい市場では、投資先ファンドが損失を負わずにポジションを手仕舞うことができない場合があります。さらに、投資先ファンドがデリバティブ取引を行う取引所における日々の値幅制限および投機的ポジション制限により、ポジションの有利な清算が妨げられ、投資先ファンドがさらなる損失可能性にさらされる場合があります。

- ・トラッキングリスク

デリバティブ取引の価格変動とヘッジしようとする対象投資資産の価格変動の間の相関の変化が、投資先ファンドの意図されたヘッジ効果の達成を妨げる、または投資先ファンドに損失を与えるリスク。

- ・店頭取引リスク

取引所で取引されていない商品に係る債務者の不履行リスクは、取引所で取引される商品に付随するリスクより大きくなる場合があります。また、投資先ファンドがかかる商品を処分するまたは当該商品に関する反対売買を行うことが、取引所で取引される商品に比べて容易でない場合があります。さらに、取引所で取引されていないデリバティブ取引の「買呼値」と「売呼値」の間に大幅な差が生じる場合があります。また、取引所で取引されていないデリバティブ取引は、取引所で取引される取引と同種の政府規制に服するものではなく、取引所取引のような規制のある状況下で参加者に提供される保護の多くが受けられない場合があります。

最近の規制改革は、ファンドがヘッジ目的でデリバティブ取引を用いる能力に影響を及ぼす可能性があります。

取引所で取引されるデリバティブ取引の特定のリスク - 取引の停止

各証券取引所または商品契約市場は、通常、上場しているすべての証券または商品の取引を停止または制限する権利を有します。かかる停止により、投資先ファンドがポジションを流動化することができなくなり、そ

れにより、ファンドが外国投資証券を買い戻す能力の喪失および延期のリスクにさらされる可能性があります。

欧州市場インフラ規制

欧州市場インフラ規制 - EUで現在有効な、店頭デリバティブ、中央清算機関および取引情報蓄積機関に関するEU規制第648 / 2012号（EMIR）は、一定の適格な店頭デリバティブ契約の規制された中央清算機関への決済のための提出を要求すること（決済義務）、また、登録された取引情報蓄積機関への店頭デリバティブ契約および上場デリバティブ（ETD）契約の一定の詳細の報告を義務付けること（報告義務）により、デリバティブ契約に関する要件を導入します。さらに、EMIRは、未決済の店頭取引に関する担保の差入れを含む、強制決済の対象ではない店頭デリバティブ契約に関してオペレーショナル・リスクおよび取引相手方リスクを測定し、監視し、軽減するための適切な手順および取決めに係る要件（リスク軽減に係る要件）を課します。決済義務および未決済の店頭取引に関して担保を差し入れる要件は、数年に亘って段階的に課されており、これらの長期的な影響を予想するのは困難ですが、おそらく店頭デリバティブ契約および上場デリバティブ（ETD）契約の締結および維持に関する全体的な費用が増加する結果となると考えられます。

証券金融取引規制（SFTR）

SFTRは2016年1月12日にEUにおいて発効し、「証券金融取引」について一定の要件を導入しています。かかる要件には、とりわけ、適用ある金融カウンターパーティと非金融カウンターパーティの間に締結された「証券金融取引」および証券金融取引の変更または終了について、取引情報蓄積機関へ報告することが含まれます。「証券金融取引」には、レポ取引、リバース・レポ契約、TRS、証券または商品貸付取引、買戻および売戻取引ならびにマージン貸付取引が含まれます。証券金融取引は幅広く定義されており、よって、典型的に証券金融取引と考えられる取引以外にも、対象とされる可能性のある取引が潜在的に広範に存在します。投資先ファンドの投資戦略の構築および実行に際し（効率的なポートフォリオ運用の実施を含みます。）、投資先ファンドは証券金融取引を利用する場合があります。

証券金融取引その他効率的なポートフォリオの運用手法から生じるすべての収益は、生じた直接および間接的な運営経費および報酬を控除後、投資先ファンドに返還されなければなりません。かかる直接および間接的な運営経費および報酬は、レポ / リバース・レポおよび / またはTRS契約の取引相手方に支払われるべき報酬および費用を含みます。レポの取引相手方にかかる報酬および費用は、通常の商業レートにより（もしあれば）付加価値税とともに支払われ、投資先ファンドにより負担されます。投資先ファンドに生じた収益ならびに付随する直接または間接的な運営経費および報酬、ならびに随時投資先ファンドにより利用される特定のレポ / リバース・レポ契約またはTRS契約の取引相手方の身元の詳細は、投資先ファンドの年次報告書に記載されるものとします。

投資先ファンド運用会社および / または副運用会社は、取引相手方の選択において適切なデューディリジェンスを実施します。証券金融取引の取引相手方は、取引相手方承認プロセスの対象となります。このプロセスを経ることにより、規制監督および法域、運用、自己資本比率および支払能力比率、過去の財務成績、信用格付、親会社の経営状態、取引相手方の法人の債務証券を監視することで得られる市場が示唆するデフォルト（不払い）の可能性、取引相手方およびその法人の債務証券を参照するクレジット・デフォルト・スワップ取引ならびに取引相手方の株価などの多くのリスク要因および評判に関する要因が十分に考慮される形となります。証券金融取引は、少なくとも投資先ファンドの評価日毎に値洗いされます。

権原の移転により投資先ファンドが取引相手方から受領した資産（証券金融取引、店頭デリバティブ取引またはその他の取引に関するかを問いません。）は、原則として、投資先ファンドの保管受託銀行により保有されなければならない。投資先ファンド運用会社および / または副運用会社の指図において、投資先ファンドがこれを使用することができます。権原の移転により投資先ファンドが提供した資産は、投資先ファンドの帰属から外れ、その保管ネットワークの外に移動されるものとします。取引相手方は、その絶対的な裁量により当該資産を使用することができます。権原の移転によらずに取引相手方へ提供された資産は、投資先ファンドの保

管受託銀行により保有されるものとします。投資先ファンドによる証券金融取引（TRSおよびレボ契約を含みます。）の使用について考えられる制限は、ファンドへ提供されます。

担保の提供

SFTRは、「担保提供に係る取り決め」に基づき担保として受領される金融商品の再利用に係る制限および開示要件も導入しています。証券金融取引は担保提供を構成することができますが、担保の再利用に関する規定は証券金融取引に制限されておらず、実際にはより広範な担保市場に関連することに留意することが重要です。資産の種類、発行体、満期、流動性ならびに担保の分散および相關方針につき投資先ファンドにより受け入れ可能な担保ならびに担保の再利用に係る制限についての詳細は、投資前にファンドへ提供されます。

トータル・リターン・スワップに関するリスク

投資先ファンドは、デリバティブ全般に付随するリスクのほか、トータル・リターン・スワップを含むスワップ契約に関連するリスクにさらされる場合があります。トータル・リターン・スワップとは、一方当事者が、特定の期間中、固定金利もしくは変動金利または他の原資産からの総収益に応じて定期的に支払いを行うことと引き換えに、原資産（指定された証券、証券バスケットまたは証券指数が含まれる場合があります。）の市場価値の変動に応じて定期的に支払いを行うことに同意する契約をいいます。トータル・リターン・スワップは、証券または市場を所有または物理的に保管することなく当該証券または市場に対するエクスポージャーを獲得する目的で利用される場合があります。また、望ましいエクスポージャーを獲得するためにロングとショート両方のポジションをとる目的で利用される場合もあります。スワップ契約は取引所で取引されず、投資先ファンドとスワップ取引相手方がそれぞれ本人として締結する私的契約であるため、投資先ファンドは、取引相手方が債務不履行に陥った場合に損失を被り、または資産の回収が遅延することがあります。投資先ファンドの収益はスワップに付随する手数料の金額分が減少し、また、投資先ファンドおよび結果としてファンドの損失はかかる手数料の金額分が増加することとなり、その手数料は多額になる場合があります。さらに、スワップが、その期限に従い、または規制上の変更により、投資先ファンドおよび結果としてファンドまたは取引相手方により終了されるリスクがあります。スワップが終了することとなった場合、投資先ファンドは、その投資戦略を採用できず、損失を被ることがあります。投資先ファンドは、その保管銀行において、スワップ契約に基づく自らの債務の引当てとして十分な金額の流動資産を分別するか、または確保しておくものとします。

クレジット・デフォルト・スワップ取引

デリバティブ取引に関する投資ガイドラインへの違反となる場合を除き、投資先ファンドは、相対取引でクレジット・デリバティブ取引（主にクレジット・デフォルト・スワップ取引）の売買を行うことができます。典型的なクレジット・デフォルト・スワップ取引契約は、特定の参照法主体が特定の信用力に影響する事由（信用事由）に陥った場合に、売り手が買い手に対し、契約の想定元本と、参照法主体により発行されかつ買い手から売り手に引渡可能な証券のポートフォリオ価額との差額を支払うことを要求します。その代わり、買い手は契約の額面金額の一定率に等しい定期的な支払いを行うことに合意します。

クレジット・デフォルト・スワップ取引の買い手として、投資先ファンドは一定のリスクにさらされます。投資先ファンドがクレジット・デフォルト・スワップ取引の買い手である場合、第三者である負債性商品の発行体による債務不履行が生じた場合、投資先ファンドはスワップ取引の取引相手方から参照債務にかかる合意済みの価額（または額面）を受領する権利を有します。対価として、投資先ファンドは、不履行事由が生じなければ、スワップ取引の存続期間中、定期的な一連の固定金額の支払いを取引相手方に行い、その場合、投資先ファンドはスワップ取引に基づく利益を受けません。投資先ファンドが、クレジット・デフォルト・スワップ取引において引渡可能な債務証券を保持していない場合、投資先ファンドは、引渡可能証券が市場で入手できない、または有利でない価格でしか入手できないというリスク（いわゆる「ショート・スクイーズ」の状況）にさらされます。発行体の不履行またはリストラクチャリングという一定の場合においては、売り手の支払債務の引き金となる「信用事由」が生じているか否かは、業界で使われているクレジット・デフォルト・ス

ワップ取引用の標準的な契約書面において明確ではありません。いずれの場合においても、投資先ファンドは、参照法主体の不履行の際にクレジット・デフォルト・スワップ取引の価値の全額を得ることはできないものと思われます。

クレジット・デフォルト・スワップ取引の売り手として、投資先ファンドは、参照法主体の信用力に対して増幅（レバレッジ）されたリスクの状況にさらされ、参照法主体が発行する債務証券を保有する場合に負担するのと同等のリスクの大部分にさらされます。しかし、投資先ファンドは参照法主体に対して法的な遡及権を有さず、参照法主体の債務を保証する担保から利益を得ません。さらに、クレジット・デフォルト・スワップ取引の買い手は、信用事由の後にどの参照法主体の債務を投資先ファンドに引き渡すかを選択する幅広い裁量権を有し、投資先ファンドの支払義務を最大限利用するために最も低い市場価値の債務を選択する可能性があります。さらに、クレジット・デフォルト・スワップ取引市場は、流動性が低い市場であることがあります。

先物取引

デリバティブ取引に関する投資ガイドラインの違反となる場合を除き、投資先ファンドは、ヘッジ目的で先物取引または先物取引のオプション取引を行うことができます。先物取引は、先物取次業者（本項において「FCM」といいます。）を通じて執行および決済が行われ、かかるFCMは、提供サービスに対する報酬を受領します。FCMの選定は、一般に、当該FCMにより提供される執行その他サービス（調査サービスを含みますが、これに限られません。）の全体的な質に基づきます。先物契約を締結する場合、投資先ファンドは、契約額に対する一定の割合に相当する額の現金または現金等価物をFCMに差し入れるか、またはこれらをFCMの口座に入金することが要求されます。投資先ファンドは、当該契約の価値の日々の変動に応じて、毎日、当該契約に関する追加の支払いを行い、または債権を取得しもしくは負債を負います。

先物価格は非常に変動が激しい可能性があります。先物取引およびオプション取引において通常要求される証拠金は少額であるため、先物取引勘定には一般的に極めて高度のレバレッジがかかっています。したがって、先物契約の比較的わずかな価格変動が、投資家に多額の損失をもたらす場合があります。他のレバレッジされている投資対象と同様、先物取引は、投資額を上回る損失をもたらす場合があります。

一部の商品取引所は、「1日当たりの値幅制限」または「値幅制限」と呼ばれる規則により、特定の先物契約価格の一日における値幅を制限しているため、先物ポジションが流動性に欠ける場合があります。かかる値幅制限に基づき、ある一取引日において、値幅制限を超える価格で取引を執行することはできません。一旦特定の先物契約の価格が値幅制限に相当する金額分増減すると、当該契約におけるポジションは、トレーダーが当該制限以内で取引を実行する意思がない限り、獲得または清算することができません。先物価格は、時に、連続する数日間において値幅制限を超えて変動し、ほとんどまたは全く取引が行われなかったことがあります。

外国為替先物予約取引

ファンドおよび投資先ファンドは、外国為替先物予約取引を用いることができます。外国為替先物予約取引は、将来の指定された日において特定の通貨を購入または売却することを契約上拘束する義務です。外国為替先物予約取引は、通貨が引き渡される量または時期に関して同一ではなく、また、取引所では取引されません。外国為替先物予約取引はむしろ、他の店頭デリバティブ取引より一般的に正式な文書が少ない、個別に取引決められる取引です。かかる市場において日々の値動きは制限されておらず、例外的な状況において、特定の銀行が外国為替先物予約取引の値付けを行うことを拒絶していた、または非常に広いスプレッド（銀行が売買する用意がある価格）で値付けを行っていた時期がありました。外国為替先物予約取引は、規制機関により規制されておらず、また、取引所または決済機構により保証されていません。ファンドおよび投資先ファンドは、取引相手方がかかる契約を履行できないリスクまたはかかる契約の履行を拒否するリスクにさらされます。当該不履行は、利益が得られる可能性を排除し、ファンドおよび投資先ファンドがその時点の市場価格によって（もしできれば）転売または買戻しにより自己の契約額をカバーする取引を行うことを強いることとな

ります。かかる事象は、結果として多額の損失を招く可能性があります。投資家は、円ヘッジありクラスA受益証券および円ヘッジありクラスB受益証券に関して執行される外国為替先物予約取引が日本証券業協会規則上の「デリバティブ取引」に該当しないため、デリバティブ取引に関する投資制限はいずれも、かかる外国為替先物予約取引に適用されないことに留意すべきです。

取引所外取引

デリバティブ取引に関する投資ガイドラインに違反する場合を除き、投資先ファンドは、取引所外取引（スポット（直物）取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引、店頭取引証券およびローン契約にかかるものを含みますが、これらに限られません。）を行うことができます。投資先ファンドは、合意された期間中に特定の証券もしくは商品または確定利付証券の決められた数量の平均変動価格と特定の固定価格を交換する取引で主に構成されるスワップ取引も行うことができ、かつ市場性が確実にある場合は現物商品も購入します。取引所外契約は、いずれの取引所からも保証されず、一般的にいずれの決済機構からも保証されません。さらに、取引に精通した者同士の取引所外契約は一般的に直接の規制の対象ではありません。したがって、これらの契約における取引は、規制取引所における先物取引またはオプション取引より高いリスク（取引相手方の義務不履行リスクを含みますがこれに限られません。）にさらされます。取引相手方は一般的には担保を供する必要はありません。取引所外取引は、取引相手方が特定の契約を締結する法的能力がないこと、またはある種の契約が違法または執行不可能と宣言される等の法的リスクにもさらされます。

コール・オプションおよびプット・オプション

デリバティブ取引に関する投資ガイドラインに違反する場合を除き、投資先ファンドは、様々な資産の種類についてのオプションを売買することができ、それにはコール・オプションと共にプット・オプションが含まれます。カバード・コール・オプションの売り手は、原証券の購入価格からコール・オプションにより受領したプレミアムを控除したものより低い水準に原証券の市場価格が下落するリスクを負います。カバード・コール・オプションの売り手はまた、原証券の価格がコール行使価格を上回った場合に利益を得る機会を放棄します。カバー取引をしていないコール・オプションの売り手は、コール・オプションの買い手に対する義務を履行するために、原証券を一般市場を通じて不利な条件で購入することとなる追加的なリスクを負います。プットまたはコール・オプションの買い手はオプションに投資されたプレミアムを失うリスクを負います。

投資先ファンドは、プット・オプションの売買に参加することができ、それに付随するリスクが存在します。カバーされているプット・オプション（売り手が原証券のショート・ポジションを保持している場合等）の売り手は、原証券の市場価格が（ショート・ポジションを構築する際に）原証券の売却価格に受領プレミアムを加算した額を上回るリスクを負い、原証券の価格がオプション行使価格を下回った場合に利益を得る機会を放棄します。プット・オプションの販売者が、売却されたオプション行使価格と等しいまたはこれを上回る権利行使価格で、同じ単位数をカバーするプット・オプションを保有する場合、売却されたオプションと同時かまたはそれより後に保有するオプションの行使期限が満了するときは、ポジションは完全にヘッジされています。カバーされていないプット・オプションの売り手は、原証券の市場価格がオプション行使価格を下回るリスクを負います。プット・オプションの買い手は、プット・オプションに対する投資の全額を失うリスクを負います。プット・オプションの買い手が原証券を保有する場合、当該プット・オプションの損失は、原証券から生じる利益によりその全部または一部が相殺されます。

スワップ取引

ファンドまたは投資先ファンドが、取引相手方との間でスワップの形式のデリバティブ取引を締結する場合、当該取引相手方は、参照先の裏付けとなる資産または金利の想定上の所有者が受領するであろう現金額に基づく金額をファンドまたは投資先ファンドに支払う義務を負います。関連する取引相手方が、関連する権利自体を保有することにより自己の債務をヘッジしているのか、またはヘッジ戦略を有しているかは、明確ではありません。ファンドまたは投資先ファンドは、参照先の裏付けとなる資産または金利に関し財産権を有する

ことはなく、また当該裏付けとなる資産または金利を要求することはできません。ファンドまたは投資先ファンドはむしろ、スワップ契約文書の条件に基づき、参照金額の支払いに関して契約上の権利を有します。スワップの取決めは、ファンドまたは投資先ファンドが様々なリスク（上記「デリバティブ取引」に記載されるリスク要因を含みます。）にさらされるデリバティブ取引となります。

レボ（再売買）契約

投資先ファンドは、レボ（再売買）取引において証券の売り手となる場合があり、その場合取引相手方は同等の証券を投資先ファンドに対して後日売却することに合意します。レボ契約における証券の譲受人による債務不履行の場合、譲渡人としての投資先ファンドは、要求したときに譲受人が証券を引き渡さないというリスクを負います。返還されない証券の価値を補うためには、代わりに受け取っている現金では不十分である場合があります。

反対に、投資先ファンドが証券を購入したレボ契約の取引相手方に破産またはその他の債務不履行があった場合、証券の譲受人である投資先ファンドは契約対象の証券の清算の遅延にみまわれる可能性があり、その結果、以下（これらに限られません。）を含む損失を被る可能性があります。

- （a）投資先ファンドがその権利の行使を追求する期間中における担保の価値の下落の可能性
- （b）利益が通常のレベルを下回る可能性および当該期間中に利益を得られない可能性
- （c）かかる権利の行使に係る費用

投資先ファンドは、取引相手方によって生じ、求償する損失に関して、かかる取引相手方の一般債権者として扱われます。

カタストロフィ債

投資先ファンドは、カタストロフィ債に投資することがあります。これは、特定のトリガー事象が発生しなかった否かによって元本の返済および利息の支払いが左右される債務証券の一種です。カタストロフィ債とは、その収益が特定の種類の保険リスク（火災および爆発、ハリケーン、地震、暴風、異常温度状況、テロ行為ならびに海上、原子力および航空災害を含みますがこれらに限られません。）に結び付けられる保険ベースの金融商品をいいます。カタストロフィ（大災害等）事由の種類、頻度および深刻さを予測またはモデル化することが困難なため、かかる金融商品についての投資における期待収益を算出することは困難です。また、ここ数年、世界の一部においては気象パターンおよび気候の変化も加わったことで自然災害を予測することができなくなり、またその発生頻度が上昇していることから、将来の動向やリスクを保有する度合に対する不確実性が発生しています。気候の変化またはその他の事由により悪化している様々な環境要因により保険損害の可能性が増加した場合（とりわけ、かかる損害が市場参加者、規制当局またはその他の利害関係者の予想および事前の見積額を上回った場合）、市場および投資先ファンドは悪影響を受ける場合があります。投資先ファンドのカタストロフィ債への投資は、一または複数の種類のリスクに集中する場合があります、この場合、一つの災害もしくはその他の保険事故または一つの投資ポジションの不利な価格変動が投資先ファンド（ひいてはファンド）に及ぼす全般的な悪影響は、投資先ファンドの保険ベースの投資対象がより分散化していた場合と比べて相当大きくなる可能性があります。

トリガー事象が発生する確率の計算に用いられるモデルが正確でない、および／またはトリガー事象の発生可能性を低く見積もるリスクがあります。これにより、元本および／または利息を失うことがより多くなったり、予想を上回る損失額が生じたりする場合があります。

トリガー事象が発生した場合、投資先ファンドは、投資元本および／またはかかるカタストロフィ債から発生した利息の一部または全部を失うことがあります。損失額は、当該カタストロフィ債の発行体ではなく、独立した第三者が当該債券の要項に従って算定します。また、トリガー事象に関して紛争が生じた場合、当該債券の元本の返済および／または利息の支払いが遅延することがあります。投資先ファンドは、カタストロフィ債で指定された種類および規模のトリガー事象が発生しない限り、元本の返済および利息の支払いを受けることができます。カタストロフィ債は、トリガー事象が発生したまたは発生したと思われる場合に損失に関する請求の手続きおよび精査を行うために、発行体またはスポンサーの裁量による強制または任意の償還延期が定められていることがあります。償還延期により、ボラティリティが大きくなる場合があります。カタストロフィ債は、トリガー事象の発生可能性の程度に応じて信用格付機関が格付けを行うことがあり、通常は投資適

格未満の格付けが付与されます（または無格付けの場合であっても、投資適格未満に相当するとみなされます）。

取引相手方リスク

投資先ファンドは、取引相手方が支払不能、破産またはその他の理由により、取引所で取引されていない金融商品を含む取引についてその義務を履行することができないリスク（以下「**取引相手方リスク**」といいます。）にさらされる場合があります。かかる市場の参加者は、通常、「取引所ベース」の市場の構成員として信用評価および規制上の監視の対象となりません。このことにより、投資先ファンドは、取引相手方の信用もしくは流動性、取引相手方の財務および運営上の健全性および信用度ならびに／または（善意が否かにかかわらず）契約の条件に関する紛争に関するリスクを原因として、取引相手方が条件に従って取引を決済しないリスクにさらされます。取引相手方による不履行により、投資先ファンドは、無制限の損害を被る可能性があります。投資先ファンドは、投資先ファンドが当該取引相手方に対し求償する損害について、当該取引相手方の一般債権者としてみなされるか、またはさらに劣後する場合があります。これらのリスクは、決済機関による保証、日々の値洗いおよび決済、ならびに仲介業者に適用される分別管理および最低資本金要件で一般に保護されている取引所での取引に伴うリスクとは大きく異なっています。二当事者間で直接行われる取引は、一般にかかる保護の恩恵を受けず、当事者を取引相手方の不履行のリスクにさらします。

投資先ファンドが取引相手方に対する証拠金またはその他の担保の差入れを要求される場合、投資先ファンドはこれらの証拠金または担保の額に関連して取引相手方の無担保信用リスクにさらされる場合があります。

何らかの事象が決済を妨げる場合、または投資先ファンドが単独もしくは少数の取引相手方に集中して取引を行う場合、契約の満期までの期間が長い契約ほど取引相手方リスクは大きくなります。投資先ファンドが一または複数の取引相手方と取引することができること、および決済を容易にする規制市場の不在は、投資先ファンドが損失を被る可能性を高める場合があります。投資先ファンドは、特定の取引相手方との取引を制限されておらず、また単独の取引相手方に取引の一部または全部を集中させることも制限されることはありません。そのような取引相手方の集中が潜在的にありえることにより、投資先ファンドは著しい損失を被る可能性があります。

投資先ファンドが行う取引は、米国の各種取引所で執行することができ、各種決済機関、保管機関および預託機関を通じて決済および清算を行うことができます。投資先ファンドは、投資先ファンド運用会社または副運用会社が健全と考える法主体を通じて取引の執行、決済および清算を行うよう努めますが、かかる法主体による債務不履行が投資先ファンド、ひいてはファンドに損失をもたらさないとの保証はありません。

証券その他商品が「代金引換の引渡し（DVP）」によらずに取引される特定の市場においては、投資先ファンドは、引渡した証券その他の商品についての代金を適時に受け取れないか、代金を支払った証券の引渡しを受けられない可能性があり、また、取引相手方が支払期限到来時に支払を行えないか、完全に支払不能となる追加的リスクにさらされる可能性があります。

投資先ファンド運用会社および／または副運用会社は既知の取引相手方リスクを軽減することを意図しますが、かかるリスクは予測が不可能であり、最近の実例を考えると、予測できないか、またはそれ以外にも適切に対応できない場合があります。世界の金融市場に起こっていることをみれば、現在の環境が金融機関およびその他の市場参加者（投資先ファンドを含みますが、これに限られません。）の異常な不確実性の一つを表わしており、かかる不確実性は、資本市場の機能、投資先ファンド、ひいてはファンドの業務および運用に重大な悪影響を及ぼしてきており、将来も及ぼす可能性があります。

金利リスク

証券の価額は、金利の一般的な水準が変動するにつれて変動します。金利が低下すると、確定利付証券の価額は上昇することが予想されます。反対に、金利が上昇すると、当該証券の価額は一般に下落することが予想されます。近年の歴史的な低金利の環境を考慮すると、金利上昇に伴うリスクが非常に高くなっており、その

結果、投資収益および投資者によって実現される収益に悪影響を及ぼす可能性がある点に投資者は留意すべきです。

クレジット・スプレッド・リスク

投資先ファンドの投資対象の価値は、クレジット・スプレッドの変動により悪影響を受けることがあります。債務証券のクレジット・スプレッドとは、当該債券の利回りと同じ満期を有する無リスク投資対象の利回りとの差をいいます。投資先ファンドのポートフォリオ内にある商品のクレジット・スプレッドは、金利の変動に連れて、および／または特定の証券に関連するか、または関連しないその他の要因の変化（対象となる証券の発行体の財務状態に影響を与える経済的または商業的な要因の変化を含みますが、これに限られません。）に連れて変動することがあります。これにより、証券の価額が変動することがあります。

回収率リスク

回収率は、投資先ファンドの投資対象の価値に、二通りの方法で影響を及ぼすことがあります。投資先ファンドが投資を行う可能性のある特定の負債性商品にかかる取引の価値は、時価評価モデルの中で用いられる回収率に影響を受ける可能性があります。参照法主体の大多数には市場の標準的な仮定が存在しますが、かかる標準的な仮定を持たない法人も多く存在します。回収率の仮定は、債務不履行の可能性が高いと認識されている参照法主体については標準的な仮定から著しく変動する可能性があります。

クレジット・デリバティブ取引の決済に用いられる回収率は、モデル想定回収率および法人の債務証券の現物への投資により達成される可能性のある回収率の両方と著しく異なることがあります。これらの差異は、投資先ファンドの投資対象の価値に影響を与えることがあります。

空売り

投資先ファンドは証券を空売りすることができます。一定の市況においては、空売りを実行するために借り入れる証券の利用可能性が制限される場合があり、また、借り入れた証券を返却する必要がある際に、ショート・ポジションを買い戻すために必要な証券を購入することができるという保証はありません。また、投資先ファンドが確定した空売りのために借り入れた証券が貸付人により回収される場合もあります。さらに、たとえ証券が入手可能でも、借入費用が増加し当該証券による運用収益が悪影響を受ける場合があります。

証券の空売りには、理論上、証券の市場価格が無制限に上昇するリスクが伴い、これにより、ショート・ポジションを買い戻すことができず、かつ、理論上、無制限の損害が生じる可能性があります。

米国証券取引委員会および他国の金融取引業規制当局は、空売りを禁止し、制限し、またはその他空売りに対し規制上の要件を課している場合があり、これにより、投資先ファンド運用会社または副運用会社が投資先ファンドのために証券を空売りする能力が制限されるおそれがあります。

特別目的ビークル

投資先ファンドは、投資を行うために特別目的ビークル（会社等）を利用することができます。特別目的ビークルの利用には、特別目的ビークルの利用目的を達成するような方法により特別目的ビークルを設立し、組織化し、かつ運営するために要する追加費用を伴う場合があります。

一定の為替リスクおよび為替ヘッジリスク

ポートフォリオヘッジ戦略リスク

ポートフォリオヘッジ戦略に配分することにより、投資先ファンドの残りのポートフォリオおよび／または幅広い市場と逆相関する運用成果が生じ、ひいては変動性が低く、および／または市場が上昇傾向にある時期においてマイナスの運用成果が生じる可能性もあることが予想されます。通常、この種類の戦略への配分は間接的なポートフォリオヘッジであり、意図したとおりにリスクをヘッジすることができない場合があります。

ヘッジ行為

投資先ファンド運用会社および／または副運用会社は、市場、および／または固有もしくはその他のリスクを特定し、かつ、かかるリスクを軽減させるために証券、デリバティブ取引その他金融商品を用いたヘッジ戦略を確立するようにすることができます。投資先ファンド運用会社による投資先ファンドのためのヘッジ戦略が成功するという保証はありません。リスクの軽減を追求するために開始されたヘッジ取引は、投資先ファンドがかかるヘッジ取引を実施しなかった場合と比べて低い全般的な運用実績をもたらす場合があります。

様々な理由により、投資先ファンド運用会社および／または副運用会社は、一定の（または一切の）投資先ファンドのポートフォリオ保有資産に対しヘッジしようとしないうか、またはヘッジに用いている金融商品と、ヘッジされているポートフォリオ保有資産との間に完璧な相関関係を確立しようとしないう場合があり、これにより、投資先ファンドが企図されたヘッジを達成することができず、または投資先ファンドが損失リスクにさらされる場合があります。投資先ファンドのポートフォリオは常に、ヘッジできない一定のリスク、または完全にヘッジすることができない一定のリスクにさらされることとなります。

ヘッジ取引

円ヘッジありクラスA受益証券および円ヘッジありクラスB受益証券について、ファンドは、外貨ヘッジ戦略に基づいて直物為替取引および為替先物予約取引を利用することができます。ヘッジは効果的でない場合があり、為替ヘッジありの受益証券の運用実績は、為替ヘッジなしの受益証券の運用実績と一致せず、異なる場合があります。

為替変動リスク

投資先ファンドの資産の一部は、米ドル以外の通貨建ての証券その他の投資対象に投資することができます。投資先ファンドが米ドル以外の通貨建てで取引される証券に投資し、米ドル以外の通貨で収益を得る場合、または米ドル以外の通貨に投資するか米ドル以外の通貨に対するエクスポージャーを伴うETFもしくは集団投資商品に投資する場合、投資先ファンドは、当該通貨が米ドルに対して価値が下がるリスクや、ヘッジを行う際には、米ドルの価値が為替ヘッジ先の通貨の価値より下がるリスクにさらされます。ヘッジを行う際には、投資家は、かかる資産価額が為替相場の変動の有利または不利な影響を受けることに留意しなければなりません。したがって、為替相場の変動は、投資先ファンドのポートフォリオの価値に影響を及ぼすことがあり、受益証券の価値に影響を及ぼす場合があります。

ファンドの段階では、円ヘッジありクラスA受益証券および円ヘッジありクラスB受益証券はそれぞれ、米ドルと円との間の変動に対してヘッジされる予定ですが、投資運用会社が米ドルと円との間の外国為替相場の変動リスクをこのようなヘッジによって常に排除できる保証はなく、かかるリスクが当該クラスの運用実績に悪影響を及ぼす場合があります。

ファンドおよび投資先ファンドに関する一般的なリスク

損失リスク／保証がないこと

ファンドへの投資は、投資額の全額を失うリスク（これに限られません。）を含め、大きなリスクを伴います。ファンドまたは投資先ファンドのそれぞれの資産に関する投資目的および投資戦略の実行が受益者に損失をもたらさないという保証はありません。ファンドが行うすべての投資には元本を失うリスクがあります。ファンドまたは投資先ファンドが成功する旨、ファンドまたは投資先ファンドが目標とする収益もしくはボラティリティ（価格変動の大きさ）を達成する旨、または投資元本に対する収益が得られる旨の保証または表明は一切なされておらず、運用実績は、時間の経過と共に大幅に変動する場合があります。さらに、受益者は、ファンドまたは投資先ファンドが負担する報酬および費用が、ファンドのまたは投資先ファンドの投資利益を相殺する場合があることに留意すべきです。

最近設立されたこと、運用実績が限られていること、過去の運用実績

ファンドおよび投資先ファンドの投資判断は、ファンドおよび投資先ファンドが採用を予定している投資戦略に類似する投資戦略を追求してきた経験豊かな専門家によって行われますが、ファンドおよび投資先ファンドの受益者となる予定の者が将来の運用実績を評価することができる運用実績は限られています。ファンド、投資運用会社、投資先ファンド運用会社、副運用会社またはこれらに関連する法主体の過去の投資実績は、ファンドまたは投資先ファンドの将来の投資実績を表すものとして解釈されるべきではありません。ファンドおよび投資先ファンドの各投資目的および投資戦略は、短期または長期の投資の見通しの評価が正確であることが証明される保証はないことに基づいて評価すべきです。利益が達成されるまたは受益者が多額の損失を負わないという保証はできません。

投資機会の有無

ファンドの投資および取引活動の成功は、投資先ファンド運用会社および任命された副運用会社が投資先ファンドの投資戦略を上手く利用できるかどうかにかかっています。投資先ファンドが追求する投資戦略の特定および利用には、大きな不確実性があります。投資先ファンド運用会社または副運用会社が投資先ファンドのすべての資金を投入するにふさわしい投資機会を捉えることができる保証はありません。

大量の買戻しの影響

規制上その他の理由によりファンドまたは投資先ファンドにおいて短期間に大量の買戻しがあると、ファンドによる外国投資証券への投資または投資先ファンドにおける取引のポジション（該当する方）のかなりの部分を、著しく不利な条件で換金することが必要となる場合があります。また、大量の買戻しは、ファンドの資産または投資先ファンドの取引ポジションの、換金対象以外の部分についても、純資産総額の減価をもたらすおそれがあり、それによって、買戻しを行う受益者ではなく残存する受益者に影響が及ぶ場合があります。さらには、買戻しが行われる期間にかかわらず、結果として生じる純資産総額の減価によって、ファンドまたは投資先ファンドが利益を生み出すまたは損失を取り戻すことがより困難になる可能性もあります。

さらに、結果として生じる投資先ファンドの資産、ひいては投資主資本の減少により、投資先ファンドがその保有資産を分散し、自己の投資目的を達成することが困難となる可能性があります。さらに、投資先ファンド運用会社に関係または関連する投資家による大量の引出しにより、投資先ファンドは、自己の流動性のある資産の大部分を分配せざるを得なくなり、投資先ファンドの残存ポートフォリオおよび残存投資主（ファンドを含みます。）の持分の流動性が比較的低下し、残存投資主が負担する投資ファンドの費用の比例相当分が著しく増加する可能性があります。

業務提供会社

ファンドおよび投資先ファンドのいずれも従業員を擁しません。したがって、ファンドおよび投資先ファンドは、管理機能については業務提供会社の業務能力に依存します。特に、ファンドに係る管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社および保管会社ならびに投資先ファンド管理会社、投資先ファンド運用会社、副運用会社および投資先ファンドに係るプライムブローカーは、ファンドおよび投資先ファンドの運営に不可欠な業務をそれぞれ遂行します。業務提供会社が自己が任命された条件に基づく義務をファンドまたは投資先ファンド（該当する方）に対し履行しなかった場合、ファンドまたは投資先ファンドの運営に重大な悪影響が生じるおそれがあります。

補償責任

業務提供会社、監査人ならびにそれぞれの代理人、代表者、役員、従業員および関連会社の各々は、広範な補償請求権の利益を享受するかまたは将来において享受する可能性があります。補償義務が確定した場合、当該補償はファンドまたは投資先ファンドの資産（該当する方）から支払われます。

投資運用会社、投資先ファンド管理会社、投資先ファンド運用会社および副運用会社への依存

投資先ファンドの資産に関する投資配分または投資判断の全ては、投資先ファンド運用会社および副運用会社により行われます。ファンドの受益者および投資先ファンドの投資主のいずれも、ファンドまたは投資先

ファンドの日々の運用または投資運営に参加することはできません。したがって、ファンドの成功は、投資先ファンド管理会社、投資先ファンド運用会社、および投資先ファンド運用会社が任命する副運用会社ならびにそれらの従業員の、投資先ファンドの投資目的を達成する能力に大きく依存しており、投資先ファンド管理会社、投資先ファンド運用会社、副運用会社もしくはそれらの従業員が、投資運用その他の業務の提供およびファンドのための取引を進んで行う意思を持ち続けるもしくは行うことができるという保証またはこれらの取引が将来利益をもたらすという保証はありません。

投資先ファンド管理会社が投資先ファンドの運用への参加を中止した場合、投資先ファンドの早期償還を引き起こす場合があります。その結果、ファンドの運営およびファンドの純資産総額が重大な悪影響を受ける場合があります。投資先ファンド管理会社、投資先ファンド運用会社または副運用会社が投資先ファンドの管理会社または投資運用者としてそれぞれ行為しなくなった場合、投資先ファンドが同等の経験および信用性を有する後任運営者を探し出し、採用することができる保証はなく、また、後任を探すために時間がかかる場合もあります。

また、管理会社、投資運用会社、投資先ファンド管理会社、投資先ファンド運用会社または副運用会社に対し、ファンドおよび/または投資先ファンドと競合する可能性のある運用資産、「マネージメント・アカウント」口座またはその他の仕組みを設定することを止めさせる制限はありません。投資先ファンド管理会社、投資先ファンド運用会社および副運用会社は、現在、他の運用資産の管理会社および運用者（適用ある場合）を務めており、投資先ファンドと他の各顧客との間における投資対象の割当ておよび取引の実行等において利益相反が生じる場合があります。

様々な段階の報酬負担

投資先ファンドの投資主としてのファンドは、間接的に投資先ファンドの運用報酬その他の報酬を負担することとなる場合があります。利益が達成されたか否かにかかわらず、ファンドは、投資先ファンドの設立費用および運営費用ならびに業務提供会社に支払う報酬の支払いにつき責任を負います。かかる報酬は、その総額において、投資家が投資先ファンドに直接的に投資していれば通常負担するであろう報酬を上回る場合があります。

投資先ファンドからの情報提供遅れによる報告書作成の遅れに関するリスク

ファンドが受益者に対し監査済年次報告書またはその他の報告書を提供するために、ファンドは、投資先ファンドまたはその業務提供会社から適時に情報を受領しなければなりません。当該業務提供会社による当該情報の提供が遅れた場合、ファンドによるその年次報告書その他の報告書の作成が遅れることがあります。

投資先ファンド運用会社および副運用会社に関するリスク

投資先ファンド運用会社および副運用会社が投資先ファンドのために適切な投資対象を特定または調達する能力により、投資先ファンドの投資目的を達成させる能力が制約される場合があります。投資先ファンドの適当な投資対象を調達する能力が縮小された場合、投資先ファンドは十分に投資されず、かつ多額の現金を保有することとなる場合があります。その結果、投資先ファンド、ひいてはファンドおよびその受益者の収益に影響が生じます。

また、投資先ファンドは取引費用を負担する場合があります。それにより、投資先ファンド運用会社および/または各副運用会社が相反する投資判断を下した場合、ファンド（およびその受益者）への収益率（総投資収益の実現前）が影響を受けます。

その他のフィーダー・ファンド

マスター・フィーダー・ファンドの構造上、投資家は一定のリスクを受けます。例えば、ファンドと共同して投資先ファンドに投資するその他のフィーダー・ファンドが存在する場合、投資先ファンドに投資する小規模なフィーダー・ファンドは、投資先ファンドに投資する大規模なフィーダー・ファンドの行為の影響を著しく受ける場合があります。大規模なフィーダー・ファンドが投資先ファンドから買戻しを行った場合、残存す

るフィーダー・ファンドが負担する投資先ファンドの運営費用の比例相当分は増加する場合があります、それにより、関連する残存するフィーダー・ファンドに対するリターンは減少します。投資先ファンドは、大規模なフィーダー・ファンドによる買戻しにより分散性が低くなる場合があります、その結果、ポートフォリオ・リスクが高まります。さらに、あるフィーダー・ファンドの持分の大部分が一または複数の大型投資家により保有される場合、かかる持分の大量の買戻しは他の投資家に対し重大な悪影響を及ぼすことがあります。

ファンドまたは投資先ファンドの運用に対する受益者の不参加

本書に別途明記される場合を除き、受益者は、ファンドまたは投資先ファンドの運用または業務の支配に参加する権利または権限が一切ないため、ファンドおよび投資先ファンドの運用、ファンドおよび投資先ファンドに関する投資の実行ならびにファンドおよび投資先ファンドの運営に関しては、業務提供会社の能力のみに依存しなければなりません。さらに、受益者は、ファンドまたは投資先ファンドが行う特定の投資または投資の条件を評価する機会也没有。また、受益者は、ファンドの投資運用会社または投資先ファンド管理会社、投資先ファンド運用会社、副運用会社もしくは投資先ファンドに対するその他の業務提供会社を解任する権利也没有。

時価評価

ファンドおよび投資先ファンドの投資対象が換金される際の価額は、場合によっては一時的な時価評価額と大幅に異なる場合があります。また、換金の時期も換金時に得る価額に影響を及ぼす場合があります。ファンドおよび投資先ファンドが取引する資産は複雑で、流動性が低く、かつ非上場である場合があります。とりわけ、投資先ファンドが保有する一定のデリバティブ取引は時価評価が困難な場合があります。

時価評価は推定および予想に基づいて行われ、かかる時価評価は、ファンドまたは投資先ファンドがその投資対象の満期時または売却時に最終的に換金する価額よりも、著しく高い場合があります。適切な時価評価に関する判断が不正確であったことが判明した場合、投資家は、ポートフォリオ・ポジションに関する時価評価の不確実性が、純資産総額に悪影響を及ぼす可能性があることを認識すべきです。投資先ファンドが裏付けとなる投資対象に関して承認した価格または時価評価の見積りがその後不正確であったことが判明したか、または最終的に公表された価格と異なった場合であっても、以前に公表されたファンドまたは投資先ファンドの純資産総額に対する調整は一切行われません。

決済リスク

一部の外国市場における決済および清算手続は、米国、欧州連合および日本とは大きく異なります。外国の決済および清算手続ならびに取引規則についても、米国での決済には通常伴わない一定のリスク（証券の支払いまたは引渡しの遅滞等）を伴う場合があります。米国以外の国での決済が、証券取引の約定件数と対応していないこともあります。これらの問題は、投資先ファンドが決済を容易に完遂することを妨げることがあります。投資先ファンドが証券購入について決済できないかまたは決済が遅滞する場合、投資先ファンドは条件のよい投資機会を逃すことがあり、また資産の一部がしばらくの間未投資のままとなり、それについて得られたはずの収益がなくなる可能性があります。投資先ファンドが証券の売却を決済できないかまたは決済が遅滞する場合、証券の価額がその時点で下落している場合には損失を負う可能性があります、また別の当事者に証券を売却することを契約していた場合には生じた損失について投資先ファンド、ひいてはファンドが責任を負う可能性があります。

借入れおよびレバレッジ

投資先ファンドは、一時的に、投資先ファンドの総資産の10%を限度とする金額の借入れを行うことができますが、これにより投資先ファンドの投資リスクが高まる場合があります。

投資先ファンドが現預金を十分に有しておらず、これらの返済に利用できる代わりのクレジット（信用）借入枠を有していない場合、一部またはすべての資産の売却を余儀なくされることがある様々な状況において、投資先ファンドは、すべてまたは一部の借入れを直ちに返済するよう要求されることがあります。さらに、投

投資先ファンドが代わりの融資を得ることができないことがあります。投資先ファンドは、例えば、当該資産が取引される通常の市場が逼迫下にあり、または流動性が低くなる場合、投資先ファンドが当該資産を換金する際に損失を被る場合があります。

また、投資先ファンドは、自己の投資目的を達成するために、デリバティブ取引を通じて生じるレバレッジを利用することができます。レバレッジは、より高い利回りおよび総収益の機会をもたらしますが、同時に、投資先ファンドの資本リスクおよび利息費用が増加し、ひいては、外国投資証券の純資産価額がレバレッジを利用しなかった場合よりも急速に減少する場合があります。レバレッジの利用の効果は、投資によるリスクにさらされる度合を高めることですが、レバレッジを利用した結果、不利に変動する市場においては、投資家が元本を損失する可能性はレバレッジを利用しなかった場合よりも高まる可能性があります。

また、レバレッジを提供するために金融商品が利用されることもあります。当該金融商品は、本質的に、原証券、原商品または原金融商品の現物買いよりも大きなレバレッジを伴います。また、投資先ファンドは、契約上の証拠金要件および／またはその他の契約規定もしくは「トリガー」に服する場合がありますが、それは投資先ファンド、投資先ファンド運用会社または副運用会社の管理下になく、投資ポジションの早期清算を強いる場合があります。

投資先ファンドが自己のブライムブローカー、融資取引相手方および／もしくはデリバティブ取引相手方から得たレバレッジの取下げもしくは減額または同一もしくは同様のポジションを有する他の市場参加者による清算は、投資先ファンドの収益に悪影響を及ぼす場合があります。

リスク・モデル

投資先ファンド運用会社または副運用会社は、第三者により提供されたモデルに依拠することがあります。これらのモデルを通じて行われた分析は、将来起こること、予想または将来の損失の予測とみなすことはできず、投資の将来の成果を示唆するものとして依拠することはできません。特に、当該モデルにより予測される影響は、想定外の事態または未経験の状況において不正確または不適切であることが判明することがあり、投資先ファンド運用会社または副運用会社が当該モデルに依拠した場合、投資先ファンドに多額の損失をもたらすことがあります。

投資先ファンドが行う投資の一部は流動性を欠くことがあり、また、取引相手方により定量的モデルを用いて時価評価されることがあります。これらの投資には、公認の標準モデルが存在しないものもあります。これらの取引の一部について著しく異なった時価評価をもたらす新たなモデルが市場参加者により開発され実施されることがあります。新たなモデルの導入が、投資先ファンド、ひいてはファンドに多額の損失をもたらす場合があります。

投資対象の売却後の責任

ファンドまたは投資先ファンドは、投資対象を処分し、また、これらの投資対象について表明および保証を行うこと、ならびに当該表明および保証が不正確であると判明した場合に損害金を支払うことを要求される可能性があります。ファンドまたは投資先ファンドは、当該表明および保証に関わる紛争または訴訟に関与する場合があります、当該紛争または訴訟の結果、第三者に支払いを行うよう要求される可能性があります。

取引費用

投資先ファンドの投資手法は、投資先ファンドにおける大量の取引および回転率を伴うことがあり、それが投資先ファンド、ひいてはファンドが負担する多額の取引費用を発生させることがあります。

法的リスク：文書

標準化された法的文書は、ファンドおよび投資先ファンドが投資する多くの取引タイプに関して作成されています。ただし、標準化された文書は、ファンドおよび投資先ファンドが投資することがあるすべての種類の取引についてある訳ではなく、かかる取引は相対取引の契約を用いて実行されます。不測の事態により、ファンドまたは投資先ファンドと取引相手方間の意思に不一致が生じる可能性があります、これにより、ファンドまた

は投資先ファンド（該当する方）が当該契約を実行することができないかまたはファンドまたは投資先ファンドに財務的に不利な結果をもたらすことがあります。

限定責任

信託証書、ファンド業務提供会社契約、投資先ファンドの設立書類および投資先ファンド業務提供会社契約は、当該契約に従う作為または不作為についての受託会社、投資先ファンドの取締役および業務提供会社（いずれか該当する者）の責任に制限を定めます。これにより、当該当事者が契約に違反した場合、ファンドおよび投資先ファンドが、受託会社、投資先ファンドの取締役および業務提供会社に対して損害賠償請求する能力に制限が課せられる場合があります。

ファンドまたは投資先ファンドの資産に対する遡及権

ファンドまたは投資先ファンドの資産（ファンドの投資対象または投資先ファンドの投資対象およびファンドまたは投資先ファンドが保有する資産を含みますが、これらに限られません。）は、ファンドまたは投資先ファンドに関するすべての債務およびその他の負債を弁済するために使用することができます。ファンドまたは投資先ファンドが一般的に債務を支払わなければならない場合、債務の弁済を望む当事者は、ファンドまたは投資先ファンド（該当する方）の資産全般に対して遡及権を行使することができ、債務が生じている特定の資産に限られるわけではありません。

金融機関リスク：取引の執行

投資先ファンド運用会社および副運用会社は、投資先ファンドの取引について利用するブローカー、ディーラーならびに取引代理人および取引相手方を選択する責任を負います。投資先ファンドのための売買取引は、通常、迅速かつ確実な執行および魅力的な価格の設定を達成する能力、取引実行上の業務効率、ならびに特定のブローカー、ディーラーの財務安定性および業界での評判等（これらに限られません。）を考慮し、最良執行義務に基づき、当該ブローカー、ディーラーに配分されます。投資先ファンドは、投資先ファンド運用会社または副運用会社の単独の裁量において、取引を執行するために、投資先ファンド運用会社または副運用会社の関係会社であるブローカー、ディーラーを利用することができます。

投資先ファンドのすべての資産（契約を除きます。）は、副保管会社および名義人（ノミニー）を利用する権限を有するプライムブローカーの保管または管理下で保有されます。投資先ファンドが（直接もしくは間接的に）取引を行うか、またはポートフォリオを構成する証券が保管目的で寄託されているブローカー、ディーラー（証券会社および銀行を含みますが、これらに限られません。）は、投資先ファンドの運営の妨げとなる、または投資先ファンドの資本を毀損するような財務上の困難に直面する可能性があり、またファンドおよびその受益者が直接的な悪影響を受ける場合があります。

流動性リスク

一部の証券、特に頻繁に取引されない証券または比較的小さな市場で取引される証券は、とりわけ大きな取引量に関して、希望する時期および価格で売買することが困難となる可能性があります。

極端な市況においては、希望する買い手がほとんど存在せず、希望する時期または価格では容易に売却できない場合があります。投資先ファンドは、売却するためにより低い価格を受け入れなければならないか、まったく売却できない可能性があります。特定の証券またはその他の商品の売買は、関連する取引所または政府もしくは監督当局によって停止または制限されることがあり、その結果、ファンドおよび/または投資先ファンドは損失を被るおそれがあります。ポートフォリオのポジションを売却できない場合、投資先ファンドの価格に悪影響を及ぼす場合もあれば、投資先ファンドが他の投資機会のメリットを享受することができない場合もあります。

流動性リスクには、極端な市況、大量の買戻請求またはその他の制御不能な要因により、ファンドまたは投資先ファンドが許容される期間内に買戻代金を調達することができなくなるリスクも含まれます。買戻請求に

応じるために、ファンドまたは投資先ファンドは、不利な時期および／または条件で投資資産を売却せざるを得ない可能性があります。

債務証券、中・小型株式および新興国市場の発行体への投資は、特に、特定の期間、特定の発行体または産業の流動性、特定の投資カテゴリー内のすべての証券が、不利な経済、市場もしくは政治上のイベントの結果として、または正しいか否かにかかわらず投資家心理の冷え込みの結果として、突然かつ予告なく縮小または消滅するリスクにさらされます。

市場の変動性

昨今の世界経済環境および銀行システム全体における緊迫に起因する潜在的なシステミック・リスクが、市場の変動性に寄与している可能性があります。また、国際的な金融市場に対する長期間の予見不可能な影響（金融市場における流動性の低下、ひいてはファンドまたは投資先ファンドがその資産を換金する機会の減少を含みます。）を与えている可能性があります。さらに、金融市場がかかる事由に影響される期間、また、かかる事由またはその他将来生じる事由がファンドまたは投資先ファンド、世界経済および世界的な証券市場に及ぼす影響を予測することはできません。

サイド・レターの使用および条件の変更

投資先ファンドは、その単独の裁量において、本書または既存投資主もしくは予定投資主による投資先ファンドへの投資を定める文書に記載されるいずれかの条件の適用を放棄または変更するために、または、その他の投資主に付与されている権利より幅広い権利および／もしくはその他の投資主に提供されている情報より多くの情報へのアクセス権を当該投資主に付与するために、サイド・レター（補足文書）またはその他の契約の手段により、当該投資主と合意することができます（以下「**条件の変更**」といいます。）。条件の変更は、最終的には投資先ファンド運用会社以外の者の利益のためにかかる者に対し支払われる報酬（投資主に適用される一定の報酬の放棄を含みますがこれに限られません。）の適用または計算、買戻しおよび支払いに係る権利、透明性の向上、投資制限、一定の事由に関する通知、補償義務ならびに／または追加の表明、保証および誓約（これらに限られません。）に関連して行われる場合があります。また、投資先ファンド運用会社は、自己および投資先ファンドを代理して、投資先ファンドの既存投資主または予定投資主に適用される投資先ファンド運用会社の報酬の一部または全部を放棄するために、サイド・レターまたはその他の契約の手段により、当該投資主と合意することができます。アンブレラ・ファンド、投資先ファンド、投資先ファンド管理会社または投資先ファンド運用会社のいずれも、条件の変更を生じさせたサイド・レターもしくはその他の契約の存在またはその特定の条件につき、他の投資主に対し開示する義務を負いません。かかる方法によって投資先ファンドがより有利な条件を得ることができることは、条件の変更の利益を有さない他の投資主に不利益を与える場合があります。

受益者情報およびポートフォリオ情報の開示

ファンドは、必要または適切であるとみなされる場合、規制当局、政府機関またはその他の機関から、受益者に関する特定の情報を開示するよう要求されることがあります。ファンドは、受託会社、管理会社または投資運用会社が、（i）その開示が法令により要求されるかまたは開示が必要かつ適切であると判断する場合、および／または（ ）当該情報を開示することがファンドの最善の利益になると判断する場合を除き、受益者に関する情報の機密保持に努めます。

郵便物の取扱い

ファンドの主たる事務所で受領されたファンド宛の郵便物は、処理のために管理事務代行会社に未開封で転送されます。受託会社、管理会社、またはそれらの取締役、役員もしくは委託業務提供会社のいずれも、その発生の理由の如何を問わず管理事務代行会社への郵便物の到着の遅れに対し責任を負いません。

サイバーセキュリティー・リスク

テクノロジーの使用が業務過程において一般的に行われるようになったことから、ファンドおよび投資先ファンドは、サイバーセキュリティに関連するオペレーショナル・リスクおよび金融リスク（ファンド、投資先ファンド、受益者または投資主に関する秘密データまたは部外秘データの窃盗、損失、不正利用、不適切な発表、破損および破壊ならびに不正アクセスを含みます。）の影響を受けやすくなりました。サイバーセキュリティ・リスクは、ファンド、投資先ファンドおよび業務提供会社の運営に関するシステム、ネットワーク、装置およびアプリケーションの不具合から構成されます。サイバーセキュリティ・リスクは、ファンドまたは投資先ファンドの財務上の損失をもたらす場合があります。ファンドまたは投資先ファンドが受益者または投資主（該当する方）と取引を行うことができないこと、純資産総額またはその他受益者もしくは投資主（該当する方）に提供される資料の計算の遅れまたは誤り、受益者もしくは投資主（該当する方）またはその他の当事者との取引の処理不能、プライバシーその他に関する法律の違反、規制上の罰金、違約金および評判（レピュテーション）上の損害、ならびに法令等遵守および改善に要する費用および弁護士費用およびその他の費用が生じる場合があります。業務提供会社、投資ピークル、金融仲介業者およびファンドまたは投資先ファンドが投資する会社ならびにその他ファンドおよび投資先ファンドがポートフォリオ構成またはその他の取引を行う第三者もまた、それぞれの業務においてサイバーセキュリティ・リスクにより悪影響を受ける場合があります、その結果、ファンドまたは投資先ファンド、ひいては受益者または投資主（該当する方）が損失を被る可能性があります。サイバーセキュリティに関連するリスクを軽減させることを目的とする措置が策定されていますが、とりわけ、ファンドおよび投資先ファンドが、業務提供会社、投資ピークル、金融仲介業者およびファンドまたは投資先ファンドが投資する会社ならびにその他ファンドおよび投資先ファンドが取引を行う第三者のサイバーセキュリティに係る防衛または計画を直接的に管理するわけではないことから、かかる措置が効果的であるという保証はありません。

コンピュータープログラムおよびコンピューターコードへの依存リスク

投資先ファンドの管理（証券の選定を含みます。）に使用される手順の多くは、コンピュータープログラムまたはコンピューターコードの使用に全部または一部依拠しており、かかるプログラムまたはコードは、投資先ファンド運用会社、副運用会社またはそれぞれの関係会社により作成または管理されるものもあれば、第三者により作成または管理されるものもあります。かかるプログラムまたはコードのエラーは、長期間において発見されない場合があります、これにより、投資先ファンドの運営または運用実績が悪影響を受ける可能性があります。コンピュータープログラムおよびコンピューターコードは最初に作成された時ならびに開発および管理される時に人為的なミスが生じやすいものです。一定の副運用会社が資産を管理するにあたりコンピュータープログラムまたはコンピューターコードに大きく依拠する場合があることから、運用資産によっては、投資先ファンドのように、この点におけるリスクにさらされる可能性があるものもあります。

コンピュータープログラムまたはコンピューターコードに関連する問題を防ぐために努力は尽くされますが、かかる努力が常に成功するという保証はできません。投資先ファンドが有する業務提供会社のコンピュータープログラムおよび手順に関する見識は限られていることから、投資先ファンドは、業務提供会社のシステム上のエラーから保護されるために契約上の保証または取引関係に依拠せざるを得ない場合があります。

法律顧問の責任

アレン・アンド・オーヴェリー法律事務所（以下「A & O」といいます。）は、英国法および一定の米国法の事項に関する管理会社および投資運用会社の法律顧問に任命され、メイブルズ・アンド・カルダー（以下「メイブルズ」といいます。）は、ケイマン諸島法の事項に関する管理会社および投資運用会社の法律顧問に任命され、森・濱田松本法律事務所（以下「MHM」といいます。）は、日本法の事項に関する管理会社および投資運用会社の法律顧問に任命されています。エルヴィンガー・ホス・プリュッセンは、ルクセンブルグ法の事項に関する投資先ファンドの法律顧問に任命されています（以下、A & O、メイブルズおよびMHMと併せて「本法律顧問」といいます。）。

本法律顧問による管理会社および投資運用会社または投資先ファンドおよび投資先ファンド管理会社（該当する方）の代理は、相談した特定の事項に限定されます。本法律顧問は、ファンドまたは投資先ファンドに関係があった可能性があるその他の存在していた事項について相談を受けていなかった可能性があります。

ファンドによる受益証券の募集およびファンドに対するその後の助言に関連し、いかなる本法律顧問も、ファンドにより受益者を代理するために雇用されていません。ファンドへの助言過程において、受益者の利益がファンドの利益と異なる場合があります。いずれの本法律顧問も、かかる問題の解決において、受益者の利益を代表しません。さらに、いずれの本法律顧問も、ファンド、管理会社、投資運用会社、投資先ファンドまたは投資先ファンド管理会社による本書に記載される投資プログラム、時価評価手続およびその他のガイドラインの遵守の監視を引き受けておらず、また今後も引き受けず、また本法律顧問は、適用ある法令の遵守を監視しません。

悪影響のリスク - クラス間にまたがる債務

シリーズ・トラスト間にまたがる債務：

あるシリーズ・トラストの受益証券の発行により受託会社が受領するすべての申込代金、かかる代金が投資されるすべての資産およびこれらに帰属するすべての収益または収入は、当該シリーズ・トラストに帰属します。シリーズ・トラストに帰属することが容易に判別できない資産については、受託会社の裁量で一または複数のシリーズ・トラスト間で配分されます。シリーズ・トラストの債務は、当該シリーズ・トラストの資産に対して請求され、シリーズ・トラストの資産は通常、他のシリーズ・トラストの債務を支払うために利用することはできません。受託会社は、潜在的な債権者との取引において当該債権者が当該シリーズ・トラストの資産のみに依拠すること、および各シリーズ・トラストに関して管理会社または受託会社の名義で締結されるすべての契約に当該シリーズ・トラストの信託財産の範囲のみに債権者の遡及権を制限する文言を含める義務を負います。ただし、投資家は、いかなる状況においても、受託会社による上記に記載される行為にかかわらず、他のシリーズ・トラストの債務を支払うためにシリーズ・トラストの資産が法律上利用可能な限度を知ることが不可能であることに留意すべきです。

シリーズ・トラスト内の受益証券クラス間にまたがる債務：

受託会社は、ファンドにおいて複数のクラスの受益証券を発行することができます。あるクラスの資産は、その他のクラスの債務を支払うために利用することができます。シリーズ・トラストのある受益証券クラスの資産が当該シリーズ・トラストのその他の受益証券クラスの債務の弁済に利用されることはないとの保証はありません。例えば、ファンドが行うデリバティブ取引の条件に基づき、当該取引の取引相手方は、ある受益証券クラスにつき実行された取引から生じた債務を当該受益証券クラスのみにより支払われるものとはみなさない可能性があります。むしろ、かかる取引相手方は、当該取引が実行された当該クラスに帰属する資産が不十分な場合、その他の受益証券クラスに帰属する資産に対し遡及権を有すると主張する可能性があります。

投資先ファンドの段階では、投資先ファンドは、追加の外国投資証券のクラスを発行することができます。投資先ファンドの設立書類には、各種の外国投資証券のクラス内における債務の割当方法が定められていますが、投資先ファンドはアンブレラ・ファンドのサブ・ファンドであることから、いずれの外国投資証券のクラスについても、限定遡及の保護はありません。したがって、投資先ファンドのすべての資産は、当該資産または債務が帰属するクラスにかかわらず、投資先ファンドの全債務を弁済するために利用することができます。疑義を避けるために付言すると、投資先ファンドの資産は、アンブレラ・ファンドの他のサブ・ファンドの債務を弁済するために利用することはできません。

純資産価額の計算

受益証券1口当たり純資産価格または外国投資証券1口当たり純資産価格を本書に従い計算する際、純資産価額を計算するために使用された価額が、ファンドまたは投資先ファンドの資産の実際の売却価格を反映する保証はありません（たとえかかる売却が計算日直後に行われたとしても）。投資対象の売却額が見積額よりも

低くなった場合、残存する受益者にとって、純資産総額が減少することとなります。価格設定が不透明であった場合、受託会社の最終権限により決定されます。

純資産価額は、投資先ファンド英文目論見書に記載される原則に従って決定されます。ファンドによる直接または間接的な投資対象のうち特定のものについて、それが正確な時価評価であると受託会社、投資先ファンドの取締役またはそれぞれの委託先が合理的に考えた価格が後日不正確であったと判断された場合でも、受託会社、投資先ファンドの取締役およびそれぞれの委託先のいずれも何ら責任を負いません。

大量の申込みの影響

ファンドは、いずれの買付日においても追加の申込みを受けることができ、かかる申込みが大量の場合、ファンドおよび投資先ファンドの既存の受益者の利益が希薄化される場合があります。さらに、投資運用会社または投資先ファンド運用会社が、かかる後続の申込みの申込代金を直ちに投資することができない場合、申込みの後、投資収益が低下することがあります。

取引の停止

受託会社は、受益証券の申込みもしくは買戻しの停止、または買戻代金の支払いの停止等（これらに限られません。）の、受益証券の取引を停止する幅広い権限を有します。また、投資先ファンドの取締役は、外国投資証券の取引を停止させる、これと同様の権限を有します。後記「第2 管理及び運営、4 資産管理等の概要、（1）資産の評価、純資産総額の計算の停止」をご参照ください。したがって、ファンドまたは投資先ファンドが受益者または投資主（該当する方）による買戻請求に応じることができない状況が生じる可能性があり、特に、ファンドは日々申込みまたは買戻しができる予定ですが、必ずしも日々実行されるわけではないことに投資者は留意すべきです。

受託会社の限定的な役割

受託会社は、ファンドの運営のあらゆる面につき最終的な権限を有します。ただし、すべてまたはほぼすべてのファンドの運営は、投資先ファンド投資証券に投資すること、そしてそれを通じて投資先ファンド運用会社または副運用会社が高度に専門化されたオルタナティブ投資戦略を実施しようとすることからなるため、受託会社の管理能力には限界があります。受託会社の役割は、ファンドまたは投資先ファンドの運営に対する積極的な関与でなく監督することです。また、受託会社にはファンド業務提供会社の活動を監視する責任がありますが、ファンド業務提供会社が行う個別の判断については監督せず、また投資先ファンド業務提供会社の活動についても監督しません。例えば、受託会社は、投資運用会社、投資先ファンド運用会社または副運用会社が行う個別の投資判断については監督しません。

第三者からの援助または助言への依存

投資運用会社、投資先ファンド管理会社または投資先ファンド運用会社は、（ ）資産または投資対象のデューディリジェンスを遂行すること、（ ）特定の種類の資産または投資対象に関する助言を提供する、特定のテーマに関する専門家またはアドバイザーとして行為すること、（ ）資産または投資対象を時価評価するにあたり投資運用会社または投資先ファンド運用会社を補佐すること、または（ ）投資運用契約または投資先ファンド投資運用契約に基づきその義務を履行するにあたり投資先ファンド管理会社を補佐するその他の行為および投資運用会社または投資先ファンド運用会社を補佐するその他の行為を行うことにつき、第三者（業務提供会社または自己もしくは業務提供会社の関係会社）を任命することができます。投資運用会社はファンドの資産の管理につき責任を負い、投資先ファンド管理会社および投資先ファンド運用会社は投資先ファンドの資産の管理につき責任を負いますが、投資運用会社および投資先ファンド運用会社は、かかる第三者の専門的技能または助言に著しく依存する場合があります。投資運用会社、投資先ファンド管理会社または投資先ファンド運用会社が採用した第三者の過去の限られた運用実績は、かかる第三者の専門的技能または助言の正確性を表すものではありません。助言または時価評価の決定には主観的な判断の要素が含まれており、第三者が提供する助言への依拠に関するリスクが存在します。

会計実務に関するリスク

投資先ファンドの投資先である法主体またはファンドの会計、監査および財務報告システムは、国際基準に準拠していない場合があります。報告書が国際基準に準拠して作成されている場合であっても、必ずしも当該報告書が正確な情報を記載しているとは限りません。また、法主体またはファンドに課される財務情報の公開義務が限定的な場合があります。これにより、投資先ファンドがかかる法主体またはファンドに対する自己の投資を評価する能力が影響を受けることがあります。

貸借対照表リスク

投資先ファンドがエクスポージャーを有する企業の損益計算書およびキャッシュ・フロー計算書には直接の影響を及ぼさない会計上の損失が生じるリスクがあります。一例を挙げると、かかる企業の貸借対照表に外貨建て資産の評価切下げ（または外貨建て負債の評価替え）に起因する損失が計上されるリスクがあります。かかる損失が発生し、投資先ファンドがエクスポージャーを有する当該企業の評価に影響を及ぼしていない限り、投資先ファンドが直接の影響を受けることはありません。

株主リスク

法域によっては、現行法が少数株主の権利を保護するのに十分な程度に整備されていないことがあります。一般に、経営者側には株主に対する信託義務の概念がありません。株主の権利は多くは定められていませんが、かかる権利が定められていたとしても、その侵害に対する責任および当該権利の回復が制限されていることがあります。

名義人および保管人に関するリスク

市場によっては、法的枠組みが、証券に対する法的／形式的な所有権および実質的所有権または受益権の概念の発展初期段階にある場合があります。よって、かかる市場の裁判所は、証券の完全な所有権を有するのは当該証券の登録保有者である名義人または保管人／受託人であって、実質所有者は当該証券に関して何らの権利も有しない旨の判断を下すことがあります。

集中ポートフォリオへの投資

投資先ファンドは、集中ポートフォリオに投資を行う場合、より分散化されたポートフォリオと比べて大きなボラティリティにさらされることがあります。

法律上及び規制上のリスク

適用法の変更および国際政策

ファンドおよび投資先ファンドは、様々な法的要件を遵守しなければなりません。現在有効ないずれかの法令が変更される場合または新たな法令が制定される場合、ファンドおよび投資先ファンドが従う法的要件が現在の要件と著しく異なるおそれがあり、著しくかつ不利にファンド、投資先ファンド、ひいては受益者に影響する可能性があります。

ファンドおよび投資先ファンドは、特定の政策目標を達成するために設定された、政策動向との関連に大きなリスクがある市場に投資する場合があります。ファンドまたは投資先ファンドの価値は、ファンドまたは投資先ファンドが投資する可能性がある市場商品を生み出した国際協定および国内法の廃止により、悪影響を受けるおそれがあります。指定された国内機関および国際機関がこれらの協定および法律を遵守させないこと、地方組織、全国組織および国際組織がそうした協定において規定される義務を履行しないこと、ならびにこれらの協定および法律の実行性を弱めるような改正またはこれらの協定および法律の条項についての相反する解釈は、ファンドまたは投資先ファンドの投資実績に悪影響を及ぼすことがあります。

英国の欧州連合（EU）離脱

2016年6月23日、英国は、欧州連合（EU）加盟国であることの是非について決定を行う国民投票を行いました。投票の結果、英国はEUから離脱することとなり、2017年3月29日、英国政府は、EU加盟国の脱退に関して定めたリスボン条約第50条を発動しました。同第50条に基づき、欧州連合条約および欧州連合の機能に関する条約は、脱退協定の効力発生日、または脱退協定の効力が発生しない場合には脱退意思の通告から2年（ただし、かかる期間は一定の状況において延長される場合があります。）後の日（2019年3月29日）をもって、英国への適用が停止されます。英国の将来およびそのEUとの関係に関しては、英国政府がEUからの脱退に関して締結する協定の内容（その交渉は数年に及ぶ可能性があります。）を含め、多くの不確定要素が存在します。

英国のEU離脱の条件がより明確になるまでは、現段階において、ファンドおよび投資先ファンドに影響が生じるか否かが明確に断言することは困難です。短期的および長期的な激しい市場変動および為替変動、英国および欧州諸国に対するマクロ経済的リスク、EUのさらなる解体および関連する政治的緊張の誘発、EUにおいて営業を行っているおよび英国を拠点とする金融サービス企業に対する不利益、投資先ファンド管理会社、投資先ファンド運用会社または副運用会社ならびにアンブレラ・ファンドおよび投資先ファンドの他のアドバイザー

および業務提供会社の運営に関する規制制度の混乱や、英国の離脱交渉を考えた場合における適用ある金商法令の遵守に関する法的な不確実性が生じる可能性があります。

非米国人発行体への投資

投資先ファンドは、非米国人発行体が発行する米ドル以外の通貨建ての証券に投資することができます。したがって、ファンドによる投資先ファンドへの投資は、米国の投資対象への投資に付随するリスクに加えて特別なリスクにさらされます。これらのリスクには、政治的および経済的リスク、内乱および内戦、高いボラティリティ、為替の変動、収用および国有化のリスク、米国その他の政府による制裁その他の措置、他より高い取引コスト、決済の遅延、投資に対して外国の支配が及ぶ可能性、一部の外国市場における投資者保護や情報開示の基準より緩い保護や基準であることといったリスクが含まれ、いずれも外国において投資先ファンドの投資対象に悪影響を及ぼす可能性があります。

外国投資の制限

一部の国では、外国人投資家による投資を禁じ、もしくは外国人投資家による投資の前に政府の許認可取得を要求し、または特定の会社への外国人投資家の投資額を制限し、もしくは会社への外国人投資家による投資を特定の種類の証券のみに制限することにより外国人投資家による投資に重大な制限を課しており、このことは、当該国の国民が購入可能な会社の証券と比べより不利な条件となる可能性があります。また、一部の国は、国益に重要と判断される発行体または産業への投資機会を制限する可能性があります。

外国人投資家が特定の国の会社への投資を許可される方法およびかかる投資の制限は、ファンドおよび投資先ファンドの運営に悪影響を及ぼす可能性があります。一部の国では、ファンドまたは投資先ファンドは、現地のブローカーその他の法主体を通じて投資し、その後かかる株式購入をファンドまたは投資先ファンドの名義で再登録することを要求される可能性があります。再登録は適時に行われない可能性があり、これによりファンドまたは投資先ファンドは特定の権利（例：配当受領権、特定の法人行為を知らされる権利）を拒否される可能性があります。また、ファンドまたは投資先ファンドが購入注文を行っても、その登録時に外国人投資家に対する許可割当に空きがなく、ファンドまたは投資先ファンドは、当該登録時に希望する投資を行えない可能性があります。

一部の国では、投資先ファンドから外国人投資家への投資収益、資金または証券の売却手取金の送金に重大な制限を課す場合があります。投資先ファンド、ひいてはファンドは、投資制限の投資先ファンドへの適用における遅延およびかかる適用による遅延により悪影響を受ける可能性があります。

法律の変更

ファンドの運用期間中、ファンドおよび投資先ファンドに悪影響を及ぼす法律上、税務上および規制上の変更が生じる可能性があります。例えば、デリバティブ取引の規制および税務は発展途上であり、デリバティブ取引に対する規制または税務の変更は、ファンドおよび／または投資先ファンドが保有するデリバティブ取引の価値に悪影響を与えたり、ファンドおよび／または投資先ファンドの当該取引戦略の遂行を難しくする場合があります。同様に、高レバレッジの投資家にとっての規制も発展途上であり、高レバレッジの投資家に対する直接的または間接的な規制の変更は、投資先ファンドの当該取引戦略の遂行を難しくする場合があります。

米国連邦銀行法

JPモルガンおよびその関係会社は米国の銀行法令（米国1956年銀行持株会社法（改正済）（以下「BHC法」といいます。）および米国連邦準備制度理事会（以下「FRB」といいます。）の規則に従います。

1999年に制定された米国グラム・リーチ・ブライリー法（以下「GLBA」といいます。）に基づき、一定の適格基準を満たしている銀行持株会社は、「本質的に金融」である業務およびFRBが一定の場合に米国財務省と協議の上、本質的に金融であるか、または金融業務に付随的もしくは補完的であると決定する追加的な業務に従事することができる「金融持株会社」となることを選択することができます。GLBAに基づき、「金融業務」

は、とりわけ、保険、証券の引受けならびに取引、マーチャント・バンキング、投資助言業務および貸付業務を含みます。JPモルガンは、2000年3月13日、金融持株会社となることを選択しました。

FRBが施行した規制に基づき、金融持株会社により支配される預金金融機関が「自己資本が優良」または「経営状態が良好」でなくなった場合、FRBは、資本または経営に関する是正要件を当該金融持株会社に課した上で、当該金融持株会社が金融持株会社に認められる幅広い金融業務を行う能力を制限することができます。

また、かかる規制は、金融持株会社により支配される預金金融機関が地域再投資法（以下「CRA」といいます。）に基づく十分な格付を維持しなかった場合、FRBは、当該金融持株会社およびその子会社が、金融持株会社ではない銀行持株会社が行うことが認められる業務以外の、追加的な業務に従事することを禁止しなければならない旨を定めています。

投資先ファンドへの投資またはその他の方法によりJPモルガンがBHC法に基づき投資先ファンドを支配すると認められる場合、投資先ファンドによる投資は、JPモルガンに適用されるものと実質的に同じである、BHC法に基づく制限を受ける可能性があります。かかる制限は、投資先ファンドによる非金融会社への投資に対し一定の規制を設ける可能性があります。かかる規制は、投資先ファンドが投資対象となる非金融会社の日々の運営に關与する能力を制限し、また、投資先ファンドがかかる会社への投資を保有することができる期間を制限することを含む可能性があります。

米国のドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法（以下「ドッド・フランク法」といいます。）（「ボルカー・ルール」として知られる最終規則により施行されたBHC法第13条に基づく銀行事業体に適用されるドッド・フランク法上の一定の規定を含みます。）は2010年7月に制定されました。ボルカー・ルールの完全な遵守は2015年7月21日から求められています。ボルカー・ルールは、「銀行事業体」（JPモルガンおよびその関係会社または子会社等。）が、ファンドまたは投資先ファンドのようなカバード・ファンド（最終規則における定義に従います。ただし、投資や取引活動が免除または適用除外の資格において行われる場合はこの限りではありません。）に対する何らかの所有持分を取引者本人として、直接または間接的に取得もしくは保有することを制限しています。またボルカー・ルールは、銀行事業体およびその関係会社を一方当事者として、当該銀行事業体もしくはその関係会社が投資運用者、投資助言者もしくは商品取引顧問を直接もしくは間接的に務めるカバード・ファンド（もしくは当該カバード・ファンドが支配する他のカバード・ファンド）または当該銀行事業体もしくはその関係会社が資産運用に係る適用除外に基づきスポンサーとなっているかもしくは組成し募集しているカバード・ファンド（もしくは当該カバード・ファンドが支配する他のカバード・ファンド）を他方当事者として、この間における特定の取引を禁止しています。ボルカー・ルールによる資産運用に係る適用除外は、JPモルガン等の銀行事業体が、許容される業務についての適用除外規定（資産運用に係る適用除外として一般的に知られています。）に従って、ファンドまたは投資先ファンドのようなカバード・ファンドについてその組成および募集に関連してかかるカバード・ファンドの所有持分を取得および保有し、またはそのスポンサーとして行為すること（投資ファンドのジェネラル・パートナー、業務執行者、受託者またはコモディティ・プール・オペレーターを務めることや、いかなる方法であれ投資ファンドの取締役、受託者もしくは経営陣の過半数を選定もしくは支配すること（または投資ファンドの取締役、受託者もしくは経営陣の過半数を構成する従業員、役員、取締役もしくは代理人を有すること）を含みます。）を認めています。かかる適用除外規定には、とりわけ以下のものが含まれます。

- （ ）銀行事業体（またはその関連会社）が、真正な信託、管理、投資助言または商品取引顧問業務を提供すること、
- （ ）カバード・ファンドが、真正な信託、管理、投資助言または商品取引顧問業務の提供に関連してのみ、また、銀行事業体（またはその関連会社）の当該業務の顧客である者に対してのみ、組成および募集されること、

- () 銀行事業体およびその関連会社が、許容される投資（原則として、カバード・ファンドの発行済所有持分の総数または総額の3%以下。ただし、いかなる場合においても、銀行事業体およびその関連会社に帰属する、すべてのカバード・ファンドに対する許容される総所有持分は、最終規則に従い計算される銀行事業体のTier 1 資本の3%を超えることはできません。）以外に、カバード・ファンドの出資持分、パートナーシップ持分またはその他の所有持分を取得または保有しないこと、
- () (A) カバード・ファンドの投資運用者、投資顧問者、商品取引顧問もしくはスポンサーを直接もしくは間接的に務め、または資産運用に係る適用除外規定に従いカバード・ファンドを組成および募集する銀行事業体ならびにその関連会社が、投資ファンドまたは投資ファンドにより支配されるその他のカバード・ファンドとの間で、当該銀行事業体およびその関連会社が連邦準備制度加盟銀行であるものとして、かつ、カバード・ファンドが銀行事業体またはその関連会社の関連会社であるものとして、カバード・ファンドとの間における米国連邦準備法第23A条に定義される「対象取引」に該当する取引を行ってはならず、かつ、(B) カバード・ファンドの投資運用者、投資顧問者、商品取引顧問もしくはスポンサーを直接もしくは間接的に務め、または資産運用に係る適用除外規定に従いカバード・ファンドの組成および募集を行う銀行事業体が、当該銀行事業体が連邦準備制度加盟銀行であるものとして、かつ、当該カバード・ファンドが銀行事業体の関連会社であるものとして、米国連邦準備法第23B条を遵守すること、
- () 銀行事業体およびその関連会社が、直接または間接的に、カバード・ファンドまたはカバード・ファンドが投資する先の運用資産の債務または運用成果について、保証する、引き受ける、またその他約束をしないこと、
- () カバード・ファンドが、企業のマーケティング、販売促進その他の目的において、銀行事業体またはその関連会社と同一の名称またはそれを変形させた名称を共有しないこと、また、カバード・ファンドの名称に「銀行」という語を使用しないこと、
- () 銀行事業体（またはその関連会社）のいずれの取締役または従業員も、カバード・ファンドの所有持分を取得または保有しないこと（ただし、かかる所有持分を取得する時点においてカバード・ファンドへの投資顧問業務等の業務の提供に直接関与している銀行事業体またはその関連会社の取締役または従業員を除きます。）、
- () 銀行事業体が、カバード・ファンドの潜在的投資家および実際の投資家に対し、投資ファンドの損失は、銀行事業体またはその関連会社ではなく投資ファンドの投資家が単独で負うものであり、よって、銀行事業体およびその関連会社が負う当該ファンドの損失は、とりわけ、銀行事業体およびその関連会社が、当該ファンドの投資家としての資格、または銀行事業体もしくはその関連会社が保有する制限付利益持分の受益者としての資格において保有する当該ファンドの所有持分に帰属する損失に限定される旨を明確かつ目立つように書面により開示すること、ならびに
- () 銀行事業体が、投資ファンドの損失は銀行事業体およびその関連会社ではなく投資ファンドの投資家が単独で負うことを確実にするために策定される関連当局の追加の規則を別途遵守すること。

さらに、() 銀行事業体とそのクライアント、顧客または取引相手方との間において「重大な利益相反」（かかる用語は最終規則に定義されています。）を伴うまたは結果として重大な利益相反が生じる場合、もしくは() 直接または間接的であるかを問わず、銀行事業体が高リスク資産または高リスク戦略による重大なリスクにさらされる場合、または() 銀行事業体の安全性および健全性または米国の経済安定性に脅威をもたらす場合には、いかなる取引、取引の種類または活動も許容されません。

ボルカー・ルールおよび最終規則の各条項がどのように解釈され適用されるのか、また、ボルカー・ルールおよびかかる最終規則がファンドおよび投資先ファンドまたはJPモルガンとファンドおよび投資先ファンドとの関係にどのような影響を及ぼすのかは不明ですが、ファンドまたは投資先ファンドに一定の影響が生じるこ

とが予想されます。かかる一定の影響には、JPモルガンおよびその関係会社のカバード・ファンドへの投資、カバード・ファンドとの関係およびカバード・ファンドに関する活動がボルカー・ルールを遵守していなければならないことが含まれます。ファンドまたは投資先ファンドとJPモルガン事業体との間の「対象取引」は禁止されます。ファンドまたは投資先ファンドの構造上の変更が要求される可能性もあります。

ファンドの設立文書または投資先ファンドの設立書類は、受託会社および（ファンドに関しては）管理会社ならびに（投資先ファンドに関しては）投資先ファンドの取締役が、投資家の同意なく、ドッド・フランク法または同法に基づく規則および規定を遵守するためにかかる文書を修正することができる旨を定めます。いかなる修正も、ファンドおよび投資先ファンドそれぞれが、ドッド・フランク法を遵守しつつ、自己の投資目的を遂行し、その他ファンドの投資主全体および投資先ファンドの投資主全体の利益を調整できるようにすることを目的とします。かかる修正は、ファンドおよび投資先ファンドに悪影響を及ぼす場合があります。ファンドまたは投資先ファンドと、JPモルガンとの間の一定の取引が禁止されることにより、JPモルガンがファンドまたは投資先ファンドのために実行しない投資機会、投資戦略または投資行動も存在することがあります。さらに、ファンドまたは投資先ファンドの取引活動その他投資機会は、重大な利益相反に対する規制を遵守するために制限されることがあります。JPモルガンがスポンサーとなっていないか、助言していないかまたは組成および募集していないファンドは、こうした検討の対象外となる場合があります。

投資運用会社および投資先ファンド運用会社は、適用ある米国銀行法令に違反することなく、自己がファンドおよび投資先ファンドのために本書において企図される業務を遂行することができると考えています。しかしながら、銀行持株会社に認められる業務に関する制定法、規制または解釈の将来における変更または明確化や現行または将来の制定法または規制に関する司法または行政上のさらなる決定によって、投資運用会社、投資先ファンド管理会社または投資先ファンド運用会社が現在企図されている方法によってファンドまたは投資先ファンドのためにかかる業務を引き続き遂行することが規制される（または妨げられる）可能性があります。かかる場合、投資運用会社、投資先ファンド管理会社および投資先ファンド運用会社は、ファンドおよび投資先ファンドがそれぞれの目的および目標を引き続き達成させることができるようにすると同時に、投資運用会社および投資先ファンド運用会社がファンドおよび投資先ファンドに対し引き続き務めることが認められるために必要な範囲で、自己の権限を変更または規制することにつき同意する場合があります。

米国商品取引法

商品先物取引委員会（CFTC）のガイダンスに基づき、管理会社は、管理会社およびファンドのいずれも、管理会社がCFTC規則および米国商品取引所法に従いコモディティ・プール・オペレーター（以下「CPO」といいます。）として登録するか否かを検討する必要性を生じさせる米国との関連性を有していないという根拠に依拠しています。よって、管理会社は、CPOとしてCFTCに登録する予定はなく、登録CPOに適用される一定の報告、記録管理および開示義務の遵守が要求されません。英文目論見書およびファンド関連書類は、CFTCによる精査または承認を受けていません。管理会社またはファンドが、管理会社がCPOとして登録することが必要となる可能性を生じさせる米国との関連性を有している場合には、管理会社は、登録する、登録義務の免除に依拠する、または、登録義務を生じさせる米国との関連性をなくすことを模索することができます。

租税に関する一定のリスク

投資者のための一般的な税務上の勘案事項

投資者は、自らの設立国、市民権を有する国、住所を有する国または本籍を有する国の法律に基づく受益証券の申込み、取得、保有、交換、買戻しまたは処分に対する租税公課およびその他の影響の可能性について自己の専門アドバイザーに相談すべきです。受益証券の取得、保有、交換、買戻しまたは処分による各投資者へ

の課税は、関連する法域の法律に依拠し、かつ変更される可能性があります。投資者となる予定の者は、関連する外貨規制またはその他の法令に関して独自に専門アドバイスを求めるべきです。

受益証券にかかる源泉徴収税

一般的に、受益証券に係る分配またはその他の支払いに関連する源泉徴収税は現在賦課されていません（注）。ただし、適用ある法律、条約もしくは規制の改正、または関連する税務当局によるこれらの公式な適用方法もしくは解釈の変更、またはその他の理由により将来かかる支払いに対していかなる源泉徴収税も課されないとの保証はありません。そのような予期しない源泉徴収税の賦課は、ファンドの受益証券の価値を著しく下げることがあります。

（注）日本においては源泉徴収が行われます。後記「4 手数料等及び税金、（5）課税上の取扱い、日本」をご参照ください。

投資対象にかかる源泉徴収税

投資先ファンドが取得の時点で源泉徴収税の対象ではない投資対象に投資した場合、将来においても税金が源泉徴収されないとの保証はありません。投資先ファンドがかかる源泉徴収税の還付を受けることができない場合、かかる変更は外国投資証券1口当たり純資産価格に悪影響を及ぼし、ひいては受益証券1口当たり純資産価格に悪影響を及ぼすことがあります。投資先ファンドが販売の時点において源泉徴収税の対象となる証券を空売りした場合、得られる価格は買い手の源泉徴収税義務を反映します。将来においてかかる証券が源泉徴収税の対象でなくなった場合、それによる利益は投資先ファンドではなく買い手に発生します。

ファンドの所得税

ファンドは、ケイマン諸島以外の国における課税対象の居住者として、または税務上、ケイマン諸島以外の国に恒久的施設を有するもしくはその他ケイマン諸島以外の国において取引もしくは事業に従事する者として扱われることのないように業務を遂行する予定です。投資先ファンドは、その収益、利益もしくは利得に対してルクセンブルグにおいて課税対象とはなっており、また、ルクセンブルグの富裕税の課税対象でもありません。

したがってファンドは、ケイマン諸島（これに限られません。）を含むいかなる国においても純利益に基づく課税の対象とはならない予定です。ただし、ファンドの純利益に、ファンド、投資先ファンド、投資運用会社、投資先ファンド運用会社または副運用会社による予期せぬ行為、または法律における不利な進展または変更、関連する税務当局による相反する結論またはその他の理由により、一または複数の国の所得税が課されないとの保証はありません。そのような予期しない純利益への税の賦課は、ファンドの税引き後のリターンを著しく減らすことがあり、結果として受益証券の価値も著しく下げることがあります。

利益相反

ファンドおよび投資先ファンドの管理および運用に関連して、業務提供会社およびそれぞれの関連会社ならびに投資主、パートナー、メンバー、取締役、役員、従業員、コンサルタント、代理人および代表者（以下「利害関係人ら」と総称し、それぞれ「利害関係人」といいます。）は、ファンドおよび投資先ファンドの運用の成功における利益とその他の利益との間に相反を有することがあります。

潜在的および実際の利益相反についての以下の概要は、著しくかつ不利にファンドおよび投資先ファンドに影響を及ぼす可能性があります。以下は概要であり、以下に要約されていない他の利益相反が生じることがあります。投資者は、これらの利益相反が投資先ファンドの取締役、受託会社または業務提供会社（該当するもの）によって公平に解決されているか否かを判断する手段を一切有しません。

JPモルガンに関する特定の利益相反

JPモルガンは、世界的な銀行機関として、機関投資家顧客および個人投資家に対し、多数の裁量的および非裁量的な投資運用サービスおよび商品を提供しています。また、JPモルガンは、顧客に幅広いサービスおよび商品を提供する多角的金融サービス会社であり、ファンドおよび投資先ファンドが投資する世界的な通貨、株

式、商品、債券その他の市場への主要参加者です。投資者は、JPモルガンがその事業運営およびサービス提供において直面しうる潜在的および実際の利益相反を記載した以下の事項を慎重に検討すべきです。JPモルガンおよびファンドは、下記の利益相反の適切な防止、制限または低減が合理的に意図された方針および手続きを採用しています。また、これらの利益相反を引き起こす活動の多くは、例外が適用されない限り、法律により制限および/または禁止されています。

上記のとおり、本項は、生じうるすべての潜在的な利益相反の列挙または説明ではなく、そのような列挙または説明であることは意図されていません。JPモルガンおよびJPMIMに関する潜在的な利益相反についての追加情報は、JPMIMのフォームADVに記載されています。JPMIMおよび他の各顧問会社または副顧問会社のフォームADVのパート1およびパート2Aの写しは、米国証券取引委員会のウェブサイト（www.adviserinfo.sec.gov）で公表されています。

各受益者は、ファンドのファンド証券を取得することにより、かかる実際のおよび潜在的な利益相反の存在を確認したものとみなされ、適用ある法律により許容される最大限の範囲でかかる利益相反の存在に関する請求を放棄したものとみなされます。ファンドまたは投資先ファンドの利益とJPモルガンの利益との間の潜在的相反を伴う状況（以下に記載されるものを含みますが、これらに限られません。）に関して、関連する利害関係人は、ファンドまたは投資先ファンドについていずれかの立場で行為することが賢明であるか否かを判断します。関連する利害関係人からの承認は、ファンドおよびその受益者または投資先ファンドおよびその投資主のうち該当するものを拘束します。受託会社または投資先ファンドの取締役（該当するもの）は、利益相反を審査するために独立した第三者の利益相反審査人を雇用することができ、利益相反審査人によるかかる利益相反に関する決定は、ファンドおよび受益者または投資先ファンドおよびその投資主のうち該当するものを拘束します。管理会社または投資運用会社は、一定の状況において、利益相反に関して、かかる独立した第三者またはその代わりとして受託会社（該当するもの）の助言および承認を求めることを選択することができます。かかる承認はファンドおよび受益者を拘束します。

複数の顧客のために、また、複数の営業上の地位により行為すること

利害関係人らおよびそれらの関連会社が遂行する機能は、専属的ではありません。例えば、管理会社、投資運用会社、投資先ファンド管理会社、投資先ファンド運用会社および/またはその各関連会社は、投資運用者または投資助言者として行為し、複数の他の顧客（トラストに基づき、またはファンドもしくは投資先ファンドと同一もしくは類似の投資戦略を有する他のファンド、勘定もしくは顧客を代理して構成された他のシリーズ・トラストを含みます。）に対してサービスを提供することができ、これに関して利益相反に直面することがあります。ファンドおよび投資先ファンドの投資活動の結果は、JPモルガンおよび/もしくは関連会社またはJPモルガンもしくはその従業員が利害関係を有する自己の勘定（以下「自己勘定」といいます。）についてJPモルガンが達成する結果、ならびにJPモルガンにより運用または助言される現在または将来のその他の勘定またはファンド（ファンドまたは投資先ファンドが保有する有価証券の発行体を含みますが、これらに限られません。）（以下、自己勘定と合わせて「JPモルガン勘定」と総称します。）についてJPモルガンが達成する結果と著しく異なる可能性があります。管理会社、投資運用会社、投資先ファンド管理会社および投資先ファンド運用会社は、ファンドおよび投資先ファンドならびにその他のJPモルガン勘定を、各ファンドや各勘定それぞれの投資目的およびガイドラインに従って管理します。このように、JPモルガンは、ファンドまたは投資先ファンドが投資可能な証券と同一の証券およびその他の投資対象の取引に活発に関わっています。しかしながら、JPモルガンは、現在または将来のJPモルガン勘定に関して管理会社、投資運用会社、投資先ファンド管理会社、投資先ファンド運用会社もしくは副運用会社が行う可能性のある助言またはそれらがファンドもしくは投資先ファンドのために行使する裁量と競合または対立するような助言を行い、措置を講じることがあります（ファンドまたは投資先ファンドの投資の収益、ファンドの投資に関してアクションを起こす時期もしくは

その内容またはファンドの投資からのエグジット方法に関する助言や措置を含みますが、これらに限られません。)。

JPモルガンは、顧客に幅広いサービスおよび商品を提供する多角的金融サービス会社であり、ファンドまたは投資先ファンドが投資するまたは投資することができる世界的な通貨、株式、商品、債券その他の市場への主要参加者です。JPモルガンは、通常、これらの活動に関連する報酬を受け取ることができ、ファンド（または投資先ファンド）はかかる報酬を受け取ることができません。JPモルガン勘定に対してサービスおよび商品を提供する際、JPモルガンは、随時、一方はファンドもしくは投資先ファンドに対して推奨されるまたはファンドもしくは投資先ファンドのために遂行される活動、他方はJPモルガン勘定に対して推奨されるまたはJPモルガン勘定のために遂行される活動について、利益相反に直面することがあります。例えば、JPモルガンは、多数の米国および非米国の会社および政府との銀行関係およびその他の金融関係ならびに顧問関係を有し、その発展を追求し続けます。JPモルガンはまた、世界中の事業の潜在的な買主および売主に助言し、これらを代理します。ファンドおよび投資先ファンドは、JPモルガンが代理するまたはJPモルガンが銀行関係もしくは金融関係を有するかかる法主体に投資することができ、または既に投資しています。また、JPモルガンの一定の顧客は、JPモルガンが利害関係を有する法主体（ファンドまたは投資先ファンドを含みます。）に投資することができます。

JPモルガンによってまたはJPモルガン勘定で実行される取引は、ファンドおよび投資先ファンドに悪影響を及ぼす可能性があります。JPモルガンおよび一または複数のJPモルガン勘定は、ファンドまたは投資先ファンドが同一または異なる戦略（潜在的に反対の戦略を含みますが、これに限られません。）を実行している間に、ポジションを購入または売却することができ、それがファンドまたは投資先ファンドに損害を与える可能性があります。例えば、JPモルガンが運用するファンドまたは勘定が、投資先ファンドが保有するのと同じの有価証券の空売りを行う場合、空売りによって有価証券の時価が下落したときは、JPモルガンは、空売りを行うJPモルガン勘定の利益のために投資先ファンドおよびファンドの運用実績を害しているとみなされる可能性があります。ファンドおよび投資先ファンド（したがって、受益者）は、売買取引ならびに他のJPモルガン勘定の資金の増加および他のJPモルガン勘定からの資金の払戻しに起因するキャッシュフローおよび市場の動きによっても悪影響を受けることがあります。

また、一または複数のJPモルガン勘定が、投資先ファンドが投資するのと同じの発行体の有価証券の異なる商品またはクラスに投資する場合、利益相反が生じる可能性があります。一定の状況において、JPモルガン勘定は、投資先ファンドも投資を行う特定の発行体について、異なる投資目的を掲げたり、権利を追求もしくは行使したりする可能性があり、これらの活動は、投資先ファンドおよびファンドに悪影響を及ぼす可能性があります。例えば、投資先ファンドがある発行体のデット商品を保有し、JPモルガン勘定が同発行体のエクイティを保有する場合、発行体が財政難または経営難に陥ったときに、投資先ファンドはデット商品を保有するため発行体の清算を求める一方で、JPモルガン勘定はエクイティを保有するため発行体の再建を希望することになります。また、投資先ファンドが投資する発行体は、投資先ファンドからの投資資金を、借り換えまたは資本構成の再編成のために使用することができるため、結果として、JPモルガンまたはJPモルガン勘定が保有する可能性があります。かかる借り換えまたは再編成の後、当該発行体の業績が向上しない場合、投資先ファンドの業績は悪くなる一方で、JPモルガン勘定は返済を受けたことで既に当該発行体に対して投資を保有していないため運用実績は影響を受けません。利益相反は、発行体が支払不能に陥った場合は、より大きくなります。支払不能、破産、再建または類似の手続きに関連して、JPモルガンまたはJPモルガン勘定が保有する他の持分またはそれらが取る行動もしくは立場によって、投資先ファンドが取ることが許される立場または行動が（適用ある法律、裁判所その他によって）制限される可能性があります。

また、適用ある法律に従い、ファンドおよび投資先ファンドは、他のJPモルガン勘定が債務免除を受けるような、またはその他の方法によりファンドもしくは投資先ファンドの投資を処分するもしくはファンドもしくは投資先ファンドに一定の投資を処分させるような投資取引を行うことができます。

利益相反は、ファンドまたは投資先ファンドに関するポートフォリオの決定（ファンドまたは投資先ファンドによる投資の購入、保有および売却を含みます。）が、JPモルガンまたはその他のJPモルガン勘定の利益となり、JPモルガンまたはその他のJPモルガン勘定自体の投資の収益性を高めることを理由としても生じることがあります。また、一もしくは複数のJPモルガン勘定および／またはJPモルガンによるファンドまたは投資先ファンドの投資取引は、ファンドまたは投資先ファンドの価値、価格または投資戦略を希釈化し、またはそれにその他損害を与える効果を有することがあります。例えば、ファンドまたは投資先ファンドに関するポートフォリオの決定が、他のJPモルガン勘定についてのポートフォリオの決定を裏付けるためにも使用される調査またはその他の情報に基づく場合です。JPモルガンまたはJPモルガン勘定が、ファンドまたは投資先ファンドに係る類似のポートフォリオの決定または戦略に先立ち、またはそれと同時に、暗号化してポートフォリオの決定または戦略を実行する場合（ポートフォリオの決定が同一の調査分析またはその他の情報から生じたか否かを問いません。）、市場への影響、流動性の制約その他の要因によりファンドまたは投資先ファンドにとって不利な投資結果となる可能性があり、かかるポートフォリオの決定もしくは戦略の実行に係る費用は増加するかまたはファンドもしくは投資先ファンドがその他損害を被ることがあります。

JPモルガンの顧客（JPモルガン口座を含みますが、これに限られません。）は、クライアントレポートの受領等により、利害関係人らが管理する口座の外におけるかかる顧客の取引に影響を及ぼす可能性がある、利害関係人らの取引または見解に関する情報を入手することができ、このような情報を入手した顧客により行われる取引によって、ファンドおよび／または投資先ファンドの運用実績に悪影響が生じることがあります。また、一定の場合において、投資先ファンド管理会社または投資先ファンド運用会社の従業員が他のJPモルガン口座の運用にとって重要な発行体に関して情報を入手した場合、投資先ファンド管理会社または投資先ファンド運用会社の従業員は、ファンドまたは投資先ファンドを代理して当該発行体の有価証券またはその他の投資を売買できなくなることがあります。ファンドおよび投資先ファンド（したがって、受益者）は、売買取引ならびに他のJPモルガン勘定の資金の増加および他のJPモルガン勘定からの資金の払戻しに起因するキャッシュフローおよび市場の動きによっても悪影響を受けることがあります。管理会社または投資運用会社によるファンドの運用および投資先ファンド管理会社または投資先ファンド運用会社による投資先ファンドの運用は、JPモルガンの利益となることがあります。

JPモルガンは、JPモルガンが運用する組入れファンドの一定の報酬を放棄するまたはその他の方法により放棄する場合で、かかる放棄を行うことで運用実績が高められるときなども、利益相反に直面します。

ファンドまたは投資先ファンドに不利な参加

JPモルガンによる特定の市場への参加または特定の顧客のための行為も、ファンドまたは投資先ファンドが当該市場で取引する能力を制限し、またはそれに影響を及ぼすことがあり、JPモルガンは関与する利益について相反に直面することがあります。例えば、投資先ファンドおよび他のJPモルガンの顧客が発行体の資本構成の別の部分に投資する場合、不履行事由を発動するか否か、点検の条件または投資からエグジットする方法についての決定により、利益相反が生じます。

配分および統合

取引注文の統合および有価証券取引または投資機会の配分にあたっても、潜在的な利益相反が生じます。JPモルガンは取引または投資機会を特定の勘定またはファンドに配分するインセンティブを有するため、統合した取引、特に流通量が限られているために部分的にしか成立していない取引注文の配分、および投資機会の配分は、潜在的な利益相反を増大させます。例えば、JPモルガンは、自らが運用する勘定による募集への参加によって当該募集におけるJPモルガンへの有価証券の配分全体が増加する可能性がある場合、自らが運用する勘

定をしてかかる募集に参加せしめるインセンティブを有します。ファンド・オブ・ファンズの資産をその裏付けファンドの間で配分するときにも、一定の潜在的な利益相反が生じます。例えば、JPモルガンは、ファンド・オブ・ファンズの資産を、新たなファンドの当初資金とするために配分したり、小規模であってより高額な報酬をJPモルガンに支払う投資先ファンドまたはJPモルガンが当初資金を提供した投資先ファンドに配分したりするインセンティブを有します。

投資先ファンド運用会社または副運用会社は、一定の投資が投資先ファンドにとって、また、投資先ファンド運用会社または当該副運用会社（場合に依ります。）により運用または助言される他の競合する勘定にとって適切であると判断する場合があります、その結果、同一の投資が同時またはほぼ同時に投資先ファンドおよび他の勘定の両方で購入されることがあります。かかる状況において、投資先ファンド運用会社または副運用会社は、投資先ファンドおよび一または複数の他の競合する勘定についての同一の投資証券の購入注文を結合すべきであると判断することがあり、かかる場合、実務上可能な限り、各勘定がかかる統合の利益（または悪影響）を分担するよう、各勘定につき購入が望まれる金額に応じて取引が配分されます。

優遇措置

利害関係人らおよびその他のJPモルガンの関連会社は、ファンドまたは投資先ファンドと類似の投資目的またはポートフォリオを有するJPモルガン勘定を運用することができます。かかる競合ファンドの投資戦略が共通していることにより、一定の利益相反が生じる可能性があります。ファンドまたは投資先ファンドにとって適切な投資機会は、JPモルガン勘定にとっても適切であることがあり、ファンドまたは投資先ファンドが追求する当該投資の全部または一部の配分を受け取る保証はありません。

JPモルガンに成功報酬またはそれより高額な管理報酬を支払い、ファンドおよび／もしくは投資先ファンドと同一もしくは類似の戦略に従うまたはファンドおよび／もしくは投資先ファンドと実質的に類似の資産に投資するJPモルガン勘定をJPモルガンが運用することは、例えば有価証券取引につき、潜在的により高額な報酬を支払う勘定をJPモルガンが好むインセンティブを生み出します。

ボルカー・ルールに基づく利益相反

ボルカー・ルールおよびその最終規則に基づき、（a）銀行事業体とそのクライアント、顧客または取引相手方との間において重大な利益相反（かかる用語は最終規則に定義されています。）を伴うまたは結果として重大な利益相反が生じる場合、（b）直接または間接的であるかを問わず、銀行事業体が高リスク資産または高リスク戦略による重大なリスクにさらされる場合、または（c）銀行事業体の安全性および健全性または米国の経済安定性に脅威をもたらす場合には、いかなる取引、取引の種類または活動も許容されません。前記「米国連邦銀行法」をご参照ください。この制限を遵守するため、ファンドおよび投資先ファンドの投資機会、投資戦略または行為は制限されることがあります。

また、ボルカー・ルールは、JPモルガンが連邦準備制度加盟銀行であるものとして、かつ、ファンドまたは投資先ファンド（該当する場合）がその関連会社であるものとして、（ ）JPモルガンがその投資運用者もしくは投資助言者を直接もしくは間接的に務め、または資産運用に係る適用除外規定に従いJPモルガンがカバード・ファンドの組成および募集に関連してスポンサーを務めるもしくは投資する、ファンドおよび投資先ファンド等のカバード・ファンド（またはかかるファンドにより支配されるその他のカバード・ファンド）との間における連邦準備法第23A条（注1）に定義される「対象取引」を、JPモルガンが締結することを禁止し、または（ ）JPモルガンが連邦準備法第23B条（注2）を遵守することを義務付けます。前記「米国連邦銀行法」をご参照ください。

（注1）「対象取引」は、とりわけ、関連会社へのローンまたは融資の供与（取引の結果、関連会社が「クレジット・エクスポージャー」を保有することとなる関連会社とのデリバティブ取引を含みます。）、関連会社が発行する有価証券の購入またはそれへの投資、関連会社からの資産の購入および関連会社を代理する保証または信用状の発行を含みます。

（注2）米国連邦準備法第23B条は一般的に、とりわけ、取引条件が、無関係の会社との類似の取引についてのその時点で有効な取引条件と実質的に同一であるか、または少なくともかかる取引条件と同様に銀行事業体にとって有利であることを義務付けます。

代理人取引、クロス取引および本人取引

ファンドおよび投資先ファンドは、JPモルガンが運用もしくは助言する他のファンドもしくは口座またはJPモルガンとの本人取引または代理人取引を行う場合、利益相反を被ることがあります。法律によって認められる範囲に限り、かつ、以下の項に従い、ファンドおよび投資先ファンドは、JPモルガンが自らのために本人として行為する取引（本人取引）、取引の両当事者に対して助言する取引（クロス取引）およびファンドおよび投資先ファンドのブローカーとして行為し、ファンドおよび投資先ファンドから手数料を受領する取引（代理人取引）を締結することができます。本人取引および代理人取引において、JPモルガンが自己取引を行う機会が生じます。JPモルガンは、ファンドまたは投資先ファンドを代理して本人取引または代理人取引を行う場合、かかる取引によってJPモルガンへの追加報酬が発生するため、利益相反に直面します。JPモルガンはさらに、これらの取引の当事者らに対する忠実性および責任の分割につき潜在的な利益相反に直面します。

また、JPMIMの関連会社は、電子コミュニケーション・ネットワークと代替トレーディング・システム（以下「ECN」と総称します。）に直接または間接的な利害関係を有することがあります。JPMIMは、最良執行を追求するという忠実義務に従い、関連会社が利害関係を有するかまたは得る可能性があるECNを通じて、顧客のための取引を随時実行します。かかる場合、関連会社は、ECNが請求する取引手数料に関連して、その所有割合に基づき間接的に報酬を支払われることとなります。

JPモルガンがメンバーに含まれる有価証券の引受シンジケートが存在する時、あるファンドがかかる有価証券を購入する場合も、JPモルガンは利益相反に直面します。それは、JPモルガンは通常、シンジケートに提供する一定のサービスについて報酬を受領し、場合によっては、ファンドが有価証券を購入する結果として、JPモルガンが直接または間接的に一定の金融上の義務から解放されるからです。

JPモルガンとの関係は、ファンドまたは投資先ファンドが特定の取引を行うのを妨げることがあり、ファンドにおける投資の柔軟性を阻害することがあることをご認識いただく必要があります。例えば、ブローカー・ディーラーである関連会社は、米国証券取引委員会からかかる取引を許可する免除命令が取得された場合のみ、有価証券の売買において本人としてファンドと取引することができます。一部のファンドは、ファンドが関連会社と課税対象および非課税の短期金融商品を伴う本人取引を行うことを許可する免除命令を受けています。しかしながら、一般的に本人取引である、より長期の確定利付証券の売買について、ファンドおよび／または投資先ファンドは、ブローカー・ディーラーである関連会社を利用することができません。すなわち、関連会社が当初募集または売出しの唯一の引受人である場合、ファンドまたは投資先ファンドは、当該募集において購入することができません。いずれの場合も、ファンドが利用可能な有価証券および取引相手方の数は、主要なブローカー・ディーラーと無関係のミューチュアル・ファンドが利用可能な数より少なくなります。

受託会社、投資先ファンドの取締役または利益相反審査人は、許可された本人取引に関する利益相反を審査することができ、受託会社、投資先ファンドの取締役または利益相反審査人による決定は、ファンドおよび投資先ファンドならびに各受益者または投資主（該当するもの）を拘束します。

JPモルガンの関連会社との取引

JPモルガンは、自らが運用および助言するファンドがJPモルガンと関係がある業務提供会社を使用する場合、利益相反に直面します。それは、かかる業務提供会社が使用される際、JPモルガンは全体としてより多額の手数料を受領するためです。利害関係人らは、ファンドおよび投資先ファンドに対して各種の様々なサービスを提供し、それに対してファンドは直接または間接的に利害関係人らに報酬を支払います。その結果、利害関係人らは、ファンドまたは投資先ファンドとJPモルガンの関連会社との間の取決めを締結するインセンティブを有し、当該インセンティブとファンドおよび投資先ファンドの最善の利益との均衡をとる際に利益相反に直面します。

JPモルガンは、ファンドまたは投資先ファンドのために、ブローカー、ディーラー、代理人、アドバイザーとしてまたはその他の商業上の立場において行為することもできます。JPモルガンは、ファンドまたは投資先ファンドの信用借入枠の条件を使用するまたは取り決めることを決定した場合、借入枠が関連会社により提供

されるときは、利益相反に直面します。JPモルガン（その販売員を含みますがこれに限られません。）が、JPモルガンおよびかかる販売員にとって有利な報酬その他の金額を獲得することについて利害関係を有するにもかかわらず、JPモルガンにより課されるコミッション、マークアップ、マークダウン、管理報酬、募集手数料、申込手数料、仲介手数料その他の手数料、報酬または利益、料金および条件は、JPモルガンの見解において商業上合理的であることが予想されます。

JPモルガンは、ファンドまたは投資先ファンドに関してブローカー、ディーラー、代理人、アドバイザー、保管者もしくは管理事務代行者としてまたはその他の商業上の立場において行為する範囲に限り、自らの利益のためにファンドまたは投資先ファンド（したがって、受益者）に悪影響を及ぼしうる商業的措置を講じることがあります。また、JPモルガンがかかる立場において行為する場合、その代表者は、他の者が利用することができない情報を所有することができ、かかる代表者は、かかる情報に基づきファンドに悪影響を及ぼす方法で行為することがあります。JPモルガンは、かかる情報を広める義務を一切負いません。JPモルガンは、ファンドおよび投資先ファンドに対する投資助言、保管、管理事務代行、ファンド会計および投資主サービシング等の業務の提供により、付随的利益を得ます。ファンドおよび投資先ファンドに対するかかる業務の提供は、JPモルガンと様々な当事者との関係性を高め、追加の事業開発を促進し、JPモルガンが追加の事業を取得して追加収益を生み出すことを可能にすることがあります。適用ある法律に従い、JPモルガンは、投資運用および管理上の立場におけるファンドおよび／または投資先ファンドに対する各種サービスに関連する一定の過程または機能を随時インソースまたはアウトソースすることができます。

JPモルガンおよびその販売員その他の金融販売者は、ファンドまたは投資先ファンドの販売を促進することについて利害関係を有します。JPモルガンおよびその販売員は、投資者に対して請求される報酬および手数料の一部を直接または間接的に受領することができます。かかる報酬および手数料は、商品またはサービスによって異なることがあり、あるファンドの有価証券の販売に関する活動の報酬および利益は、他の商品から得られるものより高額になることがあります。

JPモルガンの投資商品への投資

JPモルガンのファンド・オブ・ファンズまたはフィーダー・ファンドの積極的に運用される裏付けファンドまたはマスター・ファンドの選択において、JPモルガンは、その選択をJPモルガン・ファミリーのミューチュアル・ファンドのファンドに制限します。JPモルガンのファンド・オブ・ファンズまたはフィーダー・ファンドにとってより適切なものまたは優れた収益を有するものがあっても、JPモルガンは、JPモルガン・ファミリーと無関係の投資会社で利用可能なものについて、その領域について検討または調査は行いません。ファンドにサービスを提供するJPモルガンの関連会社は、ファンドが裏付けファンドまたはマスター・ファンドとしてJPモルガンのファンド・オブ・ファンズまたはフィーダー・ファンドに含まれる場合、更に報酬を得ることにより利益を得ます。

投資先ファンド運用会社または関係する副運用会社は、投資先ファンドの資産をJPモルガンがスポンサーを務める特定の商品に投資することができます。投資先ファンド運用会社または関係する副運用会社は、一定の状況において、投資先ファンドの資産をかかる商品に配分することを好むことがあります。それは、かかるJPモルガン商品が、一般的に投資先ファンド運用会社または副運用会社の将来を見通した目的または投資先ファンドの投資戦略とよく整合する可能性があり、また、同一の会社の一部であることにより投資先ファンド運用会社または関係する副運用会社が投資手順ならびにリスクおよびコンプライアンスの原理に精通しているためです。投資先ファンドがJPモルガンの商品に投資する場合、JPモルガンは全体としてより多額の手数料を受領することができるため、この選好によって利益相反が生じることがあります。

JPモルガンの独自活動

利害関係人ら、JPモルガンおよびそれぞれの取締役、役員または従業員は、その裁量の範囲内で自らの勘定または自己勘定のために有価証券の売買または取引を行い、自らの勘定または自己勘定について、顧客の勘定

とは異なる投資決定を下したり他の措置を講じたりすることができます（かかる投資決定または措置の時期または内容を含みます。）。さらに、JPモルガンは、JPモルガン、関連会社またはそれらのいずれかの従業員が自らの勘定または自己勘定で売買することができる有価証券を、顧客の勘定で売買することを義務付けられていません。JPモルガン、その関連会社およびそれぞれの取締役、役員および従業員は、自らの勘定または自己勘定を好む利益またはその他のインセンティブを有するため、利益相反に直面します。利害関係人ら、JPモルガンおよびそれぞれの従業員、役員、取締役、代表者またはメンバーによるかかる取引の記録は、投資主または受益者による検査のために公開されていません。かかる個人の勘定または自己勘定について、利害関係人ら、JPモルガンおよびそれぞれの従業員、役員、取締役、代表者またはメンバーは、ファンドまたは投資先ファンドの投資ポジションと異なるまたはそれと反対の投資ポジションをとることがあります。ただし、かかる者がファンドまたは投資先ファンドに先立って取引することは認められていません。

ファンドおよび投資先ファンドは、適用ある法律に従い、JPモルガンと関係がある会社またはJPモルガン勘定が株式、負債その他の利害関係を有する会社の有価証券またはその他の債務に直接または間接的に投資することができます。投資先ファンドが保有する投資の発行体または取引相手方は、JPモルガンが投資する有価証券を公にまたは私的に取引していることがあります。JPモルガンの独自取引またはポートフォリオ戦略は、ファンドに利用される取引および戦略と相反し、投資先ファンドが投資する有価証券およびその他の投資対象の価格および入手可能性に影響を及ぼす可能性があります。JPモルガンの取引活動は、それによって保有されるポジションの価値に影響を及ぼすことがあり、結果としてJPモルガンが発行体または取引相手方においてファンドまたは投資先ファンド（したがって、受益者）に不利な利害関係を有することがあります。JPモルガンは、投資機会、判断または戦略をファンドまたは投資先ファンドと共有する義務を一切負いません。その結果、JPモルガンは、適切な投資機会に関してファンドおよび／または投資先ファンドと競合することがあります。

一般的な利益相反

ファンドおよび投資先ファンドに費やされる時間

利害関係人が複数の口座またはファンドに対して運用責任を負う場合、実際のまたは潜在的な利益相反が生じます。利害関係人らの役員および従業員は、その労働時間の全部または特定の一部分をファンドまたは投資先ファンド（該当する方）の業務に費やすことを義務付けられていません。利害関係人らの役員および主要な従業員／コンサルタントは、雇用契約／コンサルティング契約を締結していないかまたは終了していることがあり、一または複数のかかる者の業務の喪失が、ファンドまたは投資先ファンド（該当する方）に重大な悪影響を及ぼすことがあります。

投資制限

投資先ファンド管理会社、投資先ファンド運用会社および副運用会社は、社内方針として、とりわけ流動性に関する懸念、法律上および規制上の制約を理由に、それぞれの様々な顧客を代理して取っている投資ポジションに一定の全体的な投資制限を維持することがあります。同様に、投資先ファンド管理会社、投資先ファンド運用会社および副運用会社は、投資先ファンドに関して投資を行う自らの能力または特定の行動方針を追求する自らの能力に影響を及ぼすような契約上またはその他法律上の義務を、一または複数の既存の顧客に対して負うことがあります。このような社内方針により、特定の有価証券がその他投資先ファンドの目的を満たす場合であっても、投資先ファンドが当該有価証券を購入できない場合があるということを認識するべきです。たとえば、一定の種類の有価証券における関連する投資家の合計投資金額には、追加の規制上または全社の同意がなければ超えられない上限が設けられています。また、JPモルガンがその他の投資顧問顧客を代理して購入したオプション数に応じて実施することができるファンドによるオプションの購入にも制限があります。一定の合計所有割合に達し、または一定の取引が実施された場合、投資対象を購入もしくは処分するファ

ンドまたは投資先ファンドの能力、権利を行使するファンドの能力または商取引を行うファンドの能力は制限されます。

評価

管理事務代行会社および管理会社は、ファンドの資産および負債の公正市場価格を決定する権限を有します（後記「第2 管理及び運営、4 資産管理等の概要、(1) 資産の評価、純資産価格の計算」に詳述されます。）。ファンドに関して、投資運用会社は、投資対象の公正価格を決定する自らの手続きに基づき、評価につき管理事務代行会社に合理的な支援を提供する権限も有します。投資先ファンドに関して、投資先ファンド管理会社は、投資先ファンドの純資産価額の計算につき責任を負います。厳格な価格算定の算式または方法は採用されていません（後記「第2 管理及び運営、4 資産管理等の概要、(1) 資産の評価、純資産価格の計算」に記載される原則を除きます。）。ファンドの投資対象の価格は、投資先ファンドの投資証券の価格に基づきます。投資先ファンド管理会社またはJPMIMは、随時、関連会社が特定の資産を評価するのとは異なる方法で資産を評価します（関連会社が、投資先ファンド管理会社またはJPMIMと共有していない評価技術およびモデル等に関する情報を有しているためである場合を含みます。）。これは、特に、市場相場が即時に取得できないまたは市場相場が価格算定時点における価格を表示していない（例えば、スタートアップ会社）有価証券またはその他の資産で、公正に評価されているものに関連して生じます。ポジションを過大評価した場合、受益証券または投資証券（該当する方）の価格およびファンドまたは投資先ファンドの運用実績記録が過大評価される可能性があります。

管理事務代行会社および投資先ファンド管理会社は、純資産価額に基づく報酬を受領することとなっており、これにより投資対象の公正価格の決定に関して利益相反が生じることがあります。投資運用会社および投資先ファンド管理会社は、純資産価額に基づく報酬を受領することとなっており、これにより純資産価額の決定の支援につき利益相反が生じることがあります。

非アームズ・レングスの交渉

投資先ファンドの事業の構造および運営において、利益相反が存在します。投資先ファンド管理会社が投資先ファンド管理会社として受領する権利を有する報酬は、「アームズ・レングス」原則に基づく交渉で定められたものではなく、別の投資運用者が請求する報酬よりも高額となることがあります。投資先ファンド管理会社は、かかる報酬が投資先ファンドの構造、投資プログラムおよび投資家基盤に照らして正当なものであると考えています。

議決権の代理行使

利害関係人がファンドまたは投資先ファンドの保有する有価証券について議決権の代理行使を行う場合、潜在的な利益相反が生じる可能性があります。議決権の代理行使がJPモルガンの株式もしくはJPモルガンのファンドに関して行われる場合、または議決権の代理行使についての管理者が、当該議決権代理行使の対象となっている事項に関して、関連会社が投資銀行となっているかもしくは公正意見書を提出していることを実際に知っている場合に、利益相反が存在するものとみなされます。かかる利益相反が特定された場合、当該代理行使は、独立した第三者により、JPモルガンの議決権代理行使ガイドラインに従って、または当該第三者自身のガイドラインを用いて行われます。管理会社がファンドまたは投資先ファンドの資産を、JPモルガンの顧客でもある企業またはJPモルガンもしくは関連会社と重要な取引関係を有する企業の有価証券に投資する場合で、当該企業の経営陣に対する反対票が当該企業のJPモルガンまたは当該関連会社との取引関係を害し、またはかかる取引関係にその他影響を及ぼすおそれがある場合、潜在的な利益相反が生じる可能性があります。

ソフトダラー

JPモルガンは、統計情報およびその他の調査サービスの利用の対価として、顧客の有価証券仲介取引により発生した「ソフト」ダラーまたは手数料を一定のブローカー・ディーラーに支払います。当該統計情報およびその他の調査サービスが、ファンドまたは投資先ファンドよりもJPモルガンのその他の一部の顧客に利益をも

たらずことがあり、当該手数料を生じさせた取引に係る口座以外の口座の運用に関して使用されることもあるため、JPモルガンは利益相反に直面します。

さらに、JPモルガンが統計情報およびその他の調査サービスを取得するために顧客の売買委託手数料を使用する場合、JPモルガンは、当該情報またはその他の調査サービスを自ら創作する必要がなく、またはこれらの代金の支払いを自ら行う必要がないため、利益を得ます。その結果、JPモルガンは、取引執行のための最低価格を得る目的ではなく、かかる情報その他の調査サービスを取得する目的で特定のブローカー・ディーラーを選定する動機を持つことがあります。

買戻し

設立時からの投資家としてのJPモルガン、JPモルガンのファンド・オブ・ファンズおよび投資一任契約を締結した顧客を代理するJPモルガンは、一定のファンドに重要な所有持分を有しています。JPモルガンは、当該ファンドにおける買戻しの実施を検討する場合、ならびにその他の投資主が投資証券の買戻しの実施の可否および時期を決定する場合に、利益相反に直面します。JPモルガン、JPモルガンのファンド・オブ・ファンズまたは投資一任契約を締結した顧客を代理して行為するJPモルガンによる投資証券の大量買戻しにより、当該買戻しがなければ行われなかったであろう投資先ファンドによる有価証券の売却、キャピタル・ゲインの現金化の促進および取引コストの増加が起こる可能性があります。大量買戻しはファンド（投資先ファンドを含みます。）の資産の著しい減少を引き起こす可能性があります。それにより、流動性が減少し、（適用ある経費の上限によっては）経費率が上昇する可能性があります。

貸付け

JPモルガンがいずれか一つのファンドまたはJPモルガンの利益を別のファンドに対して優先した場合に貸し手または借り手のファンドに害を及ぼすおそれのあるファンド間の貸付けに関して、JPモルガンは利益相反に直面します。ファンドが有価証券の貸借取引に従事する場合において、JPモルガンの関連会社が当該貸借取引において業務提供会社として行為し、またはその他当該貸借取引の一部として報酬を受領する場合に、JPモルガンは利益相反に直面します。

贈答品および接待

JPモルガンの従業員は、随時、顧客、仲介業者または業務提供会社からファンドまたはJPモルガンへの贈答品および／または接待を受けることがあります。かかる贈答品および／または接待は、当該従業員による判断または事業活動の実施方法に影響を与えるように見えるおそれがあり、またはこれらに潜在的に影響を及ぼす可能性があります。

副運用会社に関する追加の潜在的利益相反

投資先ファンド管理会社は、投資先ファンドの資産を、投資先ファンド管理会社と関係がある投資先ファンド運用会社に配分します。かかる投資先ファンド運用会社に支払われるべき報酬は、投資先ファンドではなく投資先ファンド管理会社によって支払われます。投資先ファンド運用会社は、随時、投資先ファンドの資産を、投資先ファンド運用会社と関係がある副運用会社に配分する場合があります。投資先ファンドの英文目論見書には、副運用会社に支払われるべき報酬は、投資先ファンドの管理・顧問報酬に加え、投資先ファンドによって直接支払われることができる旨が規定されています。投資先ファンド運用会社が投資先ファンドから受領する報酬から副運用会社に報酬を支払っている場合、投資先ファンド運用会社が、より低い報酬率の副運用会社または最適ではない可能性のある関係する副運用会社を選択するインセンティブが発生します。ファンドおよび投資先ファンドに関する報酬の詳細は、後記「4 手数料等及び税金」および投資先ファンドの英文目論見書の第3項（投資先ファンドに関する場合のみ）に記載されています。

JPモルガンと無関係の副運用会社は、当該副運用会社に配分された投資先ファンドの資産の運用に関して、自らの実際のまたは潜在的な利益相反を引き起こす利害および関係を有します。かかる利益相反は、JPモルガンに関して本書に記載される利益相反と類似する場合もあり、異なる場合もあり、またはそれを補足する場合

もあります。副顧問会社に関する潜在的利益相反についての追加情報は、各副顧問会社のフォームADVに記載されています。各副顧問会社のフォームADVのパート1およびパート2の写しは、米国証券取引委員会のウェブサイト（www.adviserinfo.sec.gov）で公表されています。

利害関係人らに関連するリスク

一定の非公開情報に関する考察

関連会社は、JPモルガンのその他の様々な事業の結果として、随時、利害関係人らが知ればファンドもしくは投資先ファンドの保有する投資対象の持分を処分、保持もしくは買い増しすることまたはファンドもしくは投資先ファンドを代理して一定のポジションを取得することを試みる可能性のある、一定の市場および投資対象に関する情報を入手していることがあります。しかしながら、JPモルガンの様々な部門の間に情報バリアが設けられていることにより、JPモルガングループの管理会社、投資運用会社、投資先ファンド管理会社、投資先ファンド運用会社および副運用会社は、たとえファンドまたは投資先ファンドの運用に関連する場合であっても、原則として、JPモルガンのその他の分野の情報を利用することはできず、JPモルガンのその他の分野の従業員と意見交換することはできません。したがって、かかる者は、原則として、JPモルガンのその他の部門が有する情報の恩恵を受けながらファンドおよび／または投資先ファンドの投資対象を運用することができません。かかる関連会社は、当該会社が入手不可能な情報に潜在的に基づいているファンドまたは投資先ファンドとは異なる方法で取引を行う可能性があります。かかる関連会社は、随時、JPモルガングループの管理会社、投資運用会社、投資先ファンド管理会社、投資先ファンド運用会社または副運用会社の情報バリアに関する方針および手続きに従って、JPモルガンのその他の分野の従業員と意見交換することがあります。かかる従業員による、かかる従業員のJPモルガングループの管理会社、投資運用会社、投資先ファンド管理会社、投資先ファンド運用会社または副運用会社の従業員との意見交換に関連する義務の履行が、JPモルガン内またはその他における当該従業員の主な担当分野と相反する可能性があります。JPモルガンのその他の分野の従業員は、JPモルガングループの管理会社、投資運用会社、投資先ファンド管理会社、投資先ファンド運用会社または副運用会社との活動に関連して、通常は一般公開されていないファンドおよび／または投資先ファンドに関する投資活動計画に関する情報を受領することがあります。かかる従業員には、自身の顧客、独自の活動またはその他の活動に関連して知らされ、または開発した情報または戦略をファンドまたは投資先ファンドが使用するために提供する義務はありません。また、JPモルガンは、一般に公表する前に調査または分析を提供する義務を負いません。

JPモルガンは、その他の顧客または活動に関連して自己の従業員に知らされ、または開発もしくは使用される情報、投資戦略、機会またはアイデアについて、情報を探る義務、ファンドもしくは投資先ファンドに提供する義務、またはファンドと共有する義務を負いません。

JPモルガンは、随時、情報バリアの利用にかかわらず、投資対象を売買する投資先ファンドの能力を制限または制約するおそれのある重大な非公開情報またはその他の情報を入手することがあります。その結果として、ファンドまたは投資先ファンドの投資の柔軟性が損なわれることがあります。

その他のビジネス・ベンチャー

利害関係人らは、その他のビジネス・ベンチャーを組織し、またはこれに関与することがあります（ファンドまたは投資先ファンドが保有する有価証券の発行体である法主体への金融サービス、コンサルティング・サービスまたはその他のサービスの提供およびかかる法主体からの報酬の受領を含みます。）。ファンドおよび投資先ファンドは、本書に開示されるファンドおよび投資先ファンドに関して定められた特定の取決めに基づき、かかるその他のビジネス・ベンチャーに提供される機会またはそれらのリスクもしくは利益を共有する義務を負いません。たとえば、利害関係人らは、多額の出資を行う意思のある投資予定者とマネージド・アカウントの取決めに締結することがあり、当該マネージド・アカウント保有者に、より高い流動性、より低額の手数料、追加情報またはその他の条件を提供することがあります。いずれの場合も、かかるその他のビジネス・ベンチャーは、利害関係人らの時間および注意をめぐってファンドまたは投資先ファンドと競うこととなり、さらなる利益相反が生じる可能性があります。各利害関係人は、ファンドまたは投資先ファンドに説明することなく、かかるビジネス・ベンチャーに関して受領したすべての金銭を留保することができます。

法定代理人に関連する利益相反

A & Oは、英国法の事項に関する管理会社および投資運用会社の法律顧問に任命され、メイプルズは、ケイマン諸島法の事項に関する管理会社および投資運用会社の法律顧問に任命され、森・濱田松本法律事務所は、日本法の事項に関する管理会社および投資運用会社の法律顧問に任命されています。エルヴィンガー・ホス・ブリュッセンは、ルクセンブルグ法の事項に関するアンブレラ・ファンドおよび投資先ファンドの法律顧問に任命されています。

本法律顧問は、様々な事項においてJPモルガンおよびその関連会社（その他の関連する投資ファンドを含みますが、これに限られません。）を代理します。かかる本法律顧問は、受益者もしくはファンドの投資予定者または投資主もしくは投資先ファンドの投資予定者（該当するもの）を代理せず、またいかなる本法律顧問も受益者または投資主を代理するために雇用されることはありません。

本法律顧問による管理会社および投資運用会社または投資先ファンドの代理は、ファンドが相談した特定の事項に限定されます。本法律顧問は、ファンドまたは投資先ファンドに関係があった可能性があるその他の存在していた事項について相談を受けていなかった可能性があります。

本法律顧問は、ファンド、管理会社、投資運用会社、投資先ファンド、投資先ファンド管理会社または投資先ファンド運用会社による本書に記載される投資プログラム、評価手続その他のガイドラインの遵守の監視を引き受けず、また適用法令の遵守を監視しません。さらに、本法律顧問は、ファンド、管理会社、投資運用会社および／または投資先ファンドまたは投資先ファンド管理会社から提供された情報に依拠します。本法律顧問は、本書に記載されるファンド、管理会社、投資運用会社および／または投資先ファンドまたは投資先ファンド管理会社、その他の業務提供会社またはその関連会社および従業員に関する情報の正確性および完全性の調査または検証を行いません。

JPモルガンおよびその関連会社は、提供を受けるサービスの報酬の値引きを含む業務提供会社との取決めに締結しています。たとえば、JPモルガンまたは一もしくは複数のJPモルガンの関連会社が雇用する一部の法律事務所は、JPモルガンまたはその関連会社に提供するサービスの種類および数量に応じて弁護士費用の値引きを行います。ファンドおよび投資先ファンドが支払う法務サービスの費用は、個別に交渉され、JPモルガンのレートの交渉または計算には含まれないため、ファンドおよび投資先ファンドに請求される報酬は、通常、より高い請求レートを反映したものになります。特定の事項に関する法務サービスが、JPモルガンまたはその関連会社とファンドおよび／または投資先ファンドが共有する形で提供された場合、ファンドおよび／または投資先ファンドならびにJPモルガンはそれぞれ、当該特定の業務の事実および状況に応じて、JPモルガンの値引額またはそれより高いレートを反映した当該サービス費用の按分割当分を負担します。

リスクに対する管理体制

投資運用会社では、運用商品管理部門から独立している部門が、ファンドについて、投資方針、投資対象、投資制限等の遵守状況のチェックを行います。

投資先ファンド運用会社では、運用部門から独立しているリスク管理チームが、投資先ファンドについて以下の事項やその他のリスク管理を行います。

- 運用成果やリスク水準の妥当性のチェック
- 取引価格・約定タイミングや、利益相反取引の有無等、有価証券の取引にかかる適正性のチェック
- 投資方針、投資対象、投資制限等の遵守状況のチェック

上記の管理体制は2019年2月末日現在のものであり、随時変更されます。

リスクに関する参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

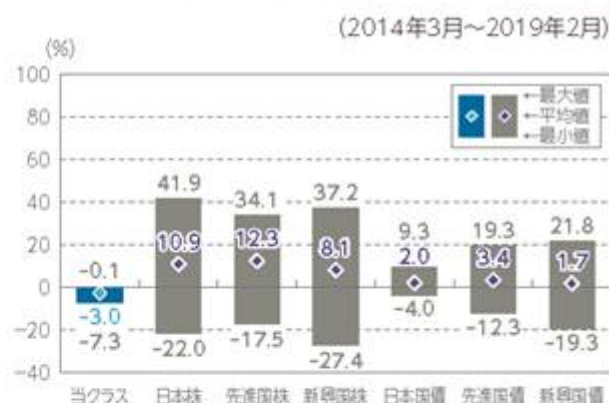
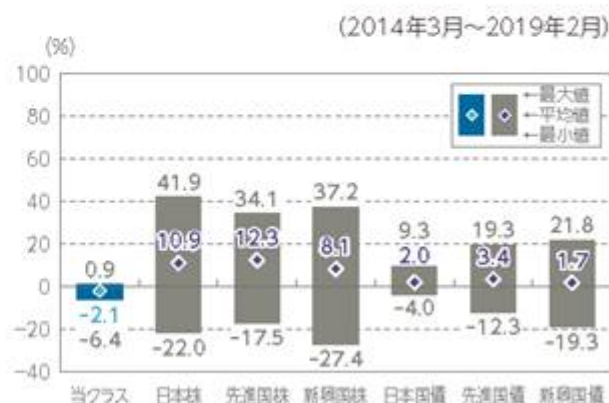
＜ファンドの分配金再投資1万口当たり純資産価格・年間騰落率の推移＞

2014年3月～2019年2月の5年間におけるファンドの分配金再投資1万口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです。(ただし、ファンドは2015年3月27日に運用を開始したため、2015年3月26日以前の分配金再投資1万口当たり純資産価格および2016年2月以前の年間騰落率は算出されません。)



＜ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較＞

左のグラフと同じ期間(ただし、ファンドについては2016年3月～2019年2月)における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと他の代表的な資産クラス(円ベース)との間で比較したものです。このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



<円ヘッジなしクラスB受益証券>

(2014年3月～2019年2月)



(ご注意)

- 分配金再投資1万口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。ただし、ファンドについては当該期間において分配金の支払実績はないため、分配金再投資1万口当たり純資産価格は各クラスの1万口当たり純資産価格と等しくなります。
- 純資産価格および分配金再投資純資産価格は、1万口当たり、管理報酬等控除後の価格です。
- ファンドの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における分配金再投資1万口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

○代表的な資産クラスを表す指数

- 日本株・・・TOPIX(配当込み)
- 先進国株・・・MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI(国債)
- 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバル(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジを行わないものとして算出されたものです。なお、MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、管理会社で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株東京証券取引所)が有しています。なお、ファンドは、(株東京証券取引所)により提供、保証または販売されるものではなく、(株東京証券取引所)は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。

MSCIコクサイ指数およびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、同社が発表したMSCIコクサイ指数(配当込み、米ドルベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)を管理会社にて円ベースに換算したものです。

NOMURA-BPI(国債)は、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバルは、J.P. モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P. モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

海外における申込手数料

クラスA受益証券の申込みに関し、（ ）申し込まれる受益証券の総口数が5億口以上10億口未満である場合、受益証券1口当たり純資産価格の0.75%、または（ ）申し込まれる受益証券の総口数が10億口以上である場合、受益証券1口当たり純資産価格の0.50%のいずれかに相当する申込手数料が、ファンドに関して直接の持分を有し、またはこれを申し込んでいる者により、販売会社に支払われ、または販売会社により保持されることがあります。

クラスB受益証券については申込手数料はありません。

日本国内における申込手数料

クラスA受益証券について、以下の申込手数料が課せられます。申込手数料は、ご購入時の商品説明、投資情報の提供、購入に関する事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。

申込口数	申込手数料
5億口以上10億口未満	0.81%（税抜0.75%）
10億口以上	0.54%（税抜0.50%）

クラスB受益証券について、購入時の申込手数料は課されません。

（注）管理会社は、購入金額の4.0%相当額を販売会社に対して支払います。

ただし、受益証券の購入後の保有期間が10年未満の場合は、保有期間に応じて、下記の条件付後払申込手数料（CDSC）がかかります。

申込手数料の詳細は、販売会社にお問い合わせください。

（２）【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

クラスB受益証券の買戻しは、後記「第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、（１）海外における買戻し手続等、クラスB受益証券のCDSC」に詳細が記載されるとおり、当該受益証券が買い戻されるまでの保有期間に応じた以下の料率による条件付後払申込手数料（CDSC）（注：日本の投資者については、後記「日本国内における買戻し手数料」をご参照ください。）の対象となる場合があります。実質的受益者が支払うべき条件付後払申込手数料（CDSC）は、管理事務代行会社により処理され、かつ、管理会社に対して支払われ、これにより保有されます。

受益証券の購入後の経過年数	条件付後払申込手数料（CDSC）
1年未満	4.0%
1年以上2年未満	3.6%
2年以上3年未満	3.2%
3年以上4年未満	2.8%
4年以上5年未満	2.4%
5年以上6年未満	2.0%
6年以上7年未満	1.6%
7年以上8年未満	1.2%
8年以上9年未満	0.8%
9年以上10年未満	0.4%
10年以上	なし

日本国内における買戻手数料

クラスB受益証券について、受益証券の購入後の保有期間が10年未満の場合は、保有期間に応じて、購入価格に以下の率を乗じた条件付後払申込手数料（CDSC）がかかります。条件付後払申込手数料（CDSC）は、買戻時に管理会社にお支払いいただくもので、管理報酬・販売管理報酬と合わせて、ファンド設定・継続開示にかかる手続き、ファンドについての資料作成・情報提供、ファンドの運用状況・費用支払の監督、ファンドのリスク量の計測・管理、その他ファンド運営管理全般にかかる業務の対価となります。本書の日付現在、日本の消費税は、条件付後払申込手数料（CDSC）に対して課せられません。

受益証券の購入後の経過年数（ ）	条件付後払申込手数料（CDSC）
1年未満	4.0%
1年以上2年未満	3.6%
2年以上3年未満	3.2%
3年以上4年未満	2.8%
4年以上5年未満	2.4%
5年以上6年未満	2.0%
6年以上7年未満	1.6%
7年以上8年未満	1.2%
8年以上9年未満	0.8%
9年以上10年未満	0.4%
10年以上	なし

（ ） 上記の「受益証券の購入後の経過年数」とは、当該受益証券に関する、ご購入に係る日本における約定日（同日を含みます。）からご換金に係る日本における約定日の前日（同日を含みます。）までの期間をいいます。

（注1） 投資者は、買戻価格から条件付後払申込手数料を差し引いた金額を買戻し時に受領します。条件付後払申込手数料は、10年未満の期間に買戻された受益証券の購入価格に料率を適用して決定されます。

（注2） 条件付後払申込手数料の金額は、最も低い条件付後払申込手数料率により計算されます。すなわち、投資者は、当該手数料の課せられないクラスB受益証券を最初を買戻し、その次に長く保有する受益証券を次を買戻すものとみなされます。

（注3） クラスB受益証券の受益証券1口当たり純資産価格が、購入価格よりも増額した場合、その増額分に条件付後払申込手数料が課せられることはありません。

（注4） 条件付後払申込手数料は、管理会社に対して支払われるものであり、買戻手続を行う販売会社を通じて精算されます。

条件付後払申込手数料の詳細は、販売会社にお問い合わせください。

（3）【管理報酬等】

管理報酬および販売管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、ファンド純資産総額の年率0.08%の管理報酬を受領する権利を有します。

管理会社はまた、円ヘッジありクラスB受益証券および円ヘッジなしクラスB受益証券に関して、これに帰属するファンドの資産から、円ヘッジありクラスB受益証券および円ヘッジなしクラスB受益証券のクラス純資産総額の年率0.48%の販売管理報酬を受領する権利を有します。

管理報酬および販売管理報酬は、各計算日に計算され、日々発生します。当該報酬は、暦年ベースの各四半期毎に日本円で後払いされるものとします。

管理会社は、立替金および立替費用についてファンドから払戻しを受けます。

管理報酬および販売管理報酬は、ファンド設定・継続開示にかかる手続き、ファンドについての資料作成・情報提供、ファンドの運用状況・費用支払の監督、ファンドのリスク量の計測・管理、その他ファンド運営管理全般にかかる業務の対価として、管理会社に支払われます。

投資運用報酬

投資運用会社は、（ファンドの資産から）ファンド純資産総額の年率0.02%の投資運用報酬を受領する権利を有します。投資運用報酬は、各計算日毎に計算され、日々発生します。投資運用報酬は、暦年ベースの各四半期毎に日本円で後払いされるものとします。

投資運用会社は、立替金および立替費用についてファンドから払戻しを受けます。

投資運用報酬は、ファンドにかかる投資判断等の運用業務およびこれに付随する業務の対価として、投資運用会社に支払われます。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、（ファンドの資産から）ファンド純資産総額の年率0.07%の報酬を受領する権利を有します。ただし、管理事務代行会社は、年間最低報酬12,500ユーロを受領する権利を有します。

管理事務代行報酬は、各計算日毎に計算され、日々発生します。管理事務代行報酬は、暦年ベースの各四半期毎に日本円で後払いされるものとします。

管理事務代行会社は、立替金および立替費用についてファンドから払戻しを受けます。

管理事務代行報酬は、ファンドの購入・換金（買戻し）等受付け業務、ファンド信託財産の評価業務、ファンド純資産価格の計算業務、ファンドの会計書類作成業務、受益者の管理業務、およびこれらに付随する業務の対価として、管理事務代行会社に支払われます。

保管報酬

保管会社は、（ファンドの資産から）ファンド純資産総額の年率0.05%の報酬を受領する権利を有します。ただし、保管会社は、年間最低報酬3,000ユーロを受領する権利を有します。

保管報酬は、各計算日毎に計算され、日々発生します。保管報酬は、暦年ベースの各四半期毎に日本円で後払いされるものとします。

保管銀行は、立替金および立替費用についてファンドから払戻しを受けます。

保管報酬は、ファンド信託財産の保管・管理業務、ファンド信託財産にかかる入出金の処理業務、ファンド信託財産の取引にかかる決済業務、およびこれらに付随する業務の対価として、保管会社に支払われます。

代行協会員報酬

代行協会員は、（ファンドの資産から）ファンドの純資産総額の年率0.10%の代行協会員報酬を受領する権利を有します。代行協会員報酬は、各計算日毎に計算され、日々発生します。代行協会員報酬は、暦年ベースの各四半期毎に日本円で後払いされるものとします。

代行協会員は、立替金および立替費用についてファンドから払戻しを受けます。

代行協会員報酬は、受益証券1口当たり純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の販売会社への送付業務、およびこれらに付随する業務の対価として、代行協会員に支払われます。

販売報酬

クラスA受益証券に関し、販売会社は、（当該クラスの受益証券に帰属するファンドの資産から）当該クラスの受益証券に係るクラス純資産総額の年率0.45%の販売報酬を受領する権利を有します。

クラスB受益証券に関し、販売会社は、（当該クラスの受益証券に帰属するファンドの資産から）当該クラスの受益証券に係るクラス純資産総額の年率0.20%の販売報酬を受領する権利を有します。

販売報酬はそれぞれ、各計算日毎に計算され、日々発生します。販売報酬は、暦年ベースの各四半期毎に日本円で後払いされるものとします。販売会社は、立替金および立替費用についてファンドから払戻しを受けます。

販売報酬は、受益証券の販売業務・買戻しの取扱業務、運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務、およびこれらに付随する業務の対価として、販売会社に支払われます。

受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から、ファンドの会計年度ベースの毎年前払いされる日々発生する年額10,000米ドルの受託報酬を、当該会計年度の最終ファンド営業日前30ファンド営業日以内に受領する権利を有し、また加えて追加的に費やした時間に対する報酬、立替費用および設立費用を受領する権利を有します。

受託報酬は、ファンドに関する受託業務、およびこれに付随する業務の対価として、受託会社に支払われます。

（４）【その他の手数料等】

設立費用

ファンドは、その設立費用および受益証券の当初の募集費用を支払います。

ファンドの設立費用は、ファンドによる最初の投資から４年で償却されます。

運営費用および取引経費

ファンドは、以下を含む（ただし、これらに限られません。）運営費用および取引費用を負担します。

- ・受託会社、ファンドまたはその各代行者により適切に負担される、ファンドおよびトラストの運営、登録もしくは存続に関するすべての報酬、経費および費用
- ・法的監査、会計および税務助言業務に関するすべての報酬、経費および費用ならびにファンドに提供された業務に関する専門家手数料その他すべての手数料
- ・受託会社および／またはその代行会社、受益者および第三者の間の関係から生じるすべての報酬、経費および費用（受益証券の譲渡の登録ならびに受益者に対する通達および通知を含みますが、これらに限られません。）
- ・年次会計書類および年次監査報告書、ならびに、作成される場合は、半期の未監査報告書、月次の未監査会計報告書およびファンドの純資産総額を表示する日次の報告書ならびにそれらに添付される報告書または書類および受託会社もしくはその代行会社から受益者に対するその他の通知の作成、翻訳、印刷および郵送またはその他の方法で発送する際に適正に生じ、かつ、それらに付随するすべての報酬、経費および費用
- ・ファンドの受益証券について一般に対して公募を行う旨を記載した英文目論見書もしくはその補遺またはファンドに関する情報を提供する投資者となる予定の者に対する説明文書もしくは同様の文書の作成、翻訳および印刷について生じる報酬、経費および費用
- ・純資産総額の計算およびその詳細の提供に係る報酬、経費および費用
- ・受益者集会の招集および開催について生じるすべての報酬、経費および費用

- ・トラストまたはファンドに関する補遺証書、合意書もしくはその他の文書の作成において生じるか、またはファンドの投資対象に関する権利証書の安全な保管に関連して生じるすべての報酬、経費および費用
- ・ファンドによりまたはファンドのために行われるあらゆる性質の預託または融資またはそれらに付随するすべての報酬、経費および費用
- ・ブローカーおよび保管会社に関するあらゆる報酬、経費および費用
- ・ファンドの投資対象の取得または換金に関して支払われるべき、あらゆる印紙税その他租税、税金、政府課徴金、仲介手数料、名義書換手数料、登録手数料その他手数料
- ・ファンドによりまたはファンドのために行われるすべての借入れに対する利息ならびに当該借入れの手配および当該借入れから生じる手数料および費用
- ・ファンドが政府その他の当局またはいずれかの法域における政府もしくは当局の機関に対して支払うべき、すべての税金および法人手数料
- ・受益証券の当初申込み後にファンドの受益証券の募集について生じるすべての報酬、経費および費用
- ・販促および広告費用（もしあれば）
- ・郵便、電話、ファックスおよびソフトウェア・ライセンスに係る経費その他すべての運営費用
- ・受託会社もしくは管理会社が、ファンドの運営、運用もしくは販促に関して任命される業務提供会社（投資運用会社、管理事務代行会社、保管会社、販売会社および代行協会会員を含みますが、これらに限られません。）に支払う義務があるすべての報酬、経費または費用
- ・ファンドの投資対象の取得、保有および／または処分に関して生じる債務、報酬、経費および費用（仲介手数料、空売りされた証券に関する借入手数料、スプレッド（差額）、マークアップ（上乗せ）その他取引および実行手数料、利息費用、調査費、保管報酬ならびに決済報酬を含みます。）
- ・ファンドの通常業務および／または運営一般に関して生じる、特別費用（訴訟費用および補償費用があれば、これらを含みます。）等の債務、経費および費用
- ・ファンドおよび／もしくはトラストの清算についてもしくは関連して生じるか、またはその他ファンドおよび／もしくはトラストの終了もしくは登録の取消について生じる債務、報酬、経費および費用
- ・受託会社、管理会社またはそれらの代行者および被任命者（管理事務代行会社、保管会社、投資運用会社、販売会社および代行協会会員を含みますが、これらに限られません。）が、各自の責務または業務に関連してファンドおよび／またはトラストを代理して適切に負担した、ファンドの運営費用および取引経費に関する立替金または立替費用

（注）弁護士費用は、ファンドに係る契約書類の作成業務、目論見書等の開示・届出資料作成業務および監督当局への届出に関する業務、ならびにこれらに付随する業務ならびに／または投資先ファンドに係る契約書類の作成業務、監督当局への届出資料作成業務および監督当局への届出に関する業務、ならびにこれらに付随する業務の対価として支払われます。監査費用は、ファンドおよび投資先ファンドの会計書類を監査し、年次監査報告書を作成する業務の対価として支払われます。有価証券取引に関する費用は、投資先ファンドにおける有価証券の取引等の仲介業務およびこれに付随する業務の対価として支払われます。保管費用等は、投資先ファンドの資産の保管業務の委託の対価として支払われます。

ケイマン諸島の年次手数料

ファンドはまた、年次免除トラスト手数料（本書の日付現在610米ドル）および年次ミューチュアル・ファンド・ライセンス料（本書の日付現在4,268米ドル）を支払います。

投資先ファンドに関する報酬および費用

投資先ファンドの管理・顧問報酬

投資先ファンド管理会社は、（投資先ファンドの資産から）投資先ファンドの純資産総額に対し年率0.35%の投資先ファンドの管理・顧問報酬を受領する権利を有します。投資先ファンドの投資先ファンド投

資証券についての運用手数料は、管理上、投資先ファンド管理会社により、またはJPモルガン・チェース・アンド・カンパニーの適当な法主体から直接、投資主に課され、回収されます。

投資先ファンド管理会社は、自己の裁量において、投資先ファンドの管理・顧問報酬を減額することができます。投資先ファンド運用会社は、立替金および立替費用について投資先ファンドから払戻しを受けます。

投資先ファンド運用会社の報酬および費用

投資先ファンドの管理・顧問報酬は、日々発生し、四半期毎に米ドルで後払いされるものとします。投資先ファンド運用会社は、業務の報酬として、投資先ファンド管理会社が（投資先ファンドの管理・顧問報酬から）支払うべき報酬で、関連する投資先ファンド投資運用契約に定められる、またはその他随時合意される報酬を受領する権利を有します。

副運用会社の報酬

副運用会社に報酬を与えるために追加報酬が請求される場合があります。副運用会社に支払われる報酬の上限は、その副運用会社に配分された資産の投資先ファンドの純資産総額に対し年率1.05%です。

投資先ファンドの運営および管理事務費用ならびに保管受託銀行の報酬

投資先ファンドは、投資先ファンドまたはそのクラスX外国投資証券の純資産総額に対し年率0.15%を上限として、すべての通常の運営および管理事務費用を負担します。投資先ファンド管理会社は、この上限を超えて発生する運営および管理事務費用を負担します。投資先ファンドの運営および管理事務費用は、日々発生し、毎月後払いされるものとします。

運営および管理事務費用には以下が含まれます。

- (a) 投資先ファンド管理会社に対し、投資先ファンドへ提供する業務について支払われる「ファンドサービス手数料」
- (b) 投資先ファンドが直接契約した費用。保管会社の報酬、保管受託銀行の報酬、監査報酬および費用、ルクセンブルグの年次税（taxe d'abonnement）、取締役の報酬（JPモルガンの取締役または従業員を兼務兼任する取締役に対しては、報酬は一切支払われません。）ならびに投資先ファンドの取締役が負担した合理的な立替費用を含みますが、これらに限られません。
- (c) 投資先ファンド管理会社が投資先ファンドを代理して直接契約した費用。組成および登録経費等の設立費用、ファンド会計業務および管理業務のための会計費用、登録および名義書換代行業務、管理事務代行業務および所在地事務代行業務のための代行費用、支払代行会社および代理人の報酬および合理的な立替費用、弁護士報酬および費用、継続的な登録・上場・相場付けに係る手数料（翻訳費用を含みます。）、外国投資証券の価格の公表に係る経費および郵便・電話・ファックス送信その他の電子的通信手段に係る経費、ならびに投資先のファンド英文目論見書、重要な投資者情報書類または投資主が利用可能となる募集書類、財務報告その他の書類の作成、印刷および交付に係る経費および費用を含みますが、これらに限られません。

投資先ファンドの運営および管理事務費用は、以下に記載される取引手数料および特別費用を含みません。

その他の投資先ファンドの報酬および費用

取引手数料

投資先ファンドは、証券および金融商品の売買に係るすべての経費および費用（仲介報酬および手数料、金利、税金、政府の関税、課徴金および賦課金ならびにその他の取引関連費用（その保管に関連する経費お

および費用を除きます。)を含みますが、これらに限られません。)を負担します。かかる経費および費用は、投資先ファンドの各クラスの外国投資証券間で配分されます。

特別費用

投資先ファンドは、特別費用（訴訟費用、金利および投資先ファンドまたはその資産に課される税金、賦課金、関税または類似の課徴金の全額（年次税を除きます。）を含みますが、これらに限られません。）を負担します。

関連するUCITSおよびUCIに係る手数料の免除

投資先ファンドが投資することのできる、投資先ファンド管理会社、投資先ファンド運用会社またはJPモルガン・チェース・アンド・カンパニーのその他のメンバーが管理するUCITSその他のUCIの申込、買戻および転換手数料は、免除されます。

他の投資先ファンド業務提供会社の報酬

投資先ファンド業務提供会社に支払われる報酬の詳細は、投資先のファンド英文目論見書の第3項に記載されます。

（５）【課税上の取扱い】

日本

2019年3月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されますので原則として確定申告をすることになりますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。以下同じです。）または金融機関等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2038年1月1日以後は15%の税率となります。）。
 - (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。
- 譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。
- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、前記(5)と同様の取扱いとなります。

- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われます。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2038年1月1日以後は15%の税率となります。）。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、前記(5)と同様の取扱いとなります。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

税制等の変更により上記「ないし」に記載されている取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

ケイマン諸島

ケイマン諸島の現行法上、ファンドが支払うべきいかなる所得税、遺産税、資産移転税、売上税その他の税金も存在せず、ファンドによる分配金につき、または受益証券の買戻しにおける純資産総額の支払いに関し、いかなる源泉徴収税も適用されません。ケイマン諸島は、ファンドに対して、またはこれにより行われるあらゆる支払いに適用される二重課税防止条約をいかなる国とも締結していません。

ファンドは、ケイマン諸島の信託法第74条に基づく免除トラストとして登録を受けており、これにより、同法第81条が適用され、ケイマン諸島の財務長官から保証書を受領しています。かかる保証書には、免除トラストであるファンドの設立日から50年の間、ケイマン諸島で制定された、所得もしくはキャピタ

ル・ゲインもしくは資本利得に対する課税の根拠となる法律または遺産税もしくは相続税の性質を有する税の課税根拠となる法律のいずれも、トラストを構成する財産もしくはこれから生じる収益に対してまたはかかる財産もしくは収益に関して受託会社もしくは受益者に対して一切適用されないことが明記されます。免除トラストとしての地位を維持するため、トラストは、一定の届出要件ならびに登録料および他の費用の対象となります。

米国連邦所得税法

以下は、ファンドおよび非米国人受益者である受益者（以下に定義されます。）に関係する一定の米国連邦所得税法の概要ですが、受益証券の購入判断において関連し得る税務上の潜在的検討事項を網羅した完全な分析またはリストを意図するものではありません。本項「課税上の取扱い」から目的における米国人とは、コード第7701条(a)項(30)で定義される米国人をいいます。非米国人受益者とは、米国連邦所得税の目的におけるパートナーシップまたは米国人以外の受益証券の実質的な所有者をいいます。本概要は、本書に記載されるファンドの運用、および英文目論見書の日付現在有効な米国の税法（いつでも変更される可能性があり、かつかかる変更は遡及的である場合があります。）に基づいています。このため、ファンドまたは受益者に対する税効果が、今後も本書に記載されるとおり継続することについて、ファンドは投資者となる予定の者に対して保証することができません。本概要は、本件の募集に関連して受益証券を購入し、受益証券を資本資産として保有する受益者に対してのみ適用され、米国連邦所得税法に基づく特例を受ける受益者（ファンドの持分の10%以上を所有する保険会社、一部の金融機関、ブローカー・ディーラー、パススルー事業体を通じて保有される受益証券の保有者または受益者等）は対象としていません。以下の記載において、受益証券の所有に関する米国の州税、地方税、財産税もしくは贈与税法または米国以外の税法の効果については、一般に対象としていません。投資者となる予定の者は、受益証券の所有に関する米国の連邦税、州税および地方税ならびに米国以外の税の効果について、各々の税務アドバイザーに相談すべきです。

ファンドに関する米国の課税

米国連邦所得税において、ファンドは会社として取り扱われます。ファンドは一般的に、ファンドが投資および取引活動によって実現した収益または利益について米国による純所得税の課税対象とはなりません。ただし、かかる収益または利益が実質的に関連するとされる米国での取引または事業に、ファンドが従事しているとみなされないことを条件とします。コードに基づく「セーフハーバー」に従い、以下のすべての条件を満たす場合、ファンドは米国での取引または事業に従事しているものとはみなされません。

- （ ）ファンドが、株式もしくは有価証券のディーラーであるとみなされず、かつ顧客とのデリバティブ取引におけるポジションの締結、引受け、相殺、譲渡もしくはその他の方法による解約を継続的に提供していないこと。
- （ ）ファンドの米国での活動が、自己勘定での株式、有価証券、商品およびデリバティブ取引商品の取引のみで構成されていること。
- （ ）ファンドが株式等のエクイティ出資をしている法主体が、米国連邦所得税の目的においてパートナーシップとして取り扱われる法主体である場合に、当該法主体が米国での取引または事業に従事しているとみなされないこと。

ファンドは、かかる要件を充足するような方法で運用を行うよう努めます。ただし、ファンドが米国内で取引活動または事業活動に従事しているものとして取り扱われるか否かに関する判断は、事実に基づくものです。ファンドが米国での取引または事業に従事しているとみなされる場合、ファンド（受益者ではありません。）は米国連邦所得税申告書を提出し、かかる収益および利益に実質的に関連するファンドの投資および取引活動を通じて実現された収益および利益に対する税金を、米国の法人税率を全面的に適用して支払うよう要求されます。また、ファンドは、米国連邦所得税の課税原則に基づいて決定されるとおり、配当に相当する金額について、税率30%の支店収益税を追加で課税されます。

ファンドが仮に、米国での取引もしくは事業に従事していない、または従事しているとみなされていないとしても、以下の総額に対して税率30%の源泉徴収税が課せられます。

- () 米国源泉徴収税からのポートフォリオ利息の課税免除の対象とならない、米国を源泉とする利息収益。
- () 米国を源泉とする配当収益。
- () 米国を源泉とする確定利付きもしくは確定性の年次または定期的な所得、利益または収益。

非米国人受益者に対する米国税

受益証券に関して受領した支払いおよび非米国人受益者が資本資産として保有する受益証券の売却、交換または完全な買戻しによって実現した利益は、一般的に、米国連邦所得税の課税対象とはなりません。ただし、() かかる支払いおよび利益が、当該非米国人受益者が米国で行う取引または事業と実質的に関連していない、かつ() 個人の場合は、かかる個人が課税対象年度中に183暦日以上米国内に滞在しておらず、また別途に米国との実質的関係をもっていないことを条件とします。課税対象年度中183暦日以上米国に滞在するか、別途に米国との実質的関係を持つことが予想される、受益者となる予定の個人は、受益証券の取得、所有または処分に関する米国の連邦税、州税および地方税の効果について、自身の税務アドバイザーに相談すべきです。

FATCA

外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます。）として一般に知られているコードの規定により、以下の対象に税率30%の源泉所得税が課されます。

- () 非米国の金融機関（ファンドを含みます。）。ただし、かかる外国の金融機関が、米国内国歳入庁（以下「IRS」といいます。）と、当該金融機関の特定の口座（受益証券を含みます。）の直接および間接的所有者の身元に関する一定の情報を提供する旨の契約を締結している場合は除きます。
- () 受益者が米国人であることを判断するための十分な情報を提供しないか、または関係ある金融機関の「米国民口座」の保有者として扱われている非米国人受益者（FATCAから免除される者を除く。）

米国および複数の他の法域が、FATCAの実施を促進するための政府間協定（以下「IGA」といいます。）を締結しました。米国が発表したFATCAおよび「モデル1」IGAに従い、IGAに調印した国の外国金融機関は「報告FI」として取り扱われ、当該外国金融機関が受領する支払いについては、FATCAに基づく源泉徴収の対象にならないことがあります。さらに、IGA法域の外国金融機関は一般的に、当該金融機関が行う支払いについて、FATCAまたはIGA（またはIGAの実施を定めるいずれかの法律）に基づく源泉徴収を行うよう要求されません。とはいえ、報告FIは、その口座保有者および投資者に関する一定の情報を、自国の政府に報告するよう義務付けられます。米国およびケイマン諸島は、モデル1 IGAに概ね基づいた協定（以下「US-Cayman IGA」といいます。）を締結しました（後記「ケイマン諸島 - 金融口座情報の自動的交換」をご参照ください。）。

ファンドは、US-Cayman IGAおよびUS-Cayman IGAを実施するためにケイマン諸島で施行される法律に従う報告FIであり、ファンドが行う支払いに対してFATCAに関連する源泉徴収の実施を義務付けられるとは考えていません。しかし、将来においてファンドが行う支払いからFATCAに関連する税額の控除を義務付けられないという保証はありません。

各受益者は、適用されるFATCAの規定に従ってファンド、投資運用会社または他の者が「米国民口座」（この用語はFATCAの目的のために定義されたものです。）に関する情報を報告するのを妨げる米国以外の法律の適用を放棄しなければならず、また、FATCAにより企図された情報の報告を実行するために必要な場合には同様の放棄をその直接および間接的所有者から取得しなければなりません。

FATCAは、特に複雑なものであり、その適用については現在不明確です。上記の記載は、部分的に法規制、公式のガイダンスおよびモデルIGAに基づいており、これらすべてについて変更される可能性または大きく異なる形で実施される可能性があります。投資者となる予定の者は、これらの規則がどのようにファンドおよび自己の受益証券の所有に関連して受領する支払に適用されるかを自らの税務アドバイザーに相談すべきです。

ケイマン諸島 - 金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際税務コンプライアンスおよび情報交換の向上のため、米国との間で政府間協定（以下「US IGA」といいます。）に調印しました。また、ケイマン諸島は、他の80か国を超える国とともに、金融口座情報の自動的交換に関するOECD基準 - 共通報告基準（以下「CRS」といい、US IGAとあわせて「AEOI」といいます。）を実施するための権限ある当局による多国間協定にも調印しました。

US IGAおよびCRSを施行するためのケイマン諸島の規則が公布されました（以下「**AEOI規則**」と総称します。）。AEOI規則に従って、ケイマン諸島の税務情報局（以下「**税務情報局**」といいます。）は、US IGAおよびCRSの適用に関するガイダンス・ノートを発表しています。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、一または複数のAEOI制度に関して「非報告金融機関」（関連するAEOI規則に定義されます。）となることが認められる免除に依拠することができる場合を除き、AEOI規則の登録、デュー・ディリジェンスおよび報告要件の遵守が義務付けられます。ファンドは、報告免除に依拠することを予定していないため、AEOI規則の要件を遵守する意向です。

AEOI規則により、ファンドは、特に、（ ）グローバル仲介人識別番号を取得するために米国内国歳入庁に登録すること（US IGAについてのみ）、（ ）税務情報局に登録し、これにより「報告金融機関」としての自らの地位を税務情報局に通知すること、（ ）CRSに基づく義務への対処方法を記載した書面による方針および手続きを採用および実施すること、（ ）「報告対象口座」に該当するか否かを確認するために、自らの口座に対するデュー・ディリジェンスを実施すること、および（ ）かかる報告対象口座についての情報を税務情報局に報告することが義務付けられています。税務情報局は、毎年、報告を受けた情報を報告対象口座に関連する海外の財政当局（すなわち、米国報告対象口座の場合は米国内国歳入庁、英国報告対象口座等の場合は英国歳入関税庁）に自動的に送信します。

ファンドへの投資および/またはファンドへの投資の継続により、投資者は、追加の情報をファンドに提供する必要が生じる可能性があること、ファンドがAEOI規則を遵守することにより投資者情報の開示につながる可能性があること、および投資者情報が海外の財政当局との間で交換される可能性があることを了解したものとみなされます。投資者が要求された情報の提供を怠った場合（それがもたらす結果にかかわらず）、ファンドは、自らの裁量により、当該投資者について強制買戻しまたは登録抹消を含むがこれらに限られない措置を講じ、および/またはあらゆる救済措置を求める権利を留保します。自己証明書が口座開設から90日以内に得られない場合は、税務情報局が発行するガイダンスに従って、ファンドは、投資者の口座を閉じなければなりません。

投資者は、ファンドに投資する（または継続投資する）ことにより、以下の事項を認めているものとみなされます。

- （a）ファンド（またはその代理人）は、投資者に関する一定の機密情報（投資者の氏名、住所、納税者識別番号（もしあれば）、社会保障番号（もしあれば）および投資者の投資に関連する一定の情報を含みますが、これらに限られません。）を税務情報局に開示するよう義務付けられています。
- （b）税務情報局は、上記に記載される通り、IRS、英国歳入関税庁およびその他のケイマン諸島外の財政当局との間で自動的な情報交換を行うよう義務付けられることがあります。
- （c）ファンド（またはその代理人）は、IRS、英国歳入関税庁およびその他の海外財政当局に登録するときに、また、かかる海外財政当局が追加的な照会のためにファンド（または直接その代理人）

に連絡をしてきた場合、かかる規制当局に対して一定の機密情報を開示するよう義務付けられることがあります。

- (d) ファンドは、ファンドが税務情報局に対して開示するよう義務付けられる可能性がある追加情報および／または書類を提供することを、投資者に対して要求することができます。
- (e) 投資者が要求された情報および／または書類を提供しない場合、ファンドは、かかる行為がファンドによる法令遵守違反またはファンドもしくはその投資者が関連法令もしくは政府間協定の下で源泉徴収税を課されるリスクに実際に発展するか否かにかかわらず、自身の判断により、対象となる投資者の強制買戻しまたは登録抹消を含むがこれらに限られない対応措置を講じおよび／またはあらゆる救済措置を求める権利を留保します。
- (f) US IGAもしくは追加的政府間協定のいずれかまたはこれらに基づく関連規則のいずれかを遵守するために、ファンドによりまたはファンドのために講じられる対応措置または実施される救済措置の結果として生じる一切の損害または負債に対し、かかる対応措置または救済措置の影響を受ける投資者は、ファンド（またはその代理人）に対する請求権を有しないものとします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(資産別および地域別の投資状況)

本表は、ファンドのクラスA受益証券およびクラスB受益証券の資産を合計して表示したものです。

(2019年2月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託	ルクセンブルグ	3,032,987,522	100.14
現金・預金・その他資産(負債控除後)		-4,248,866	-0.14
合計(純資産総額)		3,028,738,656	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

本表は、クラスA受益証券およびクラスB受益証券の投資有価証券の銘柄を合計して主要銘柄を表示したものです。

(2019年2月末日現在)

	銘柄	国・地域名	種類	口数	取得価額(円)		時価(円)		投資比率(%)
					単価	金額	単価	金額	
1	JPMORGAN FUNDS - MULTI-MANAGER ALTERNATIVE FUND X ACC	ルクセンブルグ	投資信託	262,035	11,087	2,905,217,341	11,575	3,032,987,522	100.14

< 参考情報 >

投資先ファンドの投資資産

(2019年2月末日現在)

<運用戦略別・副運用会社別配分>

運用戦略／副運用会社	配分比率 (%)
レバティババリュー戦略	17.3
Ionic	17.3
マクロ／機会追求戦略	5.9
Graham	5.9
株式ロングショート戦略	31.0
Chilton	3.0
Chilton SMID	2.6
Portland Hill	10.9
Tremblant	5.7
Shannon River	8.9
イベントドリブン戦略	24.9
Owl Creek	5.2
PSAM	19.8
クレジット戦略	19.5
Brigade	7.9
Good Hill	11.6
オーバーレイ戦略	0.6
現金等	0.7
合計	100.0

<上位10銘柄>

順位	銘柄	投資比率 (%)
1	AL TABA INC	3.57
2	PERSHING SQUARE CAPITAL MANAGEMENT LP	3.05
3	TWENTY-FIRST CENTURY FOX INC	1.63
4	FANNIE MAE	1.38
5	NEW YORK TIMES CO/THE	1.36
6	HUD OFFICE OF THE SECRETARY	1.11
7	OFSI FUND LTD	1.05
8	NEUBERGER BERMAN CLO LTD	1.02
9	INTEGRATED DEVICE TECHNOLOGY INC	0.80
10	FIRSTENERGY SOLUTIONS CORP	0.80

(注1)投資比率とは、投資先ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2)短期債券、マネー・マーケット・ファンド、先物取引等を除きます。

(注1)配分比率とは、投資先ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2)イベントドリブン戦略は[合併アービトラージ/イベントドリブン戦略]の略称です。

(注3)各運用戦略およびその配分、副運用会社の数およびその配分は、投資環境や運用実績等に応じて見直されます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません（2019年2月末日現在）。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません（2019年2月末日現在）。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および2019年2月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

（円ヘッジありクラスA受益証券）

	純資産総額（円）	1口当たり純資産価格（円）
第1会計年度末 （2015年10月末日）	9,685	0.9685
第2会計年度末 （2016年10月末日）	9,248	0.9248
第3会計年度末 （2017年10月末日）	9,252	0.9252
第4会計年度末 （2018年10月末日）	8,951	0.8951
2018年3月末日	9,206	0.9206
4月末日	9,167	0.9167
5月末日	9,216	0.9216
6月末日	9,236	0.9236
7月末日	9,283	0.9283
8月末日	9,276	0.9276
9月末日	9,245	0.9245
10月末日	8,951	0.8951
11月末日	8,983	0.8983
12月末日	8,661	0.8661
2019年1月末日	8,898	0.8898
2月末日	9,086	0.9086

（円ヘッジありクラスB受益証券）

	純資産総額（円）	1口当たり純資産価格（円）
第1会計年度末 （2015年10月末日）	4,601,897,083	0.9681
第2会計年度末 （2016年10月末日）	1,918,394,673	0.9151
第3会計年度末 （2017年10月末日）	974,528,640	0.9059
第4会計年度末 （2018年10月末日）	639,537,048	0.8683
2018年3月末日	763,750,735	0.8975
4月末日	698,023,988	0.8932
5月末日	696,753,041	0.8973
6月末日	691,024,011	0.8985
7月末日	691,300,021	0.9024
8月末日	672,635,571	0.9010
9月末日	667,259,190	0.8974
10月末日	639,537,048	0.8683
11月末日	626,552,538	0.8707
12月末日	600,077,228	0.8386
2019年1月末日	616,128,531	0.8610
2月末日	594,291,544	0.8784

（円ヘッジなしクラスA受益証券）

	純資産総額（円）	1口当たり純資産価格（円）
第1会計年度末 （2015年10月末日）	9,830	0.9830
第2会計年度末 （2016年10月末日）	8,319	0.8319
第3会計年度末 （2017年10月末日）	9,106	0.9106
第4会計年度末 （2018年10月末日）	9,046	0.9046
2018年3月末日	8,607	0.8607
4月末日	8,819	0.8819
5月末日	8,832	0.8832
6月末日	9,035	0.9035
7月末日	9,167	0.9167
8月末日	9,127	0.9127
9月末日	9,340	0.9340
10月末日	9,046	0.9046
11月末日	9,123	0.9123
12月末日	8,577	0.8577
2019年1月末日	8,711	0.8711
2月末日	9,086	0.9086

（円ヘッジなしクラスB受益証券）

	純資産総額（円）	1口当たり純資産価格（円）
第1会計年度末 （2015年10月末日）	19,843,393,677	0.9779
第2会計年度末 （2016年10月末日）	8,338,709,229	0.8201
第3会計年度末 （2017年10月末日）	4,629,406,880	0.8900
第4会計年度末 （2018年10月末日）	2,713,581,709	0.8763
2018年3月末日	3,325,576,902	0.8381
4月末日	3,203,619,478	0.8582
5月末日	3,136,238,329	0.8588
6月末日	3,122,000,867	0.8779
7月末日	3,023,674,879	0.8900
8月末日	2,980,599,502	0.8855
9月末日	2,866,304,613	0.9056
10月末日	2,713,581,709	0.8763
11月末日	2,684,939,318	0.8832
12月末日	2,497,937,643	0.8297
2019年1月末日	2,387,332,389	0.8419
2月末日	2,434,428,940	0.8776

< 参考情報 >

(2015年3月27日(運用開始日)～2019年2月末日)

円ヘッジありクラスA受益証券



円ヘッジありクラスB受益証券



円ヘッジなしクラスA受益証券



円ヘッジなしクラスB受益証券



(注1) 分配金再投資1万口当たり純資産価格は、税引前分配金を各クラスに再投資したとみなして算出したものです。ただし、ファンドについては当該期間において分配金の支払実績はないため、分配金再投資1万口当たり純資産価格は各クラスの1万口当たり純資産価格と等しくなります。

(注2) 純資産価格および分配金再投資純資産価格は、1万口当たり、管理報酬等控除後の価格です。

【分配の推移】

会計年度	1口当たり分配金（円）			
	円ヘッジ あり クラスA	円ヘッジ あり クラスB	円ヘッジ なし クラスA	円ヘッジ なし クラスB
第1会計年度 （2015年3月27日～2015年10月末日）	0	0	0	0
第2会計年度 （2015年11月1日～2016年10月末日）	0	0	0	0
第3会計年度 （2016年11月1日～2017年10月末日）	0	0	0	0
第4会計年度 （2017年11月1日～2018年10月末日）	0	0	0	0

< 参考情報 >

	1万口当たり分配金(円) (税引前)			
	円ヘッジあり クラスA	円ヘッジあり クラスB	円ヘッジなし クラスA	円ヘッジなし クラスB
第1会計年度(2015年3月27日～2015年10月末日)	0	0	0	0
第2会計年度(2015年11月1日～2016年10月末日)	0	0	0	0
第3会計年度(2016年11月1日～2017年10月末日)	0	0	0	0
第4会計年度(2017年11月1日～2018年10月末日)	0	0	0	0
設定来累計	0	0	0	0

【収益率の推移】

会計年度	収益率（注）			
	円ヘッジ あり クラス A	円ヘッジ あり クラス B	円ヘッジ なし クラス A	円ヘッジ なし クラス B
第 1 会計年度 (2015年3月27日～2015年10月末日)	- 3.15%	- 3.19%	- 1.70%	- 2.21%
第 2 会計年度 (2015年11月1日～2016年10月末日)	- 4.51%	- 5.47%	- 15.37%	- 16.14%
第 3 会計年度 (2016年11月1日～2017年10月末日)	0.04%	- 1.01%	9.46%	8.52%
第 4 会計年度 (2017年11月1日～2018年10月末日)	- 3.25%	- 4.15%	- 0.66%	- 1.54%

（注）収益率（％）＝ 100 × (a - b) / b

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格 + 当該期間の分配金の合計

b = 当該会計年度末の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配落の額）

ただし、第1会計年度の場合、b = 当初発行価格（1円）

< 参考情報 >

円ヘッジありクラスA受益証券



円ヘッジありクラスB受益証券



円ヘッジなしクラスA受益証券



円ヘッジなしクラスB受益証券



（注1）収益率（％）＝100×(a-b)/b

a＝当該各暦年末日の1口当たり純資産価格（当該各暦年の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該各暦年の直前の暦年の最終評価日における1口当たり純資産価格（分配落の額）（2015年については、1円）

（注2）2015年については2015年3月27日（運用開始日）から同年末日まで、2019年については2019年1月1日から同年2月末日までの収益率となります。

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度中の販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりです。

（円ヘッジありクラスA受益証券）

会計年度	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度 (2015年3月27日～2015年10月末日)	10,000 (10,000)	0 (0)	10,000 (10,000)
第2会計年度 (2015年11月1日～2016年10月末日)	0 (0)	0 (0)	10,000 (10,000)
第3会計年度 (2016年11月1日～2017年10月末日)	0 (0)	0 (0)	10,000 (10,000)
第4会計年度 (2017年11月1日～2018年10月末日)	0 (0)	0 (0)	10,000 (10,000)

（注1）（ ）内の数字は、本邦内における販売口数、買戻し口数および発行済口数です。以下同じです。

（注2）第1会計年度の販売口数は、当初申込期間に販売された販売口数を含みます。以下同じです。

（円ヘッジありクラスB受益証券）

会計年度	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度 (2015年3月27日～2015年10月末日)	4,800,160,000 (4,800,160,000)	46,500,000 (46,500,000)	4,753,660,000 (4,753,660,000)
第2会計年度 (2015年11月1日～2016年10月末日)	0 (0)	2,657,240,000 (2,657,240,000)	2,096,420,000 (2,096,420,000)
第3会計年度 (2016年11月1日～2017年10月末日)	30,437,629 (30,437,629)	1,051,127,629 (1,051,127,629)	1,075,730,000 (1,075,730,000)
第4会計年度 (2017年11月1日～2018年10月末日)	500,000 (500,000)	339,650,000 (339,650,000)	736,580,000 (736,580,000)

（円ヘッジなしクラスA受益証券）

会計年度	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度 (2015年3月27日～2015年10月末日)	10,000 (10,000)	0 (0)	10,000 (10,000)
第2会計年度 (2015年11月1日～2016年10月末日)	0 (0)	0 (0)	10,000 (10,000)
第3会計年度 (2016年11月1日～2017年10月末日)	0 (0)	0 (0)	10,000 (10,000)
第4会計年度 (2017年11月1日～2018年10月末日)	0 (0)	0 (0)	10,000 (10,000)

（円ヘッジなしクラスB受益証券）

会計年度	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度 (2015年3月27日～2015年10月末日)	20,643,599,938 (20,643,599,938)	352,490,000 (352,490,000)	20,291,109,938 (20,291,109,938)
第2会計年度 (2015年11月1日～2016年10月末日)	83,955,070 (83,955,070)	10,206,705,008 (10,206,705,008)	10,168,360,000 (10,168,360,000)
第3会計年度 (2016年11月1日～2017年10月末日)	32,963,542 (32,963,542)	4,999,523,542 (4,999,523,542)	5,201,800,000 (5,201,800,000)
第4会計年度 (2017年11月1日～2018年10月末日)	500,000 (500,000)	2,105,830,000 (2,105,830,000)	3,096,470,000 (3,096,470,000)

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売手続等

受益証券の申込み

ファンドは、適格投資家からの申込みのみ受理します。投資家は、為替ヘッジありの受益証券または為替ヘッジなしの受益証券のいずれもを購入することができます。

各クラスの受益証券は、毎日、当該買付日における受益証券1口当たり純資産価格（クラスA受益証券の申込みに関してのみ、これに申込手数料および（該当する場合は）日本の消費税を加算した額）で入手可能です。

クラスA受益証券に関して、各投資家による最低申込単位は、受益証券1万口であり、1万口を申込単位とします。

クラスB受益証券に関して、各投資家による最低申込単位は、受益証券1万口であり、1万口を申込単位とします。

管理会社は、受託会社と協議の上、潜在的な受益者による最低申込単位および申込単位に適用ある条件を放棄または修正することができます。

受益証券の申込みを希望する受益者となる予定の者および受益証券の追加申込みを希望する既存受益者はそれぞれ、管理事務代行会社が関連する買付日の前ファンド営業日の午後6時（東京時間）までに受領するよう、管理事務代行会社のウェブサイト上にある、安全なアクセス保護付きのポータルサイトを通じて管理事務代行会社に申込注文を送ることにより、または、自らの記入および署名済みの申込契約をファクシミリまたは電子メールにより送付することにより、かかる追加の受益証券を申し込むべきであり、かつ、各クラスの受益証券の申込みの決済資金は、関連する買付日（同日を含みます。）から起算して5ファンド営業日の午後6時（東京時間）までに管理事務代行会社によって受領されなければなりません。受託会社は、その代理人である管理事務代行会社を通じて、支払期限に遅延した申込代金を締切に従って届いたものとみなして受領することができます（ただし、受領する義務は負いません。）。

クラスA受益証券の申込手数料

クラスA受益証券の申込みに関し、（ ）申し込まれる受益証券の総口数が5億口以上10億口未満である場合、受益証券1口当たり純資産価格の0.75%、または（ ）申し込まれる受益証券の総口数が10億口以上である場合、受益証券1口当たり純資産価格の0.50%に相当する申込手数料が、ファンドに関して直接の持分を有し、またはこれを申し込んでいる者により、販売会社に支払われ、保持されます。

クラスB受益証券については申込手数料はありません。

日本の消費税

販売会社に支払われるべきクラスA受益証券に関する申込手数料には、日本で購入される際に、関連するおよび適用される日本の消費税が加算されます。

申込手数料および日本の消費税の適用

クラスA受益証券の申込手数料の金額および適用される日本の消費税は、投資者による当初の申込金額に加算されます。申込金額（申込手数料および適用される消費税控除後）が、関連するクラスの受益証券に投資されます。申込手数料は、投資者により販売会社に直接支払われます。

申込手順

受益証券の端数は、発行されません。

ファクシミリまたは電子メールにより行われたすべての当初申込みは、申込者を契約上拘束する能力のある者による管理事務代行会社への申込契約の原本の速やかな提出を伴わなければならない、かかる申込契約の原本には、申込者による、またはこれを代理する者による署名がなされなければなりません。申込契約には、必要とされるすべてのマネー・ロンダリング防止/テロ資金供与対策文書および他の必要情報が添えられねばなりません。

申込契約の受領後、合理的に実務上可能な限り速やかに、管理事務代行会社は、投資家に対して、ファンドがその申込みを受理したか拒絶したかを通知します。申込みが全部または一部受理された場合、管理事務代行会社は、投資家に対して、発行される受益証券口数の確認書を発行します。

上記に定められるもののほか、申込者は、いかなるときも、当初の申込契約の交付手段を1つに限定して利用すべきである旨留意する必要があります。これを行わない場合、申込みが重複するおそれがあります。

受託会社または管理会社は、その絶対的な裁量において行為するにあたり、申込みの一部のみを受理する、または申込みの全部を拒絶することができます。すべての申込申請は、受託会社または管理会社によって受理されるにしても拒絶されるにしても（かかる申込みが受理され、管理会社がこれを停止した場合を含みますが、これに限られません。）全額について撤回不能であり、存続します。

管理費用を最小限にするため、受益証券は記名式のみで発行され、いかなる証書も発行されません。投資者の申込みがファンドによって受理された場合、受益証券は買付日に発行されたものとみなされるものとし、かかる受益証券の申込者については受益者名簿への登録が買付日以降になる可能性がある場合であっても、申込代金は買付日からファンドにおいてリスクにさらされます。

申込契約に詳述されるファンドの申込口座に入金される代金は、当該代金に係る受取利息が関連する申込者ではなくファンドのためのものであることを条件として、関連する買付日までの間、関連する申込者の利益のために保有されます。買付日以後、投資者は、申込みに関して管理事務代行会社により受領された決済代金について、いかなる所有権も有しません。したがって、申込みの全部が拒絶された場合、当該申込みに関してファンドの申込口座において受領された決済代金の額に相当する額が、拒絶された投資者のリスク負担および費用負担において、何ら利息を付されずに、送金元の口座に速やかに支払われます。

管理会社は、（受託会社と協議の上、）停止事由が発生したと自らが判断する場合、申込みを延期することができます。後記「4 資産管理等の概要、（1）資産の評価、純資産総額の計算の停止」をご参照ください。

（注）「適格投資家」とは、受益証券への投資に付随するリスクを認識し、引き受け、負担することができることを明示的に宣言した者をいいます。ただし、以下の者を除きます。

- 1）（i）（1933年米国証券法（改正済）に基づき発布されたレギュレーションSのルール902（k）に定義される）「米国人」または（1940年米国投資会社法（改正済）における意味の範囲内における）米国居住者、（ ）（CFTCによって発布されたルール4.7に定義される）「非米国人」の定義に該当しない者、（ ）商品取引法に基づき、CFTCによって発布された、随時修正、改訂もしくは補足される、一定のスワップ規制の遵守に関する最終適用除外令に定義される米国人、（ ）ケイマン諸島の市民もしくは居住者もしくはケイマン諸島に所在地を置く者もしくは法主体（ケイマン諸島で設立された免除または非居住の法主体を除きます。）、または（ ）上記（i）、（ ）、（ ）もしくは（ ）に掲げた者もしくは法主体の保管人、名義人もしくは受託者
- 2）ただし、以下の場合、当該者は適格投資家とはなりません。
 - a）当該者が、自己、ファンド、投資先ファンドもしくはその他の者に適用されるか否かを問わず、法令に違反することなく受益証券を取得または保有することができない場合
 - b）当該者の投資（同一の状況において、個人による投資または他の受益者と共同での投資のいずれかを問いません。）の結果、（i）受託会社、ファンド、投資先ファンドもしくは業務提供会社が本来負わずに済むはずの納税義務を負い、もしくはこれらが本来被らずに済むはずの金銭的不利益を被ることとなる可能性、または、（ ）受託会社、ファンドもしくは投資先ファンドが、ケイマン諸島以外の法域の法律（証券法または投資会社法を含みますが、これらに限られません。）に基づき、その受益証券の登録を義務づけられる、もしくは登録することとなる可能性がある場合
 - c）当該者が、上記（a）または（b）の該当者の保管人、名義人または受託者である場合

（2）日本における販売手続等

前記「（1）海外における販売手続等」の記載は、適宜、日本における販売手続等にも適用されることがあります。

日本における販売手続においては、「申込み」の用語につき、その意味を変えることなく、「購入」という用語を用いることがあります。

申込期間

2019年5月1日から2020年4月30日までとします。

（注1）販売会社は各買付日の前ファンド営業日の午後4時までにご購入の申込みを受け付けます。上記時刻以降の申込みは、日本における翌営業日の申込みとして取り扱われます。

（注2）お申込みは、販売会社の営業日に受け付けることができますが、販売会社による管理事務代行会社への発注はファンド営業日かつ販売会社の営業日である各日に行われます。

（注3）ファンドは、米国の居住者もしくは法人等、またはケイマン諸島の居住者もしくは法人等に該当しない適格投資家に限り、ご購入できます。適格投資家については、本書別紙「定義」「適格投資家」をご参照ください。

（注4）申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

販売会社は、口座約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。

申込価格

買付日における受益証券1口当たり純資産価格（通常、買付日（日本においてご購入の申込みを受け付けた日の翌ファンド営業日）の日本における翌営業日に公表されます。）とします。

申込単位

円ヘッジありクラスA受益証券：5億口以上1万口単位

円ヘッジありクラスB受益証券：50万口以上1万口単位

円ヘッジなしクラスA受益証券：5億口以上1万口単位

円ヘッジなしクラスB受益証券：50万口以上1万口単位

申込代金

日本の投資者は、原則として、買付日（日本においてご購入の申込みを受け付けた日の翌ファンド営業日）の日本における翌営業日（日本における約定日）から起算して日本における4営業日目までに販売会社に申込金額および申込手数料（適用ある場合）を支払うものとします。

申込代金は、口座約款に従い、円貨で支払うものとします。

申込手数料については、前記「第1 ファンドの状況、4 手数料等及び税金、（1）申込手数料」をご参照ください。

申込締切時間

販売会社は各買付日の前ファンド営業日の午後4時までにご購入の申込みを受け付けます。上記時刻以降の申込みは、日本における翌営業日の申込みとして取り扱われます。

申込みの受付の中止

管理会社によって、理由の如何を問わず、受益証券の申込注文が受け付けられないことがあります。

その他

投資者は、受益証券の保管を販売会社に委託した場合には、販売会社に対して申込金額および申込手数料（適用ある場合）を支払い、かかる販売会社から取引残高報告書または他の通知書を受領します。申込金額の支払は、円貨によるものとします。なお、日本証券業協会の協会員である販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができなくなります。受益証券は、上記の「適格投資家」に対してのみ発行されます。

2【買戻し手続等】

（１）海外における買戻し手続等

受益者は、各クラスの受益証券の全部または一部を、買戻日における受益証券１口当たり純資産価格で買戻しをするように、毎日ファンドに請求することができます。各受益証券に関して、各ファンド営業日を買戻日としますが、管理会社および受託会社は、その絶対的な裁量において、ファンド営業日以外の日も買戻日とすることができます。

受益者は、買戻日において各クラスの受益証券の買戻しを行うにあたり、特定の買戻日の前ファンド営業日における午後６時（東京時間）までに、管理事務代行会社のウェブサイト上にある、安全なアクセス保護付きのポータルサイトを通じて、または、自らの記入および署名済みの買戻請求をファクシミリまたは電子メールにより送付することにより、管理事務代行会社を買戻請求を提出しなければなりません。当該期限後に管理事務代行会社が受領した買戻請求はいずれも、翌日に持ち越されます。

買戻し手続

買戻請求には、買戻請求が実行される買戻日および該当する買戻日に各クラスに関して買い戻される受益証券の口数を記載しなければなりません。

各クラスに関して、各受益者の買戻しは１口から行われ、これを買戻単位とします。

買戻請求を受領した後、合理的に実行可能な限り速やかに、管理事務代行会社は、買戻しを希望する受益者に対して、当該買戻請求が受理されたかまたは受理される見込みを通知し、受益者に支払われるべき買戻価格を伝えます。なお、買戻代金は、通常、該当する買戻日（同日を含みます。）から起算して５ファンド営業日以内に支払われる予定です。受益証券１口当たり買戻価格は、買戻注文が処理された日（買戻日）の受益証券１口当たり純資産価格（クラスＢ受益証券については、支払うべきCDSCの控除後）となります。

外国投資証券

ファンドは、受託会社が投資運用会社と協議した上で決定する時期に、その保有する外国投資証券の買戻しを請求することができます。

投資先ファンドは、買戻請求を受領した各投資先ファンドの評価日（ただし、買戻請求が当該投資先ファンドの評価日のルクセンブルグ時間午後２時30分より前に受領されることを条件とします。）に買戻しを実行します。投資先ファンド管理会社は、投資先ファンドの保有する外国投資証券を買い戻すようファンドによりなされた買戻注文を繰り延べることができるものとし、その結果、ファンドの受益証券に関し受益者によりなされる買戻請求に応じるファンドの能力が影響を受ける場合があります。

買戻しの制限

英文目論見書に記載される各買戻日における買戻請求に応じる場合、英文目論見書および信託証書の条件、とりわけ、後記「４ 資産管理等の概要、（１）資産の評価、純資産総額の計算の停止」に記載される制限に従います。投資先ファンドが、受益者によりなされた買戻請求の結果としてファンドによりなされる買戻注文に応じる場合には、投資先ファンドの設立書類の条件、とりわけ、後記「４ 資産管理等の概要、（１）資産の評価、純資産総額の計算の停止」に記載される制限に従います。

いずれかの買戻日において、投資先ファンドが、理由の如何を問わず、当該買戻日の買戻注文の全部または一部に応じることができない場合、受託会社は、管理会社と協議した上で、かかる買戻請求の一部を繰り延べるすることができます。繰り延べられた買戻請求が実行された日が、当該買戻請求の有効な買戻日とみなされます。

クラスＢ受益証券のCDSC

クラスB受益証券の買戻しは、以下に詳細が記載されるとおり、当該受益証券が買い戻されるまでの保有期間に応じたCDSC（注：日本の投資者については、後記「（２）日本における買戻手続等」をご参照ください。）の対象となる場合があります。実質的受益者が支払うべきCDSCは、管理事務代行会社により処理され、かつ、管理会社に対して支払われ、これにより保有されます。

クラスB受益証券には以下のCDSCが適用されます。CDSCは、買い戻される予定の関連する受益証券の実質的受益者によって支払われた購入価格に下記の率を乗じた額です。かかる受益証券の買戻しに関し、販売会社は、当該実質的受益者が関連する受益証券に間接的な利益を有した期間に基づき、実質的受益者にそれぞれ適用されるCDSCを計算するものとします。それゆえ、当該CDSCは、関連する受益証券の実質的受益者が買戻しを行った際に、当該実質的受益者の当該受益証券に係る実際の運用成果に関係なく適用されます。したがって、かかる実質的受益者はそれぞれ、自らが買い戻す受益証券に関連する買戻価格（以下に詳細が記載されるCDSCが適用される前のもの）が当該受益証券の購入時に支払った購入価格を下回る場合に、当該実質的受益者に課されるCDSCの水準が、自身の買戻価格に対する百分率で見た場合は高くなることもあり、また、買戻しを行う実質的受益者に支払われる当該CDSC控除後の買戻価格に重大な影響を及ぼすことがあることに留意すべきです。

買戻請求がなされたクラスB受益証券が、 買戻日時点で買い戻されるまでに発行済みであった期間	投資家の買戻代金から 控除されるCDSC
1年未満	4%
1年以上2年未満	3.6%
2年以上3年未満	3.2%
3年以上4年未満	2.8%
4年以上5年未満	2.4%
5年以上6年未満	2.0%
6年以上7年未満	1.6%
7年以上8年未満	1.2%
8年以上9年未満	0.8%
9年以上10年未満	0.4%
10年以上	なし

管理会社は、受託会社と協議の上で、受益者が行う買戻しについて定めるあらゆる条件を放棄または修正することができます。管理会社は、受託会社と協議の上で、ある買戻請求について、当該買戻しにより他の受益者が不利益を被る、もしくはファンドの資産の適切な管理を侵害すると判断する場合、またはその買戻代金の支払いがいずれかの法域のマナー・ロンダリング防止法に反する場合、その全部または一部の受理を拒否することができます。

管理会社は、受託会社と協議の上で、停止事由（後記「４ 資産管理等の概要、（１）資産の評価、純資産総額の計算の停止」をご参照ください。以下同じです。）が発生していると判断する場合、買戻しを拒絶することができます。停止事由の発生により買戻請求が受理されない場合、当該買戻請求は撤回されたものとして扱われ、管理会社が、受託会社と協議の上、停止事由の終了を決定して買戻請求の提出を認めた場合、受益者は新たな買戻請求を提出する必要があります。

停止事由が発生した場合を除いて、すべての買戻請求は撤回不能です。ただし、受益者の書面による要求に基づいて買戻請求の一部または全部を放棄することについて同意する受託会社および管理会社の裁量に従います。

強制買戻し

受託会社または管理会社が、受益証券が適格投資家ではない者によって保有されている、もしくはかかる者のために保有されている、または受益証券の保有がいずれかの法域の法律に基づき違法であると判断する場合、当該受益証券は、通知なくして、受託会社または管理会社が選択する任意の買戻日に受益証券1口当たり純資産価格で強制的に買い戻される場合があります。

ファンドの純資産総額が30億円を下回った場合、管理会社は、受託会社と協議の上、少なくとも30日前までに書面により受益者に対して通知することにより、次に到来する買戻日に発行済みの（一部ではなく）すべての受益証券を買い戻すことができます。当該受益証券は、上記のCDSCが課せられます。ただし、管理会社が、その絶対的な裁量に基づいて、CDSCを免除することができます。

FATCAの規定

信託証書に従い、かつFATCAを遵守するため、受託会社は、ケイマン諸島税務情報局またはそれに相当する機関およびその他の外国政府機関に対し、FATCAの要求に応じて、受益者に関してファンドまたはその代理人もしくは委託先が所有する情報（受益者のファンドへの投資に関する金融情報を含みますが、これに限られません。）、およびかかる受益者の株主、支配者、パートナー、（直接もしくは間接の）実質的所有者または（直接もしくは間接の）管理者に関する情報を、ファンドに代わり公表および／または開示する権利を有するものとします。また、受託会社は、管理会社、投資運用会社または管理事務代行会社等（これらに限られません。）の第三者代理人に対して、かかる情報をファンドに代わり公表および／または開示するよう指示することができます。

FATCAを遵守するため、かつ必要な場合は、ファンドもしくはその受益者がFATCAに基づく源泉徴収税を課税されるリスク、またはFATCAに伴うなんらかのコストもしくは負債の発生リスクを軽減もしくは排除するため、受託会社は、ファンドに以下のいずれかの処置を取らせることができます。

- (a) 以下のいずれかにおける、受益者が保有する受益証券の一部またはすべての強制買戻し。
 - () 受益者が、ファンドまたはファンドの代理人もしくは委託先（管理会社、投資運用会社、もしくは管理事務代行会社を含みますが、これらに限られません。）に対して、受託会社もしくはFATCAに基づくその代理人もしくは委託先に要請された情報の適時提供を怠った場合。
 - () 上記()以外に、かかる受益者もしくはその関係者の作為または不作為を直接または間接的な理由としているか否かにかかわらず、ファンドがFATCAを遵守しなかった場合。
- (b) 以下を目的とする、強制買戻しもしくは買戻代金または配当支払いからの控除または差止め。
 - () FATCAに基づく源泉徴収税を適用し徴収するための要件の遵守。
 - () ある受益者もしくはその関係者の（直接もしくは間接的）作為または不作為の結果として、またはそれ以外にファンドがFATCAを遵守しなかった場合において、ファンドに課税された源泉徴収税相当額の当該受益者への割当て。
 - () FATCA関連のコスト、債務、費用、義務もしくは負債（ファンド内外での発生を問いません。）を、かかるコストもしくは負債を発生させたまたはそれらの一因となった（直接もしくは間接的）作為もしくは不作為の行為者である受益者もしくは受益者ら（かかる受益者の関係者による作為もしくは不作為を含みます。）から回収することの確保。
- (c) FATCAによってファンドに課せられた要件を実施するため、受託会社は以下のすべて／いずれかを行うことができます。
 - () 受益証券の別個のクラスおよび／またはシリーズ（以下「FATCA受益証券」といいます。）を、受託会社はその単独の裁量により決定することができる権利および条件を付して設定し、受益者の受益証券の一部もしくはすべてを強制的に買い戻した後、かかる買戻代金を、受託会社が決定する口数のFATCA受益証券の申込みに充てさせること。

- () 任意の数の受益証券(発行済みか否かを問いません。)の名称をFATCA受益証券に変更し、当該FATCA受益証券に関して別個の勘定を設定し、あらゆるFATCA関連コスト、債務、費用、義務または負債を当該勘定に計上すること。
- () FATCA関連コスト、債務、費用、義務、負債または源泉徴収税を、受託会社が単独で決定する基準に基づき別個に設定された勘定間で配分すること。
- () 関連する受益証券1口当たり純資産価格(FATCA受益証券のものを含みます。)を調整すること。

(2) 日本における買戻手続等

前記「(1) 海外における買戻手続等」の記載は、適宜、日本における買戻手続等にも適用されることがあります。

日本における買戻手続においては、「買戻し」または「買戻」の用語につき、その意味を変えることなく、それぞれ「換金(買戻し)」または「換金(買戻)」という用語を用いることがあります。

買戻しは、販売会社の営業日に受け付けることができますが、販売会社による管理事務代行会社への発注はファンド営業日でかつ販売会社の営業日である各日に行われます。

買戻価格

買戻日における受益証券1口当たり純資産価格を、買戻価格とします。

買戻価格は、通常、買戻日(日本においてご換金の申込みを受け付けた日の翌ファンド営業日)の日本における営業日に公表されます。

販売会社は、各買戻日の前ファンド営業日までにご換金の申込みを受け付けます。

買戻代金

原則として、買戻日(日本においてご換金の申込みを受け付けた日の翌ファンド営業日)の日本における翌営業日(日本における約定日)から起算して日本における4営業日目から買戻代金をお支払いいたします。

買戻代金は、口座約款に従い、円貨で支払うものとします。

条件付後払申込手数料(CDSC)については、前記「第1 ファンドの状況、4 手数料等及び税金、(2) 買戻し手数料」をご参照ください。

申込単位

1口以上1口単位とします。

申込締切時間

販売会社における買戻しの申込受付時間は、原則として、買戻日の前ファンド営業日の午後４時（日本時間）までとします。

3【転換（スイッチング）手続等】

（１）海外における転換（スイッチング）手続等

受益証券の転換（スイッチング）

円ヘッジありクラスA受益証券および円ヘッジなしクラスA受益証券は、円ヘッジありクラスB受益証券または円ヘッジなしクラスB受益証券に転換できません。

円ヘッジありクラスA受益証券は、円ヘッジなしクラスA受益証券に転換できます。

円ヘッジなしクラスA受益証券は、円ヘッジありクラスA受益証券に転換できます。

円ヘッジありクラスB受益証券は、円ヘッジなしクラスB受益証券に転換できます。

円ヘッジなしクラスB受益証券は、円ヘッジありクラスB受益証券に転換できます。

円ヘッジありクラスA受益証券を円ヘッジなしクラスA受益証券に転換することを希望するまたはその逆のことを希望する投資者は、当該転換の前に販売会社に通知し、受益証券の転換のための条件および販売会社の手続に従わなければなりません。当該投資者が間接的な利益を有するそれぞれの円ヘッジありクラスA受益証券は、同等の価値を有する円ヘッジなしクラスA受益証券に転換され、また、その逆も同じです。

円ヘッジありクラスB受益証券を円ヘッジなしクラスB受益証券に転換することを希望するまたはその逆のことを希望する投資者は、当該転換の前に販売会社に通知し、受益証券の転換のための条件および販売会社の手続に従わなければなりません。当該投資者が間接的な利益を有するそれぞれの円ヘッジありクラスB受益証券は、同等の価値を有する円ヘッジなしクラスB受益証券に転換され、また、その逆も同じです。

円ヘッジありクラスB受益証券に関し、販売会社は、当該クラスの受益証券のすべての実質的受益者に対し、当該実質的受益者が販売会社に別途通知を行わない限り、自身が間接的な利益を有する円ヘッジありクラスB受益証券が、当該実質的受益者に関連する買付日から10年後の応当日時点で同等の価値を有する円ヘッジありクラスA受益証券に転換される旨を記載した書面による通知（以下「**転換通知**」といいます。）を送付するものとします。転換通知は、投資家の買戻請求権を損なうことなく、当該実質的受益者に関連する買付日から10年後の応当日よりも前の（管理会社が受託会社と協議の上決定する）合理的な期間内に送付されるものとします。

円ヘッジなしクラスB受益証券に関し、販売会社は、当該クラスの受益証券のすべての実質的受益者に対し、当該実質的受益者が販売会社に別途通知を行わない限り、自身が間接的な利益を有する円ヘッジなしクラスB受益証券が、当該実質的受益者に関連する買付日から10年後の応当日時点で同等の価値を有する円ヘッジなしクラスA受益証券に転換される旨を記載した転換通知を送付するものとします。転換通知は、投資家の買戻請求権を損なうことなく、当該実質的受益者に関連する買付日から10年後の応当日よりも前の（管理会社が受託会社と協議の上決定する）合理的な期間内に送付されるものとします。

クラスB受益証券の実質的受益者がかかる転換を希望しない場合、当該実質的受益者は、転換通知に定められる期間内（管理会社が受託会社と協議の上これを決定します。）に、販売会社に対してその旨通知するものとします。

受益証券の転換には、いかなる手数料も課されないものとします。

（２）日本における転換（スイッチング）手続等

受益証券の転換（スイッチング）

クラスＡ受益証券またはクラスＢ受益証券の受益者は、各転換日に、円ヘッジありクラスＡ受益証券と円ヘッジなしクラスＡ受益証券との間で、および／または円ヘッジありクラスＢ受益証券と円ヘッジなしクラスＢ受益証券との間で、転換手数料なしで転換（スイッチング）を行うことができます。

転換日とは、各ファンド営業日および／または受託会社が決定するその他の日をいいます。

受益証券は、１万口以上１口単位で転換することができます。

クラスＢ受益証券の購入に係る日本における約定日から10年経過後の応当日またはその直後にあたる転換日に、所定の期間内に受益者の反対の意思表示がない限り、クラスＢ受益証券は管理報酬等が低いクラスＡ受益証券に転換手数料なしで転換されます。クラスＢ受益証券の保有期間は、円ヘッジありクラスＢ受益証券と円ヘッジなしクラスＢ受益証券との間で転換（スイッチング）が行われた後も継続されます。

4【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

純資産価格の計算

管理事務代行会社は、受託会社の最終権限の下で、ファンドのすべての資産評価を行います。

各計算日におけるファンド純資産総額、クラス純資産総額および受益証券１口当たり純資産価格の決定に際して、当該計算日におけるルクセンブルグ時間正午頃の国際的な価格提供会社による直近の価格が時価評価のために用いられます。

計算日における受益証券１口当たり純資産価格は、管理事務代行会社への要求に応じ、当該計算日の直後の日本における営業日に受益者および管理会社において入手可能となります。

クラス純資産総額は、あるクラスに帰属する資産総額から当該クラスに帰属する負債（当該クラスの管理、法務、監査その他専門家報酬および費用の比例按分額を含みますが、これらに限られません。）を控除して得られた額を参照して、計算されます。特定のクラスの受益証券１口当たり純資産価格は、（a）当該クラス純資産総額を、（b）当該クラスの受益証券総数で除して計算されます。各クラスは、当該クラスに帰属することが明確である収益、利益、損失、経費、収入および支出を負担します。したがって、特定のクラスの受益証券１口当たり純資産価格は、他のクラスの受益証券１口当たり純資産価格と異なる場合があります。

ファンド純資産総額、クラス純資産総額および受益証券１口当たり純資産価格は円建てとします。受益証券１口当たり純資産価格は、小数点以下第５位まで計算されますが、表示されるのは切上げまたは切捨てされた小数点以下第４位までです。

管理事務代行会社は、以下に定める原則を用いてファンドの資産を時価評価します。

- （a）証券取引所もしくは店頭市場に上場され、または証券取引所もしくは店頭市場で値付けされている株式等のエクイティ性商品は、関連する評価日における直近の入手可能な始値または終値か、または当該日に取引が行われなかった場合は関係評価日時点で入手可能な最終買呼値（管理事務代行会社が保有規模を考慮した上でその裁量により適切と判断する方法により調整されます。）で評価され、特定のエクイティ性商品につき複数の取引所または店頭市場で価格が入手可能である場合、当該エクイティ性商品の価格は、当該エクイティ性商品の主要市場である取引所もしくは店頭市場または当該エクイティ性商品に値を付けるにあたり最も公正な基準を提供すると管理事務代行会社が判断する取引所もしくは店頭市場（場合によります。）において入手可能な直近の始値または終値となります。
- （b）証券取引所もしくは店頭市場に上場され、または証券取引所もしくは店頭市場で値付けされているものの、かかる証券取引所もしくは店頭市場で定期的に取り引されていないか、またはかかる証券取引所もしくは店頭市場に関し上記の価格が入手可能でないエクイティ性商品は、管理事務代行会社または管理事務代行会社によりかかる目的で承認される適格な者により、原価、当該証券の直近の取引価格、保有規模（発行済当該エクイティ性商品の総額を考慮します。）および評価へのプラスまたはマイナスの調整を検討する上で関連性があると管理事務代行会社がその裁量により判断するその他の要因を考慮した上で慎重かつ誠実に見積もられる推定実現価格で評価されます。
- （c）証券取引所もしくは店頭市場もしくはその他の場所に上場され、または証券取引所もしくは店頭市場もしくはその他の場所で値付けされている債券または負債性証券は、管理事務代行会社が選任する信用ある評価情報提供源または評価情報提供会社により提供される、関連する評価日における直近の入手可能な買呼値で評価されます。

- (d) 証券取引所もしくは店頭市場に上場されておらず、または証券取引所もしくは店頭市場で値付けされていない証券は、管理事務代行会社もしくは管理事務代行会社によりかかる目的で承認されるその他の適格な者により必要と判断される時点に、年1回以上、慎重かつ誠実に見積もられる推定実現価格で評価されます。
- (e) 取引所または市場で取り扱われ、または取引されるデリバティブ取引は、該当する取引所または市場における当該決済価格で評価されます。かかる価格が入手可能でない場合、当該商品の価格は、管理事務代行会社によりかかる目的で承認される適格な者により慎重かつ誠実に見積もられる推定実現価格となります。取引所または市場で取り扱われておらず、または取引されていないデリバティブ取引は、取引相手方から得られる評価額に基づき評価されます。
- (f) 預金は、預入金額に経過利息を加算した価格で評価されます。
- (g) 日本円以外の通貨による一切の価額（投資対象の価額か、現金の価額か、または当座勘定もしくは預金勘定における金額の価額かを問いません。）は、関連する計算日におけるルクセンブルグ時間午前10時時点のトムソン・ロイターの直物為替相場を用いて日本円相当額に換金されます。
- (h) 残存期間が60暦日以下である短期投資は、償却価格でまたは満期の61日前における市場価格と額面金額との差額を償却することにより評価されます。
- (i) ファンドが保有する外国投資証券は、適用ある決定日の直前の、投資先ファンドにより入手可能な、外国投資証券1口当たり純資産価格により評価されます。

管理事務代行会社は、受託会社の最終権限の下で、上記の評価原則が不明瞭または公平でない状況においてかかる評価原則を適用する方法を決定します。受託会社は、複数の方法が適用されるか、または法律に適用状況においてかかる評価原則を適用する方法を決定します。

投資運用会社は、受託会社または管理事務代行会社に対し、その者がポートフォリオ内の証券価額の決定について支援を求め、または検討を求めた場合、合理的な支援を提供します。当該支援には、（ ）組入証券の価額が、コーポレート・アクション、新しい情報、重大な事象を反映していない場合または当該証券の公正な時価評価が必要であるかどうかを決定するための検討を別途必要とする場合に、受託会社または管理事務代行会社に通知すること、（ ）投資運用会社が証券の公正価額を決定するための自身の手順に従って当該証券の価額を決定した場合に受託会社または管理事務代行会社に通知すること、および（ ）受託会社または管理事務代行会社の合理的な要求に応じて、ファンドが所有する証券に関してブローカー/ディーラーもしくはマーケット・メーカーから買呼値および売呼値または相場の情報ソースを受託会社または管理事務代行会社が取得するのを支援することを含むことがあります。投資運用会社は、管理事務代行会社または受託会社に対していかなる価格算定サービスも提供しません。

受託会社またはその代理人は、純資産総額または受益証券1口当たり純資産価格の過去の誤計算に対応するために必要とされる口数の新規の受益証券を発行することができ、または必要とされる口数の発行済受益証券を（受益者に買戻代金を支払うことなく）強制的に買い戻すことができます。

管理会社は、自身が停止事由が発生したと判断する場合に、受託会社と協議の上で、とりわけ、ファンド純資産総額および/または受益証券1口当たり純資産価格の決定を停止（および該当する計算日を延期）することができます。後記「純資産総額の計算の停止」をご参照ください。かかる場合、管理事務代行会社は、すべての受益者に対し、当該停止を速やかに通知します。

純資産総額の計算の停止

管理会社は、受託会社と協議の上で、以下のいずれかの場合に該当する期間中、受益証券の発行、転換および/もしくは買戻しその他受益証券に係る取引、買戻代金の支払いならびに/またはファンドの純資産総

額、クラスの純資産総額および／もしくは受益証券１口当たり純資産価格の計算を一時的に停止することができます。

- （a）ファンドが投資する、投資先ファンドが発行する外国投資証券の純資産価額の計算および／または取引および／または買戻代金の支払いの停止が、投資先ファンドにより宣言された場合
- （b）ファンドの資産の一部が定期的に値付けもしくは取引される、証券取引所、商品取引所もしくは店頭市場が閉鎖される場合（休日を除きます。）、またはこれらにおける取引が制限もしくは停止されている場合
- （c）換金（買戻し）代金の支払いまたは換金（買戻し）代金に充当するためのファンドの資産の売却が受益者全体の利益を損なうと管理会社が受託会社と協議の上で判断した場合
- （d）ファンドが、換金（買戻し）代金を支払うための送金をする事ができない場合、またはファンドの投資対象の一部の換金が当面できないか当該換金に関連する資金の移転もしくは支払いを通常の価格もしくは通常の為替レートで行うことができないと管理会社が受託会社と協議の上で判断する場合
- （e）受益証券１口当たり純資産価格を正確かつ適時に決定することが、実務上合理的にできない場合
- （f）直近または今後の買戻しに備えて、ファンドの資産の売却を適正に行うために合理的に必要な場合
- （g）管理会社が、受託会社と協議の上、ファンド、投資先ファンドまたはいずれかの業務提供会社に適用されるマネー・ロンダリング防止法令または「顧客確認」法令を遵守するために停止が必要であると合理的に認める場合
- （h）管理会社が、受託会社と協議の上で、受益者全体の最善の利益になると判断する場合

投資先ファンドにおける取引の停止

投資先ファンドの取締役は、（a）純資産総額の決定、（b）外国投資証券の発行、（c）投資主の選択による外国投資証券の買戻し（全部または一部を問いません。）、（d）外国投資証券の転換の権利の停止、を宣言することができます。ただし、いずれの場合においても、投資先ファンドの取締役が決定する期間の全部または一部において、投資先ファンドの取締役が決定する場合（以下のいずれかの期間中を含みますがこれらに限られません。）に限りします。

- （a）投資対象の換金、取得もしくは処分に関連する資金の移転またはかかる投資対象の売却時に投資先ファンドにより行われるべき支払いを、通常の価格もしくは為替レートで行うことができないか、または投資主もしくは投資先ファンドの利益を著しく損なうことなく行うことができないと投資先ファンドの取締役が判断する期間
- （b）投資先ファンドが保有する資産の価格もしくは価値または投資先ファンドが保有する証券が値付けされる株式市場における時価を決定する際に通常用いられる通信手段に故障が生じている期間、またはその他の理由により、投資先ファンドが保有する資産の価格または価値が合理的な範囲で迅速かつ正確に確認することができない期間
- （c）投資先ファンドまたはいずれかのクラスの解散について決議を行うことが提案された投資主総会の通知が行われた日以降に、投資先ファンドまたはいずれかのクラスが解散中か、または解散される可能性がある場合
- （d）投資先ファンド管理会社による投資先ファンドの投資対象の処分または評価が実行不可能となる原因となるような緊急事態を構成すると投資先ファンドの取締役が判断する状況が存在する期間
- （e）投資先ファンドに帰属するアンブレラ・ファンドの投資対象の相当部分の評価に重要な変更が生じていたと投資先ファンドの取締役が判断し、投資主およびアンブレラ・ファンド

の利益を保護するため、評価の準備もしくは利用を延期し、または後日もしくはその後の評価を実施することを投資先ファンドの取締役が決定した場合

(f) アンブレラ・ファンドの子会社の価値を正確に決定できない可能性がある期間

(g) その他、かかる停止を行わないことにより、アンブレラ・ファンドまたはその投資主が本来負わずに済むはずの納税義務を負い、またはこれらが本来被らずに済むはずのその他の金銭的不利益等の損害を被ることとなる可能性が生じる状況が存在する期間

(2) 【保管】

受益証券を表示する証書は発行されません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、原則として、ファンドの設定日である信託証書の締結日(2015年1月27日)から149年間存続しますが、後記「(5) その他、 ファンドの償還」記載の事由が発生した場合は、それ以前に終了することがあります。なお、ファンドの純資産総額が30億円を下回った場合、強制買戻しが行われる場合があります。

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間は毎年10月31日に終了します。

(5) 【その他】

発行限度額

受益証券の発行限度口数は設けられていません。

ファンドの償還

ファンドは、以下のいずれかの事由が生じた時点で償還します。

- ・ 管理会社が、その職務を遂行する能力がないか、もしくは能力がなくなる可能性があり、またはその職務遂行を怠り、かつ、管理会社の後任となる者を任命できないと受託会社が合理的に判断した場合
- ・ ファンドを存続させることもしくはファンドを別の法域に移転することが、違法となる場合、または受託会社もしくは管理会社が実行不可能、非経済的、不得策もしくは受益者の利益に反することとなると判断した場合
- ・ ファンドの受益者が、シリーズ・トラスト決議により償還を決定する場合
- ・ 信託証書の日付に始まり、その149年後に満了する期間の最終日
- ・ 任意買戻しまたは強制買戻しによるかを問わず、すべての発行済の受益証券が買い戻される場合
- ・ 受託会社がファンドの受託者を退任する意思を書面により通知し、または受託会社が任意清算もしくは強制清算される場合で、受託会社もしくはファンドの受益者のいずれもが信託証書の条件に従って受託会社の後任として受託者の職務を引き受ける他の者を任命できないか、任命を得ることができないとき
- ・ 管理会社が、自ら後任の管理会社を任命することなく、ファンドの管理者を退任する意思を書面により通知した場合
- ・ 信託証書の規定に従い、受託会社またはファンドの受益者のいずれもが信託証書の条件に従って管理会社の後任として管理会社の職務を引き受ける他の者を任命できないか、任命を得ることができないとき

上記のいずれかの事由についての受託会社または管理会社（該当する方）の決定は最終的なものであり、すべての関係当事者を拘束し、受託会社および管理会社は、信託証書において定義される通り、故意、詐欺または重過失がない限り、ファンドの終了の失敗について何らの責任も負いません。

ファンドが償還手続を開始した場合、管理会社はすべての受益者に対して、当該償還について通知を行うものとします。その後、管理会社は、ファンドの投資資産を売却または現金化し、まず、ファンドに関して受託会社が行った借入れ（およびその利息）の返済を行うものとし、次に、ファンドのすべての費用、債務、手数料および出費を支払うものとします。かかる現金化および借入金の返済は、管理会社が決定するところにより、ファンドの償還手続の開始後、合理的な期間内および方法により、行われるものとします。

管理会社は、現金化した手取り額について、償還時の登録上の受益者に対して、保有比率に応じて、分配するものとします。現物での分配は行わないものとします。

信託証書の変更等

受託会社は、トラストのファンド証券のすべての保有者または関連するシリーズ・トラストのファンド証券の保有者へ書面で通知することで、受託会社と管理会社との合意によって、随時信託証書を修正することができます。受託会社または管理会社が、（i）自己の意見において、当該修正が、トラストのファンド証券のその時点における既存の保有者または場合によって関連するシリーズ・トラストのファンド証券の保有者の利益を著しく害するものではなく、かつ、受託会社または管理会社をファンド証券の当該保有者に対する責任から免除するために作用するものではないこと、または（ ）自己の意見において、当該修正が、会計上、法律上もしくは公的な要件（法的拘束力を有するか否かを問いません。）に従うために必要であることを書面で証明する場合を除いて、当該修正は、当該修正を承認するための受益者決議またはシリーズ・トラスト決議（場合によります。）を要します。

関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方当事者が他方当事者に対し、60日以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

投資運用契約

投資運用契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

保管契約

保管契約は、一方当事者が他方当事者に対し、60日以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

代行協会員契約書

代行協会員契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

受益証券販売・買戻契約書

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者が他方の当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

5【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者がトラストに関し、自己の受益権を直接行使するためには、登録名義人となっているかまたはファンド証券を保持していなければなりません。従って、販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、登録名義人ではなく、また、ファンド証券も保持していないため、トラストに関する受益権を行使することはできません。日本の投資者は、販売会社との間の口座契約に基づき、販売会社をして、自らのために受益権を行使させることができます。ファンド証券の保管を販売会社に委託していない日本の投資者は、自己が決める方法により権利行使を行うことができます。

投資者の有する主な権利は次のとおりです。

（ ）分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を請求する権利を有します。

（ ）買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、信託証書の規定および本書の記載に従って請求する権利を有します。

（ ）残余財産分配請求権

ファンドの終了日におけるファンドの登録名義人は、ファンドの資産を換金することにより得られるすべての純手取金、および自らが保有しているまたは保有しているものとみなされる受益証券にかかるクラスの資産の一部を構成している分配可能なその他の金銭を、自らが保有しているまたは保有しているものとみなされる受益証券の口数に応じて分配するよう請求する権利を有します。

（ ）議決権

受益者は、信託証書の規定に従って、また、信託証書に規定される状況において、議決権を行使することができます。

（２）【為替管理上の取扱い】

本書の日付現在、日本の受益者に対する受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

（ ）管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

（ ）日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三 浦 健
弁護士 廣 本 文 晴
東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

です。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号
確定した判決の執行手続は、関連する法域の法令に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a．ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の財務書類を日本語に翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．ファンドの原文の財務書類は、日本円で表示されている。

(1) 【2018年10月31日終了年度】

【貸借対照表】

GIMケイマン・トラスト

純資産計算書 2018年10月31日現在

オルタナティブ・インベストメント・ストラテジーズ・ファンド

(日本円で表示)

	注記	日本円
資産		
投資有価証券の時価評価額 (取得原価 3,268,392,106円)	2.2	3,385,546,696
設立費用	2.4	2,869,882
外国為替先物予約取引に係る未実現評価益	2.5, 13	119,098
銀行預金		64,263
その他の資産		202,926
資産合計		3,388,802,865
負債		
外国為替先物予約取引に係る未実現評価損	2.5, 13	14,539,180
買戻未払金		10,419,600
未払印刷および公告費		2,820,802
未払専門家費用		2,025,223
未払管理報酬および未払販売管理報酬	4	1,743,089
未払弁護士報酬		1,648,805
未払管理・顧問報酬	10	1,098,136
未払販売報酬	9	622,570
未払代行協会員報酬	8	311,289
未払管理事務代行報酬	5	218,854
未払保管報酬	7	156,324
未払投資運用報酬	6	62,239
負債合計		35,666,111
純資産総額		3,353,136,754

純資産	
円ヘッジなしクラスA受益証券	9,046
円ヘッジなしクラスB受益証券	2,713,581,709
円ヘッジありクラスA受益証券	8,951
円ヘッジありクラスB受益証券	639,537,048
発行済受益証券口数	
円ヘッジなしクラスA受益証券	10,000
円ヘッジなしクラスB受益証券	3,096,470,000
円ヘッジありクラスA受益証券	10,000
円ヘッジありクラスB受益証券	736,580,000
1口当たり純資産価格	
円ヘッジなしクラスA受益証券	0.9046
円ヘッジなしクラスB受益証券	0.8763
円ヘッジありクラスA受益証券	0.8951
円ヘッジありクラスB受益証券	0.8683

添付の注記は本財務書類と不可分なものである。

【損益計算書】

GIMケイマン・トラスト

運用計算書および純資産変動計算書 2018年10月31日に終了した年度
--

オルタナティブ・インベストメント・ストラテジーズ・ファンド

（日本円で表示）

	注記	日本円
費用		
管理報酬および販売管理報酬	4	23,612,848
管理・顧問報酬	10	19,415,548
弁護士報酬		11,436,867
設立費用	2.4	10,585,252
販売報酬	9	8,434,735
代行協会員報酬	8	4,217,827
印刷および公告費		3,945,251
管理事務代行報酬	5	2,958,776
保管報酬	7	2,113,512
専門家費用		2,052,566
受託報酬	3	1,114,206
投資運用報酬	6	843,493
登録費用		10,541
取引費用		10,000
銀行利息		36
費用合計		90,751,458
投資純損失		(90,751,458)

添付の注記は本財務書類と不可分なものである。

GIMケイマン・トラスト

運用計算書および純資産変動計算書（つづき）
2018年10月31日に終了した年度

オルタナティブ・インベストメント・ストラテジーズ・ファンド（日本円で表示）

	注記	日本円
投資純損失		(90,751,458)
以下に係る実現純損益：		
投資有価証券	2.2	32,156,600
外国為替	2.3	(3,432,285)
外国為替先物予約取引	2.5	(43,266,987)
当期投資純損失および実現純損失		(105,294,130)
以下にかかる未実現評価損益の純変動：		
外国為替先物予約取引	2.5	29,933,795
投資有価証券	2.2	(30,781,449)
運用による純資産の純減少		(106,141,784)
資本の変動		
受益証券の発行		892,850
受益証券の買戻し		(2,145,568,190)
資本の変動、純額		(2,144,675,340)
期首現在純資産額		5,603,953,878
期末現在純資産額		3,353,136,754

添付の注記は本財務書類と不可分なものである。

G I M ケイマン・トラスト

統計情報	未監査
------	-----

オルタナティブ・インベストメント・ストラテジーズ・ファンド

円ヘッジなし クラス A 受益証券	円ヘッジなし クラス B 受益証券	円ヘッジあり クラス A 受益証券	円ヘッジあり クラス B 受益証券
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

期末現在発行済受益証券口数：

2016年10月31日	10,000	10,168,360,000	10,000	2,096,420,000
2017年10月31日	10,000	5,201,800,000	10,000	1,075,730,000
発行口数	-	500,000	-	500,000
買戻口数	-	(2,105,830,000)	-	(339,650,000)
2018年10月31日	10,000	3,096,470,000	10,000	736,580,000

期末現在純資産総額：

日本円 日本円 日本円 日本円

2016年10月31日	8,319	8,338,709,229	9,248	1,918,394,673
2017年10月31日	9,106	4,629,406,880	9,252	974,528,640
2018年10月31日	9,046	2,713,581,709	8,951	639,537,048

期末現在 1 口当たり純資産価格：

日本円 日本円 日本円 日本円

2016年10月31日	0.8319	0.8201	0.9248	0.9151
2017年10月31日	0.9106	0.8900	0.9252	0.9059
2018年10月31日	0.9046	0.8763	0.8951	0.8683

GIMケイマン・トラスト

財務書類に対する注記

(2018年10月31日現在)

オルタナティブ・インベストメント・ストラテジーズ・ファンド

注記1．活動および目的

GIMケイマン・トラスト（以下「トラスト」という。）は、受託会社と管理会社との間で締結された2015年1月27日付信託証書により設定されたオープン・エンド型アンブレラ・ユニット・トラストである。

オルタナティブ・インベストメント・ストラテジーズ・ファンド（以下「ファンド」という。）は、2015年3月27日に運用を開始したトラストの個別のシリーズ・トラストであり、インタートラスト・エス・ピー・ヴィー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）およびJPMAMジャパン・ケイマン・ファンド・リミテッド（以下「管理会社」という。）との間で2015年1月27日付の信託証書および補遺信託証書に従って構成されている。

本財務書類は、ファンドについてのみ言及している。

受益証券クラス

- 円ヘッジなしクラスA受益証券
- 円ヘッジなしクラスB受益証券
- 円ヘッジありクラスA受益証券
- 円ヘッジありクラスB受益証券

円ヘッジなしクラスA受益証券および円ヘッジありクラスA受益証券、円ヘッジなしクラスB受益証券および円ヘッジありクラスB受益証券に関して、各投資家による最低申込単位は、受益証券1万口であり、1万口を申込単位とする。

円ヘッジなしクラスA受益証券および円ヘッジありクラスA受益証券の申込みに関してのみ、申込手数料が、ファンドに関して間接持分を有し、またはこれを申し込んでいる者により、販売会社に支払われ、保持されることがある。

円ヘッジなしクラスB受益証券および円ヘッジありクラスB受益証券については申込手数料はない。

円ヘッジなしクラスB受益証券および円ヘッジありクラスB受益証券の買戻しは、当該受益証券が買い戻されるまでの保有期間に応じた条件付後払申込手数料の対象となる場合がある。

投資目的および方針

ファンドは、その資産のすべてまたはほぼすべてを投資先ファンドに投資し、投資および取引活動はすべて投資先ファンドを通じて行われる。投資先ファンドは、JPモルガン・ファンズ・マルチ・マネジャー・オルタナティブズ・ファンドのクラスX外国投資証券（「公開有限責任会社（société anonyme）」として設立され、ルクセンブルグ法のパートI、2010年12月17日法に基づき「変動資本を有する投資法人（SICAV）」としての資格を有するオープン・エンド型のアンブレラ投資会社（UCITS）であるJPモルガン・ファンズのサブ・ファンド）となっている。

ファンドの投資目的は、信託財産の長期的な成長を図ることである。この投資目的は、投資先ファンドに、集中的および／もしくは多大なリスクならびに／または非常に変動性の高い収益をもたらす可能性がある。投資先ファンドは、価格の変動性が低く、かつ、伝統的な株式市場や債券市場による運用成果との連動性が低い収益の獲得を目指す。

ファンドは、円ヘッジありクラスA受益証券および円ヘッジありクラスB受益証券が、米ドル建ての投資先ファンドのクラスX外国投資証券へのファンドの投資および他の米ドル建て投資対象へのファンドの投資により保有する、日本円に対する米ドルが持つ為替リスクをヘッジする為替ヘッジ戦略に従う。

投資先ファンドの2018年10月31日に終了した年度に関する監査済財務書類は、請求により管理事務代行会社の登録事務所で入手することができる。

注記2．重要な会計方針

2.1 - 財務書類の表示

財務書類は、投資信託に適用される、ルクセンブルグで一般的に認められている会計原則に従い作成されている。

2.2 - 投資有価証券およびその他の資産の評価

- (a) 証券取引所もしくは店頭市場に上場され、または証券取引所もしくは店頭市場で値付けされている株式等のエクイティ性商品は、関連する評価日における直近の入手可能な始値または終値か、または当該日に取引が行われなかった場合は関係評価日時点で入手可能な最終買呼値（管理事務代行会社が保有規模を考慮した上でその裁量により適切と判断する方法により調整される。）で評価され、特定のエクイティ性商品につき複数の取引所または店頭市場で価格が入手可能である場合、当該エクイティ性商品の価格は、当該エクイティ性商品の主要市場である取引所もしくは店頭市場または当該エクイティ性商品に値を付けるにあたり最も公正な基準を提供すると管理事務代行会社が判断する取引所もしくは店頭市場（場合による。）において入手可能な直近の始値または終値となる。
- (b) 証券取引所もしくは店頭市場に上場され、または証券取引所もしくは店頭市場で値付けされているものの、かかる証券取引所もしくは店頭市場で定期的に取り引されていないか、またはかかる証券取引所もしくは店頭市場に関し上記の価格が入手可能でないエクイティ性商品は、管理事務代行会社または管理事務代行会社によりかかる目的で承認される適格な者により、原価、当該証券の直近の取引価格、保有規模（発行済当該エクイティ性商品の総額を考慮する。）および評価へのプラスまたはマイナスの調整を検討する上で関連性があると管理事務代行会社がその裁量により判断するその他の要因を考慮した上で慎重かつ誠実に見積もられる推定実現価格で評価される。

- (c) 証券取引所もしくは店頭市場もしくはその他の場所に上場され、または証券取引所もしくは店頭市場もしくはその他の場所で値付けされている債券または負債性証券は、管理事務代行会社が選任する信用ある評価情報提供源または評価情報提供会社により提供される、関連する評価日における直近の入手可能な買呼値で評価される。
- (d) 証券取引所もしくは店頭市場に上場されておらず、または証券取引所もしくは店頭市場で値付けされていない証券は、管理事務代行会社もしくは管理事務代行会社によりかかる目的で承認されるその他の適格な者により必要と判断される時点で、年1回以上、慎重かつ誠実に見積もられる推定実現価格で評価される。
- (e) 取引所または市場で取り扱われ、または取引されるデリバティブ商品は、該当する取引所または市場における当該決済価格で評価される。かかる価格が入手可能でない場合、当該商品の価格は、管理事務代行会社によりかかる目的で承認される適格な者により慎重かつ誠実に見積もられる推定実現価格となる。取引所または市場で取り扱われておらず、または取引されていないデリバティブ商品は、取引相手方から得られる評価額に基づき評価される。
- (f) 預金は、預入金額に経過利息を加算した価格で評価される。
- (g) 日本円以外の通貨による一切の価額（投資対象の価額か、現金の価額か、または当座勘定もしくは預金勘定における金額の価額かを問わない。）は、関連する計算日におけるルクセンブルグ時間午前10時時点のトムソン・ロイターの直物為替相場を用いて日本円相当額に換金される。
- (h) 残存期間が60暦日以下である短期投資は、償却価格でまたは満期の61日前における市場価格と額面金額との差額を償却することにより評価される
- (i) 投資先ファンドの外国投資証券は、適用ある決定日の直前の投資先ファンドの管理事務代行会社により入手可能な、純資産価格により評価される。

2.3 外貨換算

日本円以外の通貨で表示される資産および負債は、期末における為替レートで日本円に換算される。外貨で表示される取引は、取引日現在の実勢為替レートにより日本円に換算される。

当期の損益を決定するにあたり、外国為替換算に係る未実現および実現利益または損失は、運用計算書および純資産変動計算書において認識されている。

組入有価証券の時価評価額に起因する未実現為替差損益は、投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動に含まれる。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

2.4 設立費用

設立費用は、定額法で4年にわたり償却される。

2.5 外国為替先物予約取引

外国為替先物予約取引は、満期日までの残存期間について純資産計算書の日付現在適用される先渡レートで評価される。

外国為替先物予約取引から生じる損益は、運用計算書および純資産変動計算書において認識される。

2.6 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

注記3．受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から、会計年度ベースで毎年前払いされる年額10,000米ドルの受託報酬を、追加的に費やした時間に対する報酬、立替費用および設立費用を加算して、当該会計年度の最終ファンド営業日から30ファンド営業日以内に受領する権利を有する。

注記4．管理報酬および販売管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、ファンド純資産総額の年率0.08%の管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、日々発生し、各計算日に計算され、四半期毎に後払いされる。

管理会社はまた、ファンドの資産から、円ヘッジなしクラスB受益証券および円ヘッジありクラスB受益証券に帰属するファンドの純資産総額の年率0.48%の販売管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、日々発生し、各計算日に計算され、四半期毎に後払いされる。

注記5．管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、ファンドの純資産総額の年率0.07%の管理事務代行報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、日々発生し、各計算日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。ただし、管理事務代行会社は、年間最低報酬12,500ユーロを受領する権利を有する。

注記6．投資運用報酬

投資運用会社は、ファンドの資産から、ファンド純資産総額の年率0.02%の投資運用報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、日々発生し、各計算日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

注記7．保管報酬

保管会社は、ファンドの資産から、ファンドの純資産総額の年率0.05%の保管報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、日々発生し、各計算日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。ただし、保管会社は、年間最低報酬3,000ユーロを受領する権利を有する。

注記8．代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、ファンドの純資産総額の年率0.10%の代行協会員報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、日々発生し、各計算日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

注記9．販売報酬

販売会社は、円ヘッジなしクラスA受益証券および円ヘッジありクラスA受益証券に帰属するファンドの資産から、年率0.45%の販売報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、日々発生し、各計算日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

販売会社は、円ヘッジなしクラスB受益証券および円ヘッジありクラスB受益証券に帰属するファンドの資産から、年率0.20%の販売報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、日々発生し、各計算日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

注記10．投資先ファンドの管理・顧問報酬

管理・顧問報酬は、ファンドが投資を行っている投資先ファンドの管理会社に支払われる報酬を表す。投資先ファンドの管理会社は、投資先ファンドのポートフォリオの資産から、四半期毎に後払いされる、投資先ファンドの平均評価額に対し年率0.35%の報酬を受領する権利を有する。

注記11．税金

11.1 - ケイマン諸島

現行のケイマン諸島における税法に基づき、ファンドにより支払われる税金はない。従って、所得税に対する引当金は財務書類に計上されていない。

11.2 - その他の国々

ファンドは、その他の国々において稼得される特定の所得に対する源泉税またはその他の税金を課されることがある。

購入予定者は、各国の管轄法に基づき受益証券を購入、保有および買戻す際、予想される課税およびその他の影響を決定づけるその市民権、居住地および住居を所有する国において、法律アドバイザーまたは税務アドバイザーに相談することが望ましい。

注記12．支払分配金

2018年10月31日に終了した年度中に支払われた分配金はなかった。

注記13．外国為替先物予約取引

2018年10月31日現在、以下の外国為替先物予約取引が未決済であった。

13.1 ポートフォリオ運用をカバーするための外国為替先物予約取引

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現(評価損)
					日本円
米ドル	53,933	日本円	6,071,100	2018年11月6日	(26,949)
ポートフォリオ運用をカバーするための外国為替先物予約取引に係る未実現評価損合計					(26,949)

13.2 円ヘッジありクラスA受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための外国為替先物予約取引

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現(評価損)
					日本円
米ドル	83	日本円	9,154	2018年12月17日	(202)
円ヘッジありクラスA受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための外国為替先物予約取引に係る未実現評価損合計					(202)

13.3 円ヘッジありクラスB受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための外国為替先物予約取引

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 / (評価損)
					日本円
日本円	15,662,451	米ドル	140,000	2018年12月17日	119,098
米ドル	5,986,000	日本円	660,261,917	2018年12月17日	(14,512,029)
円ヘッジありクラスB受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための外国為替先物予約取引に係る未実現純評価損合計					(14,392,931)
外国為替先物予約取引に係る未実現純評価損合計					(14,420,082)

注記14．為替レート

2018年10月31日時点で使用された日本円に対する為替レートは、以下のとおりである。

通貨	為替レート
米ドル	113.1150

注記15．後発事象

受託会社および管理会社は、2019年3月28日までの注文および分配を評価した。

2018年11月1日から2019年3月28日までに行われた発行はなく、また4,012,453米ドルの買戻しが行われた。同期間中に分配はなかった。

期末より後に、現在の財務書類に開示が必要であると受託会社および管理会社の判断するその他の重要な事象はなかった。

【投資有価証券明細表等】

GIMケイマン・トラスト

投資有価証券明細表 2018年10月31日現在

オルタナティブ・インベストメント・ストラテジーズ・ファンド（日本円で表示）

数量	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
オープン・エンド型投資信託			日本円	日本円	%
294,791	JPMORG FDS- MULT MNGR ALT FD X ACC	米ドル	3,268,392,106	3,385,546,696	100.97
オープン・エンド型投資信託合計			3,268,392,106	3,385,546,696	100.97
投資有価証券合計			3,268,392,106	3,385,546,696	100.97

添付の注記は本財務書類と不可分なものである。

（*）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

GIMケイマン・トラスト

投資有価証券分類表
2018年10月31日現在

未監査

オルタナティブ・インベストメント・ストラテジーズ・ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率（％）＊
ルクセンブルグ		
	トラスト、ファンドおよび類似の金融事業体	100.97
		100.97
投資有価証券合計		100.97

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

[次へ](#)

GIM CAYMAN TRUST II

Statement of net assets as at October 31, 2018

Alternative Investment Strategies Fund

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments at market value (cost JPY 3,268,392,106)	2.2	3,385,546,696
Formation expenses	2.4	2,869,882
Unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts	2.5, 13	119,098
Cash at bank		64,263
Other assets		202,926
Total assets		3,388,802,865
Liabilities		
Unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts	2.5, 13	14,539,180
Redemptions payable		10,419,600
Printing and publishing expenses payable		2,820,802
Professional expenses payable		2,025,223
Management fees and Sales Administration fees payable	4	1,743,089
Legal fees payable		1,648,805
Management and Advisory fees payable	10	1,098,136
Distributor fees payable	9	622,570
Agent Company fees payable	8	311,289
Administration fees payable	5	218,854
Custodian fees payable	7	156,324
Investment Management fees payable	6	62,239
Total liabilities		35,666,111
Total net assets		3,353,136,754

Net assets	
JPY Non-hedged Class A Units	9,046
JPY Non-hedged Class B Units	2,713,581,709
JPY Hedged Class A Units	8,951
JPY Hedged Class B Units	639,537,048
Number of units outstanding	
JPY Non-hedged Class A Units	10,000
JPY Non-hedged Class B Units	3,096,470,000
JPY Hedged Class A Units	10,000
JPY Hedged Class B Units	736,580,000
Net asset value per unit	
JPY Non-hedged Class A Units	0.9046
JPY Non-hedged Class B Units	0.8763
JPY Hedged Class A Units	0.8951
JPY Hedged Class B Units	0.8683

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

GIM CAYMAN TRUST II

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2018

Alternative Investment Strategies Fund

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Management fees and Sales Administration fees	4	23,612,848
Management and Advisory fees	10	19,415,548
Legal fees		11,436,867
Formation expenses	2.4	10,585,252
Distributor fees	9	8,434,735
Agent Company fees	8	4,217,827
Printing and publishing expenses		3,945,251
Administration fees	5	2,958,776
Custodian fees	7	2,113,512
Professional expenses		2,052,566
Trustee fees	3	1,114,206
Investment Management fees	6	843,493
Registration fees		10,541
Transaction fees		10,000
Bank interests		36
Total expenses		90,751,458
Net investment loss		(90,751,458)

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

GIM CAYMAN TRUST II

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2018
(continued)

Alternative Investment Strategies Fund		(Expressed in Japanese Yen)
	Notes	JPY
Net investment loss		(90,751,458)
Net realised		
Gain on investments	2.2	32,156,600
Loss on foreign exchange	2.3	(3,432,285)
Loss on forward foreign exchange contracts	2.5	(43,266,987)
Net investment loss and net realised loss for the year		(105,294,130)
Net change in unrealised		
Appreciation on forward foreign exchange contracts	2.5	29,933,795
Depreciation on investments	2.2	(30,781,449)
Net decrease in net assets as a result of operations		(106,141,784)
Movement in capital		
Subscription of units		892,850
Redemption of units		(2,145,568,190)
Net movement in capital		(2,144,675,340)
Net assets at the beginning of the year		5,603,953,878
Net assets at the end of the year		3,353,136,754

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

GIM CAYMAN TRUST II

Statistical information				UNAUDITED
Alternative Investment Strategies Fund				
	JPY Non-hedged Class A Units	JPY Non-hedged Class B Units	JPY Hedged Class A Units	JPY Hedged Class B Units
Number of units outstanding at the end of the year				
October 31, 2016	10,000	10,168,360,000	10,000	2,096,420,000
October 31, 2017	10,000	5,201,800,000	10,000	1,075,730,000
Units issued	-	500,000	-	500,000
Units redeemed	-	(2,105,830,000)	-	(339,650,000)
October 31, 2018	10,000	3,096,470,000	10,000	736,580,000
Total net assets at the end of the year				
	JPY	JPY	JPY	JPY
October 31, 2016	8,319	8,338,709,229	9,248	1,918,394,673
October 31, 2017	9,106	4,629,406,880	9,252	974,528,640
October 31, 2018	9,046	2,713,581,709	8,951	639,537,048
Net asset value per unit at the end of the year				
	JPY	JPY	JPY	JPY
October 31, 2016	0.8319	0.8201	0.9248	0.9151
October 31, 2017	0.9106	0.8900	0.9252	0.9059
October 31, 2018	0.9046	0.8763	0.8951	0.8683

GIM CAYMAN TRUST II

Notes to the financial statements

(As at October 31, 2018)

Alternative Investment Strategies Fund

Note 1 - Activity and objectives

GIM Cayman Trust II (the “ Trust ”) is an open-ended umbrella unit trust constituted by a Trust Deed dated January 27, 2015 entered into between the Trustee and the Manager.

Alternative Investment Strategies Fund (the “ Series Trust ”) is a separate series trust of the Trust launched March 27, 2015 and constituted pursuant to the Trust Deed and Supplemental Trust Deed dated January 27, 2015 between Intertrust SPV (Cayman) Limited (the “ Trustee ”) and JPMAM Japan Cayman Fund Limited (the “ Management Company ”).

These financial statements are referring exclusively to the Series Trust.

Classes of Units

- JPY Non-hedged Class A Units;
- JPY Non-hedged Class B Units;
- JPY Hedged Class A Units, and;
- JPY Hedged Class B Units.

In respect of the JPY Non-hedged Class A Units and JPY Hedged Class A Units, JPY Non-hedged Class B Units and JPY Hedged Class B Units, the minimum subscription by each investor will be 10,000 Units in increments of 10,000 Units.

In respect of subscriptions for Unit in JPY Non-hedged Class A Units and JPY Hedged Class A Units only, a sales charge may be payable to, and retained by the Distributor by any person who has, or is subscribing for, an indirect interest in relation to the Series Trust.

There will be no sales charge payable in respect of JPY Non-hedged Class B Units and JPY Hedged Class B Units.

Redemptions of Units of the JPY Non-hedged Class B Units and JPY Hedged Class B Units may be subject to a contingent deferred sales charge, depending on the period of time that such units have been in issue before they are redeemed.

GIM CAYMAN TRUST II

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2018)

Alternative Investment Strategies Fund

 Note 1 - Activity and objectives (continued)

Investment objective and policies

The Series Trust invests all or substantially all of its assets in the Underlying Fund through which all investments and trading activities take place. The Underlying Fund is Class X shares of JPMorgan Funds - Multi-Manager Alternatives Fund (a sub-fund of JPMorgan Funds, which is an umbrella open-ended investment company with limited liability which has been organised as a "société anonyme" and qualifies as a "SICAV" under Part I of the Luxembourg law of 17 December 2010 (UCITS)).

The Series Trust's investment objective is to seek long-term capital appreciation. The investment objective may result in the Underlying Fund having concentrated and/or significant risk and/or being subject to highly volatile returns. The Underlying Fund seeks to generate returns with low volatility and low sensitivity to the performance of traditional equity and fixed income markets.

The Series Trust follows a currency hedging strategy that hedges the USD currency exposure that the JPY Hedged Class A Units and JPY Hedged Class B Units have through the Series Trust's investment in USD denominated Class X Shares of the Underlying Fund and other USD denominated investments by the Series Trust to JPY.

Audited Financial Statements of the Underlying Fund for the financial year ended October 31, 2018 are available upon request at the registered office of the Administrator.

 Note 2 - Significant accounting policies

2.1 - Presentation of financial statements

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

GIM CAYMAN TRUST II

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2018)

Alternative Investment Strategies Fund

Note 2 - Significant accounting policies (continued)

2.2 - Valuation of the investments in securities and other assets

- (a) Any equity instrument which is listed or quoted on any securities exchange or over-the-counter market is valued at its last available opening or closing price on the relevant valuation day or, if no sales occurred on such day, at the last bid price available as at the relevant valuation day as adjusted in such manner as the Administrator, in its discretion, thinks fit, having regard to the size of the holding, and where prices are available on more than one exchange or over-the-counter market for a particular equity the price is the last opening or closing price available, as the case may be, on the exchange or over-the-counter market which constitutes the main market for such equity instrument or the one which the Administrator determines provides the fairest criteria in ascribing a value to such equity instrument;
- (b) Any equity instrument which is listed or quoted on any securities exchange or over-the-counter market, but which is not regularly traded thereon or in respect of which no prices as described above are available is valued at the probable realisation value estimated with care and in good faith by the Administrator or a competent person approved for such purpose by the Administrator having regard to its cost price, the price at which any recent transaction in the security may have been effected, the size of the holding having regard to the total amount of such equity instrument in issue, and such other factors as the Administrator in its discretion deems relevant in considering a positive or negative adjustment to the valuation;
- (c) Any bond or debt instrument, whether listed or quoted on any securities exchange or over-the-counter market or otherwise, is valued at its last available bid price to be provided by a reputable valuation source or vendor selected by the Administrator day on the relevant valuation;
- (d) Any security which is not listed or quoted on any securities exchange or over-the-counter market is valued at its probable realisation value estimated with care and good faith at any such time as deemed necessary by the Administrator or any other competent person approved for the purpose by the Administrator, and at least annually;

GIM CAYMAN TRUST II

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2018)

Alternative Investment Strategies Fund

Note 2 - Significant accounting policies (continued)

2.2 - Valuation of the investments in securities and other assets (continued)

- (e) Derivative instruments dealt in or traded on an exchange or market are valued at the relevant settlement price on the applicable exchange or market. If such price is not available the value of such instruments is the probable realisation value estimated with care and in good faith by a competent person approved for the purpose by the Administrator. Derivative instruments which are not dealt in or traded on an exchange or market are valued on the basis of the valuation obtained from the counterparty to the transaction;
- (f) Deposits are valued at their face value plus accrued interest;
- (g) Any value (whether of an investment or of cash or amounts on current or deposit account) in a currency other than Japanese Yen will be converted into Japanese Yen equivalent using the Thomson Reuters mid-spot rates at 10.00 am (Luxembourg time) on the relevant Accounting Day;
- (h) Short-term investments that have a remaining maturity of sixty (60) calendar days or less may be valued at amortised cost or by amortising the difference between market value and the face amount on the sixty-first (61) day prior to maturity, and;
- (i) Shares of the Underlying Fund are valued at their Net Asset Value made available by the Underlying Fund's administrator immediately before the applicable date of determination.

2.3 - Conversion of foreign currencies

Assets and liabilities expressed in other currencies than Japanese Yen are translated into Japanese Yen at exchange rates prevailing at the end of the year. Transactions expressed in foreign currencies are translated into Japanese Yen at exchange rates prevailing at the transaction dates.

Unrealised and realised gains or losses on foreign exchange translations are recognised in the statement of operations and changes in net assets in determining the result of the year.

GIM CAYMAN TRUST II

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2018)

Alternative Investment Strategies Fund

Note 2 - Significant accounting policies (continued)

2.3 - Conversion of foreign currencies (continued)

Unrealised foreign exchange gains/losses arising on the valuation of the securities in portfolio at market value are included in the net change in unrealised on appreciation/depreciation on investments. Other exchange gains/losses are directly taken into the statement of operations and changes in net assets.

2.4 - Formation expenses

Formation expenses are amortised on a straight line basis over a period of four years.

2.5 - Forward foreign exchange contracts

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the statement of net assets date for the remaining period until maturity.

Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the statement of operations and changes in net assets.

2.6 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

Note 3 - Trustee fees

The Trustee is entitled to receive out of the assets of the Series Trust an annual trustee fee of USD 10,000 payable annually in advance on an accounting year basis within thirty business days from the last business day in the accounting year, plus fees for additional time, out-of-pocket expenses and start-up expenses.

GIM CAYMAN TRUST II

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2018)

Alternative Investment Strategies Fund

Note 4 - Management fees and Sales Administration fees

The Management Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust, a management fee at an annual rate of 0.08% of the Series Trust's Net Asset Value accrued daily and calculated on each accounting day and payable quarterly in arrears.

The Management Company is also entitled to receive out of the assets of the Series Trust a Sales Administration fee at an annual rate of 0.48% of the Series Trust's Net Asset Value attributable to the JPY Non-hedged Class B Units and JPY Hedged Class B Units accrued daily and calculated on each accounting day and payable quarterly in arrears.

Note 5 - Administration fees

The Administrator is entitled to receive out of the assets of the Series Trust, payable quarterly in arrears, a fee at an annual rate of 0.07% of the Series Trust's Net Asset Value accrued daily and calculated on each accounting day, provided that the Administrator is entitled to a minimum of EUR 12,500 per annum.

Note 6 - Investment Management fees

The Investment Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at an annual rate of 0.02% of the Series Trust's Net Asset Value accrued daily and calculated on each accounting day and payable quarterly in arrears.

Note 7 - Custodian fees

The Custodian is entitled to receive out of the assets of the Series Trust, payable quarterly in arrears, a fee at an annual rate of 0.05% of the Series Trust's Net Asset Value accrued daily and calculated as at each accounting day provided that the Custodian is entitled to a minimum of EUR 3,000 per annum.

Note 8 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at an annual rate of 0.10% of the Series Trust's Net Asset Value accrued daily and calculated on each accounting day and payable quarterly in arrears.

GIM CAYMAN TRUST II

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2018)

Alternative Investment Strategies Fund

 Note 9 - Distributor fees

The Distributor is entitled to receive out of the assets of the Series Trust attributable to JPY Non-hedged Class A Units and JPY Hedged Class A Units, a fee at an annual rate of 0.45% accrued daily and calculated on each accounting day and payable quarterly in arrears.

The Distributor is entitled to receive out of the assets of the Series Trust attributable to JPY Non-hedged Class B Units and JPY Hedged Class B Units, a fee at an annual rate of 0.20% accrued daily and calculated on each valuation day and payable quarterly in arrears.

 Note 10 - Management and Advisory fees of Underlying Fund

The Management and Advisory fee represent fees paid to the Management Company of the underlying fund in which the Series Trust is investing. The Management Company of the Underlying Fund is entitled to receive out of the the average Portfolio value a fee at an annual rate of 0.35% payable quarterly in arrears.

 Note 11 - Taxation

11.1 - Cayman Islands

Under current tax laws in the Cayman Islands, there are no other taxes payable by the Series Trust. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

11.2 - Other Countries

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries.

Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and redeeming units under the laws of their respective jurisdictions.

GIM CAYMAN TRUST II

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2018)

Alternative Investment Strategies Fund

Note 12 - Distribution

There was no dividend distribution during the year ended as at October 31, 2018.

Note 13 - Forward foreign exchange contracts

As at October 31, 2018, the following forward foreign exchange contracts were open:

13.1 - Forward foreign exchange contracts to cover the portfolio management

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised (depreciation)
					JPY
USD	53,933	JPY	6,071,100	06/11/18	(26,949)
Total unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts to cover the portfolio management					(26,949)

13.2 - Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of JPY Hedged Class A Units

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised (depreciation)
					JPY
USD	83	JPY	9,154	17/12/18	(202)
Total unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of JPY Hedged Class A Units					(202)

13.3 - Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of JPY Hedged Class B Units

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/(depreciation)
					JPY
JPY	15,662,451	USD	140,000	17/12/18	119,098
USD	5,986,000	JPY	660,261,917	17/12/18	(14,512,029)
Total net unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of JPY Hedged Class B Units					(14,392,931)
Total net unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts					(14,420,082)

GIM CAYMAN TRUST II

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2018)

Alternative Investment Strategies Fund

Note 14 - Exchange rates

The exchange rate against JPY used as at October 31, 2018 is as follows:

Currency	Exchange rate
USD	113.1150

Note 15 - Subsequent events

The Trustee and Management Company have evaluated all subsequent orders and distribution until March 28, 2019,

Effective November 1, 2018, until March 28, 2019, there were no subscriptions and there were some redemptions for USD 4,012,453. During the same period, there were no distribution.

There has been no other significant event after year-end which in the opinion of the Trustee and the Management Company requires disclosure in the present financial statements.

GIM CAYMAN TRUST I I

Statement of investments as at October 31, 2018

(As at October 31, 2018)

Alternative Investment Strategies Fund

(Expressed in Japanese Yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Open-ended investment funds			JPY	JPY	%
294,791	JPMORG FDS- MULT MNGR ALT FD X ACC	USD	3,268,392,106	3,385,546,696	100.97
Total open-ended investment funds			3,268,392,106	3,385,546,696	100.97
Total investments			3,268,392,106	3,385,546,696	100.97

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

GIM CAYMAN TRUST II

Classification of investments as at October 31, 2018

UNAUDITED

Alternative Investment Strategies Fund

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
Luxembourg		
	Trusts, Funds And Similar Financial Entities	100.97
		100.97
Total investments		100.97

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

(2) 【2017年10月31日終了年度】

【貸借対照表】

GIMケイマン・トラスト

純資産計算書
2017年10月31日現在

オルタナティブ・インベストメント・ストラテジーズ・ファンド

(日本円で表示)

	注記	日本円
資産		
投資有価証券の時価評価額 (取得原価 5,508,551,142円)	2.2	5,656,487,181
設立費用	2.4	13,455,134
銀行預金		116,568
外国為替先物予約取引に係る未実現評価益	2.5, 12	18,753
その他の資産		185,081
資産合計		5,670,262,717
負債		
外国為替先物予約取引に係る未実現評価損	2.5, 12	44,372,630
買戻未払金		9,834,300
未払印刷および公告費		3,411,029
未払管理報酬および未払販売管理報酬	4	2,835,501
未払専門家費用		1,991,971
未払弁護士報酬		1,630,527
未払販売報酬	9	1,012,743
未払代行協会員報酬	8	506,384
未払管理事務代行報酬	5	357,286
未払保管報酬	7	255,206
未払投資運用報酬	6	101,262
負債合計		66,308,839
純資産総額		5,603,953,878

純資産	
円ヘッジなしクラスA 受益証券	9,106
円ヘッジなしクラスB 受益証券	4,629,406,880
円ヘッジありクラスA 受益証券	9,252
円ヘッジありクラスB 受益証券	974,528,640
発行済受益証券口数	
円ヘッジなしクラスA 受益証券	10,000
円ヘッジなしクラスB 受益証券	5,201,800,000
円ヘッジありクラスA 受益証券	10,000
円ヘッジありクラスB 受益証券	1,075,730,000
1口当たり純資産価格	
円ヘッジなしクラスA 受益証券	0.9106
円ヘッジなしクラスB 受益証券	0.8900
円ヘッジありクラスA 受益証券	0.9252
円ヘッジありクラスB 受益証券	0.9059

添付の注記は本財務書類と不可分なものである。

【損益計算書】

GIMケイマン・トラスト

運用計算書および純資産変動計算書 2017年10月31日に終了した年度
--

オルタナティブ・インベストメント・ストラテジーズ・ファンド

(日本円で表示)

	注記	日本円
収益		
銀行利息		121,064
その他の収益		3
収益合計		121,067
費用		
管理報酬および販売管理報酬	4	44,540,944
販売報酬	9	15,910,555
弁護士報酬		11,262,576
設立費用	2.4	10,585,253
代行協会員報酬	8	7,956,230
管理事務代行報酬	5	5,581,965
保管報酬	7	3,987,353
印刷および公告費		3,099,743
専門家費用		2,079,538
投資運用報酬	6	1,591,277
受託報酬	3	1,112,479
登録費用		16,367
取引費用		5,000
費用合計		107,729,280
投資純損失		(107,608,213)

添付の注記は本財務書類と不可分なものである。

GIMケイマン・トラスト

運用計算書および純資産変動計算書（つづき） 2017年10月31日に終了した年度

オルタナティブ・インベストメント・ストラテジーズ・ファンド	(日本円で表示)
-------------------------------	----------

	注記	日本円
投資純損失		(107,608,213)
以下に係る実現純損益：		
外国為替	2.3	(10,084,124)
外国為替先物予約取引	2.5	(172,553,776)
投資有価証券	2.2	(1,236,757,421)
当期投資純損失および実現純損失		(1,527,003,534)
以下にかかる未実現評価損益の純変動：		
投資有価証券	2.2	2,174,046,173
外国為替先物予約取引	2.5	4,332,685
運用による純資産の純増加		651,375,324
資本の変動		
受益証券の発行		55,121,635
受益証券の買戻し		(5,359,664,550)
資本の変動、純額		(5,304,542,915)
期首現在純資産額		10,257,121,469
期末現在純資産額		5,603,953,878

添付の注記は本財務書類と不可分なものである。

GIMケイマン・トラスト

統計情報	未監査
------	-----

オルタナティブ・インベストメント・ストラテジーズ・ファンド

円ヘッジなし クラスA 受益証券	円ヘッジなし クラスB 受益証券	円ヘッジあり クラスA 受益証券	円ヘッジあり クラスB 受益証券
---------------------	---------------------	---------------------	---------------------

期末現在発行済受益証券口数：

2015年10月31日	10,000	20,291,109,938	10,000	4,753,660,000
2016年10月31日	10,000	10,168,360,000	10,000	2,096,420,000
発行口数	-	32,963,542	-	30,437,629
買戻口数	-	(4,999,523,542)	-	(1,051,127,629)
2017年10月31日	10,000	5,201,800,000	10,000	1,075,730,000

期末現在純資産総額：

日本円 日本円 日本円 日本円

2015年10月31日	9,830	19,843,393,677	9,685	4,601,897,083
2016年10月31日	8,319	8,338,709,229	9,248	1,918,394,673
2017年10月31日	9,106	4,629,406,880	9,252	974,528,640

期末現在1口当たり純資産価格：

日本円 日本円 日本円 日本円

2015年10月31日	0.9830	0.9779	0.9685	0.9681
2016年10月31日	0.8319	0.8201	0.9248	0.9151
2017年10月31日	0.9106	0.8900	0.9252	0.9059

添付の注記は本財務書類と不可分なものである。

GIMケイマン・トラスト

財務書類に対する注記

(2017年10月31日現在)

オルタナティブ・インベストメント・ストラテジーズ・ファンド

注記1．活動および目的

GIMケイマン・トラスト（以下「トラスト」という。）は、受託会社と管理会社との間で締結された2015年1月27日付信託証書により設定されたオープン・エンド型アンブレラ・ユニット・トラストである。

オルタナティブ・インベストメント・ストラテジーズ・ファンド（旧日興オルタナティブ・インベストメント・ストラテジーズ・ファンド）（以下「ファンド」という。）は、2015年3月27日に運用を開始したトラストの個別のシリーズ・トラストであり、インタートラスト・エス・ピー・ヴィー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）およびJPMAMジャパン・ケイマン・ファンド・リミテッド（以下「管理会社」という。）との間で2015年1月27日付の信託証書および補遺信託証書に従って構成されている。

本財務書類は、ファンドについてのみ言及している。

受益証券クラス

- 円ヘッジなしクラスA受益証券
- 円ヘッジなしクラスB受益証券
- 円ヘッジありクラスA受益証券
- 円ヘッジありクラスB受益証券

円ヘッジなしクラスA受益証券および円ヘッジありクラスA受益証券、円ヘッジなしクラスB受益証券および円ヘッジありクラスB受益証券に関して、各投資家による最低申込単位は、受益証券1万口であり、1万口を申込単位とする。

円ヘッジなしクラスA受益証券および円ヘッジありクラスA受益証券の申込みに関してのみ、申込手数料が、ファンドに関して間接持分を有し、またはこれを申し込んでいる者により、販売会社に支払われ、保持されることがある。

円ヘッジなしクラスB受益証券および円ヘッジありクラスB受益証券については申込手数料はない。

円ヘッジなしクラスB受益証券および円ヘッジありクラスB受益証券の買戻しは、当該受益証券が買い戻されるまでの保有期間に応じた条件付後払申込手数料の対象となる場合がある。

投資目的および方針

ファンドは、その資産のすべてまたはほぼすべてを投資先ファンドに投資し、投資および取引活動はすべて投資先ファンドを通じて行われる。2017年7月31日まで、ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて2014年12月22日付で設立されたケイマン諸島の有限責任免除会社であるHFSオルタナティブ・インベストメント・ストラテジーズ・ファンド・リミテッドに投資していた。2017年8月1日から、投資先ファンドは、JPモルガン・ファンズ・マルチ・マネジャー・オルタナティブズ・ファンドのクラスX外国投資証券（「公開有限責任会社（société anonyme）」として設立され、ルクセンブルグ法のパートI、2010年12月17日法に基づき「変動資本を有する投資法人（SICAV）」としての資格を有するオープン・エンド型のアンブレラ投資会社（UCITS）であるJPモルガン・ファンズのサブ・ファンド）となっている。

ファンドの投資目的は、信託財産の長期的な成長を図ることである。この投資目的は、投資先ファンドに、集中的および／もしくは多大なリスクならびに／または非常に変動性の高い収益をもたらす可能性がある。投資先ファンドは、価格の変動性が低く、かつ、伝統的な株式市場や債券市場による運用成果との連動性が低い収益の獲得を目指す。

ファンドは、円ヘッジありクラスA受益証券および円ヘッジありクラスB受益証券が、米ドル建ての投資先ファンドのクラスX外国投資証券へのファンドの投資および他の米ドル建て投資対象へのファンドの投資により保有する、日本円に対する米ドルが持つ為替リスクをヘッジする為替ヘッジ戦略に従う。

投資先ファンドの2017年6月30日に終了した年度に関する監査済財務書類は、請求により管理事務代行会社の登録事務所で入手することができる。

注記2．重要な会計方針

2.1 - 財務書類の表示

財務書類は、投資信託に適用される、ルクセンブルグで一般的に認められている会計原則に従い作成されている。

2.2 - 投資有価証券およびその他の資産の評価

- (a) 証券取引所もしくは店頭市場に上場され、または証券取引所もしくは店頭市場で値付けされている株式等のエクイティ性商品は、関連する評価日における直近の入手可能な始値または終値か、または当該日に取引が行われなかった場合は関係評価日時点で入手可能な最終買呼値（管理事務代行会社が保有規模を考慮した上でその裁量により適切と判断する方法により調整される。）で評価され、特定のエクイティ性商品につき複数の取引所または店頭市場で価格が入手可能である場合、当該エクイティ性商品の価格は、当該エクイティ性商品の主要市場である取引所もしくは店頭市場または当該エクイティ性商品に値を付けるにあたり最も公正な基準を提供すると管理事務代行会社が判断する取引所もしくは店頭市場（場合による。）において入手可能な直近の始値または終値となる。
- (b) 証券取引所もしくは店頭市場に上場され、または証券取引所もしくは店頭市場で値付けされているものの、かかる証券取引所もしくは店頭市場で定期的に取り引されていないか、またはかかる証券取引所もしくは店頭市場に関し上記の価格が入手可能でないエクイティ性商品は、管理事務代行会社または管理事務代行会社によりかかる目的で承認される適格な者により、原価、当該証券の直近の取引価格、保有規模（発行済当該エクイティ性商品の総額を考慮する。）および評価へ

のプラスまたはマイナスの調整を検討する上で関連性があると管理事務代行会社がその裁量により判断するその他の要因を考慮した上で慎重かつ誠実に見積もられる推定実現価格で評価される。

- (c) 証券取引所もしくは店頭市場もしくはその他の場所に上場され、または証券取引所もしくは店頭市場もしくはその他の場所で値付けされている債券または負債性証券は、管理事務代行会社が選任する信用ある評価情報提供源または評価情報提供会社により提供される、関連する評価日における直近の入手可能な買呼値で評価される。
- (d) 証券取引所もしくは店頭市場に上場されておらず、または証券取引所もしくは店頭市場で値付けされていない証券は、管理事務代行会社もしくは管理事務代行会社によりかかる目的で承認されるその他の適格な者により必要と判断される時点で、年1回以上、慎重かつ誠実に見積もられる推定実現価格で評価される。
- (e) 取引所または市場で取り扱われ、または取引されるデリバティブ商品は、該当する取引所または市場における当該決済価格で評価される。かかる価格が入手可能でない場合、当該商品の価格は、管理事務代行会社によりかかる目的で承認される適格な者により慎重かつ誠実に見積もられる推定実現価格となる。取引所または市場で取り扱われておらず、または取引されていないデリバティブ商品は、取引相手方から得られる評価額に基づき評価される。
- (f) 預金は、預入金額に経過利息を加算した価格で評価される。
- (g) 日本円以外の通貨による一切の価額（投資対象の価額か、現金の価額か、または当座勘定もしくは預金勘定における金額の価額かを問わない。）は、関連する計算日におけるルクセンブルグ時間午前10時時点のトムソン・ロイターの直物為替相場を用いて日本円相当額に換金される。
- (h) 残存期間が60暦日以下である短期投資は、償却価格でまたは満期の61日前における市場価格と額面金額との差額を償却することにより評価される
- (i) 投資先ファンドの外国投資証券は、適用ある決定日の直前の投資先ファンドの管理事務代行会社により入手可能な、純資産価格により評価される。

2.3 外貨換算

日本円以外の通貨で表示される資産および負債は、期末における為替レートで日本円に換算される。外貨で表示される取引は、取引日現在の実勢為替レートにより日本円に換算される。

当期の損益を決定するにあたり、外国為替換算に係る未実現および実現利益または損失は、運用計算書および純資産変動計算書において認識されている。

組入有価証券の時価評価額に起因する未実現為替差損益は、投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動に含まれる。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

2.4 設立費用

設立費用は、定額法で4年にわたり償却される。

2.5 外国為替先物予約取引

外国為替先物予約取引は、満期日までの残存期間について純資産計算書の日付現在適用される先渡レートで評価される。

外国為替先物予約取引から生じる損益は、運用計算書および純資産変動計算書において認識される。

2.6 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

注記3．受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から、会計年度ベースで毎年前払いされる年額10,000米ドルの受託報酬を、追加的に費やした時間に対する報酬、立替費用および設立費用を加算して、当該会計年度の最終ファンド営業日から30ファンド営業日以内に受領する権利を有する。

注記4．管理報酬および販売管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、ファンド純資産総額の年率0.08%の管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、日々発生し、各計算日に計算され、四半期毎に後払いされる。

管理会社はまた、ファンドの資産から、円ヘッジなしクラスB受益証券および円ヘッジありクラスB受益証券に帰属するファンドの純資産総額の年率0.48%の販売管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、日々発生し、各計算日に計算され、四半期毎に後払いされる。

注記5．管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、ファンドの純資産総額の年率0.07%の管理事務代行報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、日々発生し、各計算日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。ただし、管理事務代行会社は、年間最低報酬12,500ユーロを受領する権利を有する。

注記6．投資運用報酬

投資運用会社は、ファンドの資産から、ファンド純資産総額の年率0.02%の投資運用報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、日々発生し、各計算日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

注記7．保管報酬

保管会社は、ファンドの資産から、ファンドの純資産総額の年率0.05%の保管報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、日々発生し、各計算日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。ただし、保管会社は、年間最低報酬3,000ユーロを受領する権利を有する。

注記8．代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、ファンドの純資産総額の年率0.10%の代行協会員報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、日々発生し、各計算日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

注記9．販売報酬

販売会社は、円ヘッジなしクラスA受益証券および円ヘッジありクラスA受益証券に帰属するファンドの資産から、年率0.45%の販売報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、日々発生し、各計算日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

販売会社は、円ヘッジなしクラスB受益証券および円ヘッジありクラスB受益証券に帰属するファンドの資産から、年率0.20%の販売報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、日々発生し、各計算日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

注記10．税金

10.1 - ケイマン諸島

現行のケイマン諸島における税法に基づき、ファンドにより支払われる税金はない。従って、所得税に対する引当金は財務書類に計上されていない。

10.2 - その他の国々

ファンドは、その他の国々において稼得される特定の所得に対する源泉税またはその他の税金を課されることがある。

購入予定者は、各国の管轄法に基づき受益証券を購入、保有および買戻す際、予想される課税およびその他の影響を決定づけるその市民権、居住地および住居を所有する国において、法律アドバイザーまたは税務アドバイザーに相談することが望ましい。

注記11．支払分配金

2017年10月31日に終了した年度中に支払われた分配金はなかった。

注記12．外国為替先物予約取引

2017年10月31日現在、以下の外国為替先物予約取引が未決済であった。

12.1 ポートフォリオ運用をカバーするための外国為替先物予約取引

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益
					日本円
米ドル	47,339	日本円	5,359,800	2017年11月7日	2,749
ポートフォリオ運用をカバーするための外国為替先物予約取引に係る未実現評価益合計					2,749

12.2 円ヘッジありクラスA受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための外国為替先物予約取引

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現（評価損）
					日本円
米ドル	85	日本円	9,204	2017年12月15日	(400)
円ヘッジありクラスA受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための外国為替先物予約取引に係る未実現評価損合計					(400)

12.3 円ヘッジありクラスB受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための外国為替先物予約取引

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 / (評価損)
					日本円
日本円	24,842,430	米ドル	220,000	2017年12月15日	16,004
日本円	20,502,206	米ドル	180,000	2017年12月15日	(163,487)
米ドル	9,400,000	日本円	1,017,924,383	2017年12月15日	(44,208,743)
円ヘッジありクラスB受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための外国為替先物予約取引に係る未実現純評価損合計					(44,356,226)
外国為替先物予約取引に係る未実現純評価損合計					(44,353,877)

注記13．為替レート

2017年10月31日時点で使用された日本円に対する為替レートは、以下のとおりである。

通貨	為替レート
米ドル	113.1951

注記14．後発事象

期末より後に、現在の財務書類に開示が必要であると受託会社および管理会社の判断する重要な事象はなかった。

[次へ](#)

GIM CAYMAN TRUST II

Statement of net assets as at October 31, 2017

Alternative Investment Strategies Fund

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments at market value (cost JPY 5,508,551,142)	2.2	5,656,487,181
Formation expenses	2.4	13,455,134
Cash at bank		116,568
Unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts	2.5, 12	18,753
Other assets		185,081
Total assets		5,670,262,717
Liabilities		
Unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts	2.5, 12	44,372,630
Redemptions payable		9,834,300
Printing and publishing expenses payable		3,411,029
Management fees and Sales Administration fees payable	4	2,835,501
Professional expenses payable		1,991,971
Legal fees payable		1,630,527
Distributor fees payable	9	1,012,743
Agent Company fees payable	8	506,384
Administration fees payable	5	357,286
Custodian fees payable	7	255,206
Investment Management fees payable	6	101,262
Total liabilities		66,308,839
Total net assets		5,603,953,878

Net assets	
JPY Non-hedged Class A Units	9,106
JPY Non-hedged Class B Units	4,629,406,880
JPY Hedged Class A Units	9,252
JPY Hedged Class B Units	974,528,640
Number of units outstanding	
JPY Non-hedged Class A Units	10,000
JPY Non-hedged Class B Units	5,201,800,000
JPY Hedged Class A Units	10,000
JPY Hedged Class B Units	1,075,730,000
Net asset value per unit	
JPY Non-hedged Class A Units	0.9106
JPY Non-hedged Class B Units	0.8900
JPY Hedged Class A Units	0.9252
JPY Hedged Class B Units	0.9059

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

GIM CAYMAN TRUST II

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2017

Alternative Investment Strategies Fund

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Income		
Bank interests		121,064
Other income		3
Total income		121,067
Expenses		
Management fees and Sales Administration fees	4	44,540,944
Distributor fees	9	15,910,555
Legal expenses		11,262,576
Formation expenses	2.4	10,585,253
Agent Company fees	8	7,956,230
Administration fees	5	5,581,965
Custodian fees	7	3,987,353
Printing and publishing expenses		3,099,743
Professional expenses		2,079,538
Investment Management fees	6	1,591,277
Trustee fees	3	1,112,479
Registration fees		16,367
Transaction fees		5,000
Total expenses		107,729,280
Net investment loss		(107,608,213)

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

GIM CAYMAN TRUST II

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2017
(continued)

Alternative Investment Strategies Fund	(Expressed in Japanese Yen)	
	Notes	JPY
Net investment loss		(107,608,213)
Net realised		
Loss on foreign exchange	2.3	(10,084,124)
Loss on forward foreign exchange contracts	2.5	(172,553,776)
Loss on investments	2.2	(1,236,757,421)
Net investment loss and net realised loss for the year		(1,527,003,534)
Net change in unrealised		
Appreciation on investments	2.2	2,174,046,173
Appreciation on forward foreign exchange contracts	2.5	4,332,685
Net increase in net assets as a result of operations		651,375,324
Movement in capital		
Subscription of units		55,121,635
Redemption of units		(5,359,664,550)
Net movement in capital		(5,304,542,915)
Net assets at the beginning of the year		10,257,121,469
Net assets at the end of the year		5,603,953,878

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

GIM CAYMAN TRUST II

Statistical information	UNAUDITED
-------------------------	-----------

	Alternative Investment Strategies Fund			
	JPY Non-hedged Class A Units	JPY Non-hedged Class B Units	JPY Hedged Class A Units	JPY Hedged Class B Units
Number of units outstanding at the end of the year				
October 31, 2015	10,000	20,291,109,938	10,000	4,753,660,000
October 31, 2016	10,000	10,168,360,000	10,000	2,096,420,000
Units issued	-	32,963,542	-	30,437,629
Units redeemed	-	(4,999,523,542)	-	(1,051,127,629)
October 31, 2017	10,000	5,201,800,000	10,000	1,075,730,000
Total net assets at the end of the year				
	JPY	JPY	JPY	JPY
October 31, 2015	9,830	19,843,393,677	9,685	4,601,897,083
October 31, 2016	8,319	8,338,709,229	9,248	1,918,394,673
October 31, 2017	9,106	4,629,406,880	9,252	974,528,640
Net asset value per unit at the end of the year				
	JPY	JPY	JPY	JPY
October 31, 2015	0.9830	0.9779	0.9685	0.9681
October 31, 2016	0.8319	0.8201	0.9248	0.9151
October 31, 2017	0.9106	0.8900	0.9252	0.9059

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

GIM CAYMAN TRUST II

Notes to the financial statements

(As at October 31, 2017)

Alternative Investment Strategies Fund

Note 1 - Activity and objectives

GIM Cayman Trust II (the “ Trust ”) is an open-ended umbrella unit trust constituted by a Trust Deed dated January 27, 2015 entered into between the Trustee and the Manager .

Alternative Investment Strategies Fund (formerly known as Nikko Alternative Investment Strategies Fund) (the “ Series Trust ”) is a separate series trust of the Trust launched March 27, 2015 and constituted pursuant to the Trust Deed and Supplemental Trust Deed dated January 27, 2015 between Intertrust SPV (Cayman) Limited (the “ Trustee ”) and JPMAM Japan Cayman Fund Limited (the “ Management Company ”) .

These financial statements are referring exclusively to the Series Trust .

Classes of Units

- JPY Non-hedged Class A Units;
- JPY Non-hedged Class B Units;
- JPY Hedged Class A Units, and;
- JPY Hedged Class B Units.

In respect of the JPY Non-hedged Class A Units and JPY Hedged Class A Units, JPY Non-hedged Class B Units and JPY Hedged Class B Units, the minimum subscription by each investor will be 10,000 Units in increments of 10,000 Units.

In respect of subscriptions for Unit in JPY Non-hedged Class A Units and JPY Hedged Class A Units only, a sales charge may be payable to, and retained by the Distributor by any person who has, or is subscribing for, an indirect interest in relation to the Series Trust .

There will be no sales charge payable in respect of JPY Non-hedged Class B Units and JPY Hedged Class B Units.

Redemptions of Units of the JPY Non-hedged Class B Units and JPY Hedged Class B Units may be subject to a contingent deferred sales charge, depending on the period of time that such units have been in issue before they are redeemed.

GIM CAYMAN TRUST II

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2017)

Alternative Investment Strategies Fund

Note 1 - Activity and objectives (continued)

Investment objective and policies

The Series Trust invests all or substantially all of its assets in the Underlying Fund through which all investments and trading activities take place. The Series Trust invested in HFS Alternative Investment Strategies Fund Limited (a Cayman Island exempted company with limited liability incorporated on December 22, 2014 under the laws of the Cayman Islands.) until July 31, 2017. As from August 1, 2017 the Underlying Fund is Class X shares of JPMorgan Funds - Multi-Manager Alternatives Fund (a sub-fund of JPMorgan Funds, which is an umbrella open-ended investment company with limited liability which has been organised as a "société anonyme" and qualifies as a "SICAV" under Part I of the Luxembourg law of 17 December 2010 (UCITS)).

The Series Trust's investment objective is to seek long-term capital appreciation. The investment objective may result in the Underlying Fund having concentrated and/or significant risk and/or being subject to highly volatile returns. The Underlying Fund seeks to generate returns with low volatility and low sensitivity to the performance of traditional equity and fixed income markets.

The Series Trust follows a currency hedging strategy that hedges the USD currency exposure that the JPY Hedged Class A Units and JPY Hedged Class B Units have through the Series Trust's investment in USD denominated Class X Shares of the Underlying Fund and other USD denominated investments by the Series Trust to JPY.

Audited Financial Statements of the Underlying Fund for the financial year ended June 30, 2017 are available upon request at the registered office of the Administrator.

Note 2 - Significant accounting policies

2.1 - Presentation of financial statements

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

GIM CAYMAN TRUST II

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2017)

Alternative Investment Strategies Fund

Note 2 - Significant accounting policies (continued)

2.2 - Valuation of the investments in securities and other assets

- (a) Any equity instrument which is listed or quoted on any securities exchange or over-the-counter market is valued at its last available opening or closing price on the relevant valuation day or, if no sales occurred on such day, at the last bid price available as at the relevant valuation day as adjusted in such manner as the Administrator, in its discretion, thinks fit, having regard to the size of the holding, and where prices are available on more than one exchange or over-the-counter market for a particular equity the price is the last opening or closing price available, as the case may be, on the exchange or over-the-counter market which constitutes the main market for such equity instrument or the one which the Administrator determines provides the fairest criteria in ascribing a value to such equity instrument;
- (b) Any equity instrument which is listed or quoted on any securities exchange or over-the-counter market, but which is not regularly traded thereon or in respect of which no prices as described above are available is valued at the probable realisation value estimated with care and in good faith by the Administrator or a competent person approved for such purpose by the Administrator having regard to its cost price, the price at which any recent transaction in the security may have been effected, the size of the holding having regard to the total amount of such equity instrument in issue, and such other factors as the Administrator in its discretion deems relevant in considering a positive or negative adjustment to the valuation;
- (c) Any bond or debt instrument, whether listed or quoted on any securities exchange or over-the-counter market or otherwise, is valued at its last available bid price to be provided by a reputable valuation source or vendor selected by the Administrator day on the relevant valuation;
- (d) Any security which is not listed or quoted on any securities exchange or over-the-counter market is valued at its probable realisation value estimated with care and good faith at any such time as deemed necessary by the Administrator or any other competent person approved for the purpose by the Administrator, and at least annually;

GIM CAYMAN TRUST II

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2017)

Alternative Investment Strategies Fund

Note 2 - Significant accounting policies (continued)

2.2 - Valuation of the investments in securities and other assets (continued)

- (e) Derivative instruments dealt in or traded on an exchange or market are valued at the relevant settlement price on the applicable exchange or market. If such price is not available the value of such instruments is the probable realisation value estimated with care and in good faith by a competent person approved for the purpose by the Administrator. Derivative instruments which are not dealt in or traded on an exchange or market are valued on the basis of the valuation obtained from the counterparty to the transaction;
- (f) Deposits are valued at their face value plus accrued interest;
- (g) Any value (whether of an investment or of cash or amounts on current or deposit account) in a currency other than Japanese Yen will be converted into Japanese Yen equivalent using the Thomson Reuters mid-spot rates at 10.00 am (Luxembourg time) on the relevant Accounting Day;
- (h) Short-term investments that have a remaining maturity of sixty (60) calendar days or less may be valued at amortised cost or by amortising the difference between market value and the face amount on the sixty-first (61) day prior to maturity, and;
- (i) Shares of the Underlying Fund are valued at their Net Asset Value made available by the Underlying Fund's administrator immediately before the applicable date of determination.

2.3 - Conversion of foreign currencies

Assets and liabilities expressed in other currencies than Japanese Yen are translated into Japanese Yen at exchange rates prevailing at the end of the year. Transactions expressed in foreign currencies are translated into Japanese Yen at exchange rates prevailing at the transaction dates.

Unrealised and realised gains or losses on foreign exchange translations are recognised in the statement of operations and changes in net assets in determining the result of the year.

GIM CAYMAN TRUST II

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2017)

Alternative Investment Strategies Fund

Note 2 - Significant accounting policies (continued)

2.3 - Conversion of foreign currencies (continued)

Unrealised foreign exchange gains/losses arising on the valuation of the securities in portfolio at market value are included in the net change in unrealised on appreciation/depreciation on investments. Other exchange gains/losses are directly taken into the statement of operations and changes in net assets.

2.4 - Formation expenses

Formation expenses are amortised on a straight line basis over a period of four years.

2.5 - Forward foreign exchange contracts

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the statement of net assets date for the remaining period until maturity.

Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the statement of operations and changes in net assets.

2.6 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

Note 3 - Trustee fees

The Trustee is entitled to receive out of the assets of the Series Trust an annual trustee fee of USD 10,000 payable annually in advance on an accounting year basis within thirty business days from the last business day in the accounting year, plus fees for additional time, out-of-pocket expenses and start-up expenses.

GIM CAYMAN TRUST II

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2017)

Alternative Investment Strategies Fund

Note 4 - Management fees and Sales Administration fees

The Management Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust, a management fee at an annual rate of 0.08% of the Series Trust's Net Asset Value accrued daily and calculated on each accounting day and payable quarterly in arrears.

The Management Company is also entitled to receive out of the assets of the Series Trust a Sales Administration fee at an annual rate of 0.48% of the Series Trust's Net Asset Value attributable to the JPY Non-hedged Class B Units and JPY Hedged Class B Units accrued daily and calculated on each accounting day and payable quarterly in arrears.

Note 5 - Administration fees

The Administrator is entitled to receive out of the assets of the Series Trust, payable quarterly in arrears, a fee at an annual rate of 0.07% of the Series Trust's Net Asset Value accrued daily and calculated on each accounting day, provided that the Administrator is entitled to a minimum of EUR 12,500 per annum.

Note 6 - Investment Management fees

The Investment Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at an annual rate of 0.02% of the Series Trust's Net Asset Value accrued daily and calculated on each accounting day and payable quarterly in arrears.

Note 7 - Custodian fees

The Custodian is entitled to receive out of the assets of the Series Trust, payable quarterly in arrears, a fee at an annual rate of 0.05% of the Series Trust's Net Asset Value accrued daily and calculated as at each accounting day provided that the Custodian is entitled to a minimum of EUR 3,000 per annum.

Note 8 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at an annual rate of 0.10% of the Series Trust's Net Asset Value accrued daily and calculated on each accounting day and payable quarterly in arrears.

GIM CAYMAN TRUST II

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2017)

Alternative Investment Strategies Fund

Note 9 - Distributor fees

The Distributor is entitled to receive out of the assets of the Series Trust attributable to JPY Non-hedged Class A Units and JPY Hedged Class A Units, a fee at an annual rate of 0.45% accrued daily and calculated on each accounting day and payable quarterly in arrears.

The Distributor is entitled to receive out of the assets of the Series Trust attributable to JPY Non-hedged Class B Units and JPY Hedged Class B Units, a fee at an annual rate of 0.20% accrued daily and calculated on each valuation day and payable quarterly in arrears.

Note 10 - Taxation

10.1 - Cayman Islands

Under current tax laws in the Cayman Islands, there are no other taxes payable by the Series Trust. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

10.2 - Other Countries

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries.

Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and redeeming units under the laws of their respective jurisdictions.

Note 11 - Distribution

There was no dividend distribution during the year ended as at October 31, 2017.

GIM CAYMAN TRUST II

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2017)

Alternative Investment Strategies Fund

Note 12 - Forward foreign exchange contracts

As at October 31, 2017, the following forward foreign exchange contracts were open:

12.1 - Forward foreign exchange contracts to cover the portfolio management

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation
					JPY
USD	47,339	JPY	5,359,800	07/11/17	2,749
Total unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts to cover the portfolio management					2,749

12.2 - Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of JPY Hedged Class A Units

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised (depreciation)
					JPY
USD	85	JPY	9,204	15/12/17	(400)
Total unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of JPY Hedged Class A Units					(400)

12.3 - Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of JPY Hedged Class B Units

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/(depreciation)
					JPY
JPY	24,842,430	USD	220,000	15/12/17	16,004
JPY	20,502,206	USD	180,000	15/12/17	(163,487)
USD	9,400,000	JPY	1,017,924,383	15/12/17	(44,208,743)
Total net unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of JPY Hedged Class B Units					(44,356,226)
Total net unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts					(44,353,877)

GIM CAYMAN TRUST II

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2017)

Alternative Investment Strategies Fund

Note 13 - Exchange rates

The exchange rate against JPY used as at October 31, 2017 is as follows:

Currency	Exchange rate
USD	113.1951

Note 14 - Subsequent events

There has been no significant event after year-end which in the opinion of the Trustee and the Management Company requires disclosure in the present financial statements.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2019年2月末日現在)

	円(d.を除く)
a. 資産総額	3,033,331,733
b. 負債総額	4,593,077
c. 純資産額(a - b)	3,028,738,656
d. 発行済受益証券数	円ヘッジありクラスA : 10,000口 円ヘッジありクラスB : 676,580,000口 円ヘッジなしクラスA : 10,000口 円ヘッジなしクラスB : 2,773,920,000口
e. 1口当たり純資産価格	円ヘッジありクラスA : 0.9086 円ヘッジありクラスB : 0.8784 円ヘッジなしクラスA : 0.9086 円ヘッジなしクラスB : 0.8776

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

名 称 S M B C 日興ルクセンブルク銀行株式会社

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番

日本の受益者については、受益証券の保管を販売会社に委託している場合、販売会社の責任で必要な名義書換手続きがとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

（ロ）受益者集会

受託会社または管理会社は、

（a）信託証書の規定に基づき要求された場合、

（b）（受益者集会の場合）トラストの発行の時点において、ファンド証券の10分の1以上を保有する受益者が書面により要求した場合、

（c）（いずれかのシリーズ・トラストの受益者集会の場合）当該シリーズ・トラストの発行の時点において、ファンド証券の10分の1以上を保有する受益者として登録されている受益者が書面により要求した場合、

（d）（ファンド証券のいずれかのクラスまたはシリーズの集会の場合）当該クラスまたはシリーズの発行の時点においてファンド証券の10分の1以上を保有する受益者として登録されている受益者が書面により要求した場合、

トラスト、該当するシリーズ・トラストまたはシリーズ・トラストの該当するクラスまたはシリーズの受益者集会を、当該通知に記載する日時および場所において招集するものとします。

（ハ）受益者に対する特典

受益者に対する特典はありません。

（二）受益証券の譲渡制限の内容

受益者は、ファンドに事前の書面通知を行わず、かつ、受託会社から事前の書面による同意を受領することなく、適格投資家に対して当該受益者の保有する受益証券の全部または一部を譲渡または贈与その他により処分してはなりません。管理会社と協議の上、受託会社は、絶対的な裁量に基づいて、当該同意を留保することができます（なお、当該同意は、通常与えることは予定されておりません。）。

なお、上記の一般性を損なうことなく、受益証券は、受託会社またはその代理人が満足かつ了承する書面証書を締結し交付することによってのみ譲渡することができます。受益証券の譲渡を希望する受益者は、まず管理事務代行会社に連絡すべきです。

なお、ここでいう「受益者」とは販売会社を指します。

（ホ）その他外国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

（1）資本金の額

2019年2月末日現在、管理会社の資本金の額は350万円、払込資本の額は6,000万円であり、全額払込済です。

管理会社の授権株式総数は350万株であり、発行済株式の総数は350万株です。

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

（2）管理会社の機構（2019年2月末日現在）

管理会社はケイマン諸島において設立され、現在存続している免除会社です。同社の取締役会は、以下の2名の取締役で構成されます。

取締役	高橋 尚久
取締役	ディビッド・ツェー

投資運用の意思決定は、投資運用会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社に委託されております。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業目的は、ケイマン諸島の法律に抵触しない範囲においていかなる制約も受けません。

管理会社は、ファンドの資産の運用および管理、ならびに受益証券の発行・買戻し等の業務を行います。管理会社は、投資運用会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社にファンドの投資運用業務を委託しております。

管理会社は、2019年2月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っています。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計
ケイマン諸島	契約型投資信託	5	約1,957億円

3【管理会社の経理状況】

1. 管理会社であるJPMAM Japan Cayman Fund Limited（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）第131条第5項本文を適用し、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に準じて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期事業年度（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		第6期 （平成28年12月31日）			第7期 （平成29年12月31日）		
資 産 の 部							
区 分	注記番号	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
		（千円）	（千円）	（％）	（千円）	（千円）	（％）
流動資産							
現金及び預金			178,305			189,255	
前払費用			1,177,646			1,333,486	
未収収益			471,366			464,290	
流動資産計			1,827,318	38.3		1,987,032	39.7
固定資産							
投資その他の資産							
長期前払費用			2,948,409			3,014,147	
固定資産計			2,948,409	61.7		3,014,147	60.3
資産合計			4,775,728	100.0		5,001,179	100.0
負 債 の 部							
区 分	注記番号	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
				（％）			（％）
流動負債							
未払費用			2,765			2,313	
未払金			149,075			422,290	
関係会社短期借入金			3,840,000			3,753,000	
流動負債計			3,991,840	83.6		4,177,603	83.5
負債合計			3,991,840	83.6		4,177,603	83.5
純 資 産 の 部							
株主資本							
資本金			3,500	0.1		3,500	0.1
資本剰余金			56,500	1.2		56,500	1.1
その他資本剰余金		56,500			56,500		
利益剰余金			723,888	15.2		763,576	15.3
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		723,888			763,576		
株主資本計			783,888	16.4		823,576	16.5
純資産合計			783,888	16.4		823,576	16.5
負債・純資産合計			4,775,728	100.0		5,001,179	100.0

（２）【損益計算書】

区 分	注記番号	第6期 (自平成28年1月1日 至平成28年12月31日)			第7期 (自平成29年1月1日 至平成29年12月31日)		
		内 訳	金 額	百分比	内 訳	金 額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
営業収益							
管理者報酬			1,631,091			1,615,956	
受入手数料			1,979,536			1,280,884	
営業収益計			3,610,627	100.0		2,896,841	100.0
営業費用							
支払手数料			3,050,713			2,356,962	
一般管理費							
専門家報酬			5,776			4,286	
関係会社等配賦経費			11,156			16,470	
諸経費			531			585	
営業費用・一般管理費計			3,068,178	85.0		2,378,306	82.1
営業利益			542,449	15.0		518,534	17.9
営業外費用							
支払利息			20,578			13,800	
為替差損			303			47	
営業外費用計			20,881	0.6		13,847	0.5
経常利益			521,568	14.4		504,687	17.4
税引前当期純利益			521,568	14.4		504,687	17.4
当期純利益			521,568	14.4		504,687	17.4

(3) 株主資本等変動計算書

第6期（自平成28年1月1日 至平成28年12月31日）

(単位:千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	
		その他資本 剰余金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	3,500	56,500	492,320	552,320	552,320
当期変動額					
剰余金の配当			△290,000	△290,000	△290,000
当期純利益			521,568	521,568	521,568
当期変動額合計			231,568	231,568	231,568
当期末残高	3,500	56,500	723,888	783,888	783,888

第7期（自平成29年1月1日 至平成29年12月31日）

(単位:千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	
		その他資本 剰余金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	3,500	56,500	723,888	783,888	783,888
当期変動額					
剰余金の配当			△465,000	△465,000	△465,000
当期純利益			504,687	504,687	504,687
当期変動額合計			39,687	39,687	39,687
当期末残高	3,500	56,500	763,576	823,576	823,576

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 投資その他の資産

長期前払費用

均等償却によっております。なお、償却期間は各ファンドにより5年から10年であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

関係会社項目

関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもの以外に注記すべき事項はありません。

(損益計算書関係)

関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	第6期 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	第7期 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
関係会社への支払利息	20,578 千円	13,800 千円

（株主資本等変動計算書関係）

第6期(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	3,500,000	-	-	3,500,000
合計	3,500,000	-	-	3,500,000

2.配当に関する事項

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たりの 配当額	基準日	効力発生日
平成28年3月28日	普通株式	290,000	82円85銭	平成27年12月31日	平成28年3月30日

第7期(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	3,500,000	-	-	3,500,000
合計	3,500,000	-	-	3,500,000

2.配当に関する事項

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たりの 配当額	基準日	効力発生日
平成29年3月13日	普通株式	465,000	132円85銭	平成28年12月31日	平成29年3月30日

(金融商品関係)

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、営業費用等の支払を行うため、親会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社から短期借入を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権は管理事務代行会社／保管会社により分別管理されている信託財産から回収され、支払期日も3ヶ月以内であるため、信用リスクは極めて低いと認識しております。

営業債務は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払い期日であります。

短期借入金は、3ヶ月の支払期日であり、金利の変動リスクは僅少です。営業活動から得られるキャッシュ・フローを月次で管理し、所定の方法により計算した余資を3ヶ月ごとに返済に充てております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第6期(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	178,305	178,305	-
(2) 未収収益	471,366	471,366	-
資産計	649,672	649,672	-
(1) 関係会社短期借入金	3,840,000	3,840,000	-
(2) 未払金	149,075	149,075	-
(3) 未払費用	2,765	2,765	-
負債計	3,991,840	3,991,840	-

第7期(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	189,255	189,255	-
(2) 未収収益	464,290	464,290	-
資産計	653,545	653,545	-
(1) 関係会社短期借入金	3,753,000	3,753,000	-
(2) 未払金	422,290	422,290	-
(3) 未払費用	2,313	2,313	-
負債計	4,177,603	4,177,603	-

(注)1. 金融商品の時価算定方法

資産

(1)現金及び預金、(2)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)関係会社短期借入金、(2)未払金、(3)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

第6期(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	178,305	-	-	-
未収収益	471,366	-	-	-
合計	649,672	-	-	-

第7期(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	189,255	-	-	-
未収収益	464,290	-	-	-
合計	653,545	-	-	-

(4) 有利子負債の決算日後の返済予定額

第6期(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
関係会社短期借入金	3,840,000	-	-	-
合計	3,840,000	-	-	-

第7期(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
関係会社短期借入金	3,753,000	-	-	-
合計	3,753,000	-	-	-

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社は資産運用管理事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第6期(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

第7期(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

第6期(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1. 関連当事者との取引

親会社

種 類	会 社 等 の 名 称	所 在 地	資本金 又は出 資 金	事 業 の 容 容	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 容 容	取 引 金 額 (千 円)	科 目	期 末 残 高 (千 円)
親会社	JPモルガン・ アセット・ マネジメント 株式会社	東京都 千代田区	2,218 百万円	金融商品 取引業	(被所有) 直接100%	資金の貸 借等及 び役員 の兼任	資金の借入(注)	18,615,000	関係会社短 期借入金	3,840,000
							資金の返済	20,569,000		
							支払利息	20,578	未払費用	74

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており 返済条件は期間3ヶ月であります。なお、担保は提供しておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（非上場）

第7期(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

1. 関連当事者との取引

親会社

種 類	会 社 等 の 名 称	所 在 地	資本金 又は出 資 金	事 業 の 容 容	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 容 容	取 引 金 額 (千 円)	科 目	期 末 残 高 (千 円)
親会社	JPモルガン・ アセット・ マネジメント 株式会社	東京都 千代田区	2,218 百万円	金融商品 取引業	(被所有) 直接100%	資金の貸 借等及 び役員 の兼任	資金の借入(注)	15,500,000	関係会社短 期借入金	3,753,000
							資金の返済	15,587,000		
							支払利息	13,800	未払費用	113

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており 返済条件は期間3ヶ月であります。なお、担保は提供しておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	第6期 自平成28年1月1日 至平成28年12月31日	第7期 自平成29年1月1日 至平成29年12月31日
1株当たり純資産額	223円96銭	235円30銭
1株当たり当期純利益	149円01銭	144円19銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

1株当たりの当期純利益の算定上の基礎

	第6期 自平成28年1月1日 至平成28年12月31日	第7期 自平成29年1月1日 至平成29年12月31日
損益計算書上の当期純利益	521,568千円	504,687千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	521,568千円	504,687千円
普通株式の期中平均株式数	3,500,000株	3,500,000株

4【利害関係人との取引制限】

受託会社、管理会社または第三者に利益をもたらすことを主な目的とする（管理会社、受託会社またはその委託先により実行される）ファンドの一切の取引は禁じられます。受益者の保護に反するか、またはファンドの資産の適切な運用を害するような（管理会社、受託会社またはその委託先により実行される）ファンドの一切の取引（受託会社、管理会社または受益者以外の第三者のための取引等）は禁じられます。

5【その他】

（１）定款の変更

管理会社の定款は、株主総会の特別決議に基づき変更されます。

（２）事業譲渡または事業譲受

該当事項はありません。

（３）出資の状況

該当事項はありません。

（４）訴訟事件その他の重要事項

本書提出前１年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を及ぼした事実、または及ぼすことが予想される事実は認知しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）インタートラスト・エス・ピー・ヴィー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）

資本金の額

2019年2月末日現在、500,300米ドル（約5,547万円）（資本剰余金を含みます。）です。

（注）米ドルの円換算は、2019年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝110.87円）によります。以下同じです。

事業の内容

受託会社は、ケイマン諸島の法律に基づき設立された信託会社です。

（2）SMB C日興ルクセンブルク銀行株式会社（「管理事務代行会社」および「保管会社」）

資本金の額

2019年2月末日現在、90,154,448ユーロ（約113億6,757万円）です。

（注）ユーロの円換算は、2019年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝126.09円）によります。

事業の内容

SMB C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、1974年2月14日にルクセンブルグ法に基づき設立された銀行であり、SMB C日興証券株式会社の100%子会社です。

（3）JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（「投資運用会社」）

資本金の額

2019年2月末日現在、22億1,800万円です。

事業の内容

投資運用会社は、金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において投資運用業を含む金融商品取引業を営んでいます。

（4）SMB C日興証券株式会社（「代行協会員」および「販売会社」）

資本金の額

2019年2月末日現在、100億円です。

事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいます。なお、SMB C日興証券株式会社は証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っています。

2【関係業務の概要】

（1）インタートラスト・エス・ピー・ヴィー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）

ファンドに関する受託業務を行います。

（2）SMB C日興ルクセンブルク銀行株式会社（「管理事務代行会社」および「保管会社」）

ファンドに関する管理事務、登録および名義書換ならびに保管業務を行います。

（３）JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（「投資運用会社」）

ファンドに関する投資運用業務を行います。

（４）SMB C日興証券株式会社（「代行協会員」および「販売会社」）

代行協会員の業務および受益証券の販売業務・買戻し業務を行います。

３【資本関係】

管理会社は、投資運用会社の完全子会社です。

第3【投資信託制度の概要】

本項においては、用語は本項で定義される意味のみを有する。

1．ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法（2018年改訂）（以下「銀行および信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、会社管理法（2018年改訂）または地域会社（管理）法（2019年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2018年12月現在、活動中の規制を受けている投資信託の数は10,992（2,946のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託が存在している。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2．投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2019年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法（2018年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4(3)条投資信託）

(a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

- () 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの
- () 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの
- () 投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの
 - (A) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または
 - (B) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

(b) 上記の()および()に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の()に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず（MF4様式）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4. 投資信託の継続的要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない。決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

(a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

(b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合

(c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

(d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合

(e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2018年改訂）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。

4.4 当初2006年12月27日に効力を生じた投資信託（年次申告書）規則（2018年改訂）に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。

5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。

5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。

5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しか

し、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条(第3.3項参照)に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4(4)条(第2.3項参照)に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。

5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

(a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

(b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようとして意図している場合

(c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

(d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合

(e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

(a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法(2018年改訂)(以下「会社法」という。)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。

(b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定(会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。

(c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。

(d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。

() 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。

() 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。

- () 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
- () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
- () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
- () 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行うなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の財務長官が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2018年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。

- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域(特に米国)のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法(2018年改訂)(以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。)である。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。)およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法(2013年改訂)の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法(2017年改訂)に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - () リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。

(k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (e) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- (a) 第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと

- (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが实际的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、

第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
- (e) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- () CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
- () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
- () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること

- () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - () CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
 - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
 - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。

- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

(a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。

(b) 投資信託に関する事柄

(c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

(a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合

(b) 例えば2016年秘密情報公開法、犯罪収益に関する法律（2019年改訂）または薬物濫用法（2017年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合

(c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合

(d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。

(e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（1996年改訂）

(a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

(b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
- () 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
- () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド(または受託会社)そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド(または受託会社)である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 刑法(2019年改訂)第257条

会社の役員(もしくはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法(2019年改訂)第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算(解散)は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの(すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者(すなわち、株主)または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する(参照:第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。(参照:第7.17(c)項)剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令(参照:第7.17(d)項)を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる(第6.1(l)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照)。

14. 一般投資家向け投資信託(日本)規則(2018年改正)

14.1 一般投資家向け投資信託(日本)規則(2018年改正)(以下「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能である)をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

(a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
- () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
- () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
- () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
- () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること

(b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。

(c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。

(d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または承認された法域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「承認された法域」とは、犯罪収益に関する法律の下でケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止対策グループにより承認された法域をいう。

14.8 保管会社

(a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、承認された法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。

(b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契

約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。

- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、承認された法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（2019年改正）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、

- (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
- (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
- 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、
- 本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
- () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
- () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財

務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。

- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日(存続期間に関する制限の有無を表示する)
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の(xx)、(xx)および(xx)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細(該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む)
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細(通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む)
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
 - (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定(取引の頻度を含む)に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明

- (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- (x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xx) 以下の記述
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xx) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- (xx) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xx) 投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されています。

2018年4月27日	有価証券報告書 / 募集事項等記載書面
2018年7月31日	半期報告書

第5【その他】

- (1) 投資信託説明書（交付目論見書）および投資信託説明書（請求目論見書）の表紙にロゴ・マークや図案を採用し、また使用開始日を記載することがあります。
- (2) 投資信託説明書（交付目論見書）の投資リスクにおいて、「ファンドの受益証券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。」との趣旨を示す記載をすることがあります。
- (3) 投資信託説明書（交付目論見書）に最新の運用実績を記載する場合があります。
- (4) 投資信託説明書（交付目論見書）に以下の事項を記載する場合があります。
 - 購入にあたっては目論見書の内容を十分に読むべき旨
 - ファンドに関するより詳細な情報を含む請求目論見書が必要な場合は販売会社に請求すれば当該販売会社を通じて交付される旨
 - EDINET（金融庁の開示書類閲覧ホームページ）で有価証券届出書等が開示されているため、詳細情報の内容は<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>でもご覧いただける旨
 - ファンドは特化型運用を行う旨
 - 金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項
 - 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することが勧められる旨
 - 投資にあたっては「外国証券取引口座」が必要である旨および開設に関しては販売会社に問い合わせる旨
 - その他の詳細は請求目論見書で参照できる旨
 - 投資リスクの項の冒頭において、（ ）投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがある旨、（ ）これらの運用および為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様はに帰属する旨、および（ ）投資信託は預貯金と異なる旨
- (5) 投資信託説明書（交付目論見書）の最終頁の次に、「お申込手数料に関するご説明」および「目論見書補完書面（投資信託）」を記載することがあります。
- (6) 受益証券の券面は発行されません。

[次へ](#)

別紙

定義

本書において、以下の用語および表現はそれぞれ、以下の意味を有します。

「**計算日**」とは、ファンド営業日および／またはファンドの純資産総額を計算する日として受託会社が決定するその他の日をいいます。

「**管理事務代行契約**」とは、2015年2月23日付の、管理事務代行会社、管理会社およびファンドを代理して行為する受託会社の間の契約（その後の随時の改正を含みます。）をいいます。

「**管理事務代行報酬**」とは、管理事務代行契約に基づく業務に関して管理事務代行会社に支払われるべき報酬をいいます。

「**管理事務代行会社**」とは、SMB C日興ルクセンブルク銀行株式会社またはファンドの管理事務代行会社として任命されたその他の法主体をいいます。

「**代行協会員**」とは、SMB C日興証券株式会社またはファンドの代行協会員として任命されたその他の法主体をいいます。

「**代行協会員契約**」とは、2015年2月25日付の、代行協会員とファンドを代理して行為する管理会社との間の契約（その後の随時の改正を含みます。）をいいます。

「**代行協会員報酬**」とは、代行協会員契約に基づく業務に関して代行協会員に支払われるべき報酬をいいます。

「**ファンド営業日**」とは、ルクセンブルクの銀行営業日であり、かつニューヨーク証券取引所および東京証券取引所の営業日（土曜日、日曜日および12月24日ならびに／または受託会社が決定するその他の日（投資先ファンドの評価日ではない日を含みますが、これに限られません。）を除きます。）をいいます。

「**CDSC**」とは、あるクラスに適用される条件付後払申込手数料をいい、英文目論見書またはその補遺の規定のとおり買戻しを行う受益者により支払われるべき手数料をいいます。

「**CFTC**」とは、米国商品先物取引委員会をいいます。

「**CIMA**」とは、ケイマン諸島金融庁をいいます。

「**クラス**」とは、文脈に応じて、ファンドの受益証券のクラスまたは外国投資証券のクラスもしくはシリーズ（投資先ファンド投資証券を含みます。）をいいます。

「**クラス純資産総額**」とは、文脈に応じて、本書「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、4 資産管理等の概要、（1）資産の評価、純資産価格の計算」に概述される規定に従い決定される受益証券または外国投資証券の特定のクラスの純資産総額をいいます。

「**投資先ファンド投資証券**」とは、投資先ファンドの議決権付買戻可能参加型証券であるクラスX外国投資証券（米ドル建て）をいいます。

「**コード**」とは、1986年米国国内歳入法（随時改正済）をいいます。

「**転換通知**」とは、本書の受益証券の転換に係る記載において更なる詳細が記載される、販売会社により送付される通知をいいます。

「**CSSF**」とは、ルクセンブルグの金融監督委員会およびその後継機関をいいます。

「**保管会社**」とは、S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社またはファンドの保管会社として任命されたその他の法主体をいいます。

「**保管契約**」とは、2015年2月23日付の、保管会社、管理会社およびファンドを代理して行為する受託会社との間の契約（その後の随時の改正を含みます。）をいいます。

「**保管報酬**」とは、保管契約に基づく業務に関して保管会社に支払われるべき報酬をいいます。

「**販売会社**」とは、S M B C日興証券株式会社またはファンドの販売会社として任命されたその他の法主体をいいます。

（注）本書において「日本における販売会社」ということがあります。

「**販売報酬**」とは、受益証券販売・買戻契約に基づく業務に関して販売会社に支払われるべき報酬をいいます。

「**適格投資家**」とは、受益証券への投資に付随するリスクを認識し、引き受け、負担することができることを明示的に宣言した者をいいます。

1）ただし、以下の者を除きます。

（i）（1933年米国証券法（改正済）に基づき発布されたレギュレーションSのルール902（k）に定義される）「米国人」または（1940年米国投資会社法（改正済）における意味の範囲内における）米国居住者、（ ）（CFTCによって発布されたルール4.7に定義される）「非米国人」の定義に該当しない者、（ ）CFTCによって発布された「一定のスワップ規制の遵守に関する最終適用除外指令（Exemptive Order Regarding Compliance With Certain Swap Regulations）」（商品取引所法（改正済）に基づく随時の改正、変更または補足を含みます。）において定義される「米国人」、（ ）ケイマン諸島の市民もしくは居住者もしくはケイマン諸島に所在地を置く者もしくは法主体（ケイマン諸島で設立された免除または非居住の法主体を除きます。）、または（ ）上記（i）、（ ）、（ ）もしくは（ ）に掲げた者もしくは法主体の保管人、名義人もしくは受託者

2）ただし、以下の場合、当該者は適格投資家とはなりません。

- a）当該者が、自己、ファンド、投資先ファンドもしくはその他の者に適用されるか否かを問わず、法令に違反することなく受益証券を取得または保有することができない場合
- b）当該者の投資（同一の状況において、個人による投資または他の受益者と共同での投資のいずれかを問いません。）の結果、（i）受託会社、ファンド、投資先ファンドもしくは業務提供会社が本来負わずに済むはずの納税義務を負い、もしくはこれらが本来被らずに済むはずの金銭的不利益を被ることとなる可能性、または、（ ）受託会社、ファンドもしくは投資先ファンドが、ケイマン

諸島以外の法域の法律（証券法（改正済）または投資会社法（改正済）を含みますが、これらに限られません。）に基づき、その受益証券もしくは外国投資証券の登録を義務づけられる、もしくは登録することとなる可能性がある場合

c) 当該者が、上記（a）または（b）の該当者の保管人、名義人または受託者である場合

「ETC」とは、商品上場投資信託をいいます。

「ETF」とは、上場投資信託をいいます。

「EU」とは、随時欧州連合を構成する加盟国をいいます。

「ユーロ」とは、欧州連合条約および欧州共同体設立条約を改正するリスボン条約に従い単一通貨として採用されたEU加盟国の法定通貨をいいます。

「FATCA」とは、以下のいずれかをいいます。

a) コード第1471条ないし第1474条および関連規制その他の公式のガイダンス。

b) 他の法域において制定され、または米国と他の法域との間における政府間契約に関連する条約、法律、規制その他の公式のガイダンスで、いずれも上記第（a）項に言及される法令の施行を促進するもの。

c) 米国内国歳入庁、米国政府または他の法域の政府当局または税務当局との間の、上記第（a）項または第（b）項に言及される法令、条約、公式のガイダンスまたは政府間協定の施行に基づく契約

「FINRA」とは、米国の金融取引業規制機構をいいます。

「ファンド」とは、GIMケイマン・トラスト の当初シリーズ・トラストである、オルタナティブ・インベストメント・ストラテジーズ・ファンドをいいます。

「ファンド関連書類」とは、英文目論見書、信託証書、申込契約および投資先ファンドの設立書類をいいます。

「ファンド純資産総額」とは、本書「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、4 資産管理等の概要、（1）資産の評価、純資産価格の計算」に概述される規定に従い管理事務代行会社が決定する、ファンドの純資産総額をいいます。

「ファンド業務提供会社」とは、管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社、保管会社、販売会社、代行協会員およびファンドに随時業務を提供する他の者をいいます。

「**ファンド業務提供会社契約**」とは、管理事務代行契約、保管契約、投資運用契約、受益証券販売買戻契約、代行協会員契約および受託会社または管理会社が、場合に応じて、ファンド業務提供会社と締結するその他の契約をいいます。

「**投資会社法**」とは、1940年米国投資会社法（改正済）をいいます。

「**投資運用契約**」とは、2015年2月20日付の、投資運用会社とファンドを代理して行為する管理会社との間の契約（その後の随時の改正を含みます。）をいいます。

「**投資運用報酬**」とは、ファンドに提供される運用業務に関して当該投資運用会社に支払われるべき報酬をいいます。

「**投資運用会社**」とは、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社またはファンドの投資運用会社として任命されたその他の法主体をいいます。

「**円**」とは、日本の通貨をいいます。

「**JPMAMインク**」とは、J.P.モルガン・オルタナティブ・アセット・マネジメント・インクおよびその後継機関をいいます。

「**JPMAM UK**」とは、JPモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドおよびその後継機関をいいます。

「**JPMIM**」とは、J.P.モルガン・インベストメント・マネジメント・インクおよびその後継機関をいいます。

「**JPモルガン**」とは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよびその関連会社（文脈に応じて、個別にまたは同社の子会社と総称します。）をいいます。

「**ルクセンブルグ法**」とは、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法（loi relative aux organismes de placement collectif）（その後の随時の改正を含みます。）をいいます。

「**管理会社**」とは、JPMAMジャパン・ケイマン・ファンド・リミテッドまたはファンドの管理会社として任命されたその他の法主体をいいます。

「**管理報酬**」とは、信託証書に基づき管理業務に関して管理会社に支払われるべき報酬をいいます。

「**MLP**」とは、マスター・リミテッド・パートナーシップをいいます。

「**英文目論見書**」とは、ファンドの英文目論見書（随時の改正および補足を含みます。）をいいます。

「**純資産価額**」とは、文脈に応じて、ファンド純資産総額、投資先ファンドの純資産総額、クラス純資産総額または受益証券1口当たり純資産価格をいいます。

「**外国投資証券1口当たり純資産価格**」とは、投資先ファンドの特定のクラスの外国投資証券に帰属する投資先ファンドの当該クラスの外国投資証券の純資産総額を、その時点における当該クラスの外国投資証券数で除して得られる価格をいいます。

「**受益証券1口当たり純資産価格**」とは、特定のクラスの受益証券に帰属するクラスの純資産総額を、その時点における当該クラスの受益証券数で除して得られる価格をいいます。

「**非米国人受益者**」とは、米国連邦所得税の目的におけるパートナーシップではない、または非米国人である受益者をいいます。

「**プライムブローカー**」とは、投資先ファンドにより随時任命されるプライムブローカーをいいます。

（注）一般に、資産を預かり、信用の供与や決済業務等を行う金融機関をプライムブローカーといいます。

「**投資先ファンドの英文目論見書**」とは、アンブレラ・ファンドおよび投資先ファンドの英文目論見書をいいます。投資先ファンドの英文目論見書の写しは、以下において参照することができます。

[http://www.jpmorganassetmanagement.lu/EN/dms/JPMorgan_Funds_\[PRO\]_\[GB_EN\].pdf](http://www.jpmorganassetmanagement.lu/EN/dms/JPMorgan_Funds_[PRO]_[GB_EN].pdf)

「**分配基準日**」とは、11月5日（当該日がファンド営業日でない場合には翌ファンド営業日）または受託会社がその単独の裁量において決定するその他の日をいいます。

「**買戻日**」とは、ファンド営業日および／または受託会社が決定するその他の日をいいます。

「**買戻請求**」とは、受益者から管理事務代行会社に対して行われる、ファンドにより随時発行されている受益証券の全部または一部を買い戻す旨の請求をいいます。

「**REIT**」とは、不動産投資信託をいいます。

「**販売管理報酬**」とは、受益証券の発行に関連して管理会社により提供される業務に関し管理会社に支払われるべき報酬をいいます。

「**SEC**」とは、米国証券取引委員会をいいます。

「**証券法**」とは、1933年米国証券取引法（改正済）をいいます。

「**シリーズ・トラスト**」とは、信託証書の補遺として作成される別個の証書に基づき、受託会社がその絶対的な裁量により設立するトラストのシリーズ・トラストをいいます。

「**シリーズ・トラスト決議**」とは、いずれかのシリーズ・トラストに関し、（ ）関連するシリーズ・トラストの発行済ファンド証券の純資産総額の単純過半数を保有し、かかる決議に関して議決権を有する者が書面により行う決議、または（ ）当該シリーズ・トラストの受益者集会に関する分配基準日に当該シリーズ・トラストの発行済ファンド証券の純資産総額の単純過半数を保有し、受益者集会に本人もしくはその代理人が出席し、かつ、議決権を有し、これを行使する者が当該シリーズ・トラストの受益者集会で可決する決議をいいます。

「**業務提供会社**」とは、文脈に応じて、投資先ファンド業務提供会社またはファンド業務提供会社をいい、それぞれを「**業務提供会社**」といいます。

「**SFTR**」とは、証券金融取引規制として知られる、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および理事会規則（EU）2015 / 2365をいいます。

「**外国投資証券**」とは、特定のクラスに関する投資先ファンドの無額面証券をいいます。

「投資主」とは、外国投資証券が発行されている投資家をいいます。

「副運用会社」とは、投資先ファンドの中で指定された資産の運用につき、投資先ファンド運用会社により随時任命される一任投資運用者をいいます。

「副運用契約」とは、投資先ファンド運用会社およびその時点の副運用会社との間の契約をいいます。

「申込契約」とは、投資者となる予定の者によるファンドの受益証券の申込請求に関する、当該投資予定者とファンドとの間の契約をいいます。

「買付日」とは、ファンド営業日および／または受託会社が決定するその他の日をいいます。

「補遺信託証書」とは、別個のトラストとしてファンドを設立した、受託会社および管理会社により2015年1月27日付で締結された信託証書を補足する証書（その後の随時の改正を含みます。）をいいます。

「TRS」とは、トータル・リターン・スワップをいいます。

「トラスト」とは、GIMケイマン・トラスト をいいます。

「信託証書」とは、補遺信託証書により補足される受託会社と管理会社との間で締結された、トラストの設立に関する2015年1月27日付信託証書（その後の随時の改正を含みます。）をいいます。

「受託会社」とは、インタートラスト・エス・ピー・ヴィー（ケイマン）リミテッドをいいます。

「受託報酬」とは、本書「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、4 手数料等及び税金、（3）管理報酬等」に記載される受託会社に支払われるべき報酬をいいます。

「投資先ファンドの管理・顧問報酬」とは、投資先ファンドから投資先ファンド管理会社に支払われるべき報酬をいいます。

「UCI」とは、投資信託をいいます。

「UCITS」とは、UCITS指令に定義され、これに準拠する、譲渡可能証券への集合投資事業（Undertaking for Collective Investments in Transferable Securities（UCITS））をいいます。

「UCITS指令」とは、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付の欧州議会および理事会のEC指令2009/65（その後の随時の改正を含みます。）をいいます。

「アンブレラ・ファンド」とは、公開有限責任会社（société anonyme）として設立され、ルクセンブルグ法のパートIに基づく「変動資本を有する投資法人（Société d'Investissement à Capital Variable（SICAV））」としての資格を有し、また、UCITS指令に基づくUCITSとして設立されたオープン・エンド型のアンブレラ投資会社である、JPモルガン・ファンズをいいます。

「投資先ファンド」とは、公開有限責任会社（société anonyme）として設立され、ルクセンブルグ法のパートIに基づく「変動資本を有する投資法人（Société d'Investissement à Capital Variable（SICAV））」としての資格を有し、また、UCITS指令に基づくUCITSとして設立されたオープン・エンド型のアンブレラ投資

会社であるアンブレラ・ファンドのサブ・ファンドであるマルチ・マネジャー・オルタナティブズ・ファンドをいいます。

「投資先ファンドの設立書類」とは、アンブレラ・ファンドおよび投資先ファンドの基本定款および通常定款ならびに投資先ファンドの英文目論見書をいいます。

「投資先ファンドの取締役」とは、アンブレラ・ファンド（および投資先ファンド）に関して任命された取締役をいいます。

「投資先ファンドの保管受託銀行」とは、投資先ファンドに預託、保管、決済その他の一定の関連業務を提供するJ.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイをいいます。

「投資先ファンド投資運用契約」とは、投資先ファンド管理会社と投資先ファンド運用会社との間における契約（その後の随時の改正を含みます。）をいいます。

「投資先ファンド運用会社」とは、JPMAMインクおよびJPMAM UKまたは投資先ファンドの投資運用者として任命されるその他の法主体をいいます。なお、本書の目的において、投資先ファンドの資産について投資運用活動を行う関連する法主体を、それがJPMAMインク、JPMAM UKまたは投資運用者として任命されるその他の法主体のいずれであるかを問わず、本書において「投資先ファンド運用会社」といいます。

「投資先ファンド管理会社」とは、JPモルガン・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ・アール・エルをいいます。

「投資先ファンド業務提供会社」とは、投資先ファンド運用会社、投資先ファンドの保管受託銀行、プライムブローカー、副運用会社または投資先ファンドに対しサービスを随時提供するその他の者をいいます。

「投資先ファンドの評価日」とは、投資先ファンドの投資に関連して、投資先ファンドの投資の大部分が取引される取引所または市場において取引が行われる平日（元日、イースター・マンデー、クリスマスならびにクリスマスの前日および翌日を除きます。）をいいます。

「ファンド証券」とは、特定のクラスに関して発行されるファンドのユニット証券をいいます。

「米国」とは、米国、その領地および属領、その各州ならびにコロンビア特別区をいいます。

「受益者」とは、ファンドの受益証券の発行を受けた投資家をいいます。

「受益者決議」とは、（ ）すべてのシリーズ・トラストの発行済ファンド証券の純資産総額の過半数を保有する者が書面により同意する決議（各受益者は、当該受益者により保有される全シリーズ・トラストのファンド証券の純資産総額が全シリーズ・トラストの純資産総額に対して占める比率に応じて比例按分して計算される議決権を得るものとします。）、または（ ）受益者集会において、かかる集会に関する分配基準日にすべてのシリーズ・トラストの発行済ファンド証券の純資産総額の過半数を保有し、本人もしくは代理人により出席する保有者によって可決される決議のいずれかをいいます。

「受益証券販売・買戻契約」とは、2015年2月25日付の、販売会社とファンドを代理して行為する管理会社との間の契約（その後の随時の改正を含みます。）をいいます。

「米ドル」とは、米国の通貨をいいます。

「**米国人**」とは、本書「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、4 手数料等及び税金、（５）課税上の取扱い」にその更なる詳細が記載される、コード第7701条(a)項(30)に定義される米国人をいいます。

独立監査人報告書

GIMケイマン・トラスト の受託会社としての
インタートラスト・エス・ピー・ヴィー（ケイマン）リミテッド御中

監査意見

我々の意見では、当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、GIMケイマン・トラスト のシリーズ・トラストであるオルタナティブ・インベストメント・ストラテジーズ・ファンド（旧日興オルタナティブ・インベストメント・ストラテジーズ・ファンド）（以下「ファンド」という。）の2017年10月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下により構成される。

- 2017年10月31日現在の純資産計算書
- 2017年10月31日現在の投資有価証券明細表
- 同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに
- 重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

独立性

我々は国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）に従ってファンドから独立した立場にある。我々はIESBA規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

経営陣は、年次報告書を構成するその他の情報（ファンドの財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

ファンドの財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

ファンドの財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して真実かつ公正に表示された当財務書類の作成、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、ファンドが継続事業体として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がファンドの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、ISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

ISAsに準拠した監査の一部として、監査中、我々は職業的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- 使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- 経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となる可能性がある。
- 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の事項

監査意見を含む当報告書は、ファンドの受託会社としてのインタートラスト・エス・ピー・ヴィー（ケイマン）リミテッドのためにのみ監査契約書の条項に従い作成されたものであり、他の目的はない。我々は、当意見を述べるにあたり、その他の目的に対して、または、我々の事前の書面による明確な同意なしに当報告書が提示される、または当報告書を入手するその他の者に対して責任を負わない。

プライスウォーターハウスクーパース

ケイマン諸島

2018年3月29日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To Intertrust SPV (Cayman) Limited solely in its capacity as Trustee of
GIM Cayman Trust II

Our opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Alternative Investment Strategies Fund (formerly Nikko Alternative Investment Strategies Fund) (the “Fund”), a series trust of GIM Cayman Trust II, as at October 31, 2017, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

What we have audited

The Fund's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at October 31, 2017;
- the statement of investments as at October 31, 2017;
- the statement of operations and changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Other Information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the Annual Report (but does not include the Fund's financial statements and our auditor's report thereon).

Our opinion on the Fund's financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the Fund's financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as Management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless Management either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.

- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other Matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for Intertrust SPV (Cayman) Limited solely in its capacity as Trustee of the Fund in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers
Cayman Islands

March 29, 2018

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

独立監査人報告書

GIMケイマン・トラスト の受託会社としての
インタートラスト・エス・ピー・ヴィー（ケイマン）リミテッド御中

監査意見

我々の意見では、当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、GIMケイマン・トラスト のシリーズ・トラストであるオルタナティブ・インベストメント・ストラテジーズ・ファンド（以下「ファンド」という。）の2018年10月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下により構成される。

- 2018年10月31日現在の純資産計算書
- 2018年10月31日現在の投資有価証券明細表
- 同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに
- 重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

独立性

我々は国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）に従ってファンドから独立した立場にある。我々はIESBA規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

経営陣は、年次報告書を構成するその他の情報（ファンドの財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

ファンドの財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

ファンドの財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して真実かつ公正に表示された当財務書類の作成、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、ファンドが継続事業体として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がファンドの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、ISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

ISAsに準拠した監査の一部として、監査中、我々は職業的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- 使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- 経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となる可能性がある。
- 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の事項

監査意見を含む当報告書は、ファンドの受託会社としてのインタートラスト・エス・ピー・ヴィー（ケイマン）リミテッドのためにのみ監査契約書の条項に従い作成されたものであり、他の目的はない。我々は、当意見を述べるにあたり、その他の目的に対して、または、我々の事前の書面による明確な同意なしに当報告書が提示される、または当報告書を入手するその他の者に対して責任を負わない。

プライスウォーターハウスクーパース

ケイマン諸島

2019年3月28日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To Intertrust SPV (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of
GIM Cayman Trust II

Our opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Alternative Investment Strategies Fund (the “Fund”), a series - trust of GIM Cayman Trust II, as at October 31, 2018, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

What we have audited

The Fund's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at October 31, 2018;
- the statement of investments as at October 31, 2018;
- the statement of operations and changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Other Information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the Annual Report (but does not include the Fund's financial statements and our auditor's report thereon).

Our opinion on the Fund's financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the Fund's financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as Management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.

- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other Matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for Intertrust SPV (Cayman) Limited solely in its capacity as Trustee of the Fund in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers
Cayman Islands

March 28, 2019

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成30年 3 月 5 日

JPMAM Japan Cayman Fund Limited

取締役 ディビッド・ツェー 殿

取締役 高橋尚久 殿

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 山口 健志
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「管理会社の経理状況」に掲げられているJPMAM Japan Cayman Fund Limitedの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JPMAM Japan Cayman Fund Limitedの平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。